(5) 中堅ゼネコンとの意見交換会　議事要旨

CI-NET による電子商取引の場合の特殊処理(案)

意見交換にて、標記に関し種々の意見をいただいた。

これから検討する発注者側(ゼネコン)がこんな時どうしているのだろうと自社の方法と比較した場合、「そうか、自社と同じ方法でいいのか」あるいは「こんな方法があるのか」など身近にイメージしてもらい、導入障壁を下げることに役立つものにしたいと考えます。
よって、発注者側(ゼネコン)の立場で質疑応答をしています。

1. 個別契約成立後の、軽微な注文書鑑項目(1031:発注者担当住所、1052:工事・納入開始日、1053:工事・納入終了日・納入期限　等)の変更方法は？

CI-NET 実装規約 Ver.2.1ad.7 では、双方合意の上契約金額に影響しない範囲で、別紙のデータ項目が変更可能となっています。

【実施例】

実施例 1:「鑑項目合意変更申込メッセージ」および「鑑項目合意変更承諾メッセージ」を使用して実施している。

工期は軽微な項目に当たる。建設業法令遵守ガイドライン(第4版)では、「工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更が必要」と記載されている。そのため、契約書にあたる「鑑項目合意変更申込メッセージ」を使う企業が増えている。

実施例 2:「合意解除申込メッセージ」および「合意解除承諾メッセージ」を使用して実施している。

「合意解除申込メッセージ」および「合意解除承諾メッセージ」を利用して合意解除し、再度「確定注文メッセージ」および「注文請けメッセージ」のやり取りをしている。

実施例 3:「鑑項目合意変更申込メッセージ」および「鑑項目合意変更承諾メッセージ」は使用していない。

「確定注文メッセージ」および「注文請けメッセージ」で契約のやり直しを実施している。

2. 個別契約成立前(注文請け書を受信していない状態)に、注文を取り消す方法は？

(1) 間違った取引先に注文書を送信してしまった場合

【実施例】

実施例 1:「確定注文メッセージ」および「注文請けメッセージ」のみで行っているため、一度契約を成立させて、枝番の管理で特記事項に解除の旨を記入し再度減額で取り交わす形にしている。

請書を変えようと思ったら必ず「確定注文メッセージ」を飛ばし、その最新版を正と

している。

実施例 2:「確定注文メッセージ」にて[9]訂正コード=3 を送信して「取消」としている。

3. 個別契約成立前(注文請け書を受信していない状態)に、注文を修正する方法は？

(1) 間違った記載とした場合(例えば、契約金額、支払条件、作業所条件等を変更した場合)

【実施例】

実施例 1:同じ注文番号で正しい注文書を送付しなおし、送信回数が高い方を正としている。

実施例 2:「合意解除申込メッセージ」および「合意解除承諾メッセージ」を利用して合意解除し、異なる注文番号で契約をやり直している。

実施例 3:「確定注文メッセージ」にて[9]訂正コード=3 を送信して「取消」とし、異なる注文番号で契約をやり直している。

4. 個別契約成立後(注文請け書を受信し、契約成立となっている状態)に、注文を取り消す方法は？

【実施例】

実施例 1:「合意解除申込メッセージ」および「合意解除承諾メッセージ」を使用して実施している。「確定注文メッセージ」による再送や訂正等の対応が自社の業務システムでは対応していないため、できないため、注文請け書を受信し、契約締結としたた後、合意解除とする。

実施例 2:「確定注文メッセージ」および「注文請けメッセージ」のみで行っているため、契約後枝番の管理で特記事項に解除の旨を記入し再度減額で取り交わす形にしている。

5. 当初契約に伴う追加、変更契約の方法は？

【実施例】

実施例 1:枝番契約を実施している。

実施例 2:別注文番号で実施している。

6. 電子契約データと書面の保管方法は？

【実施例】

実施例 1:そのまま、電子契約と書面は別の場所に保管している。

実施例 2:すべて電子データ(グリーンサイト利用などで書面は pdf にする)で保管している。

実施例 3:すべて書面(電子契約は印刷)で保管している。

別紙

■軽微な注文書鑑項目 が該当箇所

株式会社渋谷建設 東京支店456789012345678
高尾産業株式会社

CI－NET住宅90123456789012345
型枠工事高層棟

工事No.:016081
注文No.:01661 －

変更工事No.:

確定注文
（参考）

確 定 注 文 書

本帳票は参考用に電子契約データを印刷したもの

受注者

〒 191－1234
住所 東京都大田区並木町3－1－2

受注者ｺｰﾄﾞ2 1234567
会社名 高尾産業株式会社

代表者名 津久井 太郎

〒 151－8503
住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷4－25－2 2

会社名 株式会社渋谷建設 東京支店
代表者名 取締役支店長 渋谷 弘典
共同企業体代表者名 外崎
（工事所長名）

工事コード 016081	工事名称 CI－NET共済組合会館（仮称）建築工事		
		契約金額	¥132,825,000 円
住所	〒102 東京都千代田区隼町1－1－5	うち 工事金額	¥126,500,000 円
		消費税額 5%	¥6,325,000 円
注文日	2002年 9月27日	消費税ｺｰﾄﾞ 2:外税	課税分類コード 1:課税対象
注文No.	01161－		
取引件名	型枠工事高層棟	支払条件	（請求締切）毎月20日 （支払） 翌月10日
原価要素名	1 外注		（部分払い）出来高・納入高の 80%
原価科目名	402 金属工事		現金 50% 手形 50% サイト 120日
原価細目名	402 金属工事		
工期・納期	2002年10月 1日－ 2002年12月20日	精算条件	実数実測による
基本契約	2002年01月05日	保証期間指定	無償保証期間 施主引渡し日から1年
		保険条項	労災保険の加入 注文者

参考用 CI-NET LiteS 注文者側発行回数 1

⑹ 発注企業における実用化実態調査報告

1. 調査目的

CI-NET の普及活動をより効率的かつ効果的に展開するため、各企業の導入状況や利用拡大の状況を調査・分析し、今後の普及展開に係る方針を検討する。なお、普及状況の調査は、回答に偏りが生じないよう規模ごとに複数企業に調査を行うものとし、下記に示す調査項目を調査するものとした。

2. 調査対象：CI-NET 利用企業 19 社　（五十音順）

大手企業群　4 社

㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、㈱竹中工務店

中堅企業群　15 社

アイシン開発㈱、㈱安藤・間、㈱小俣組、川口土木建築工業㈱、㈱熊谷組、五洋建設㈱、㈱近藤組、戸田建設㈱、西松建設㈱、㈱長谷工コーポレーション、㈱福田組、㈱フジタ、㈱本間組、三井住友建設㈱、㈱鴻池組

3. 調査期間

平成 28 年 4 月 25（月）日～5 月 28 日（土）

4. 調査項目

(1) 企業情報（資本金、完工高）

(2) CI-NET で利用されている業務メッセージ

(3) CI-NET 利用の方針・計画、推進状の課題

(4) 電子化率（概要）

①契約件数、② 契約金額、③ 出来高件数、④ 出来高金額、⑤ 取引業者数

参考：電子化率（概要）

		回答数	紙＋電子(a)	電子(b)	率(b/a)
①契約件数	（単位：件）	19	683,879	476,973	70%
②契約金額	（単位：百万円）	18	5,846,312	4,211,759	72%
③出来高件数※1	（単位：件）	12	1,013,288	602,310	59%
④出来高金額※2	（単位：百万円）	12	4,020,763	2,942,205	73%
⑤取引業者数	（単位：社）	18	58,901	18,125	31%

※1　1 契約に対して通常複数月に渡る出来高報告があるため累計件数

※2　出来高報告に上がった金額計(重複なし)

5. 調査結果

(1) CI-NET で利用されている業務メッセージ

	業務メッセージ	(1) 建築見積		(2) 設備見積		(3) 設備機器見積		(4) 購買見積			(5) 注文								(6) 出来高請求							(7) 立替		(8) 支払通知	(9) 契約外請求		
		建築見積依頼	建築見積回答	設備見積依頼	設備見積回答	設備機器見積依頼	設備機器見積回答	購買見積依頼	購買見積回答	見積不採用通知	確定注文	注文請け	合意解除申込	合意解除承諾	一方的解除通知	鑑項目合意変更申込	鑑項目合意変更承諾	一方的打切通知	出来高要請	出来高報告	出来高確認	請求	請求確認	合意精算申込	合意精算承諾	立替金報告	立替金確認	支払通知	工事物件案内	契約外請求	契約外請求確認
大手	1	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×
	2	×	×	×	×	×	×	●	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×
	5	×	×	×	×	×	×	●	●	×	●	●	●	●	×	●	●	●	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×
	6	×	×	○	○	×	×	●	●	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	●	●	×	×	×	×
中堅	3	×	×	●	●	×	×	●	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	×	●	●	●	●	×	△	△	△
	4	×	×	○	○	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	8	×	×	○	○	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	●	○	○	×	△	△	△
	9	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×
	10							●	●		●	●	●	●																	
	12	×	×	×	×	×	×	●	●	×	●	●	●	●	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	13	×	×	△	△	△	△	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	19	△	△	△	△	△	△	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△
	22							●	●		●	●	●	●		●	●		△	△	△	△	△								
地場	7																														
	11																														
	14																														
	15	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	16	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	17	×	×	×	×	×	×	●	●	×	●	●	●	●	×	●	●	×	△	△	△	△	△	×	×	△	△	×	×	×	×
	18																														
	20	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	×	×	×	●	●	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×
	21																														
	23	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	?	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

	業務メッセージ	(1)建築見積		(2)設備見積		(3)設備機器見積		(4)購買見積			(5)注文								(6)出来高請求							(7)立替		(8)支払通知	(9)契約外請求		
		建築見積依頼	建築見積回答	設備見積依頼	設備見積回答	設備機器見積依頼	設備機器見積回答	購買見積依頼	購買見積回答	見積不採用通知	確定注文	注文請け	合意解除申込	合意解除承諾	一方的解除通知	鑑項目合意変更申込	鑑項目合意変更承諾	一方的打切通知	出来高要請	出来高報告	出来高確認	請求	請求確認	合意精算申込	合意精算承諾	立替金報告	立替金確認	支払通知	工事物件案内	契約外請求	契約外請求確認
	24																														
	25																														
	26	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

【色の凡例】

■： 平成 27 年度から運用を開始した業務種別（×、△、○→●）

■： 平成 26 年度まで運用していたが、運用を中止した業務種別（●→×、△、○）

【記号の凡例】

●：運用中

○：社内決定済で近々運用開始(テスト運用・システム構築中を含む)

△：計画はあるが社内決定していない。

×：導入予定なし。

(2) CI-NET 利用の方針・計画、推進上の課題

業務名	利用メッセージ	活動方針・展開計画	推進上の課題	ID
(1)建築見積	建築見積依頼/回答	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指すため	9
		別ｼｽﾃﾑにて運用のため		12
		導入予定無し		16
		(展開方針等未展開)	実施すれば省力化の効果が上がると予想されるが、ASP 側の原本保管などの費用が大きくなり、費用対効果が不透明	19
	建築見積回答	BCS.CSV を利用		4
(2)設備見積	設備見積依頼/回答	LiteS 2.1 通信テスト済み →平成 28 年度社内システム連携開発		4
		図面データ共有および Ver.1.1 データ交換の基盤環境準備および試行	LiteS2.1 の導入にはシステム改修が必要	5
		メッセージ利用のテスト運用を行っている段階である	下見積徴集の方法が地域毎に異なっているので、一斉に運用開始できない。サブコンの対応状況も様々で徴集会社数も多く、業務効率の低下が懸念され、それを補完するための社内システムの機能追加・整備が必要と考えている	6
		テスト運用		8
		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指すため	9
		別ｼｽﾃﾑにて運用のため		12
		らいでんとの連携を検討中		13
		導入予定無し		16
		(展開方針等未展開)	実施すれば省力化の効果が上がると予想されるが、ASP 側の原本保管などの費用が大きくなり、費用対効果が不透明	19
(3)設備機器見積	設備機器見積依頼/回答	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指すため	9
		別ｼｽﾃﾑにて運用のため		12
		らいでんとの連携を検討中		13
		導入予定無し		16
		(展開方針等未展開)	実施すれば省力化の効果が上がると予想されるが、ASP 側の原本保管などの費用が大きくなり、費用対効果が不透明	19
(4)購買見積	購買見積依頼/回答/見積不採用通知	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指すため	9
		導入予定無し		16
(5)注文	確定注文/注文請け	対象協力会社の拡大	社内システム、運用方法の検討	15
	合意解除申込/合意解除承諾/一方的解除通知/鑑項目合意変更申込/鑑項目合意変更承諾/一方的打切通知	導入予定無し		16
	鑑項目合意変更申込/鑑項目合意変更承諾/一方的打切通知	(展開方針等未展開)	実施すれば省力化の効果が上がると予想されるが、ASP 側の原本保管などの費用が大きくなり、費用対効果が不透明	19

業務名	利用メッセージ	活動方針・展開計画	推進上の課題	ID
(6)出来高請求	出来高要請/出来高報告/出来高確認/請求/請求確認/合意精算申込/合意精算承諾	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指すため	9
		導入予定なし		16
		(展開方針等未展開)	実施すれば省力化の効果が上がると予想されるが、ASP 側の原本保管などの費用が大きくなり、費用対効果が不透明	19
	出来高要請/出来高報告/出来高確認/請求/請求確認	いずれは実施する可能性がある	受注者側に内訳明細を全て CI-NET 上で記入してもらえるようにする必要がある	17
		社内検討中	電子化率向上 費用対効果(基幹システム改良)	22
	出来高報告/出来高確認/請求/請求確認/合意精算申込/合意精算承諾		社内運用体制の整備 協力会社のサポート	8
	出来高報告/出来高確認/請求/請求確認		請求については紙を希望する業者が多い	20
(7)立替	立替金報告/確認	一部支店でパイロット運用中		8
		社内経理システムにて対応		9
		導入予定無し		16
		いずれは実施する可能性がある	受注者側に内訳明細を全て CI-NET 上で記入してもらえるようにする必要がある	17
		(展開方針等未展開)	実施すれば省力化の効果が上がると予想されるが、ASP 側の原本保管などの費用が大きくなり、費用対効果が不透明	19
(8)支払通知	支払通知	社内経理システムにて対応		9
		導入予定無し		16
		(別途社内開発システムによるため)		19
(9)契約外請求	工事物件案内/契約外請求/契約外請求確認	社内経理システムにて対応		9
		導入予定無し		16
		(展開方針等未展開)	実施すれば省力化の効果が上がると予想されるが、ASP 側の原本保管などの費用が大きくなり、費用対効果が不透明	19

(3) 電子化率（概要）

① 契約件数率

［契約件数率］ ＝ ［電子契約による契約数］ /
［全契約件数（書面契約+電子契約）］

- 大手企業では、70～90%の契約件数率となっている。
- 中堅企業では、企業ごとに契約件数の実施状況が大きく異なる。
- 地場企業では、No17、No23 を除いて、多くの企業の契約件数率が低い。

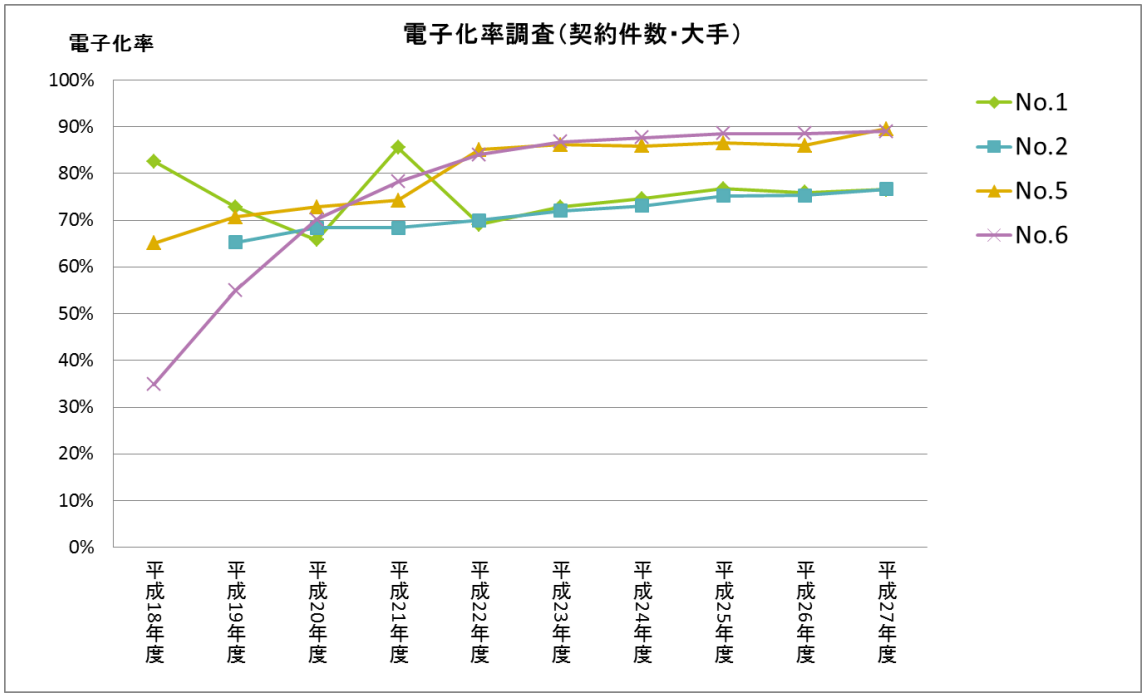

図 1 電子化率調査（契約件数）【大手】

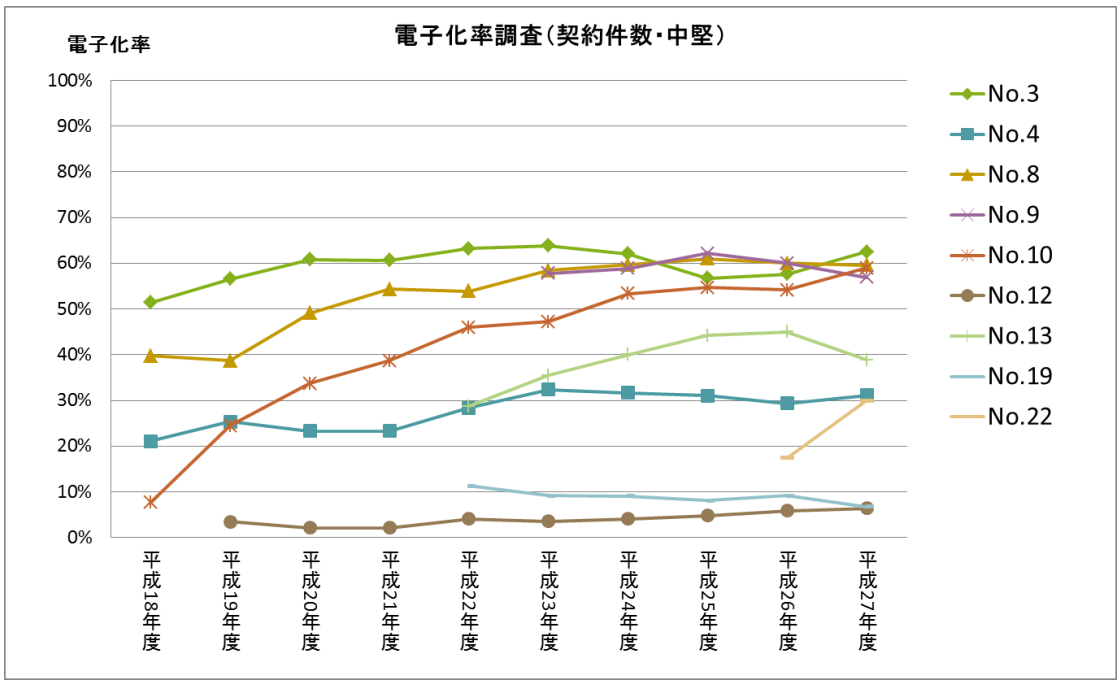

図 2　電子化率調査（契約件数）【中堅】

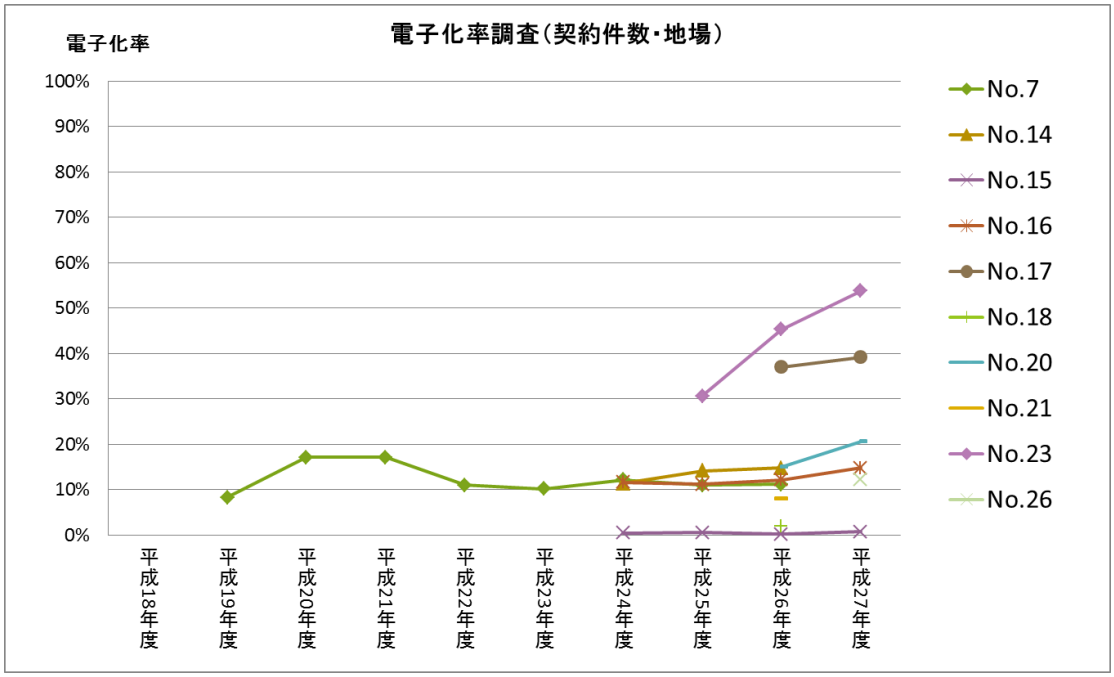

図 3　電子化率調査（契約件数）【地場】

② 契約金額率

［契約金額率］ ＝ ［電子契約による契約金額］ ／
［全契約の契約金額（書面契約+電子契約）］

- 大手企業では、横ばいの傾向にある。
- 中堅企業では、契約金額率が 70%、45%、20%未満の 3 パターンの傾向がある。
- 地場企業 No.15 では、契約件数率では増加しているが、契約金額率では大幅に減少した。

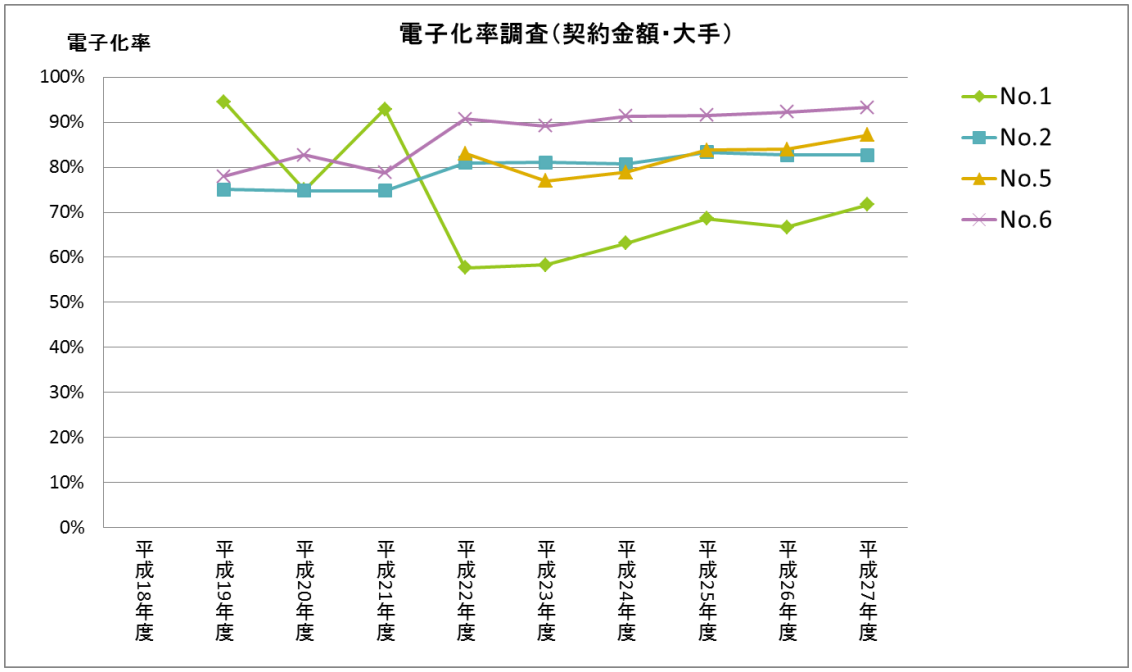

図 4 電子化率調査（契約金額）【大手】

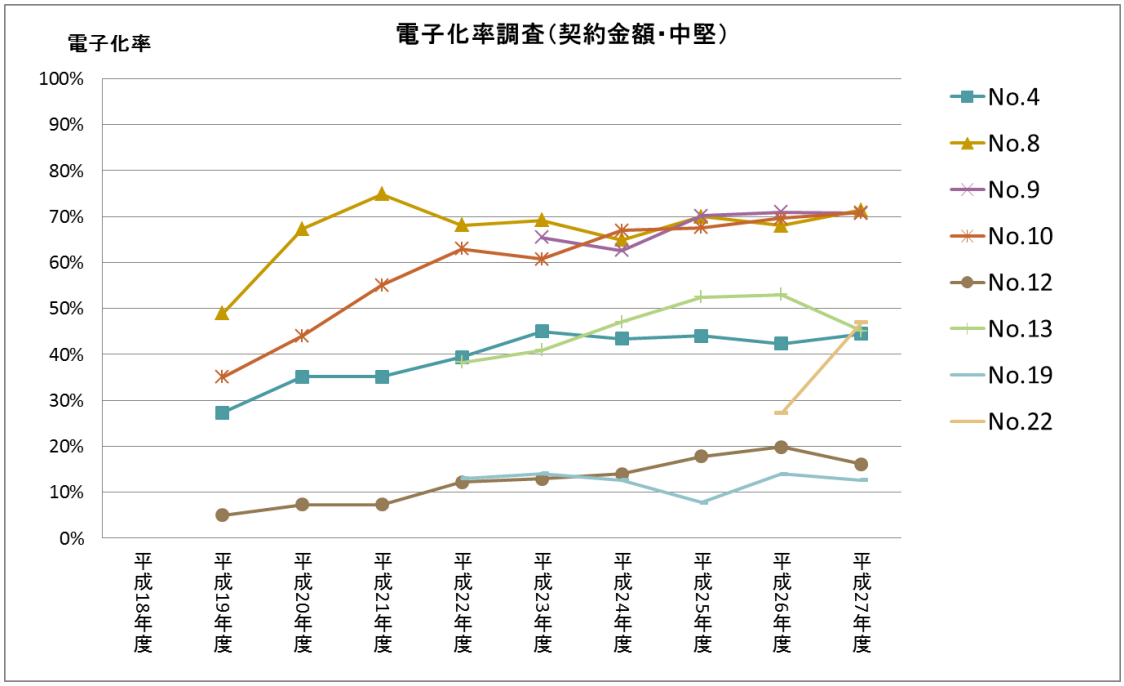

図 5　電子化率調査（契約金額）【中堅】

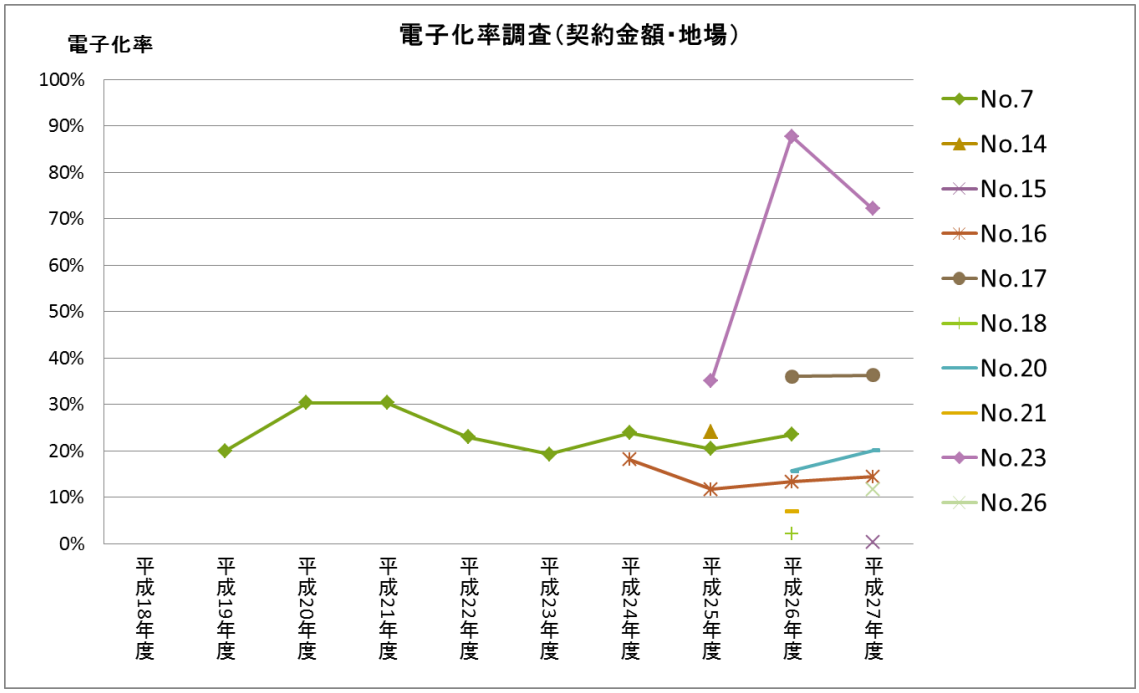

図 6　電子化率調査（契約金額）【地場】

③　出来高件数率

［出来高件数率］　＝　［電子契約による出来高契約の件数］　/
［全出来高契約の件数（書面契約+電子契約）］

- 大手企業は、全般的に増加傾向にあるが、No.2 年々大きく増加している。
- 中堅企業や地場企業は、実施企業が限定されており、実施率は低い。

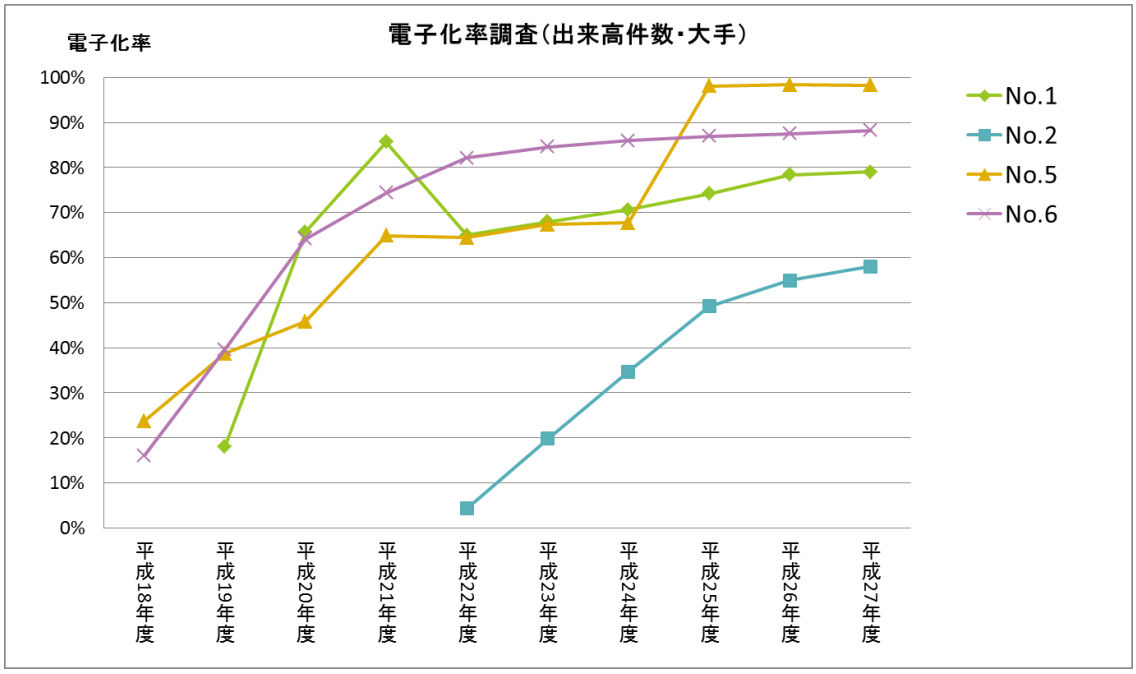

図 7　電子化率調査（出来高件数）【大手】

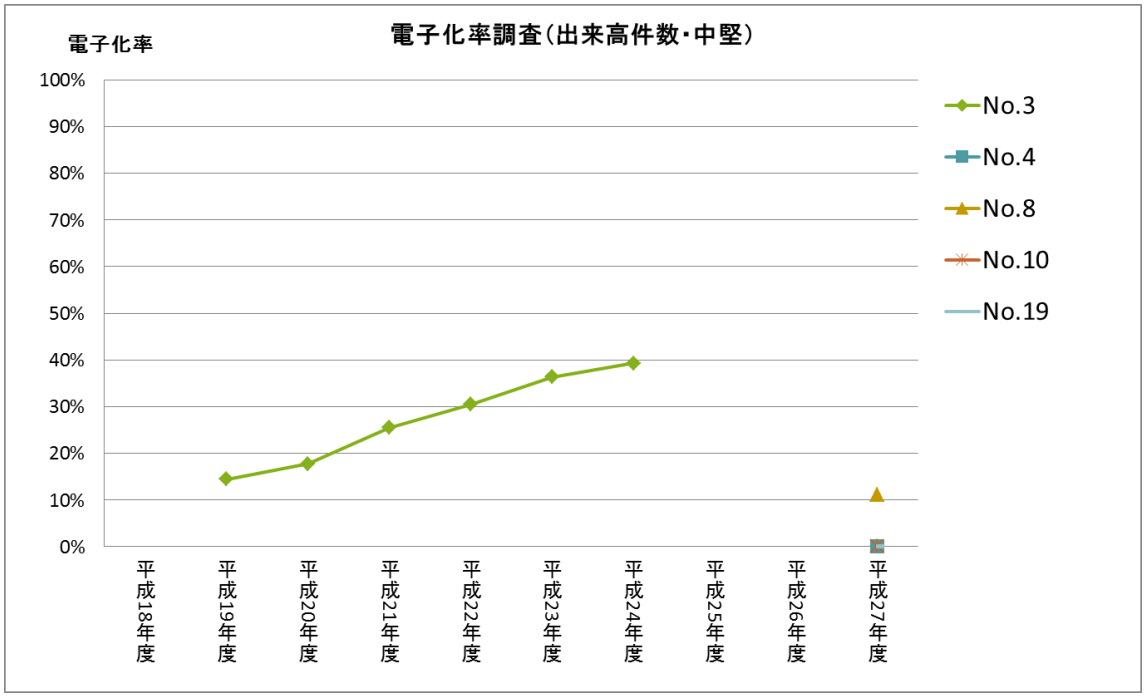

図 8　電子化率調査（出来高件数）【中堅】

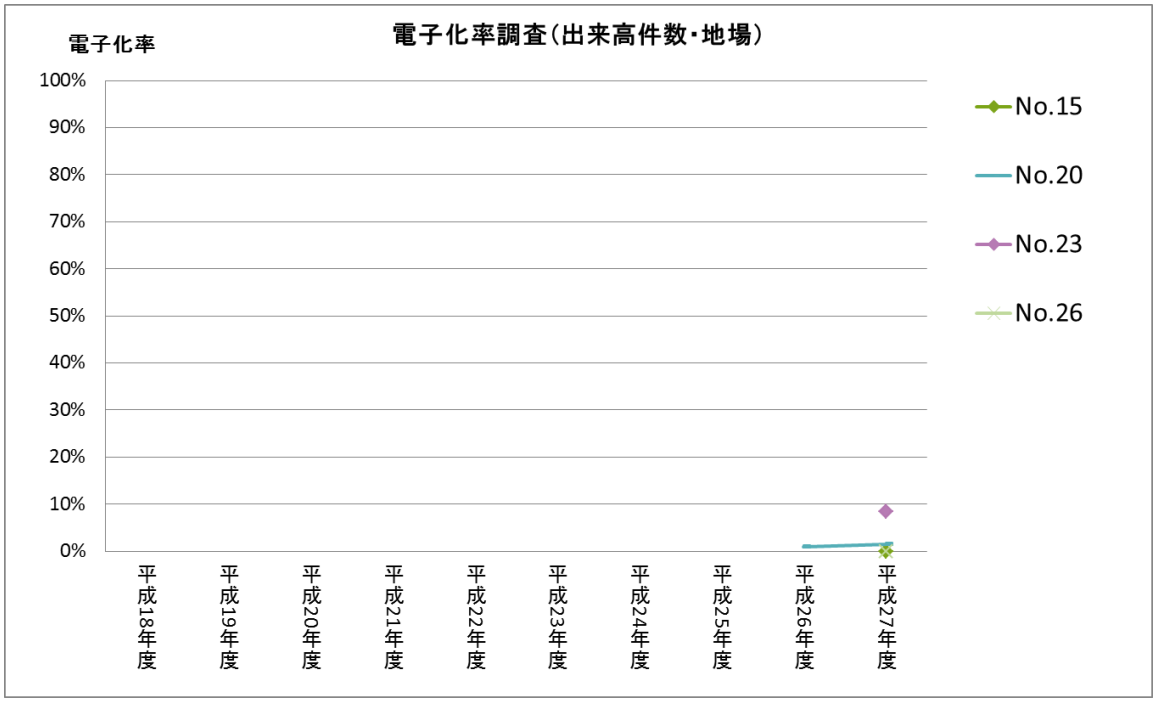

図 9　電子化率調査（出来高件数）【地場】

④　出来高金額率

［出来高金額率］　＝　［電子契約による出来高契約の金額］　/
［全出来高契約の金額（書面契約+電子契約）］

- 大手企業は、出来高件数率と同様、全般的に増加傾向にあるが、No.2 は、出来高金額率も、年々増加している。
- 中堅企業や地場企業は、実施企業が限定されており、実施率は低い。
- 地場企業 No.20 では、平成 27 年度の出来高件数率に比して、出来高金額率が増加している。

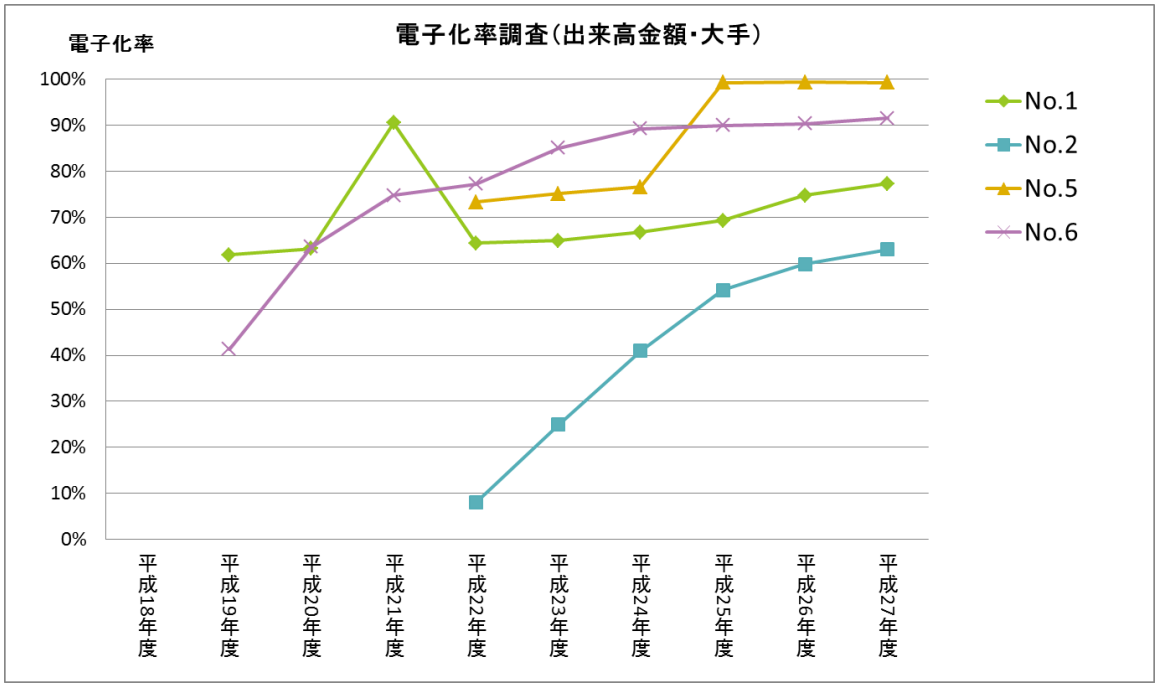

図 10　電子化率調査（出来高金額）【大手】

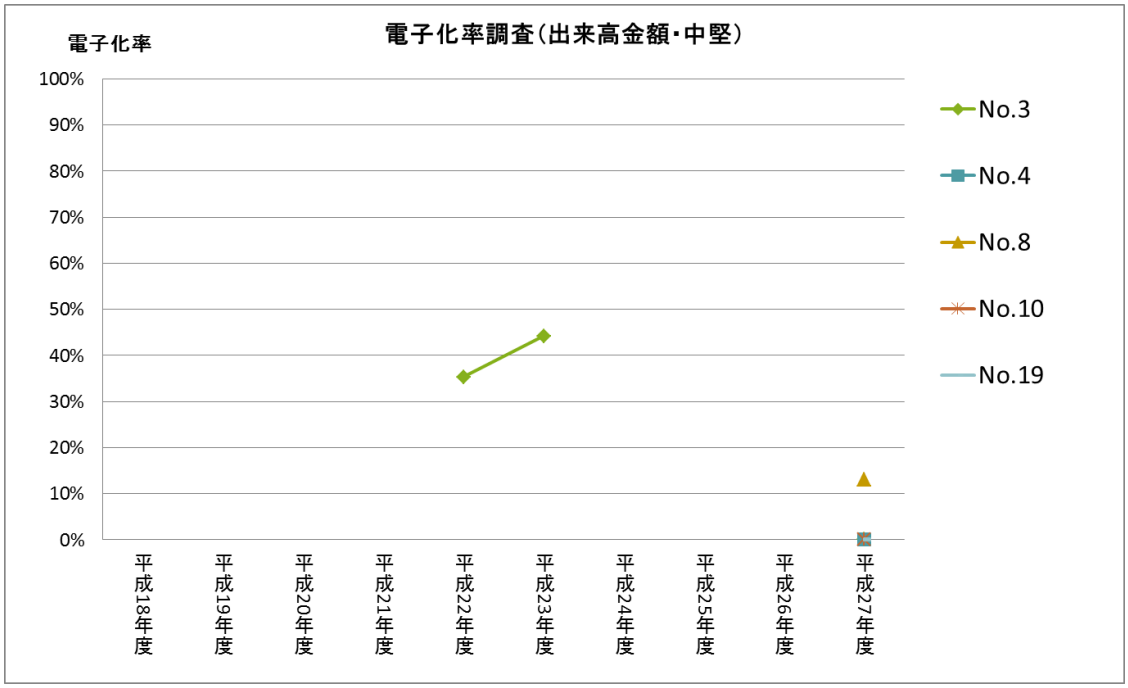

図 11　電子化率調査（出来高金額）【中堅】

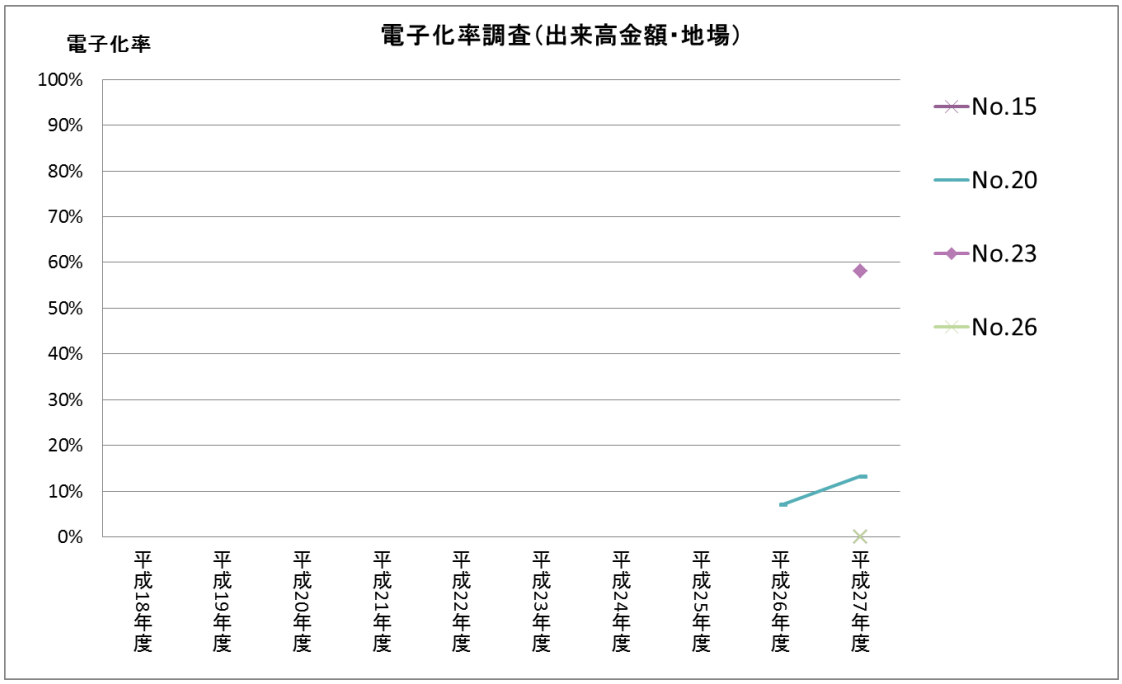

図 12　電子化率調査（出来高金額）【地場】

⑤　取引業者数率

［取引業者数率］　＝　［電子契約により取引をしている業者数］　/
［取引を実施している全業者数(書面契約+電子契約)］

- 大手企業 No.1 は、電子化率が減少した。No.2 は、比率の算出基準を明確にしたことにより、対前年度で増加した。
- 中堅企業は、No.9、No.19 以外の企業で平成 26 年度から平成 27 年度にかけて電子化率が増加している。
- 地場企業では電子化率が 20%に満たない割合で推移している。

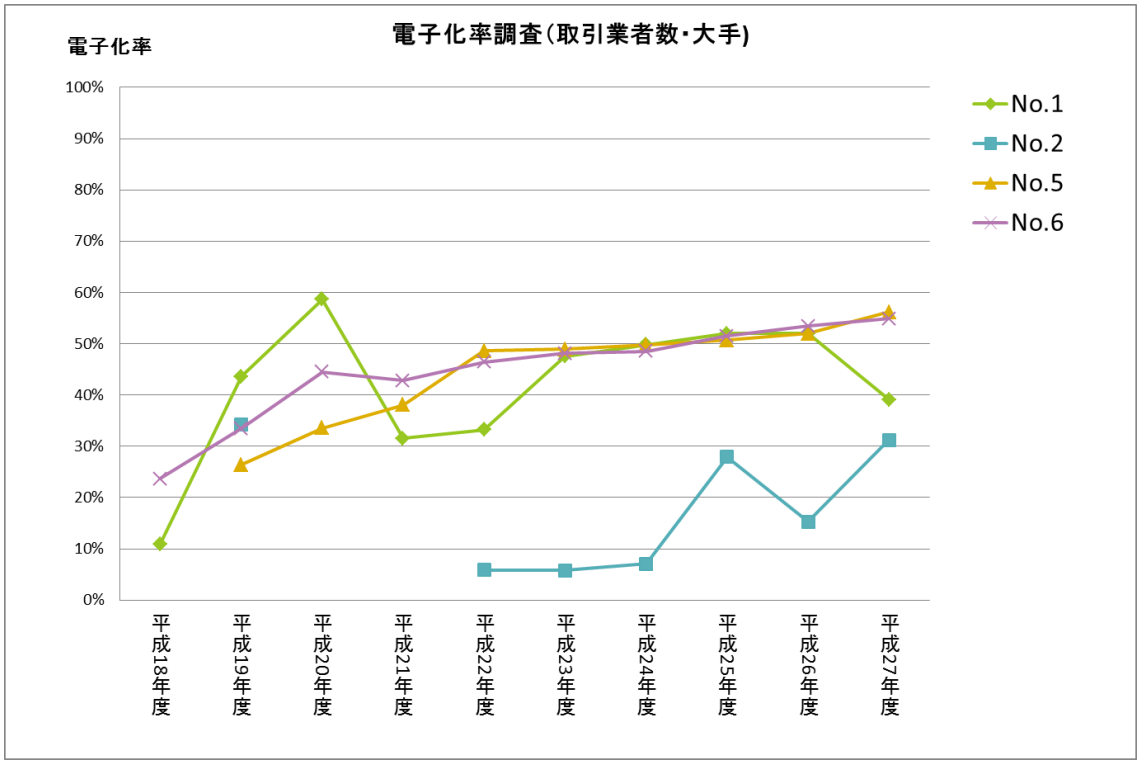

図 13　電子化率調査（取引業者数）【大手】

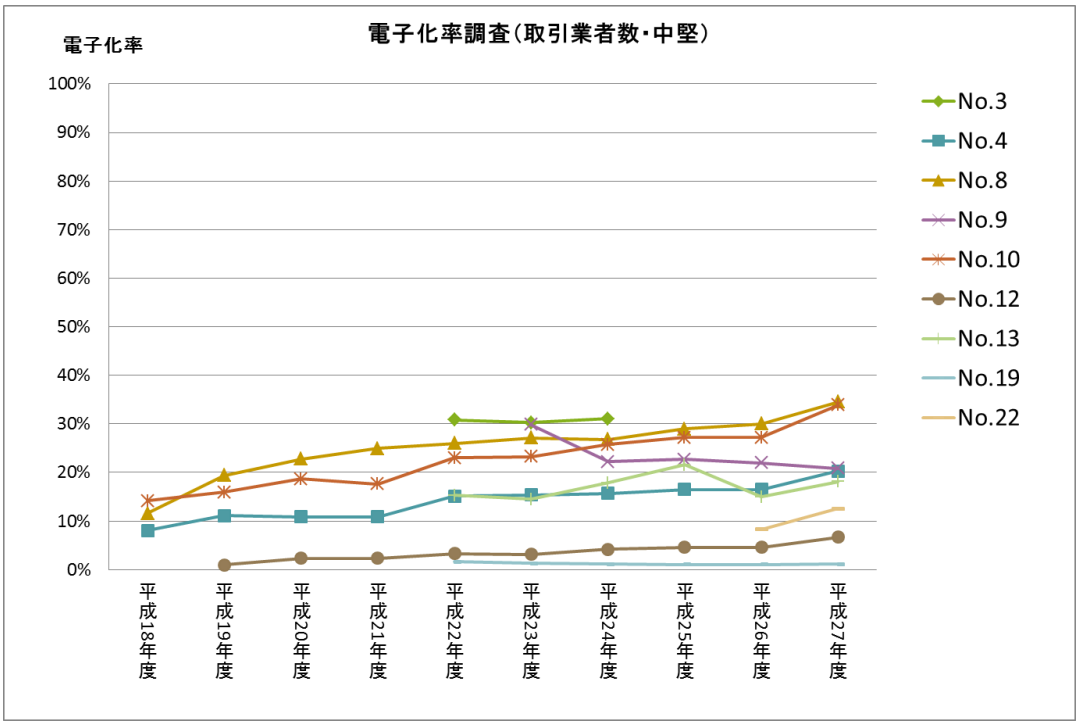

図 14　電子化率調査（取引業者数）【中堅】

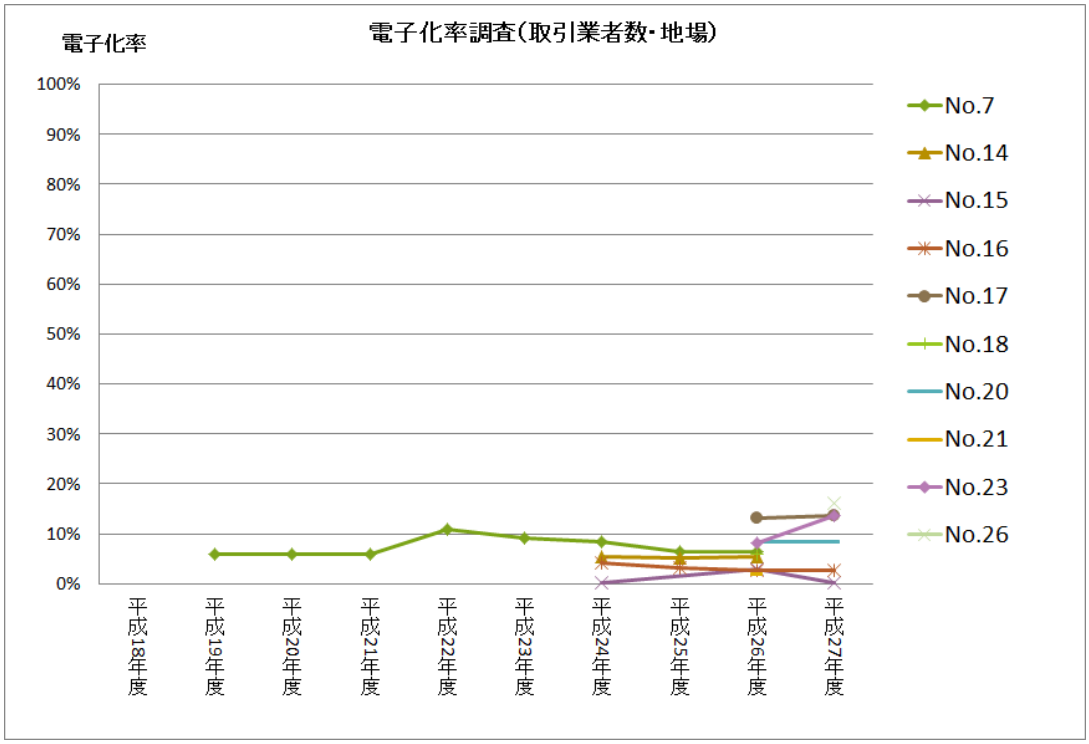

図 15　電子化率調査（取引業者数）【地場】

(4) 実用化率（電子化率）の詳細分析

① 取引業者数と取引業者数率の対比

【目的】

- 各企業規模について、取引業者数と取引業者数率の経年変化を確認

【グラフの構成】

- 取引業者数率と取引業者数を対比
- 全業者を年度ごとに表示

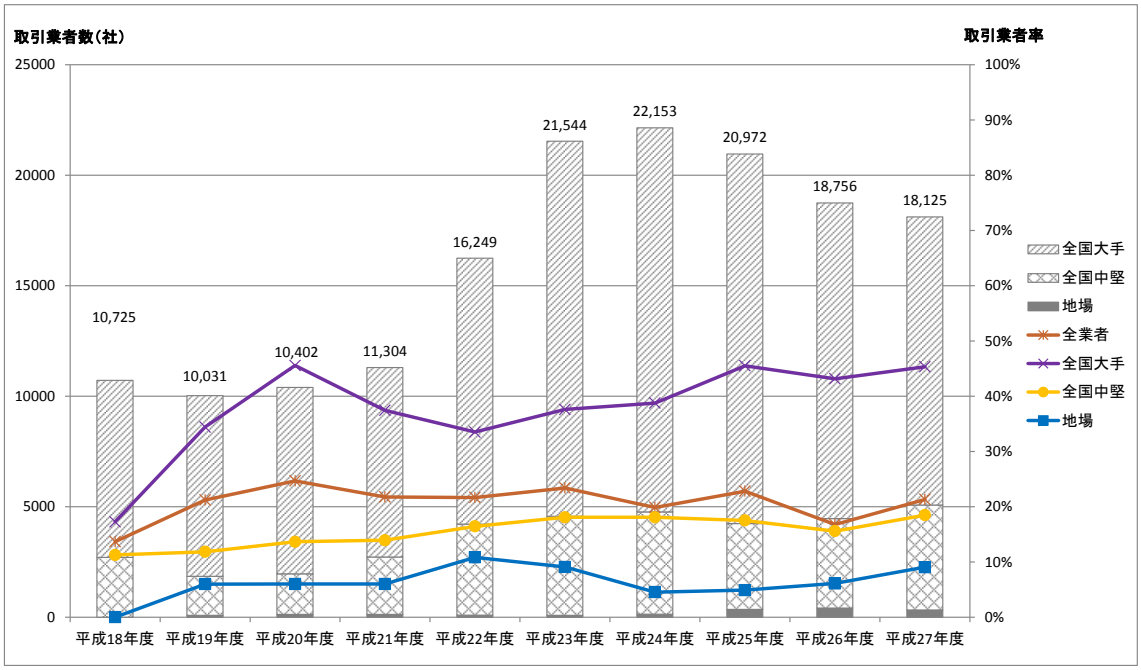

図 16 取引業者数と取引業者数率の推移【全業者】

② 取引業者数率と契約金額率の対比

【目的】
- 各社が主要協力会社と電子契約を実施しているか
- 各社が電子契約を実施している協力会社数の普及状況

【グラフの構成】
- 取引業者数率と契約金額率を対比
- 各社ごとに、散布図で表示

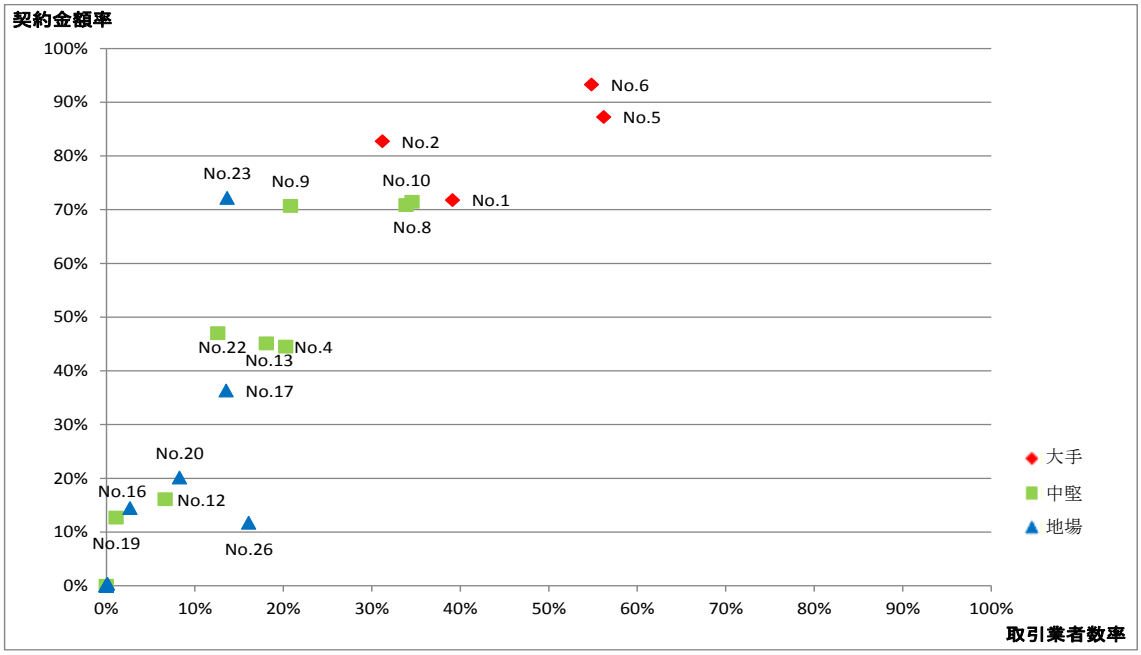

図 17　平成 27 年度における取引業者数率と契約金額率の対比【各社別】

【グラフの構成】

- 取引業者数率と契約金額率を対比
- 各社ごとに、散布図で表示した後、主要協力会社との電子契約の状況で区分

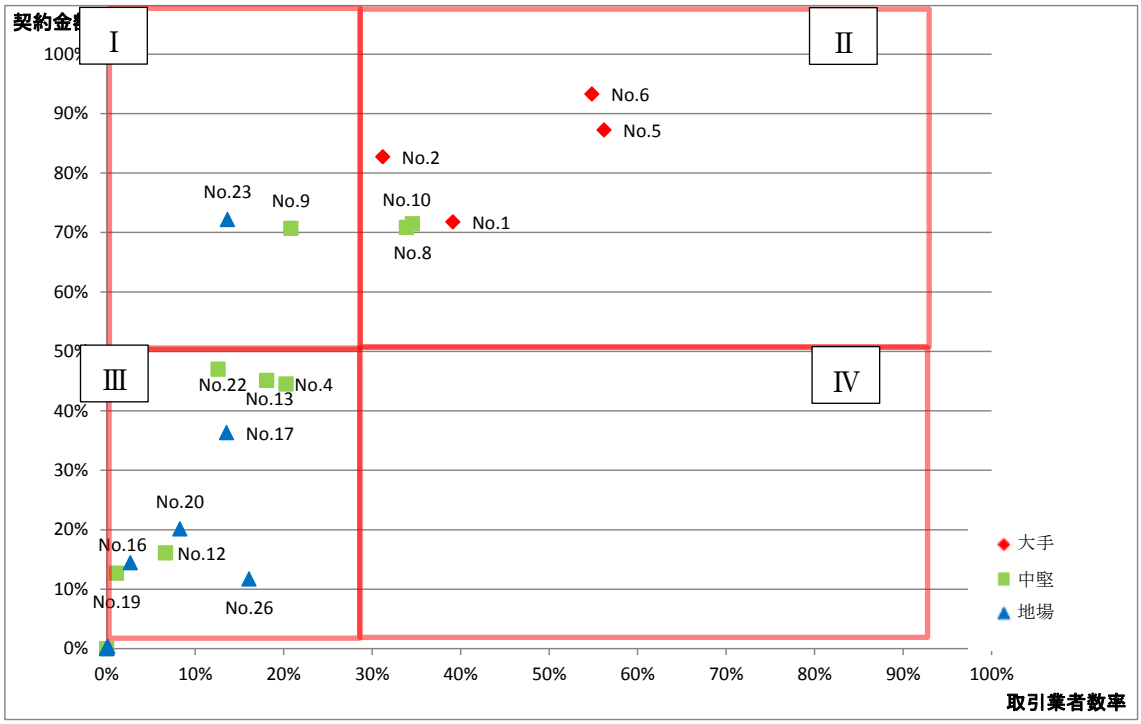

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
契約金額率	高い	高い	低い	低い
取引業者数率	低い	高い	低い	高い
主要協力会社との電子契約の状況	多い	多い	少ない	少ない

図 18　平成 27 年度における取引業者数率と契約金額率の対比、主要協力会社との電子契約状況【各社別】

【目的】

- 業務種別ごとの電子契約の実施状況を確認

表 1　業務種別ごとの電子契約の実施状況

グループ区分	A	B	C	D	E	F	G
見積もり業務	○	○	○		○		
注文業務	○	○		○		○	
出来高業務	○		○	○			○
大手企業	4	0	0	0	0	0	0
中堅企業	2	5	0	0	0	1	0
地場企業	0	1	0	1	0	4	0
全業者	6	6	0	1	0	5	0

※　詳細は、次ページ参照

【各社の業務ごとの実施状況】

各業務種別のうち、“CI-NET で利用している業務メッセージ”に、一つでも運用中●と回答された企業は、当業務種別は電子契約を実施していることとして集計

（例：No1 の企業は、見積もり業務において(1)建築見積では実施していないが、(4)購買見積で実施しているため、見積業務は実施していると集計）

		大手				中堅									地場					
業務		1	2	5	6	3	4	8	9	10	12	13	19	22	15	16	17	20	23	26
(1)建築見積	建築見積依頼	×	×	×	×	×	×	×	△		×	×	△		×	×	×	×	×	×
	建築見積回答	×	×	×	×	×	×	×	△		×	×	△		×	×	×	×	×	×
(2)設備見積	設備見積依頼	×	×	×	○	●	○	○	△		×	△	△		×	×	×	×	×	×
	設備見積回答	×	×	×	○	●	○	○	△		×	△	△		×	×	×	×	×	×
(3)設備機器見積	設備機器見積依頼	×	×	×	×	×	×	×	△		×	△	△		×	×	×	×	×	×
	設備機器見積回答	×	×	×	×	×	×	×	△		×	△	△		×	×	×	×	×	×
(4)購買見積	購買見積依頼	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	×	●	●	×	×	●	×	×	×
	購買見積回答	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	×	●	●	×	×	●	×	×	×
	見積不採用通知	●	×	×	×	×	●	●	△		×	×	●		×	×	×	×	×	×
見積業務		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○			
(5)注文	確定注文	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	注文請け	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	合意解除申込	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	×	×	●	×	●	●
	合意解除承諾	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	×	×	●	×	●	●
	一方的解除通知	×	●	×	×	●	●	●	○		×	●	●		×	×	×	×	●	×
	鑑項目合意変更申込	●	●	●	×	●	×	●	○		●	●	△	●	×	×	●	●	●	●
	鑑項目合意変更承諾	●	●	●	×	●	×	●	○		●	●	△	●	×	×	●	●	●	●
	一方的打切通知	×	×	●	×	●	×	●	○		×	●	△		×	×	×	×	?	×
注文業務		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6)出来高請求	出来高要請	●	×	×	×	×	×	×	△		×	×	△	△	×	×	△	×	×	×
	出来高報告	●	●	●	●	●	×	●	△		×	×	△	△	×	×	△	●	×	×
	出来高確認	●	●	●	●	●	×	●	△		×	×	△	△	×	×	△	●	×	×
	請求	●	●	●	●	●	×	●	△		×	×	△	△	×	×	△	●	×	×
	請求確認	●	●	●	●	×	×	●	△		×	×	△	△	×	×	△	●	×	×
	合意精算申込	●	×	×	×	●	×	●	△		×	×	△		×	×	×	×	×	×
	合意精算承諾	●	×	×	×	●	×	●	△		×	×	△		×	×	×	×	×	×
出来高業務		○	○	○	○	○		○										○		

グループ区分	大手				中堅									地場					
	A	A	A	A	A	B	A		B	B	F	B	B	F	F	B	D	F	F

③　取引業者数率、契約金額率、契約件数率の対比

【目的】

- 各社が主要協力会社と電子契約を実施しているか
- 各社が電子契約を実施している協力会社数の普及状況の推測
- 電子契約に期待される生産性の向上（業務の効率化）、および経費の削減（収入印紙添付不要）効果の確認

【グラフの構成】

- 取引業者数率、契約金額率を対比
- 企業規模ごとに、取引業者率の高い順に表示

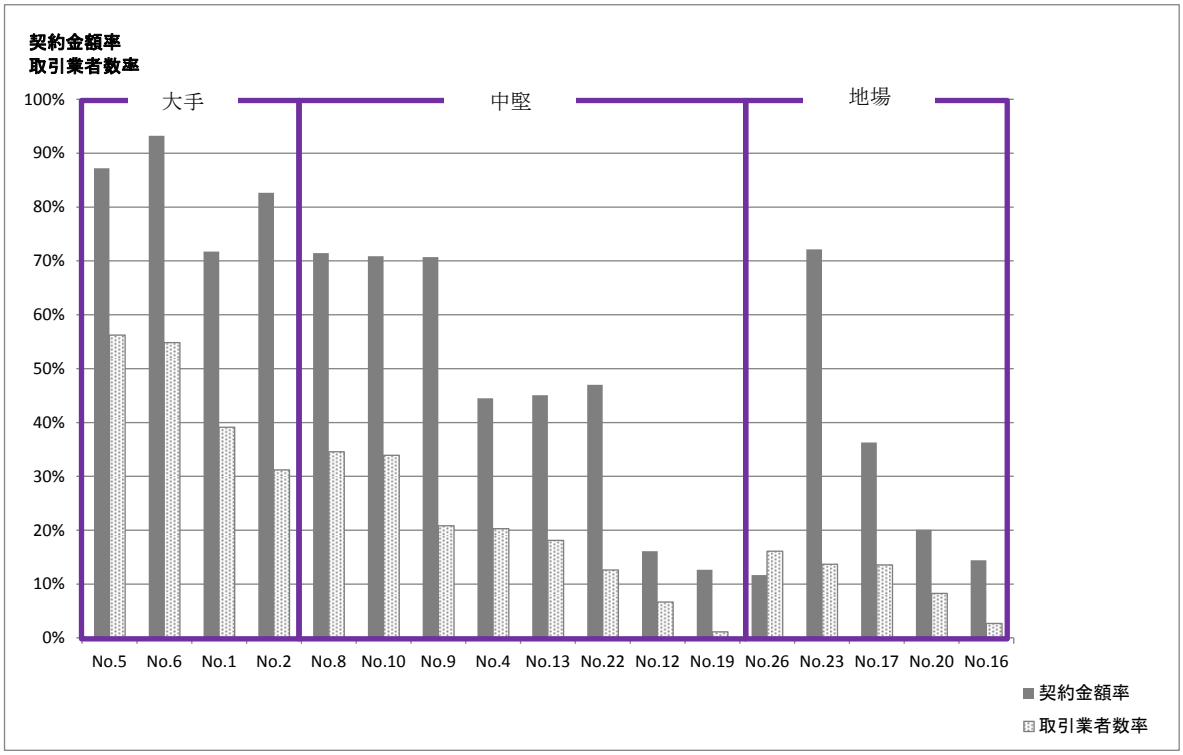

図 19　平成 27 年度における取引業者数率と契約金額率の対比【各社別】

【グラフの構成】

- 取引業者数率、契約金額率、契約件数率を対比
- 企業規模ごとに、取引業者率の高い順に表示

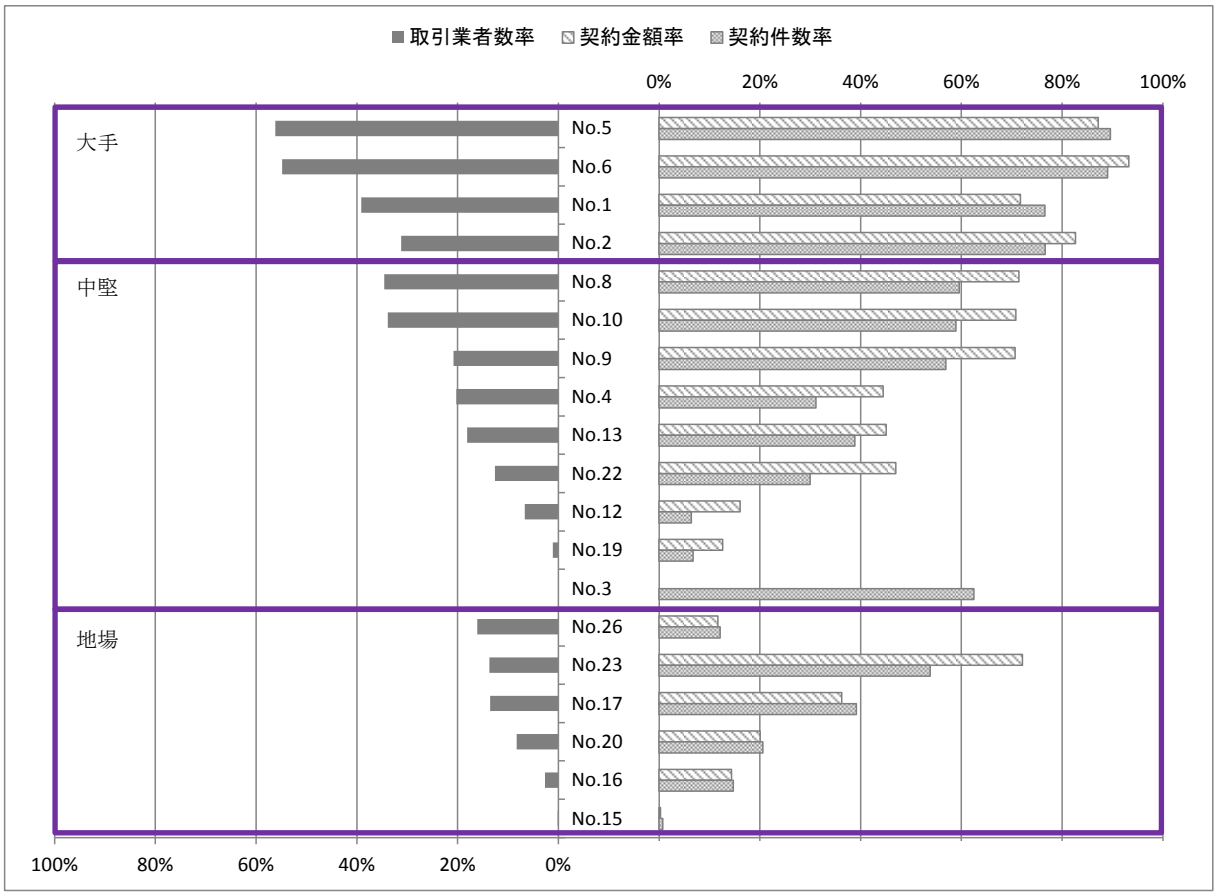

図 20　企業規模ごとにみた取引業者数率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別】

【グラフの構成】

- 各企業を実施している業務単位毎に区分（A～G）
- 業務単位区分毎に、取引業者数率、契約金額率、契約件数率を対比
- 取引業者率の高い順に表示

グループ区分	A	B	C	D	E	F	G
見積もり業務	○	○	○		○		
注文業務	○	○		○		○	
出来高業務	○		○	○			○
全業者	6	6	0	1	0	5	0

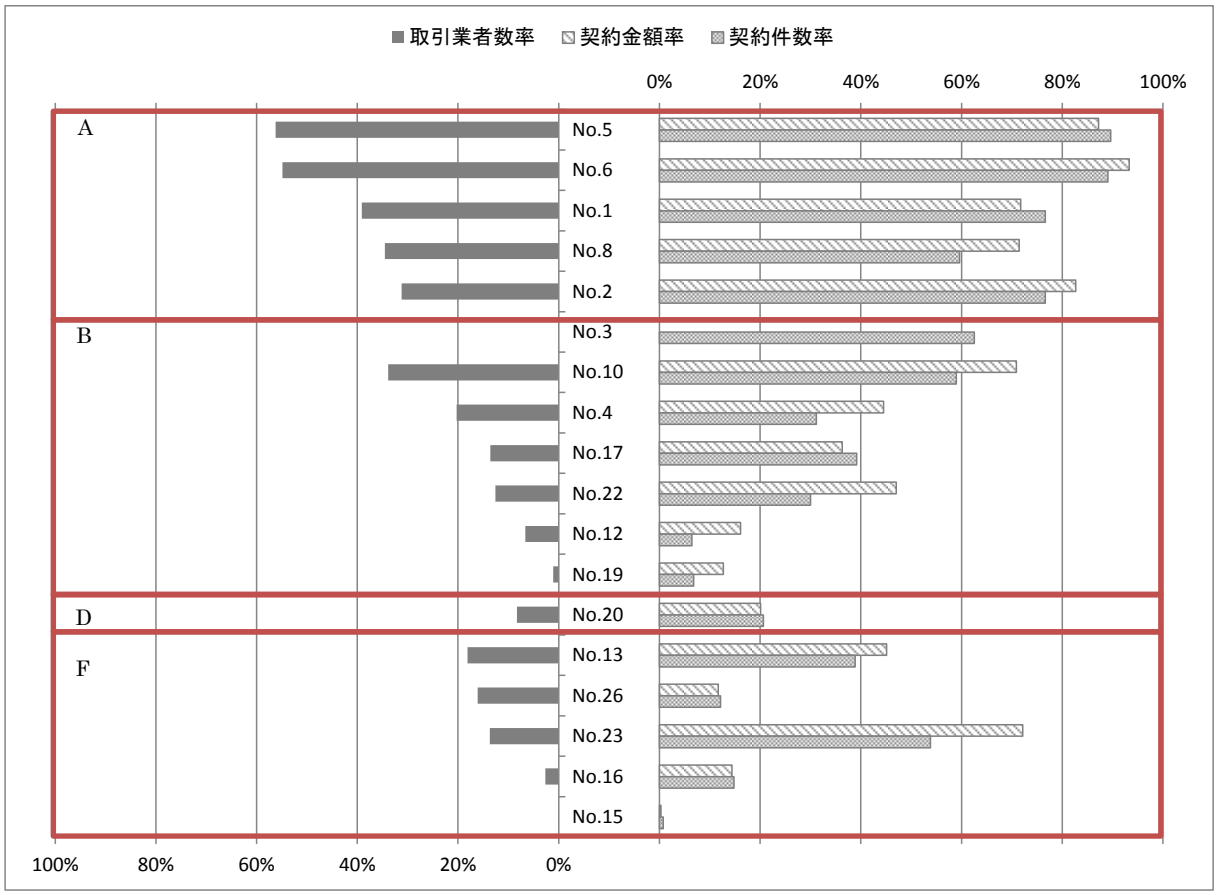

図 21　各種業務種別の電子契約状況ごとにみた取引業者率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別】

⑺ 発注者との契約方法　アンケート結果

1. 対象：CI-NET を利用して電子契約を行っている発注側建設会社
(28 社中 13 社回答)

2. 期間：平成 28 年 12 月 14 日(水)～平成 28 年 12 月 28 日(水)

3. 実施方法：メール送信

4. 集計結果

(1) 民間発注者との契約を“書面で”行っているケースについて、新築・改修工事それぞれにおける契約方式(双方署名捺印、注文・注文請け)の割合。

No.	新築		改修		その他		
	双方署名捺印	注文・注文請け	双方署名捺印	注文・注文請け	双方署名捺印	注文・注文請け	
1	19%	81%	5%	95%	4%	96%	※その他は解体工事等
2	13%	87%					※新築・改修で分けていない
3	95%	5%	5%	95%			
4	70%	30%	20%	80%			
5	70%	30%	15%	85%			
6	50%	50%	5%	95%			
7	55%	45%	0%	100%			
8	90%	10%	30%	70%			
9	95%	5%	80%	20%			
10	100%	0%	80%	20%			
11	12.6%	87.4%	0.3%	99.7%			
12	100%	0%	50%	50%			
13	50%	50%	5%	95%			

(2) 民間発注者との契約を“電子的に”行っているケースについて、業界毎の件数。

No.	鉱業	建設業	製造業	卸売業	不動産業	運輸業	情報・通信業	電気・ガス・熱供給・水道業	公務
1	1	2	50	1	1	2	3	6	
2			1				2	1	
3		2	6				1	3	2
4			1				2		
5			2		1		1		
6						1			
7	該当なし								
8	1		1					1	
9	該当なし								
10	該当なし								
11	該当なし								
12	該当なし								
13	該当なし								

〈具体的な方法、およびその他備考等〉

・電子証明書を活用した注文・注文請けのやり取り。
・電子証明書を活用しない注文・注文請けのやり取り。
・注文書は電子取引で行い、請書を作成・印刷して提出(印紙貼付)。
・契約書の PDF の送受信。
・電子メールでのやり取り。
・FAX でのやり取り。
・CI-NET を利用。
・電子署名による双務契約(CECTRUST)を利用。
・その他利用パッケージ：SOLOEL、i 名人、たのめーる、ELEMICA、DocuSign、
・書面でのみ行っている。　　等

5. 来年度の活動方針

・本アンケートに回答いただいた企業に対し、ヒアリング依頼、実施。実態調査やニーズ調査を行う。

以上

---

6. アンケート質問事項

1. 民間発注者とゼネコン間の建設工事に係る契約状況について
ここでの民間発注者とは、例えば、デベロッパーやメーカー（工場の営繕工事等にかかる契約）等を想定しております。
以下(1)書面でのケース(2)電子でのケースの表内にご記入ください。

(3) 民間発注者との契約を“書面で”行っているケースについて、以下の表にご記入ください。
【記入方法】
それぞれの工事内容（新築、改修）について、双方署名捺印形式、注文・注文請け形式の 2 つが、どの程度の割合（件数比）で行われているかについてご記入ください。
その他欄は、新築、改修に当てはまらない工事内容で書面契約を行っているケースがある場合にご利用ください。

工事内容	契約書の形式	割合(%)		備考
新築	双方署名捺印形式	%	100%	
	注文・注文請け形式	%		
改修	双方署名捺印形式	%	100%	
	注文・注文請け形式	%		
その他				

(4) 民間発注者との契約を“電子的に”行っているケースについて、以下の表にご記入ください。

【記入方法】

① 発注者名等を伏せたい場合は②の業種欄からご記入ください。

② 業種欄については、別添資料の「産業・業種分類表」(国土交通省)の産業欄(農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、…)から選択し、ご記入ください。

③ 公開欄には、

・CI-NET 委員会資料等での情報公開可 …1

・事務局の内部資料として情報提供、委員会資料では公開不可 …2

・社名等、非公開での情報提供 …×

④ サービス名欄について、表内記入例を参考に、具体的にご記入ください。

⑤ 契約書の形式欄について、表内記入例を参考に、具体的にご記入ください。

⑥ 電子契約率欄について、該当企業との契約の内、何%がご記入頂いた方法で電子化しているかをご記入ください。

No	①発注者名	②業種	③公開	④サービス名	⑤契約書の形式	⑥電子契約率
例	㈱ABC	製造業	2	発注者提供「●●●文書サービス」	電子承認による注文書・請書のやり取り。(印紙貼付不要)	50%
例	DEF㈱	製造業	1	CI-NET	子会社の㈱GHI が CI-NET を利用しており、その会社と契約締結。	100%
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※自社システムで発注者との契約を行っている場合はサービス名欄に「自社システム」とご記入ください。

以上

⑻ 元請・下請間の汎用的な取り交わし書面の電子データ化について　アンケート結果

1. 対象：CI-NET を利用して電子契約を行っている発注側建設会社
(28 社中 13 社回答)

2. 期間：平成 28 年 12 月 27 日(火)～平成 29 年 1 月 19 日(木)

3. 実施方法：メール送信

4. 集計結果

No.	1.書類		2.印紙の有無	3.保管の有無	5.区分
1	工事下請負基本契約書		○	○	2
	見積作業等に係る秘密保持誓約書		×	○	2
	業務委託契約書（施工図、警備、調査等）		○	○	1
	労働者派遣基本契約書・個別契約書		○	○	1・2
	常傭作業等に係る単価契約書		○	○	1
	バイバック契約等に係る契約書・覚書		×	○	1
	CI-NETによるEDIに係わる協定書・覚書等		×	○	2
2	ニーズなし。				
3	基本契約書		×	○	2
	覚書の取り交わし		×	○	2
	工種別見積条件書		×	○	1
	見積指示書		×	○	1
4	建築	基本契約書	○	○	2
		データ交換協定書(変更分)	×	○	2
	土木	基本契約書	○	○	2
		主任技術者、管理技術者等の届出	×	○	1
		安全確認書類の提出	×	○	1
		見積条件書	×	○	1
5	覚書		×	○	2
	建設副産物委託契約書		×	○	1
6	CI-NET申込書		×	○	2
	CI-NETによる電子データ交換に関する運用条件確認書		×	○	2
	CI-NETによる電子データ交換に関するデータ交換協定書		×	○	2
	CI-NETによる電子データ交換運用に関する覚書		×	○	2
7	基本契約書		×	○	1
	CI-NETによる電子データ交換に関する協定書		×	○	2
8	注文書の支払条件		×	○	2
	工事請負契約条件		×	○	1
	物品売買契約条件		×	○	1
	工事別条件書		×	○	2
	出来高調書		×	○	2
	覚書		○	○	2
9	基本契約書		○	○	2
	覚書の取り交わし		○	○	1
	見積指示書の手軽なメッセージ		×	×	1
10	電子と書面が混在している為、新たにデータ化しようと思う書類等はない。（全てを電子で行うようになれば、手間がかからないので電子化したいと思う）				
11	基本契約書		○	○	2
	（その他は紙のままでしかできないと思われる。）				
12	基本契約書		○	○	2
13	特に必要性を感じていない。				

※5区分について
個別工事案件に限定したやり取りの書面…1
個別工事案件に限定しない、企業間のやり取りの書面…2
その他…3

5. 来年度の活動方針

・覚書、基本契約書、データ交換協定書(更新分)等、ニーズが多いものに対して、ユーザーの利便性や普及に資するか検討を行う。

・LiteS 規約 WG へ移管し、項目毎に規約化すべきか検討していただく。

以上

---

6. アンケート質問事項

●想定される汎用的な取り交わし書面（例）

① 基本契約書
② 覚書の取り交わし
③ 主任技術者、管理技術者等の届出
④ 安全確認書類の提出
⑤ データ交換協定書の変更分
⑥ 工種別見積条件書
⑦ 見積指示書の手軽なメッセージ
⑧ その他

Q1. 上の例を参考に、電子データ化が必要だと思う書類等を印紙貼付の要否および保管義務の要否等を場合分けの上、以下の表内に記入してください。

【記載事項】

1. 書類

…電子データ化が必要だと思う書類等

2. 印紙の有無

…印紙貼付が必要となる書類には“○”、不要な書類には“×”

3. 保管の有無

…保管義務のある書類には“○”、不要な書類には“×”

4. 保管期間(年)

…3.で“○”としたものにおける保管期間(年)

5. 区分

…個別工事案件に限定したやり取りの書面には“1”
個別工事案件に限定しない、企業間のやり取りの書面には“2”
その他には“3”

No.	1.書類	2.印紙の有無	3.保管の有無	4.保管期間(年)	5.区分
例	覚書	×	○	10	2
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

以上

8.1.2. 設備見積 WG

(1) 設備工事の見積業務における CI-NET 利用率の調査報告

1. 調査目的

設備見積 Ver.1.0 のデータ形式の普及状況は、各地域、又は企業内の各部門、或いは設備業者の業種等によって、利用状況に相違がある。今後、CI-NET Ver.2.1 の普及推進に係る施策の立案にあたり、設備見積 Ver.1.0 の利用状況等、設備見積業務の現状を具体的に把握するため、下記に示す調査を実施した。

2. 調査対象企業

□　CI-NET 設備見積 WG メンバー企業のうち、ゼネコンおよびサブコンを対象

□　ゼネコン：9 社

㈱安藤・間、㈱大林組、㈱熊谷組、㈱竹中工務店、戸田建設㈱、㈱フジタ、
大成建設㈱、清水建設設㈱、鹿島建設㈱

□　サブコン：7 社

㈱関電工、㈱きんでん、新菱冷熱工業㈱、住友電設㈱、高砂熱学工業㈱、
東洋熱工業㈱、㈱雄電社、

3. 調査期間

□査平成 28 年 8 月 29 日（月）～9 月 16 日（金）

4. 調査内容

(1)　調査対象

①　設備工事の「下見積業務」における、設備見積 Ver.1.0 のデータ形式を利用した見積件数の割合（利用率）※を調査

②　調査対象とする見積は、平成２７年度に設備業者と締結した設備工事の工事請負契約書に付随する下見積書

③　発注者（建築主）との間で、下見積業務の対象工事の受注が確定した後の精算見積、および同工事の追加・変更工事の見積は、調査対象除外

※「設備見積 Ver1.0 のデータ形式を利用した見積件数の割合（利用率）」の算出式 設備見積 Ver.1.0 の利用率（%） ＝（設備見積 Ver.1.0 のデータ形式を利用した下見積件数 ÷ 全ての下見積件数）×100

（2）　調査項目と回答方法

①　調査項目

ア　全店（もしくは各本・支店）の利用率

イ　全店（もしくは各本・支店）の設備工事の見積を担当している部門の利用率

ウ　現場事務所の利用率

エ　全店（もしくは各本・支店）の設備工事の内、電気設備工事の見積業務での利用率

オ　全店（もしくは各本・支店）の設備工事の内、機械設備工事の見積業務での利用率

※　全店とは、企業全体を総括した場合の回答を指す（以降、同様の定義とする）

②　回答方法

調査項目に対して、各企業の利用率を下記の「利用割合区分」で回答

・利用割合区分Ⅰ：0%

・利用割合区分Ⅱ：0%超　～　25%未満

・利用割合区分Ⅲ：25%　～　50%未満

・利用割合区分Ⅳ：50%　～　75%未満

・利用割合区分ｖ：75%　～　100%

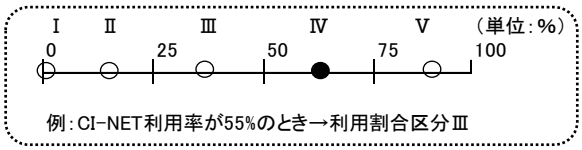

※　具体の調査票は、当資料の「参考１：作成要領および調査票」を参照のこと

5.　調査結果

（1）設備見積 Ver.1.0 の利用率の概況

調査項目の集計にあたり、下記の方法により集計を実施した。

調査項目ごとに全店、地域※１の平均値を集計（平均値は、小数点以下を四捨五入）

１　全国建設業協会の HP で公開されている地域区分：

北海道・東北、関東・甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄（8 地域）

集計結果は、全体（ゼネコン+サブコン）、ゼネコン、サブコンごとに区分して表示

（2）全店、地域ごとに調査項目を集計した結果は、当資料の「参考２：調査結果（全店、地域毎の集計）」に整理

（3）第１回設備見積 WG で提示されました「CI-NET LiteS Ver.2.1 導入状況」に基づく「チーム①～③」（資料 2-4）の区分に基づき集計した結果は、「参考３：調査結果（ゼネコンの CI-NET Ver.2.1 の導入状況の区分別）」に整理（但し、安藤・ハザマ様は、「チーム②」に区分されていますが、設備見積 Ver1.0 の利用率が平均的な傾向（利用割合区分Ⅱ）であるため、「チーム③」に組み替えて集計いたしました。）

1）調査項目ア：全店（もしくは各本・支店）の利用率

各企業の全店および各本・支店の CI-NET の利用率を集計した。また、回答件数の全体像に係る整理として、回答件数の内訳をあわせて整理した。

表 2　[調査項目ア：CI-NET の利用率]の平均値

調査項目	全店/地域	設備見積Ver.1.0のデータ形式の利用割合 （単位：%）					
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
全体の利用率	全店	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	北海道・東北	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	関東甲信越	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	北陸	全体	●	○	○	○	○
		ゼネコン	●	○	○	○	○
		サブコン	●	○	○	○	○
	東海	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	○	●	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	近畿	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	○	●	○	○
	中国	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	四国	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	九州	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○

2）調査項目イ：全店（もしくは各本・支店）の設備工事の見積を担当している部門の利用率

各企業の全店および各本・支店の設備見積業務における設備工事の見積を担当している部門の CI-NET の利用率を集計した。

表 3　[調査項目イ：設備工事の見積を担当している部門の利用率]の平均値

調査項目	全店/地域	設備見積Ver.1.0のデータ形式の利用割合 （単位：%）					
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
設備工事の見積を担当している部門の利用率	全店	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	○	●	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	北海道・東北	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	関東甲信越	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	北陸	全体	●	○	○	○	○
		ゼネコン	●	○	○	○	○
		サブコン	●	○	○	○	○
	東海	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	○	●	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	近畿	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	○	●	○	○
	中国	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	四国	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	九州	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○

3）調査項目ウ：現場事務所の利用率

各企業の全店および各本・支店の現場事務所の CI-NET の利用率を集計した。

表 4　[調査項目ウ：現場事務所の利用率]の平均値

調査項目	全店/地域	設備見積Ver.1.0のデータ形式の利用割合 （単位：%）					
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
現場事務所の利用率	全店	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	北海道・東北	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	関東甲信越	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	北陸	全体	●	○	○	○	○
		ゼネコン	●	○	○	○	○
		サブコン	●	○	○	○	○
	東海	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	近畿	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	中国	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	四国	全体	●	○	○	○	○
		ゼネコン	●	○	○	○	○
		サブコン	●	○	○	○	○
	九州	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○

4）調査項目エ：全店（もしくは各本・支店）の設備工事の内、電気設備工事の利用率
各企業の全店および各本・支店の設備工事の内、電気設備工事の CI-NET の利用率を集計した。

表 5　[調査項目エ：設備工事の内、電気設備工事の利用率]の平均値

調査項目	全店/地域	設備見積Ver.1.0のデータ形式の利用割合 （単位：%）					
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
設備工事の内、電気設備工事の利用率	全店	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	北海道・東北	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	関東甲信越	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	北陸	全体	●	○	○	○	○
		ゼネコン	●	○	○	○	○
		サブコン	●	○	○	○	○
	東海	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	○	●	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	近畿	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	中国	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	四国	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	九州	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○

5）調査項目オ：全店（もしくは各本・支店）の設備工事の内、機械設備工事の利用率
各企業の全店および各本・支店の設備工事の内、機械設備工事の CI-NET の利用率を集計した。

表 6 [調査項目オ：設備工事の内、機械設備工事の利用率]の平均値

調査項目	全店/地域	設備見積Ver.1.0のデータ形式の利用割合 （単位：%）					
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
設備工事の内、機械設備工事の利用率	全店	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	北海道・東北	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	関東甲信越	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	北陸	全体	●	○	○	○	○
		ゼネコン	●	○	○	○	○
		サブコン	●	○	○	○	○
	東海	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	○	●	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	近畿	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	中国	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○
	四国	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	●	○	○	○	○
	九州	全体	○	●	○	○	○
		ゼネコン	○	●	○	○	○
		サブコン	○	●	○	○	○

【状況】

「CI-NET の利用率（調査項目ア）」の調査では、以下の特徴がみられた。

全店および地域ごとの状況では、利用率の平均値は 0～25%の傾向である。北陸地方では利用されていない状況である（利用率の平均値 0%）（表 2 [調査項目ア：CI-NET の利用率]の平均値　参照）。

「設備工事の見積を担当している部門の利用率（調査項目イ）」の調査では、以下の特徴がみられた。

概ね、「CI-NET の利用率（調査項目ア）」のと同様の状況となり、全店および地域ごとの利用率の平均値は 0～25%の傾向である。なお、東海地方のゼネコン、近畿地方のサブコンのみ、利用率の平均値は 25～50%である（表 3 [調査項目イ：設備工事の見積を担当している部門の利用率]の平均値　参照）。

「現場事務所の利用率（調査項目ウ）」の調査では、以下の特徴がみられた（表 4 [調査項目ウ：現場事務所の利用率]の平均値　参照）。

全店および地域ごとの状況では、利用率の平均値は 0～25%を一部示しているが、現場事務所では、ほぼ利用されていない状況である。

「設備工事の内、電気設備工事の利用率（調査項目エ）」の調査では、以下の特徴がみられた（表 5 [調査項目エ：設備工事の内、電気設備工事の利用率]の平均値　参照）。

全店および地域ごとの利用率の平均値は 0～25%の傾向である。

「設備工事の内、機械設備工事の利用率（調査項目オ）」の調査では、以下の特徴がみられた（表 6 [調査項目オ：設備工事の内、機械設備工事の利用率]の平均値　参照）。

全店および地域ごとの利用率の平均値は 0～25%の傾向である。なお、東海地方のゼネコンのみ、利用率の平均値は 25～50%である。

（4）設備見積 Ver1.0 を利用しないデータ交換の方法

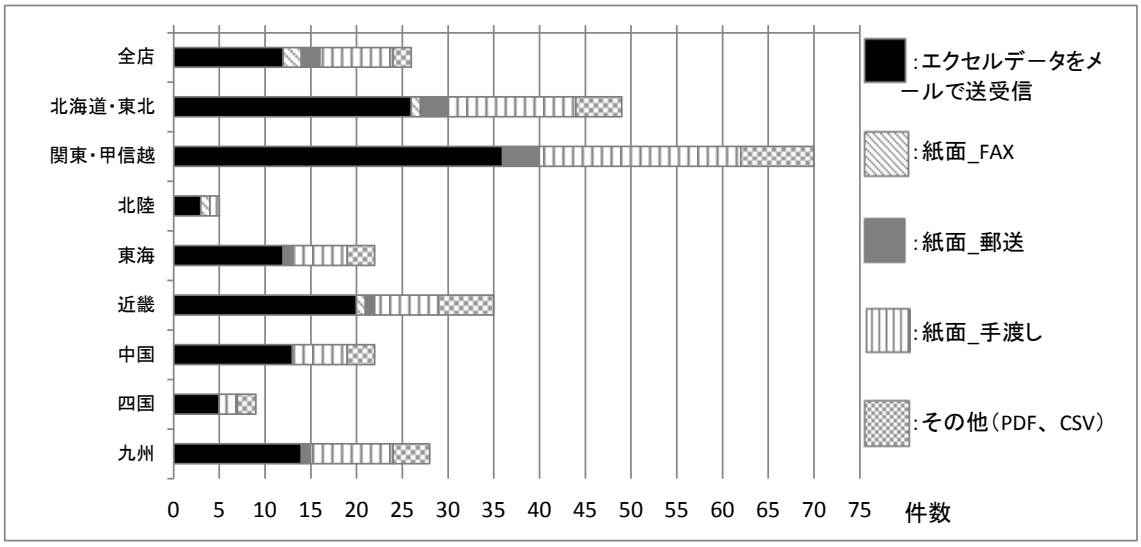

図 1　設備見積 Ver1.0 を利用しないデータ交換の方法（全体（ゼネコン+サブコン）

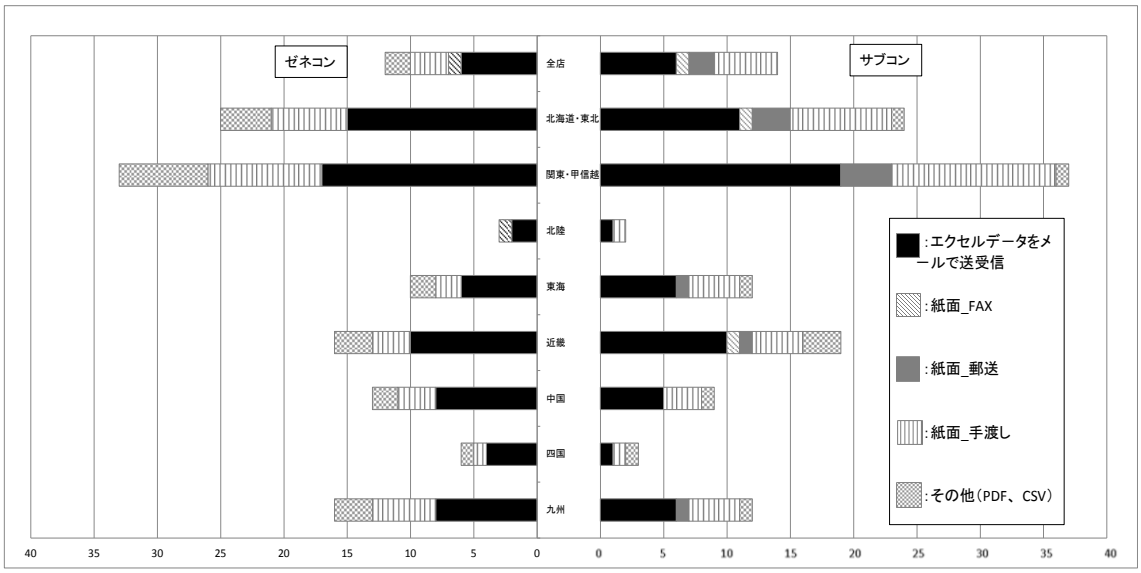

図 2　設備見積 Ver1.0 を利用しないデータ交換の方法（ゼネコンおよびサブコン）

【状況】
設備見積 ver1.0 を利用しないデータ交換の方法について、全体（ゼネコン+サブコン）の状況は、以下の特徴がみられる。
全地域を通して、「1.エクセルデータをメールで送受信」が最も多くの割合を占めている。次は、「4.紙面_手渡し」となっている。
関東・甲信越地方は、支店数の母数が多いため、回答母数が多くなっている。
設備見積 ver1.0 を利用しないデータ交換の方法について、ゼネコンとサブコンを比較すると、以下の特徴がみられる。
「その他」の方法でデータ交換している企業がある。その他の方法としては、①PDF データ、②BCS 形式の CSV ファイル、であった。
サブコンには、「紙面_郵送」の方法でデータ交換している企業がある。

参考１：作成要領および調査票

平成28年8月26日

CI-NET設備見積WGメンバー企業　各位

技術検討WG　事務局

設備工事の見積業務（下見積）におけるCI-NET利用率の調査

1　調査の目的

設備見積WGにおきましては、設備見積業務（「下見積業務」のこと。以下同じ。）における CI-NET Ver.2.1 の普及推進に取り組んでいます。
現在、同業務で使用されている 設備見積Ver.1.0 のデータ形式の普及状況は、各地域、又は企業内の各部門、或いは設備業者の業種等によって、利用状況に相違があります。
今後、CI-NET Ver.2.1の普及推進にあたりまして、設備見積Ver.1.0の利用状況等、設備見積業務の現状を具体的に把握し、施策の立案に適宜適切に反映させ、着実に課題に取り組む必要があります。
つきましては、設備見積業務の現状を把握し、CI-NET Ver.2.1の普及促進を図るために、今回の調査を実施させていただきます。
お手数をお掛けいたしますが、何卒、ご協力いただけますよう、宜しくお願い申し上げます。

2　調査の概要

（1）　今回の調査は、設備工事の「下見積業務」における、設備見積Ver.1.0のデータ形式を利用した見積件数の割合（利用率）の調査です。

（2）　発注者（建築主）との間で、下見積業務の対象工事の受注が確定した後の精算見積、および同工事の追加・変更工事の見積は、調査から除外します。

（3）　調査の目的は、設備見積Ver.1.0のデータ形式を利用した詳細な見積件数、利用率を把握するものではありません。
各企業の地域別、部門別、工種別における「概略的な設備見積Ver.1.0の利用率」を把握する事が目的です。

3　作成要領

（1）　調査対象部門および工種
ア　各本・支店の全体の利用率（企業全体の合計ではありません。）
イ　各本・支店の設備工事の見積を担当している部門の利用率
ウ　現場事務所の利用率
エ　各本・支店の設備工事の内、電気設備工事の見積業務での利用率
オ　各本・支店の設備工事の内、機械設備工事の見積業務での利用率
カ　上記利用率の全店合計

（2）　調査対象期間および調査対象とする見積
ア　平成27年度に設備業者と締結した設備工事の工事請負契約書に付随する下見積書とします。
イ　入札に伴う応札金額確定後の精算見積、または工事受注確定後の精算見積、および同工事の追加・変更工事の見積は除外します。

（3）「本・支店」名称
各企業の本・支店の名称を記入して下さい。
組織規程上、営業所に支店機能を持たせている企業は、営業所名を記入していただいても結構です。

（4）　設備見積Ver.1.0のデータ形式の利用率
ア　利用率(*)に応じて、利用割合区分を設定しました。
＊ 設備見積Ver.1.0の利用率（%）　＝（設備見積Ver.1.0のデータ形式を利用した下見積件数 ÷ 全ての下見積件数）×100
イ　調査対象部門および工種の利用率に該当する「利用割合区分」の白丸（○）を、塗り潰して下さい。

割合区分Ⅰ　　0%
割合区分Ⅱ　0%超　～　25%未満
割合区分Ⅲ　25%　～　50%未満
割合区分Ⅳ　50%　～　75%未満
割合区分Ⅴ　　75%　～　100%

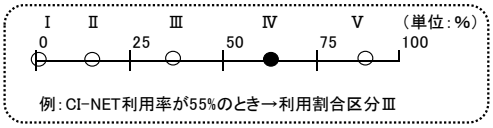

（5）　設備見積Ver.1.0のデータ形式を利用せず、データ交換等を行っている方法
設備業者との下見積業務に関するデータ（仕様書、図面、内訳明細等）の受け渡し方法について、該当する番号を「○」で囲んで下さい。
複数あるときは、複数の番号を「○」で囲んで下さい。

（6）　ご意見等（CI-NETに対するご要望等）
ご意見、ご要望等がございましたら、記入して下さい。

（7）　提出期限および提出先
ア　提出期限　　平成28年9月16日（金）
イ　提 出 先　　建設業振興基金　情報化推進室　　西尾、又は帆足宛にメールにて送付して下さい。

参考 2:調査結果(ゼネコンの CI-NET Ver.2.1 の導入状況の区分別)

ゼネコンの設備見積 Ver1.0 の利用状況を、より具体的に把握することを目的として、第 1 回設備見積 WG で提示されました「CI-NET LiteS Ver.2.1 導入状況」に基づく「チーム①～③」(資料 2-4) の区分に基づき、各調査項目の結果を集計しました。
(但し、安藤・ハザマ様は、「チーム②」に区分されていますが、設備見積 Ver1.0 の利用率が平均的な傾向(利用割合区分Ⅱ)であるため、「チーム③」に組み替えて集計しました。)

＜ゼネコンの導入状況別の区分＞
チーム 1 : CTRADE を活用し、自社システムを構築している。
㈱大林組、㈱竹中工務店
チーム 2 : 現状、設備見積 Ver1.0 を利用しており、LiteS Ver.2.1 移行を検討している。
清水建設設㈱、鹿島建設㈱
チーム 3 : 設備見積 Ver1.0 の運用が進んでいない。
㈱安藤・間、㈱熊谷組、戸田建設㈱、㈱フジタ、大成建設㈱、

ア　全店（もしくは各本・支店）の利用率

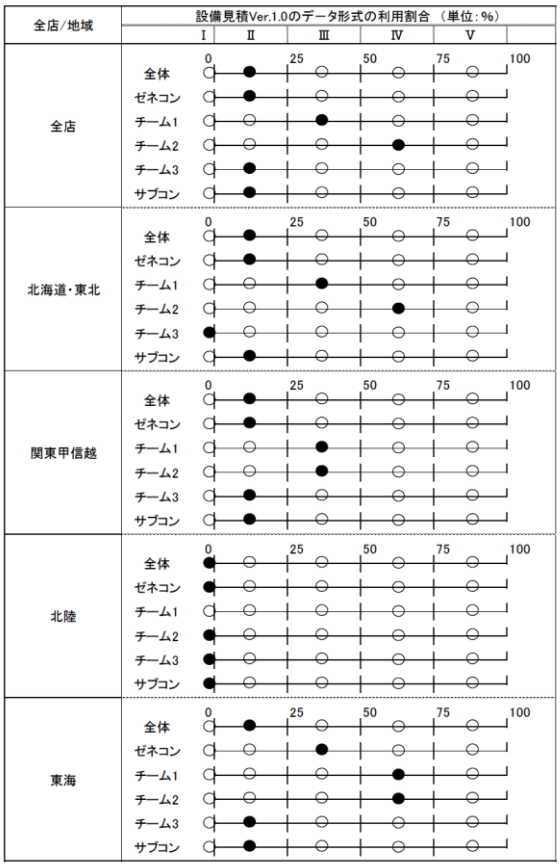

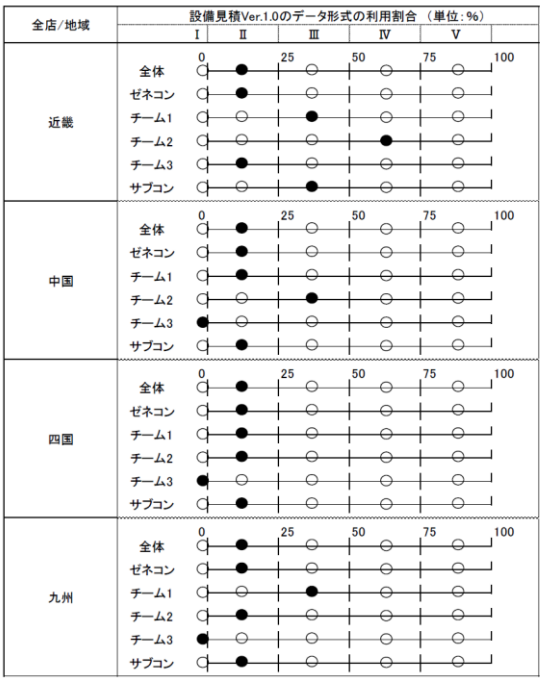

イ　全店（もしくは各本・支店）の設備工事の見積を担当している部門の利用率

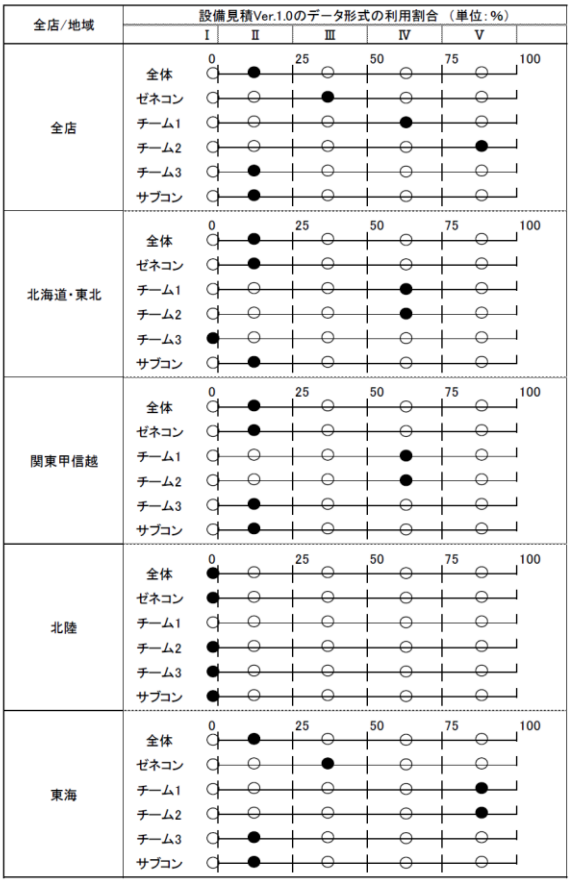

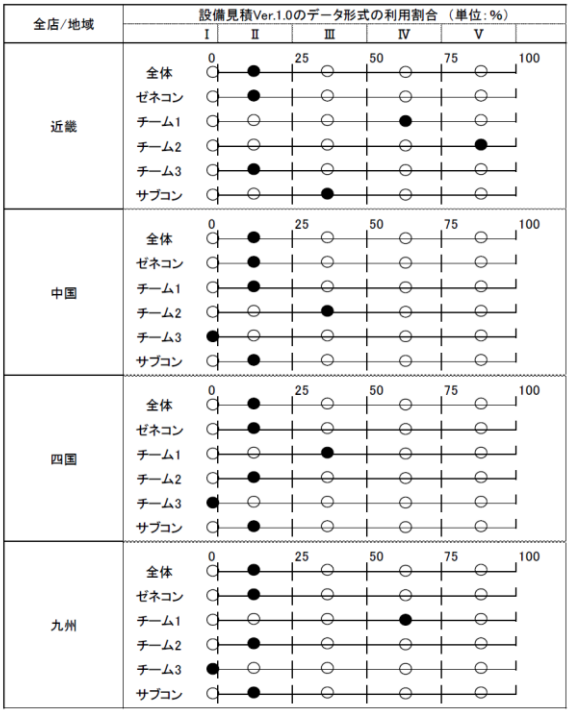

ウ　現場事務所の利用率

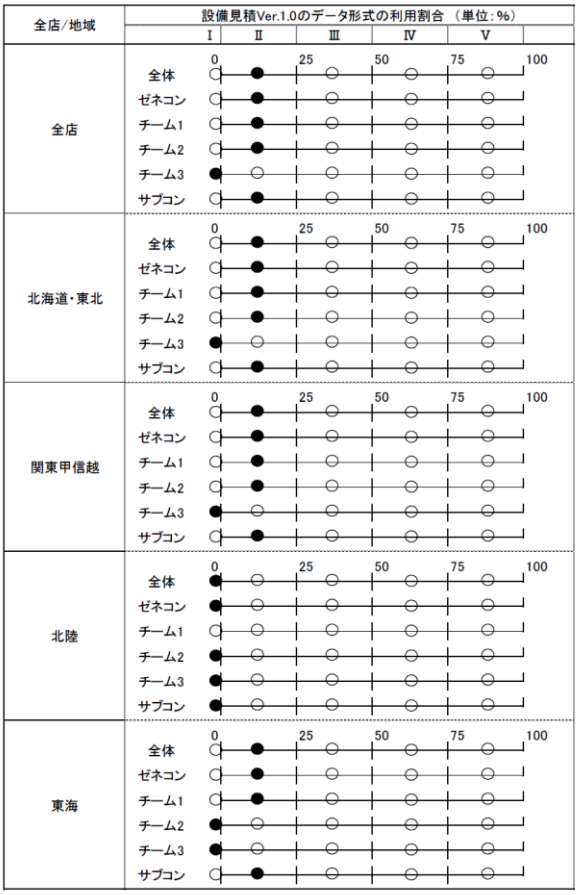

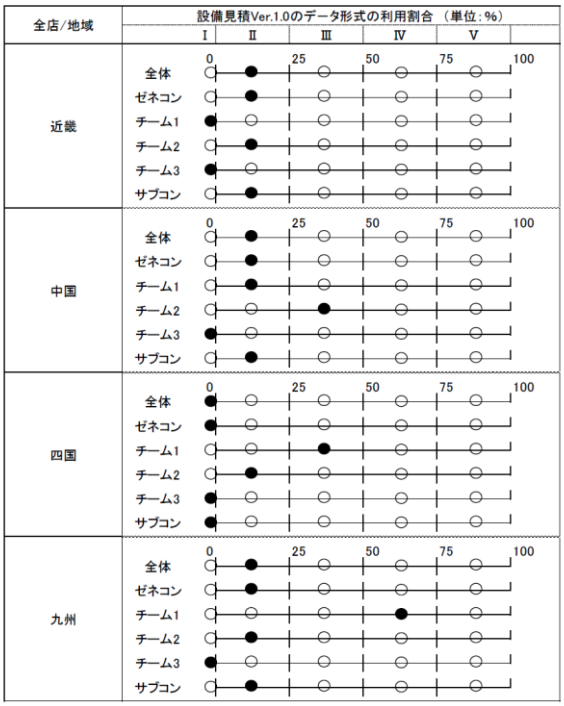

エ　全店（もしくは各本・支店）の設備工事の内、電気設備工事の見積業務での利用率

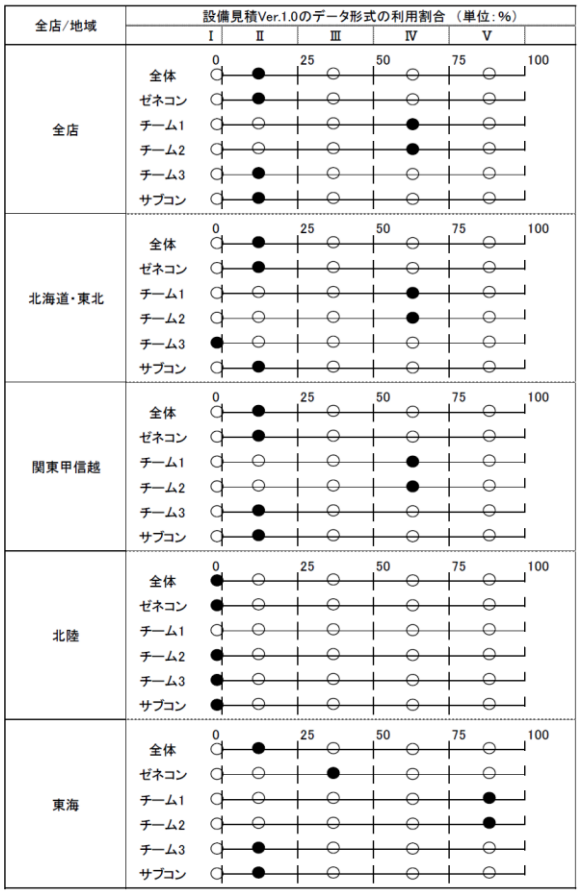

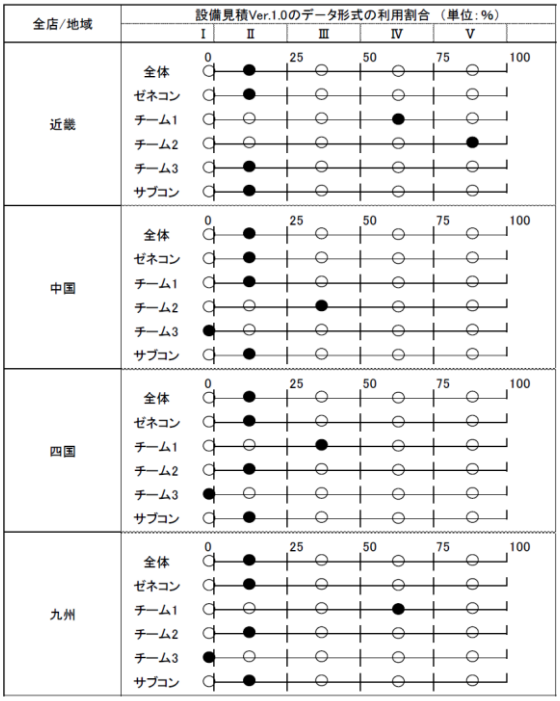

オ　全店（もしくは各本・支店）の設備工事の内、機械設備工事の見積業務での利用率

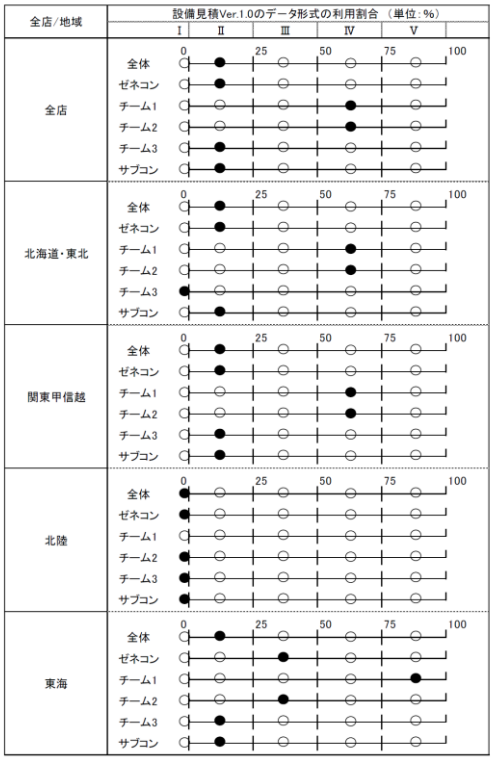

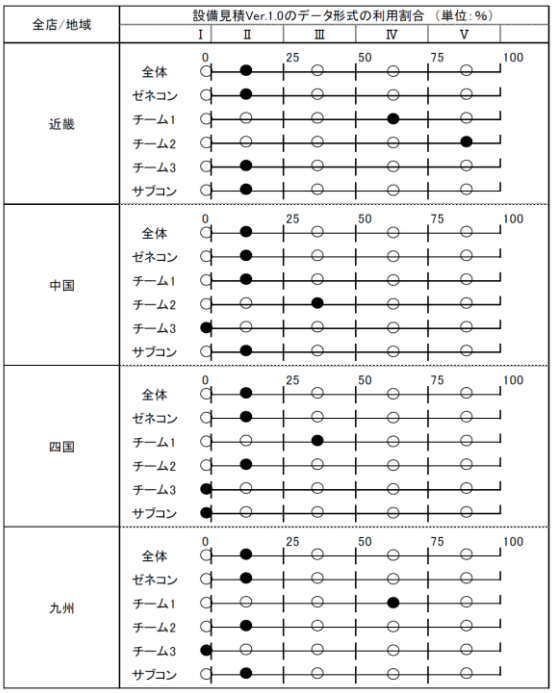

(2) 設備見積 CI-NET Ver.2.1 の普及を図るための試行業務の概要

平成 29 年 2 月 20 日

設備見積 CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 の普及を図るための試行業務の概要

1　CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 の普及促進の現状

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1（以下「LiteS Ver.2.1」という。）への移行につきましては、平成 18 年、および平成 25 年に建設業振興基金から公文書を発行し、関係企業（総合建設会社、設備専門工事会社、ASP 事業者、システムベンダー）に対し、移行対応の準備をお願いして参りました。

LiteS Ver.2.1 への移行により、後工程の購買見積業務、注文確定・注文請け業務へのデータ利用が可能となる、トランスレーター（Windows7-64 ビット）が不要になる、コンプライアンスの強化等、のメリットが指摘されていますが、現状においては、普及促進が進んでいません。

2　試行業務の概要

(1) 試行業務の目的は、設備見積業務の LiteS Ver.2.1 への移行、普及促進のための環境整備として実施する。

(2) LiteS Ver.2.1 の「情報伝達規約の前提条件」（暗号化、電子証明書添付）を適用せず、「情報表現規約　設備見積メッセージ」に準拠した形式のデータ（INF＋DAT）（以下「設備見積 Ver.2.1」という。））をメール添付で送受信し、通常の実業務を行う。（テストではない。）

(3) 試行業務を一定期間（3 年間：平成 29 年度～平成 31 年度）実施した後、 設備見積 Ver.2.1 の普及状況、システム改善状況等を見据えた上で、LiteS Ver.2.1 に準拠した業務方式に移行させる。

(4) 平成 30 年 3 月までに、設備見積 Ver.1.0 から設備見積 Ver.2.1 への移行を完了させる。

【参考　設備見積 Ver.2.1】

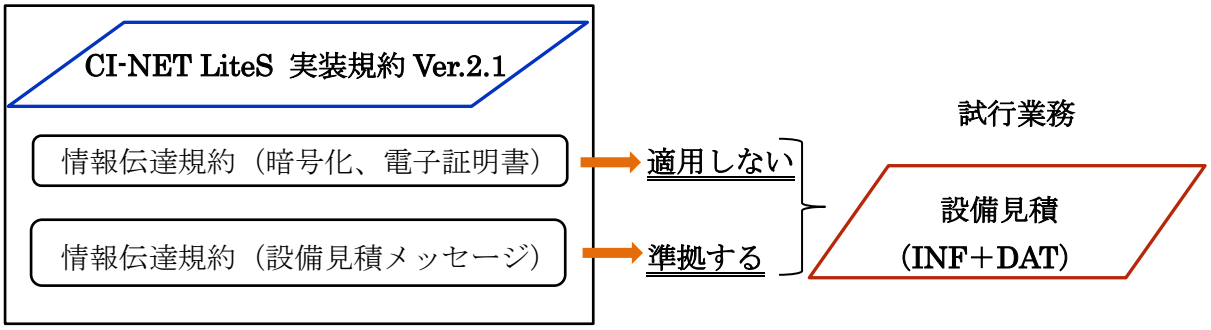

3 試行業務の実施要領（設備見積 Ver2.1 試行業務スケジュール参照）

(1)　試行業務期間は、3 年間（平成 29 年度～平成 31 年度）とする。

① 平成 29 年度～平成 30 年度

試行業務への参加企業を拡大する。　システム、ソフトの改修を行う。

② 平成 31 年度

試行業務の技術的検証、および利用状況等について総括し、平成 32 年度以降の運用方針（「CI-NET の情報伝達規約の前提条件」（暗号化、電子証明書）の適用）を決定する。

(2)　参加企業は、CI-NET 利用企業に限定する。

(3)　参加企業から、定期的（各年度　半期毎）に進捗状況の報告を受ける。

(4)　普及委員会、標準委員会、および LiteS 規約 WG に対して、随時、進捗状況を報告する。

(5)　各年度の活動計画を策定する。

4　試行業務実施の手順（同上ロードマップ参照）

(1)　平成 29 年 2 月中に、試行業務の実施、および各企業への参加要請の公文書、並びに参加意向確認書を発行する。

(2)　試行業務に参加表明された総合建設会社、および設備専門工事会社を順次公表し、平成 29 年 3 月末に試行業務に第一陣として参加していただける企業を一括公表する。

(3)　試行業務に参加する企業は、パッケージベンダーの方と連携し業務システムの改修、各企業内への周知等、実施体制の整備を進める。

(4)　上記(3)の試行業務に参加する第一陣の企業は、平成 29 年 7 月 1 日迄に試行業務が実施できるように準備を進める。

ただし、各企業の社内調整によって、実施時期、実施地域に相違がでると思われる。

(5)　平成 29 年 4 月以降も、試行業務への参加企業を拡大する。

以上

設備見積 Ver.2.1 移行祐需ルール（案）

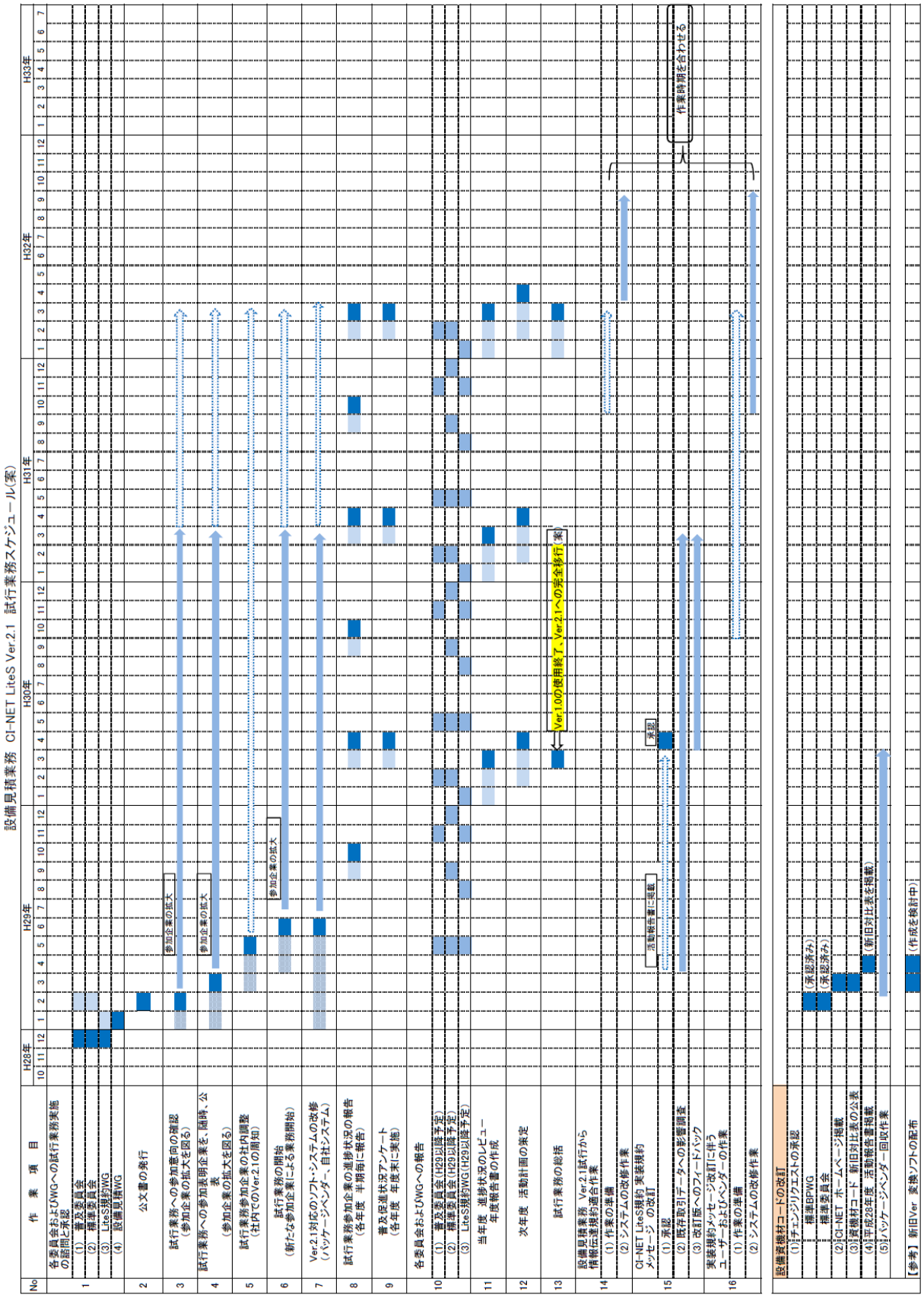

(3) 見積区分（中項目）、および各見積項目の採番の統一基準

(a) 見積中項目区分(案) 検討資料（CI-NET DRAFTⅢ）

見積中項目区分(案) 検討資料(CI-NET DRAFTⅢ)

【Ⅰ 電気設備中項目】

番号	項 目	備 考
1	電力共用設備	
1	引込開閉器	
2	電力引込設備	外構工事に含めるときは、外出しにする。
3	構内電力線路設備	外構工事に含めるときは、外出しにする。
2	受変電設備	
1	特高受変電設備	変電設備の盤間渡り配線含む
2	高圧受変電設備	変電設備の盤間渡り配線含む
3	発電機設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める。自家発電機を含む
1	発電機	
2	オイルタンク	オイル配管、同ポンプを含む
4	コージェネレーション設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める
5	直流電源設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める
6	CVCF/UPS設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める
7	太陽光発電設備	
1	一次側幹線設備	PCSから受変電設備までの配管配線
2	発電機器設備	二次側配線を含む
8	監視制御設備	
1	中央監視設備	
2	電力監視設備	
3	絶縁監視設備	
9	幹線設備	
1	高圧幹線設備	高圧分岐盤、高圧機器への幹線を含む
2	低圧幹線設備(ケーブル)	低圧分岐盤を含む
3	低圧幹線設備(バスダクト)	
10	非常コンセント設備	
11	接地設備	統合接地を含む
12	動力設備	
1	動力盤類	動力盤・電灯動力盤(設計図により13-1電灯盤類に区分)・電源盤・警報盤・SPD・インバータ
2	動力設備(盤類除く)	三相手元開閉器を含む
13	電灯コンセント設備	
1	電灯盤類	分電盤・SPD、電灯動力盤は原則12-1動力盤類に分類
2	コンセント設備	単相手元開閉器・設備機器(エアコン、ファン等)用単相電源を含む
3	一般照明配線設備	スイッチ類を含む
4	非常照明誘導灯配線設備	
14	照明器具設備	
1	照明器具設備	配管配線は13-3コンセント設備に分類
2	非常照明設備	配管配線は13-4非常照明誘導灯設備に分類
3	誘導灯設備	配管配線は13-4非常照明誘導灯設備に分類、誘導標識を含む
15	外灯設備	配管配線を含む、外構工事に含めるときは外出しにする。
16	照明制御設備	
17	演出照明設備	外装照明、舞台照明、大空間照明など
1	演出照明器具	
2	演出照明配線設備	
18	航空障害灯設備	配管配線を含む
19	ヘリポート灯設備	配管配線を含む
20	防災設備	
1	自動火災報知設備	受信盤、感知器、配管配線
2	防排煙制御設備	機器、配管配線
3	ガス漏れ警報設備	機器、配管配線
4	総合操作盤設備	総合操作盤及び中継費
21	弱電共用設備	
1	弱電引込設備	
2	弱電共用線路設備	ケーブルラックなど、他の弱電設備と共用の配線路
3	統合ネットワーク設備	
4	構内弱電線路設備	外構工事に含めるときは、外出しにする。
22	電話設備	
1	電話配管設備	MDF,IDF、弱電用端子盤を含む、弱電共用線路設備はさまない
2	電話幹線配線設備	
3	電話二次側配線設備	IDF2次側配線
4	電話機器設備	交換機含む
23	LAN設備	
1	LAN配管設備	
2	LAN幹線配線設備	
3	LAN二次側配線設備	
4	LAN機器設備	
24	テレビ共聴設備	
25	放送設備	
26	AV設備	
1	映像設備	
2	音響設備	
3	デジタルサイネージ設備	
27	インターホン設備	
28	トイレ呼出設備	ナースコールに接続されるものはナースコール設備に含める
29	ナースコール設備	
30	ITV設備	
31	機械警備設備	
1	機械警備配管設備	
2	機械警備機器・配線設備	
3	セキュリティゲート設備	
32	入退室管理設備	
1	入退室管理配管設備	
2	入退室管理機器・配線設備	
33	駐車管制設備	
34	時計設備	
35	避雷設備	
36	無線通信補助設備	
37	撤去関連	撤去工事
*1	上記に配載のない項目	骨にあるコストインパクトの大きい設備はリスト化し、上記項目には含めず、各々項目を作成する
50	テレビ電波障害対策設備	調査費は別計上
51	電気式消臭装置	
52	携帯電話不感対策設備	
53	舞台照明設備	
54	舞台装置機構設備	
55	舞台音響設備	
56	敷電設備	
57	アイソレーションユニット設備	
58	手術室設備	
59	生産用幹線設備	
1	高圧幹線設備	
2	低圧幹線設備	
60	生産用動力設備	
61	生産用LAN設備	
62	単独接地	
63	集中監視設備	
64	電気自動車充電設備	
65	PDU設備	(IDC関連建物向け)
66	PDF設備	(IDC関連建物向け)
67	高感度感知器設備	(IDC関連建物向け)
68	UPS2次側配線設備	(IDC関連建物向け)
*2	復旧工事、移設工事	上記1～36に含めるか、37撤去関連工事として分類するか物件により判断
*3	集合住宅案件(寮・ビジネスホテル等含む)	上記項目を共用部・専有部で分ける

【Ⅱ 衛生設備中項目】

番号	項 目	備 考
1	衛生器具設備	ユニットトイレは建築との工事区分による 電気温水器は7.3給湯機器設備(局所式)に計上
2	屋内上水給水設備	屋上は屋内とする
1	屋内上水水槽	水槽ポンプ一体型を含む
2	屋内上水ポンプ	
3	屋内上水給水配管	
3	屋内中水給水設備	工水は60に分類
1	屋内中水水槽	水槽ポンプ一体型を含む
2	屋内中水ポンプ	
2	屋外中水給水配管	
4	加湿給水設備	衛生・空調の区分は、設計図による
1	加湿給水機器	
2	加湿給水配管	
5	屋外上水給水設備	外壁以降、機器、散水栓を含む
1	屋外上水水槽	水槽ポンプ一体型を含む
2	屋外上水ポンプ	
3	屋外上水配管	
4	本管接続地	
5	散水設備	
6	屋外中水給水設備	外壁以降、機器、散水栓を含む。 井水は55、工水は60に分類
1	屋外中水水槽	水槽ポンプ一体型を含む
2	屋外中水ポンプ	
3	屋外中水配管	
4	本管接続地	
5	散水設備	雨水利用を原則とする
7	給湯設備	中央式と局所式を区分 太陽熱設備は67に分類
1	給湯機器設備(中央式)	
2	給湯配管設備(中央式)	
3	給湯機器設備(局所式)	電気温水器を含む
4	給湯配管設備(局所式)	
8	屋内排水通気設備	ディスポーザーは68に分類
1	屋内排水機器設備	グリーストラップを含む
2	屋内排水ポンプ設備	
3	屋内排水通気配管設備	
9	屋外排水設備	外壁以降、機器を含む
1	屋外排水機器設備	水槽ポンプ一体型を含む
2	屋外排水配管設備	
3	本管接続	
10	屋内雨水排水設備	建築工事との工事区分による
1	屋内雨水排水機器設備	排水ポンプ、ナイフゲート弁を含む(弁の衛生・空調区分は、設計図による)
2	屋内雨水排水配管設備	
11	屋外雨水排水設備	建築工事との工事区分による 外壁以降、機器を含む
1	屋外雨水排水機器設備	排水ポンプ等を含む
2	屋外雨水排水配管設備	
3	本管接続	
12	ガス設備	
1	低圧ガス設備	
2	中圧ガス設備	ガバナの2次側配管は低圧に含む
3	ガス安全システム	
13	消火設備	申請手続費を含む
1	消火器設備	
2	屋内消火栓設備	
3	屋外消火栓設備	
4	連結送水管設備	
5	スプリンクラー設備	
6	連結散水設備	
7	移動式粉末消火設備	
8	泡消火設備	
9	ガス消火設備	不活性ガス消火設備(N2、CO2、IG)、ハロゲン化物、消火設備毎に作成
10	フードダクト消火設備	
*	その他消火設備	放水型スプリンクラー・ドレンチャー・水噴霧・固定式粉末消火・放水銃・消防用水槽、消火設備毎に作成
14	自動潅水装置設備	建築工事との工事区分による 給水管分岐以降枝管のバルブ・センサー・配管等 潅水設備を含む
15	水処理(雑用水)設備	中水用処理機器
16	排水処理設備	農終放流までを含む 酸、アルカリ、RI 他
1	医療排水処理設備	
2	RI排水処理設備	
3	生産・実験排水処理設備	
17	脱臭除害設備	農終放流までを含む
18	浄化槽設備	農終放流までを含む
19	脱臭装置設備	
20	循環濾過設備	浴槽、池、プール他、用途毎に作成
21	撤去関連工事	撤去工事
*1	上記に配載のない項目	骨にあるコストインパクトの大きい設備はリスト化し、上記項目には含めず、各々項目を作成する
50	ごみ処理設備	コンパクタ
51	水景設備	
52	融雪設備	
53	パリデーション	
54	医療ガス設備	
55	井戸設備	
56	圧縮空気設備	
1	圧縮空気機器設備	
2	圧縮空気配管設備	
57	機械浴槽・個別浴槽設備	
58	気送管設備	
59	生産・実験機器設備	
60	生産・実験給水設備	
1	屋内上水	
2	屋内工水	
3	屋外上水	
4	屋外工水	
61	生産・実験排水設備	
1	屋内排水	
2	屋外排水	
62	生産・実験ガス設備	
1	低圧ガス設備	
2	中圧ガス設備	
3	ガス安全システム	
63	特殊ガス設備	
64	純粋設備	
65	蒸気配管設備	
66	オイル配管設備	
67	給湯太陽熱設備	
68	ディスポーザー設備	ディスポーザー屋以の配管を含む
*2	復旧工事、移設工事	上記1～36に含めるか、37撤去関連工事として分類するか物件により判断
*3	集合住宅案件(寮・ビジネスホテル等含む)	上記項目を共用部・専有部で分ける

【Ⅲ 空調設備中項目】

番号	項 目	備 考
1	熱源設備	ポンプなどの補機類も含む
1	熱源機器設備	機器断熱工事、根溢を含む
2	熱源用配管設備	熱源機器からヘッダーの一次側までを含む
3	DHC関連設備	一次側配管及び熱交換器まで
2	空調機器設備	
1	空調機器設備(AHU、OHU)	
2	空調機器設備(FCU)	
3	空調機器設備(デシカント)	
4	空調機器設備(個別式GHP)	
5	空調機器設備(個別式GHP)	
6	全熱交換器設備 (直面式EHP・GHP)	熱源、コイルのないものは、5.全熱交換器設備に計上 ※継続検討
7	水熱源HP設備	
8	その他機器設備	
3	空調ダクト設備	
1	CAV/VAV設備	
2	空調ダクト設備	消音エルボは空調ダクト設備に含む
3	消音設備	建築工事との工事区分による 空調機器サイレンサーも含む
4	空調配管設備	
1	冷水配管設備	
2	温水配管設備	
3	冷温水配管設備	
4	冷却水配管設備	
5	蒸気配管設備	空調・衛生の区分は、設計図による
6	加湿給水配管設備	空調・衛生の区分は、設計図による
7	冷却塔補給水配管設備	
8	冷媒配管設備	室内外機二次側渡り配線を含む
9	排水配管設備	
10	高温水配管設備	
11	ブライン配管設備	
12	熱源水配管設備	水熱源HP用配管
13	油配管(燃料用)	
5	全熱交換器設備	※継続検討
1	全熱交換器機器設備	熱源、コイルのあるものは、2.空調機器設備に計上
2	全熱交換器ダクト設備	
6	換気機器設備	
1	一般換気機器	全熱交換ユニットは含まない
2	脱臭装置	排煙、壁掛、天吊 等
3	その他機器	
7	換気ダクト設備	換気機器用ダンパーを含む 厨房用、駐車場用は用途表記
1	CAV/VAV	
2	換気ダクト設備	消音エルボは換気ダクト設備に含む
3	消音設備	建築工事との工事区分による 換気機器サイレンサーも含む
8	特殊換気設備	酸、アルカリ等の局所排気、プール、クリーンルーム等
1	特殊換気機器設備	
2	特殊換気ダクト設備	
9	排煙設備	
1	排煙機器設備	
2	排煙ダクト設備	排煙口、開放装置を含む
10	自動制御設備	インバーターを含む
11	中央監視設備	
12	床冷暖房設備	
13	その他空調設備	
14	撤去関連工事	撤去工事
*1	上記に配載のない項目	骨にあるコストインパクトの大きい設備はリスト化し、上記項目には含めず、各々項目を作成する
50	敷電設備	
51	パリデーション	
52	環境モニタリング	
53	手術室空調設備	
54	生産用熱源機器設備	
55	生産用熱源配管設備	
1	冷水配管設備	
2	温水配管設備	
3	冷温水配管設備	
4	冷却水配管設備	
5	蒸気配管設備	
6	冷却塔補給水配管設備	
7	排水配管設備	
8	高温水配管設備	
9	ブライン配管設備	
10	熱源水配管設備	
11	油配管(燃料用)	
56	冷蔵室・冷凍庫設備	
57	大型医具装置	厨房用などのダクト接続型
*2	復旧工事、移設工事	上記1～36に含めるか、37撤去関連工事として分類するか物件により判断
*3	集合住宅案件(寮・ビジネスホテル等含む)	上記項目を共用部・専有部で分ける

(b) ロードマップ

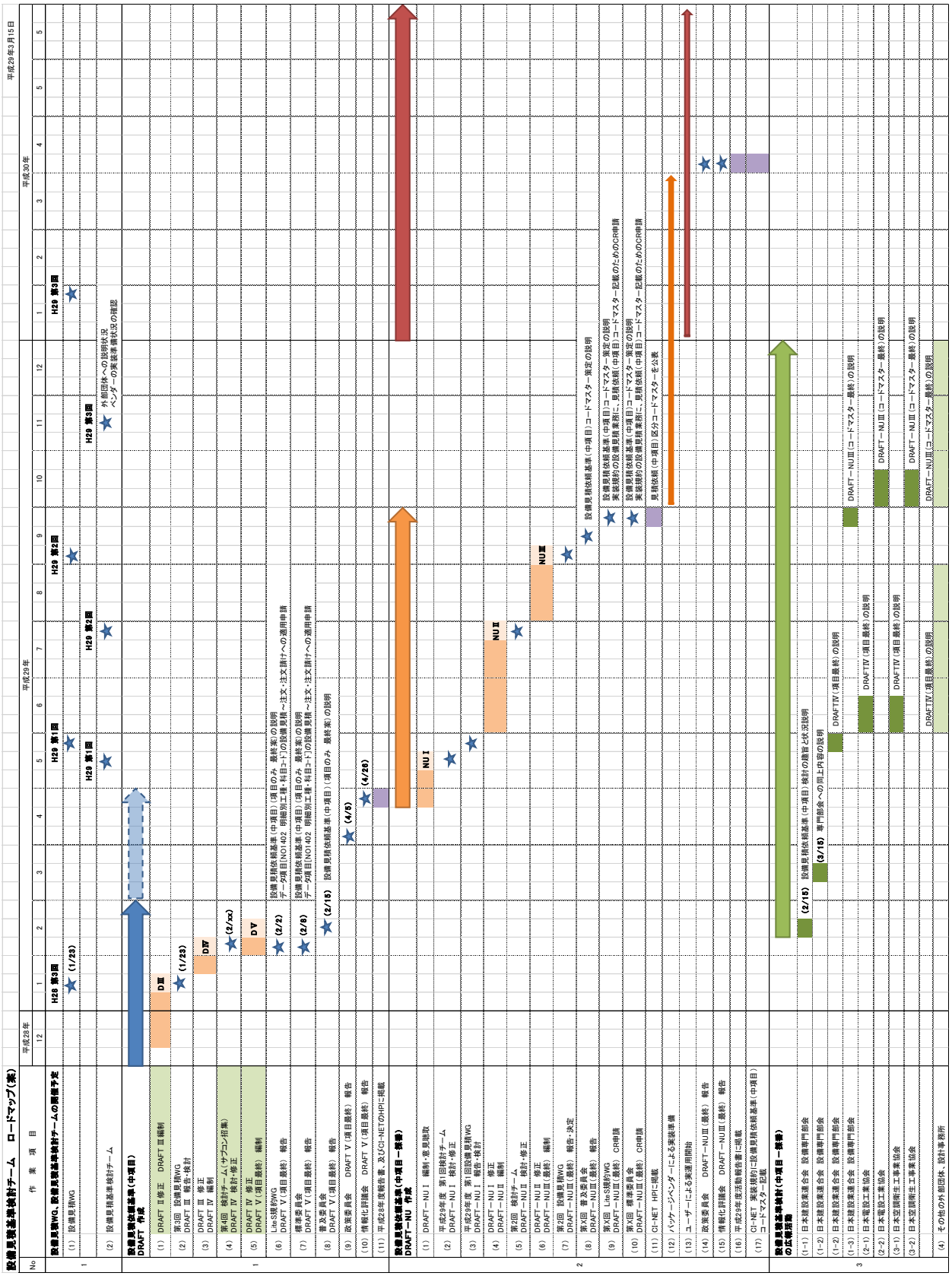
設備見積基準検討チーム　ロードマップ(案)
平成29年3月15日
No
作業項目
平成28年
平成29年
平成30年
H28 第3回
H29 第1回
H29 第2回
H29 第3回
(1/23)
DⅢ
DⅦ
(2/xx)
(2/2)
(2/6)
(2/15)
(4/5)
(4/26)
NUⅠ
NUⅡ
NUⅢ
(3/15)
設備見積依頼基準WG、設備見積基準検討チームの開催予定
(1) 設備見積WG
(2) 設備見積基準検討チーム
設備見積依頼基準(中項目)
DRAFT 作成
(1) DRAFT Ⅱ修正　DRAFT Ⅲ編制
(2) 第3回 設備見積WG
DRAFT Ⅲ 報告・検討
(3) DRAFT Ⅲ 修正
DRAFT Ⅳ 編制
(4) 第4回 検討チーム(サプコン招集)
DRAFT Ⅳ 検討・修正
(5) DRAFT Ⅳ 修正
DRAFT Ⅴ(項目最終) 編制
(6) Lte-5様式WG
DRAFT Ⅴ(項目最終) 報告
(7) 標準委員会
DRAFT Ⅴ(項目最終) 報告
(8) 普及委員会
DRAFT Ⅴ(項目最終) 報告
(9) 政策委員会　DRAFT Ⅴ(項目最終) 報告
(10) 情報化評議会　DRAFT Ⅴ(項目最終) 報告
(11) 平成29年度報告書、及びCI-NETのHPに掲載
設備見積依頼基準(中項目)(項目のみ 最終案)の説明
データ9項目(NO1-402 明細別工種・科目コード)の設備見積～注文・注文請けへの適用申請
設備見積依頼基準(中項目)(項目のみ 最終案)の説明
データ9項目(NO1-402 明細別工種・科目コード)の設備見積～注文・注文請けへの適用申請
設備見積依頼基準(中項目)(項目のみ 最終案)の説明
設備見積依頼基準(中項目)(項目のみ 最終案)の説明
設備見積依頼基準(中項目)
DRAFT－NUⅠ 作成
(1) DRAFT－NUⅠ 編制・意見聴取
平成29年度 第1回検討チーム
(2) DRAFT－NUⅠ 検討・修正
(3) 平成29年度 第1回設備見積WG
DRAFT－NUⅠ 報告・検討
(4) DRAFT－NUⅠ 修正
DRAFT－NUⅡ 編制
(5) 第2回 検討チーム
DRAFT－NUⅡ 検討・修正
(6) DRAFT－NUⅡ 修正
DRAFT－NUⅡ(最終) 編制
(7) 第3回 設備見積WG
DRAFT－NUⅡ(最終) 報告・決定
(8) 第4回 普及委員会
DRAFT－NUⅡ(最終) 報告
(9) 第4回 Lte-5様式WG
DRAFT－NUⅢ(最終) CI申請
(10) 第4回 標準委員会
DRAFT－NUⅢ(最終) CI申請
(11) CI-NET HPに掲載
(12) パッケージベンダーによる実装準備
(13) ユーザーによる実運用開始
(14) 政策委員会　DRAFT－NUⅢ(最終) 報告
(15) 情報化評議会　DRAFT－NUⅢ(最終) 報告
(16) 平成29年度活動報告書に掲載
(17) CI-NET 実装検討(設備見積依頼基準(中項目)コードマスター記載)
設備見積コードマスター記載
コードマスター記載の説明
設備見積依頼基準(中項目)コードマスター実定の説明
設備見積依頼基準(中項目)コードマスター実定の説明
設備見積依頼基準(中項目)コードマスター実定の説明
見積依頼(中項目)区分コードマスターを公表
外部団体への説明状況
ベンダーの実装準備状況の確認
設備見積基準検討(中項目－実装)
の広報活動
(1-1) 日本建設業連合会　設備専門部会
(1-2) 日本建設業連合会　設備専門部会
(1-2) 日本建設業連合会　設備専門部会
(1-3) 日本建設業連合会　設備専門部会
(2-1) 日本電設工業協会
(2-2) 日本電設工業協会
(3-1) 日本空調衛生工事業協会
(3-2) 日本空調衛生工事業協会
(4) その他の外部団体、設計事務所
設備見積依頼基準(中項目)検討の趣旨と状況説明
(2/15)
設備見積依頼基準(中項目)検討の趣旨と状況説明
(3/15) 専門部会への同上内容の説明
DRAFTⅣ(項目最終)の説明
DRAFTⅣ(項目最終)の説明
DRAFTⅣ(項目最終)の説明
DRAFTⅣ(項目最終)の説明
DRAFTⅣ(項目最終)の説明
DRAFTⅣ(項目最終)の説明
DRAFT－NUⅢ(コードマスター最終)の説明
DRAFT－NUⅢ(コードマスター最終)の説明
DRAFT－NUⅢ(コードマスター最終)の説明
DRAFT－NUⅢ(コードマスター最終)の説明

(4) CI-NETの普及拡大に向けた平成28年度活動計画

No.	作業項目	成果物	作業者	備考
0 00	**会議開催**			
0 01	情報化評議会			
0 02	政策委員会			
0 03	普及委員会			
0 04	普及推進WG			
0 05	設備見積WG			
0 06	報告書とりまとめ			
0 07	次年度計画案とりまとめ			
1 00	**(1) CI-NET導入の可能性が高い首都圏および地域での新規利用企業の拡大**			
1 01	(a) CI-NETを活用した電子商取引説明会の継続的開催	・普及推進活動実績概況報告 ・説明会議事録 ・アンケート結果集計	事務局	7月地域、11月東京にて電子商取引説明会を各2回程度開催。 要望には適宜対応。 1月東京会場にて1回追加開催。
1 02	(b)勉強会、個別支援の実施	・普及推進活動実績概況報告	事務局	説明会参加企業を中心に情報提供、勉強会案内等を実施。 要望により適宜対応。
1 03	(c)普及ツール(提供資料等)および提供方法の継続的な改善	・PR資料(改訂) ・ケーススタディ ・広報媒体の掲載記事等 ・CI-NET導入に係る業務方法等の推奨案 ・CI-NETホームページ公表 ・法定福利費の内訳明示方法に関する対応例の提案 ・施工体制台帳およびそれに添付する下請負契約書の取扱いについての解説提示案 ・CI-NET電子証明書の申込み方法についての調査のまとめ	WG 事務局	普及活動の参考となる事例があれば、適宜ケーススタディを作成。 普及展開状況など、既存資料・ツールのブラッシュアップ。 普及ツールの広報のためCI-NETホームページの効率的な活用。 国交省との協議のもと、施工体制台帳等の取扱いについて検討する。
1 04	(d)CI-NET対応ベンダおよび業務パッケージベンダの連携	・普及推進活動実績概況報告 ・意見交換議事録	事務局	CI-NET対応ベンダおよびCI-NETベンダ会メンバの普及活動を支援。 情報共有のための関係構築(意見交換会、情報提供)。 ヒアリング候補に5社より多数挙げていたが、ベンダ動向を注視する。 オーピックヒアリングは調整中。
2 00	**(2) すでにCI-NETを導入している企業(ゼネコン、取引先)に対する利用範囲拡大の支援**			
2 01	(a)中堅ゼネコンとの意見交換会の実施	・意見交換会議事録(普及推進活動概況報告)	事務局	1回程度開催。
2 02	(b)電子化率調査による各社の実情および今後の展開計画の把握	・各社の実情と今後の展開計画	事務局	調査シートはメールベースでWGメンバーに確認予定
3 00	**(3) 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討**			
3 01	(a)発注者とゼネコン間の契約電子化の検討	・注文・注文請書の形式による契約状況の整理 ・発注者のターゲットの明確化 ・相互に記名押印する方法の場合のメッセージ策定の要否	WG	
3 02	(b)汎用的な取り交わし書面の電子データ化に対する検討	・利用業務の検討 ・規約改訂の要否の検討 ・暫定版基本契約メッセージ運用ルール	WG	
4 00	**(4) CI-NETの普及拡大に向けた3ヵ年活動計画(平成29年～31年度)案の策定**			
4 01	(a)CI-NETの普及拡大に向けた3ヵ年活動計画(平成29年～31年度)(案)の策定	・CI-NETの普及拡大に向けた3ヵ年活動計画(平成29年～31年度)(案) ・普及対象となり得る企業数の把握 ・活動と目標の設定	WG	CI-NETの普及拡大に向けた活動と目標を設定。 普及対象となり得る企業数を把握。
5 00	**(5) 設備分野におけるCI-NET実用化促進**			
5 01	(a) 設備見積 CI-NETLiteS実装規約Ver.2.1化推進	・運用ルール検討 (設備見積Ver2.1実運用テスト、移行課題検討)	WG	前年度実運用テストⅡまとめに対する課題の検討と調整を行い、設備見積Ver2.1移行への対応検討を進める
		・見積依頼基準検討 (見積区分・見積項目・拾い区分等の基準化検討)		見積依頼の効率化のため、見積区分、見積項目、拾い区分等の基準化検討を行う
		・資機材コード検討 (「設備・電気」改訂コードの確認と各社対応準備)		資機材ｺｰﾄﾞ(電気設備)改訂に伴う実装への検証を行いﾁｪﾝｼﾞﾘｸｴｽﾄを提出、ｺｰﾄﾞﾊﾞｰｼﾞｮﾝの切替検討と、各社対応検討

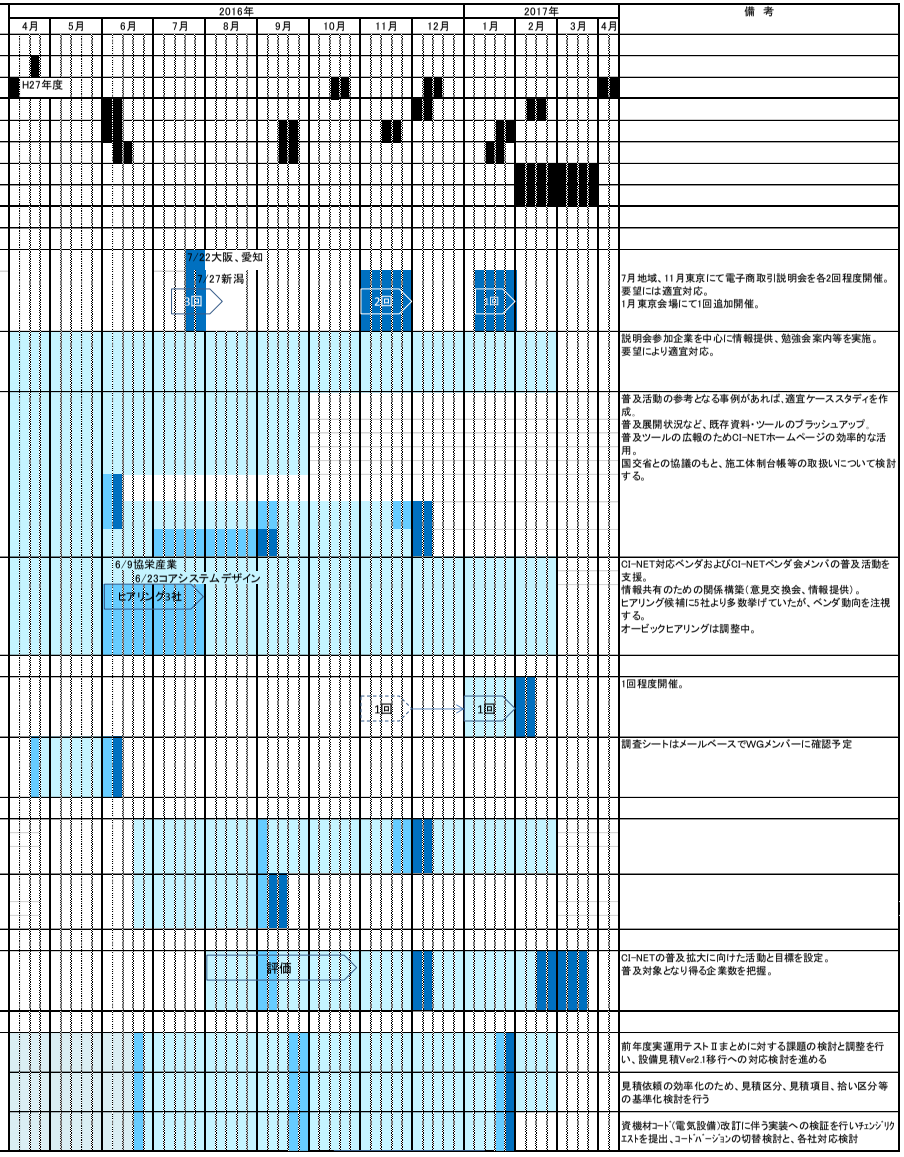

8.2. 標準委員会

8.2.1. 標準 BPWG

(1) CI-NET 標準ビジネスプロトコル　改善要求

表 8.2-1　標準ビジネスプロトコル　改善要求一覧

CR 管理 No.	Title	概要	改訂反映先	審議結果	承認
B-2016-001	建設業許可工事業種	「解体工事業」を追加する。	Ver. 1.6	「解体工事業」の追加については承認。	済
B-2016-002	データ交換協定書	「基本契約」を追加する。	Ver. 1.6	基本契約の暫定利用に係る「データ交換協定書」の変更は却下。標準 BP の改訂は正式な基本契約メッセージが掲載される際に行う。	延期
B-2016-003	データ交換運用マニュアル	「基本契約」を追加する。	Ver. 1.6	基本契約の暫定利用に係る「データ交換運用マニュアル」の変更は却下。標準 BP の改訂は正式な基本契約メッセージが掲載される際に行う。	延期
B-2016-004	データ交換運用マニュアル	「メール」による例示を「ASP」による例示に置き換える。	Ver. 1.6		済

CR 管理 No.	Title	概要	改訂反映先	審議結果	承認
B-2016-005	データ交換協定書	暗号方式の変更に伴い、以下の 2 点を追記する。 ・事業者の存在証明手続き ・事業者が特定した契約権限者による契約を事業者が拒否できないこと	Ver. 1.6		済
B-2016-008	データ交換協定書	ebMS 利用に対応した変更	Ver. 1.6		済

(a)　CR 管理 No.B-2016-001　建設業許可工事業種

（№　B-2016-001）

CI-NET標準ビジネスプロトコル改善要求書（CHANGE REQUEST）

発信者記入欄	事務局記入欄
発　信　日　　2016 年　9 月　13 日	受　信　日　　年　　月　　日
会 社 名： 標準 BPWG	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名	
担当者名	
TEL： 連 絡 先 FAX：	
件　　名　受注者建設業許可工事業種の追加	

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求内容】

建設業許可工事業種を使用するデータ項目について、建設業法の改正を受けて、改訂することを要求する。

(1) 改訂対象

建設業許可工事業種リスト

CI-NET№.［　450］　タグ№.［1167］:「受注者建設業許可工事業種」

CI-NET№.［　600］　タグ№.［1171］:「発注者建設業許可工事業種」

(2) 改訂内容

以下のとおり変更する。

＜標準 BP　P. 63＞

変更前	＜本文＞ 3.5.3 建設業許可工事業種リスト 表 16　データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業

建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業

変更後

＜本文＞

3.5.3 建設業許可工事業種リスト

表 16　データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業

大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業
解体	解体工事業

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求の理由】

業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 55 号）が平成 26 年 6 月 4 日に公布、平成 28 年 6 月 1 日に施行されたことを受けて、改訂を行う必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

建設業許可工事業種について、広く周知を図る必要があることから、CI-NET のホームページ等において、掲載場所やコードメンテナンス時の通知等が適切に行われるよう、配慮する必要がある。

(b)　CR 管理 No.B-2016-004　データ交換運用マニュアル

（No.　B-2016-004）

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書（CHANGE REQUEST）

発信者記入欄		事務局記入欄
発　信　日	2016 年　X 月　XX 日	受　信　日　　年　　月　　日
会 社 名		事務局処理記入欄
企業識別コード		
部 署 名	標準委員会／標準 BPWG	
担当者名		
連 絡 先	TEL: FAX:	
件　　名	CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例）における ASP サービス経由の利用状況を追加する改訂	

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求内容】

CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例）について、電子メールを前提とした記載を、ASP サービス経由の利用を前提とした記載に改訂することを要求する。

(1) 改訂対象

電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例）

(2) 改訂内容

以下のとおり変更する。

＜CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.6 P. 141～＞

変更前	＜本文＞ ■電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例） 1. 目的 ・・・ 2. 運用条件確認書 ・・・ 3. システムの内容 （1） システムの概念図およびシステム構成

CI-NET による EDI 実施に際し、甲はインターネットを介して取引関係情報等を乙との間で交換する。また乙はインターネットを介して取引関係情報等を甲との間で交換する。

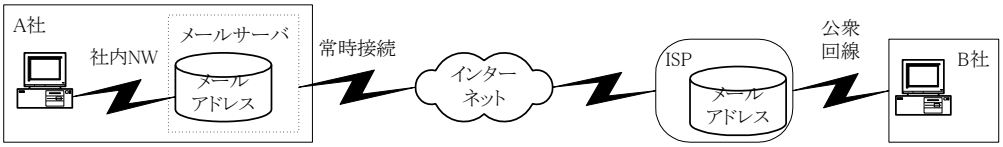

図 22　システム構成の例

【補足】

ISP：インターネット・サービス・プロバイダ：ユーザーにインターネットへの接続を提供する組織、事業者。

・・・

6. 費用負担

・・・

（2）運用費用；運用費用は、以下の項目があげられる。

インターネット通信回線利用料、コンピュータ運用経費（用紙、電気代等）、メールサービス等利用料、CI-NET 対応ソフト・ASP サービス等利用料、企業識別コード、電子証明書更新料等

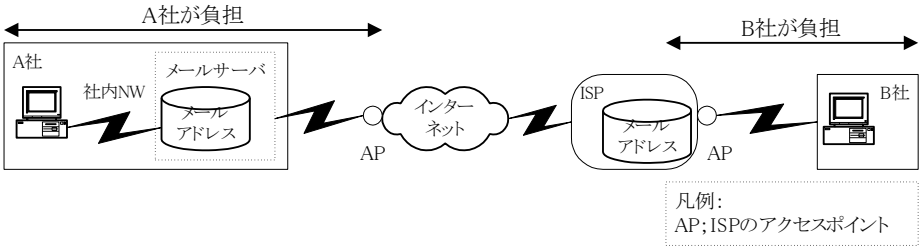

図41　費用負担例

・・・

7. 責任範囲

甲および乙の責任範囲は、自身の使用するアクセスポイント（メールアドレスを含む）までとする。

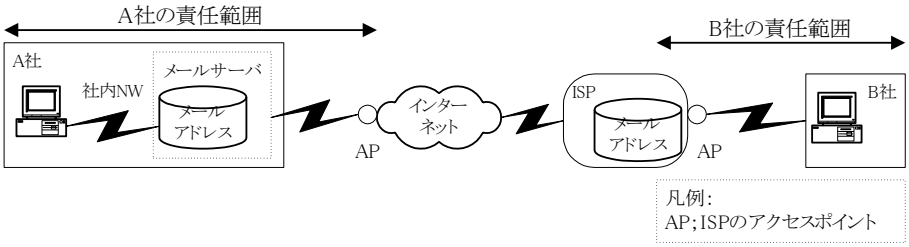

図 42　責任範囲の例

・・・

変更後	＜本文＞ ■~~電子メールを前提とした~~CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例） 1.目的 ・・・ 2. 用語の定義 1) EDI(ElectronicData Interchange) 電子データ交換。企業間における取引関係情報を、標準的な方法によりネットワークを利用して交換すること。 2) AP(access point) ネットワークへの通信を仲介する施設や機器のこと。 3) ASP サービス インターネットなどを通じてソフトウェアを利用させるサービス。ASP（Application Service Provider）は、そのようなサービスの提供者。 4) ISP(Internet Services Provider) インターネット接続業者。 5) アドレス CI-NET による EDI の利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信する際、利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスをいい、ebMS の場合には FQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくは IP アドレスをいう。 以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するアドレスを「乙のアドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引情報等を送信するアドレスを「甲のアドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲のアドレスまたは乙のアドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。 3. 運用条件確認書 ・・・

4. システムの内容

（1）システムの概念および構成

CI-NETによるEDI実施に際し、甲はインターネットを介して取引関係情報等を乙との間で交換する。また乙はインターネットを介して取引関係情報等を甲との間で交換する。

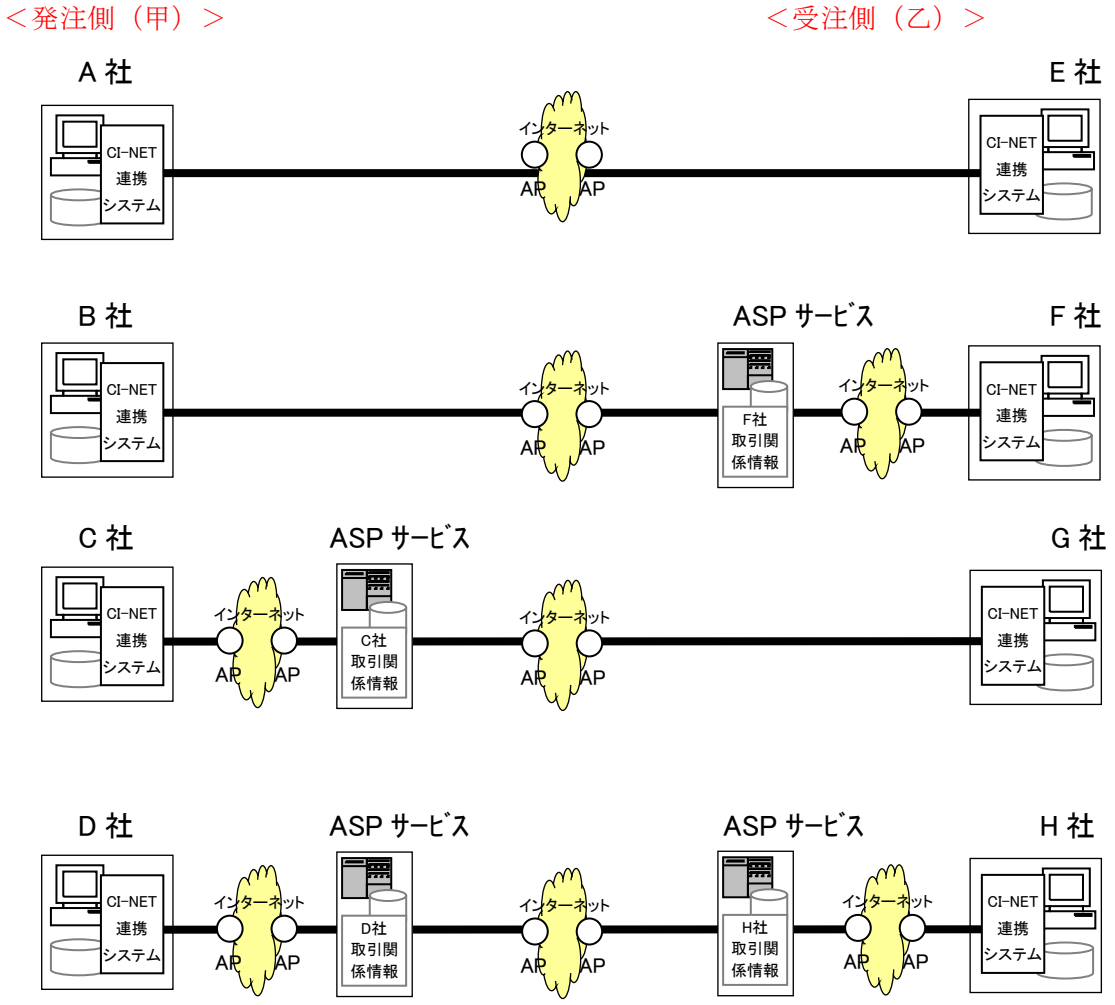

図 4.5-1　システム構成の例

【補足】

CI-NET を導入する企業は、A～H 社のようなシステム構成の事例がある。

・A、B および G 社：自社で CI-NET による電子データ交換システムを構築する場合

・C、D、E、F および H 社： CI-NET による電子データ交換サービスを提供する ASP サービス等を利用する場合

・・・

7. 費用負担

・・・

（2）運用費用；運用費用は、以下の項目があげられる。

インターネット通信回線利用料、コンピュータ運用経費（用紙、電気代など）、メールサービス等利用料、CI-NET 対応ソフト・ASP サービス等利用料、企業識別コード、電子証明書更新料、等

＜発注側（甲）＞　　＜受注側（乙）＞

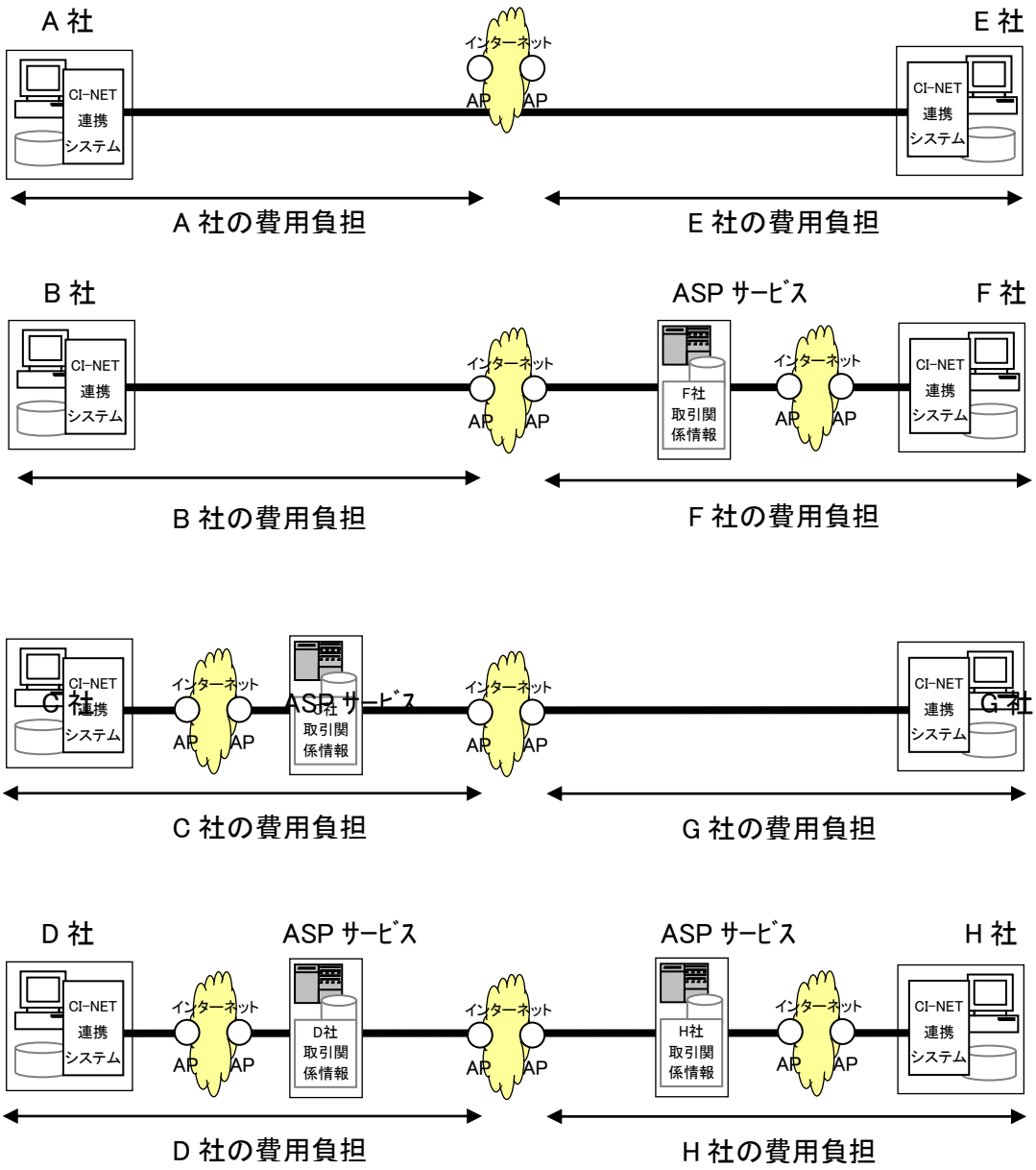

図 41　費用負担の例

8. 責任範囲

甲および乙のネットワークに係る責任範囲は、~~自身の使用するアクセスポイント（メールアドレスを含む）まで~~下図に示す通りとする。

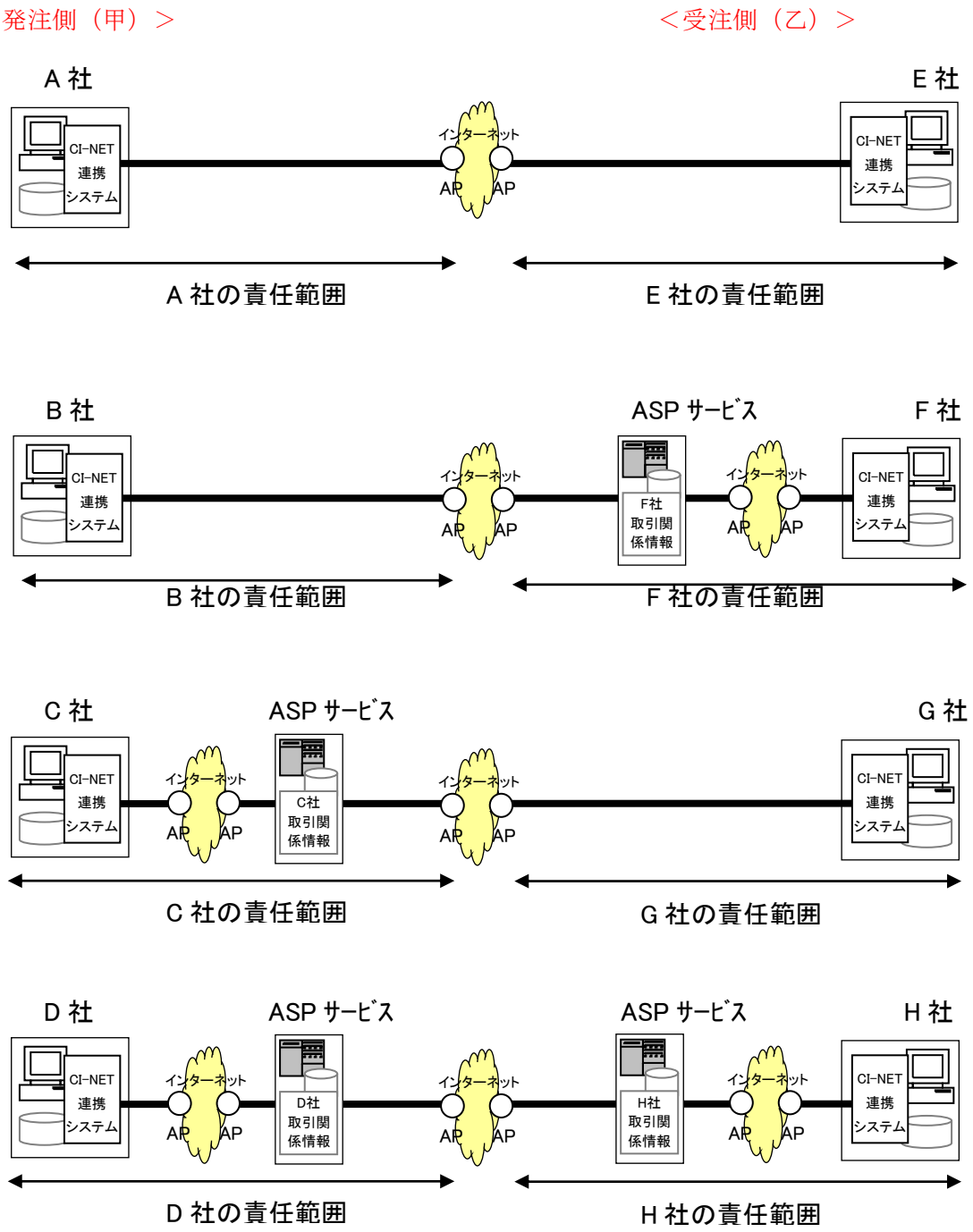

図 42　責任範囲の例

【補足】
ASP サービスあるいは市販ソフトウェアを利用する場合の責任範囲については、採用するシステム構成に応じて、そのベンダとの契約内容を確認していただきたい。

・・・

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求の理由】

ASP サービス経由の利用が主流となったことを受けて、システムの概念および構成、費用負担、責任範囲に関して、ASP サービス経由の利用を例示することが適切と考えられるため。

【既存ユーザ等への影響】

システムの概念および構成、費用負担、責任範囲については、導入時にユーザおよびサービスベンダーが十分に理解しておく必要がある。

(c)　CR 管理 No.B-2016-005　データ交換協定書

（No.　B-2016-005）

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書（CHANGE REQUEST）

発信者記入欄	事務局記入欄
発　信　日　　2016 年　12 月　2 日	受　信　日　　年　　月　　日
会 社 名	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名　標準 BPWG	
担当者名	
連 絡 先　TEL: FAX:	

件　　名　第 4 節　CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）第 11 条（個別契約の成立）における、契約等の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であることを明記する必要性に係る追記。

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求内容】

新暗号アルゴリズムへの対応に伴う電子証明書に格納する属性の変更に対応して、「CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）」について、以下のとおり改訂することを要求する。

(1) 改訂対象

第 4 節　CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）

(2) 改訂内容

以下のとおり変更する。

＜CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 P. 257-258＞

変更前	＜本文＞ ■インターネットの CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例） ・・・

第 11 条（個別契約の成立）

1.本協定に係わる個別契約は、甲の乙に対する個別契約申込の意思表示（確定注文メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請メッセージ）が甲に到達した時に成立する。ここで、乙の承諾の意思表示が甲に到達した時とは、乙の承諾の意思表示が甲のメールアドレスに着信した時をいう。

2.本協定に係わる個別契約の内容の変更は、甲の乙に対する個別契約変更申込の意思表示（鑑項目合意変更申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（鑑項目合意変更承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

3.本協定に係わる個別契約の解除は、甲の乙に対する個別契約解除申込の意思表示（合意解除申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意解除承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

4.本協定に係わる個別契約の打切は、甲の乙に対する個別契約打切申込の意思表示（合意打切申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意打切承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

【留意点】

・次図の（3）が乙のメールアドレスに着信した時に個別契約が成立する。

・受信者が（2）の受信確認メッセージを送信することは、確定注文メッセージが着信したことを通知するものであり、注文の承諾を通知するものではない。注文の申込を吟味のうえ（3）の注文請メッセージを送信し発注者に着信した時点で、注文の承諾の意思表示が成立する。

Msg：メッセージ

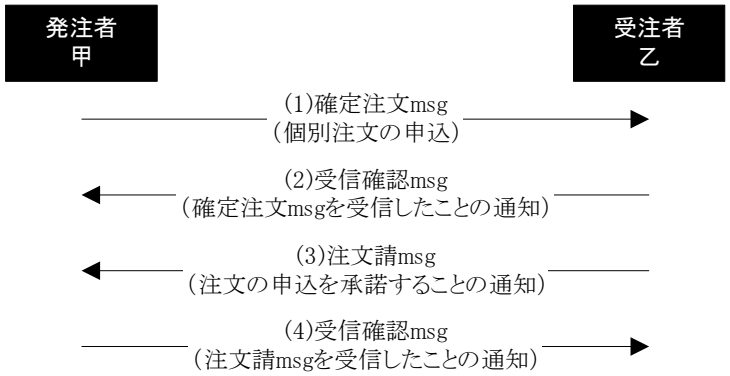

変更後

＜本文＞

■インターネットの CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）

・・・

第 11 条（個別契約の成立）

1.本協定に係わる個別契約は、甲の乙に対する個別契約申込の意思表示（確定注文メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請メッセージ）が甲に到達した時に成立する。ここで、乙の承諾の意思表示が甲に到達した時とは、乙の承諾の意思表示が甲のメールアドレスに着信した時をいう。

2.本協定に係わる個別契約の内容の変更は、甲の乙に対する個別契約変更申込の意思表示（鑑項目合意変更申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（鑑項目合意変更承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

3.本協定に係わる個別契約の解除は、甲の乙に対する個別契約解除申込の意思表示（合意解除申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意解除承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

4.本協定に係わる個別契約の打切は、甲の乙に対する個別契約打切申込の意思表示（合意打切申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意打切承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

5. 本協定に係わる個別契約において、利用する電子証明書に記載されている正当な権限を有する者は、当該個別契約の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であることを事務処理の規程に定め、当該規程に沿った運用を行わなければならない。

6. 甲および乙は、本協定に係わる個別契約は、本協定に係わる個別契約に関する正当な権限を有する者が適切な手段、手続きに則って行うことを前提としたものであるため、個別契約の成立を否認してはならない。また、契約の一方当事者は、社内の制限を相手方に主張できない。

【留意点】

・次図の~~（3）~~（1）が乙のメールアドレスに着信した時に個別~~契約~~注文の申込みの意思表示が成立する。

・受信者が（2）の受信確認メッセージを送信することは、確定注文メッセージが着信したことを通知するものであり、注文の承諾を通知するものではない。注文の申込を吟味のうえ（3）の注文請メッセージを送信し発注者に着信した時点で、注文の承諾の意思表示が成立する。

Msg：メッセージ

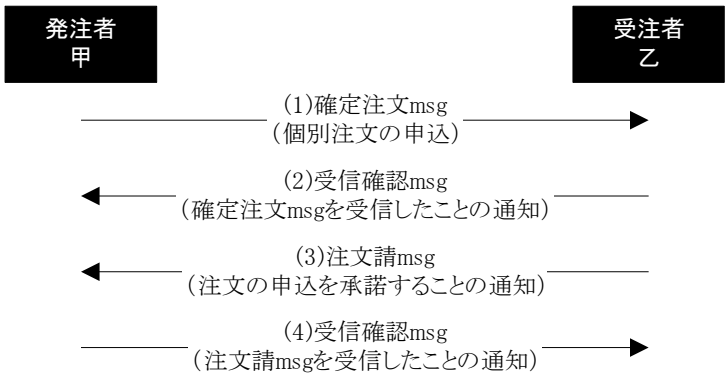

		・第 5 項の「事務処理の規程」については、CI-NET による EDI に関わる者の運用諸規則をまとめたものであり、当該個別契約の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であることを明示することが特に求められる。

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求の理由】

電子証明書は、公開鍵暗号方式にて、利用者の公開鍵が本人に帰属していることを証明するために電子認証局が発行する電子的な証明書であり、個人を特定できることが条件となる。

一方で、従来より CI-NET においては、契約等は個人ではなく役職の権限で行う運用としてきた経緯があり、新暗号アルゴリズムへの対応に伴う電子証明書に格納する属性の変更においても、この運用を踏襲することとなった。このため、電子証明書に記載されている役職名が、契約等の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であることを、別途事務処理規定等に明記しておく必要があり、データ交換協定書でもこの点に言及する必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

新暗号アルゴリズムへの移行に伴い、すべてのユーザの電子証明書が更新されることから、この更新に併せて、各ユーザにおいてデータ交換協定書の改訂を行う必要がある。

(d)　CR 管理 No.B-2016-008　　データ交換協定書

（№　B-2016-008）

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書（CHANGE REQUEST）

発信者記入欄	事務局記入欄
発　信　日　　2017 年　2 月　3 日	受　信　日　　年　　月　　日
会 社 名	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名　標準 BPWG	
担当者名	
連 絡 先　TEL: FAX:	
件　　名　ebMS の利用を想定した「第 4 節　CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）」の改訂	

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求内容】

今後に ebXML Messaging Service（以下、「ebMS」という。）の利用が想定されることから、これに対応して、「CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）」について、以下のとおり改訂することを要求する。

(1) 改訂対象
第 4 節　CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）

(2) 改訂内容
以下のとおり変更する。

＜CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 P. 257-258＞

変更前	＜本文＞ ■インターネットの電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における平成　年　月　日締結の工事下請基本契約書および平成　年　月　日締結の物品等売買基本契約書（以下「基本契約書」という）にもとづく取引に関し、第 4 条（1）に規定する CI-NET 標準ビジネスプロトコルにもとづく第 4 条（2）に規定の電子データの交換（以下「CI-NET による EDI」という。）をインターネットの電子メールを利用して行うにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

【留意点】
使用するシステムの名称（取引当事者間で取り決めた固有もの）を明記することもあり得る。

第 1 条（目的）
本協定は、甲乙が CI-NET による EDI を利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第 2 条（基本契約書との関係）
甲乙間で締結した基本契約書に定めた事項と本協定に定めた事項との間に相違がある場合には、本協定の定めが優先的効力を有するものとする。

【留意点】
基本契約書と本協定との内容が整合しない場合、一般的には、CI-NET による EDI に関しては本協定が優先する。ユーザーはこの点に留意してデータ交換協定書の内容を検討する必要がある。

第 3 条（適用範囲）
1.本協定は、CI-NET による EDI を利用して行う個別契約の申込およびその承諾、または個別契約内容の変更、解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等の付帯業務について適用する。
2.CI-NET による EDI を利用して行う業務の内容は、第 5 条に規定する運用マニュアルに定める。

【留意点】
CI-NET を導入する企業は、CI-NET の適用業務を運用マニュアルに定める。

第 4 条（用語の定義）
本協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
（1）CI-NET 標準ビジネスプロトコル
取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるビジネスプロトコルであり（財）建設業振興基金　建設産業情報化推進センター発行の「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」で規定するものをいう。
（2）CI-NET による EDI
甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態でメールアドレスに送信し、相手方が当該取引関係情報を受信し、利用するシステムをいう。
（3）取引関係情報
甲乙間の継続的取引において、個別契約の申込およびその承諾、または個別契約内容の変更、解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等相手方に対する意思表示または通知のうち、CI-NET による EDI により甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。このうち本協定が対象とする取引関係情報は、第 5 条に規定する運用マニュアルに定める。
（4）個別契約
甲から乙に対する注文の申込の意思表示（確定注文メッセージ）と、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請けメッセージ）によって成立する取引契約をいう。
（5）メールアドレス
CI-NET による EDI の利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信するインターネットの電子メールアドレスをいう。
以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するメールアドレスを「乙のメールアドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引情報等を送信するメールアドレスを「甲のメールアドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲のメールアドレスまたは乙のメールアドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。
（6）取引用設備
甲および乙が、CI-NET による EDI を利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。
（7）取引用電気通信回線
甲および乙が、CI-NET による EDI を利用するために準備する甲の装置と乙の装置が利用する電気通信回線である（以下「通信回線」という。）。

【留意点】
（3）取引関係情報は、CI-NET を導入する企業が、CI-NET を適用する範囲の標準メッセージを運用マニュアルに定める。

第 5 条（運用マニュアル）
1.本協定にもとづく CI-NET による EDI について、その実施に必要なシステム、送信手順、データ書式、運用時間その他の細目は、甲乙間で別に定める「CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）」に定める。

2.甲および乙は、運用マニュアルが本協定と一体をなし、本協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3.システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要が生じた場合には、必要に応じ、甲乙間で協議を行い変更する。

第 6 条（CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールの遵守）
甲乙は、CI-NET による EDI を利用するにあたり CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールを遵守する。

第 7 条（実施手順）
甲乙は、以下の各号に定める要領および運用マニュアルに定める要領にしたがい、相互に取引関係情報を提供、利用する。
（1）甲乙は CI-NET による EDI の利用に際し、メールアドレスを定め、相手方に通知する。
（2）甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙のメールアドレスに送信する。
（3）乙は、前号により乙のメールアドレスに送信された取引関係情報を乙の装置内に受信し、利用する。乙は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲のメールアドレスに送信する。
（4）乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲のメールアドレスに送信する。
（5）甲は、前号により甲のメールアドレスに送信された取引関係情報を甲の装置内に受信し、利用する。甲は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙のメールアドレスに送信する。
（6）甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報等を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態に変換する業務、運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態に変換する業務および運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態の取引関係情報等を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託することができる。

【留意点】
(2)～(5)のセキュリティ処理方式は運用マニュアルに定める。

第 8 条（意思表示等の時期）
CI-NET による EDI による甲乙間の意思表示あるいは通知は、甲および乙が提供すべき取引関係情報を相手方のメールアドレスに記録させた時に、相手方に到達したものとする。

【留意点】

下図の例の（2）の時点で見積回答の意思表示が到達したものとする。

データが相手方に到達することにより、その意思表示は効力を発生する（民法 97 条 1 項：隔地者に対する意思表示はその通知の相手方に到達したる時よりその効力を生じる）。

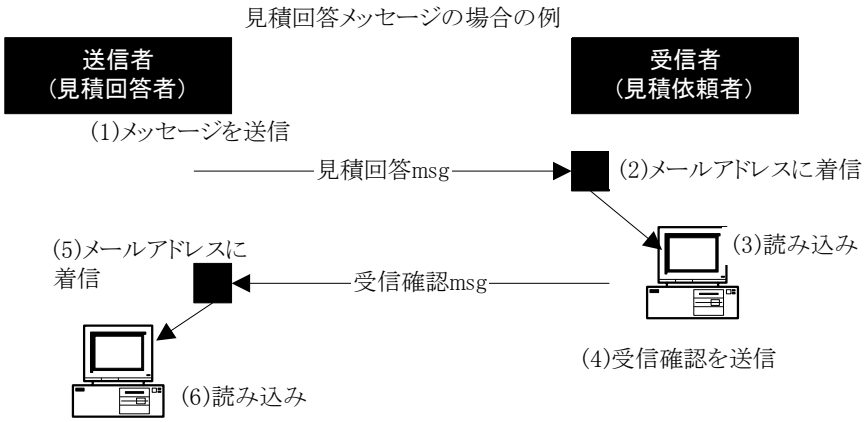

msg：メッセージ

第 9 条（取引関係情報の効力）

・・・

変更後

＜本文＞

■~~インターネットの電子メールを前提とした~~CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における平成　年　月　日締結の工事下請基本契約書および平成　年　月　日締結の物品等売買基本契約書（以下「基本契約書」という）にもとづく取引に関し、第 4 条（1）に規定する CI-NET 標準ビジネスプロトコルにもとづく第 4 条（2）に規定の電子データの交換（以下「CI-NET による EDI」という。）を実施する際、利用する通信手段に~~インターネットの~~電子メールや ebMS 等を利用して行うにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

【留意点】

・使用するシステムの名称（取引当事者間で取り決めた固有もの）を明記することもあり得る。

第 1 条（目的）

本協定は、甲および乙が CI-NET による EDI を利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第 2 条（基本契約書および個別契約との関係）

甲乙間で締結した基本契約書および個別契約に定めた事項と本協定に定めた事項との間に相違がある場合には、本協定の定めが優先的効力を有するものとする。

【留意点】

・基本契約書および個別契約と本協定との内容が整合しない場合、一般的には、CI-NET による EDI に関しては本協定が優先する。ユーザーはこの点に留意してデータ交換協定書の内容を検討する必要がある。

第 3 条（適用範囲）

1. 本協定は、CI-NET による EDI を利用して行う基本契約または個別契約の申込およびその承諾、基本契約または個別契約の契約内容の変更、および個別契約の解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等の付帯業務について適用する。

2.CI-NET による EDI を利用して行う業務の内容は、第 5 条に規定する運用マニュアルに定める。

【留意点】

・CI-NET を導入する企業は、CI-NET の適用業務について、運用マニュアルに定める。

第 4 条（用語の定義）

本協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）CI-NET 標準ビジネスプロトコル

取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるビジネスプロトコルであり（財）建設業振興基金　建設産業情報化推進センター（現：(一財）建設業振興基金　経営基盤整備支援センター）発行の「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」で規定するものをいう。

（2）CI-NET による EDI

甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で~~アドレスに~~電子メール、あるいは ebMS 等の通信手段を用いて送信し、相手方が当該取引関係情報を受信し、利用するシステムをいう。

（3）取引関係情報

甲乙間の継続的取引において、個別契約の申込およびその承諾、または個別契約内容の変更、解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等相手方に対する意思表示または通知のうち、CI-NET による EDI の実施に伴い甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。このうち本協定が対象とする取引関係情報は、第 5 条に規定する運用マニュアルに定める。

（4）個別契約
甲から乙に対する注文の申込の意思表示（確定注文メッセージ）と、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請けメッセージ）によって成立する取引契約をいう。
（5）アドレス
CI-NET による EDI の利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信する~~インターネットの電子メールアドレス~~際、利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスをいい、ebMS の場合には FQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくは IP アドレス~~ドメイン(IP アドレス)~~をいう。
以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信する~~メール~~アドレスを「乙の~~メール~~アドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引情報等を送信する~~メール~~アドレスを「甲の~~メール~~アドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲の~~メール~~アドレスまたは乙の~~メール~~アドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。
（6）取引用設備
甲および乙が、CI-NET による EDI を利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。
（7）取引用電気通信回線
甲および乙が、CI-NET による EDI を利用するために準備する甲の装置と乙の装置が利用する電気通信回線である（以下「通信回線」という。）。
（8）正当な権限を有する者
甲乙間の取引の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であり、その旨を事務処理の規定に定められた者をいう。

【留意点】
・（3）CI-NET を導入する企業は、取引関係情報の内、CI-NET を適用する範囲の標準メッセージを運用マニュアルに定める。

第 5 条（運用マニュアル）
1.本協定にもとづく CI-NET による EDI について、その実施に必要なシステム、送信手順、データ書式、運用時間その他の細目は、甲乙間で別に定める「CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）」に定める。
2.甲および乙は、運用マニュアルが本協定と一体をなし、本協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3.システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要が生じた場合には、必要に応じ、甲乙間で協議を行い変更する。

第 6 条（CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールの遵守）
甲および乙は、CI-NET による EDI を利用するにあたり CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールを遵守しなければならない。

第 7 条（実施手順）

甲および乙は、以下の各号に定める要領および運用マニュアルに定める要領にしたがい、相互に取引関係情報を提供、利用する。

（1）甲および乙は CI-NET による EDI の利用に際し、~~メール~~アドレスを定め、相手方に通知する。

（2）甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙の~~メール~~アドレスに送信する。

（3）乙は、前号により乙の~~メール~~アドレスに送信された取引関係情報を乙の装置内に受信し、利用する。乙は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲の~~メール~~アドレスに送信する。

（4）乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲の~~メール~~アドレスに送信する。

（5）甲は、前号により甲の~~メール~~アドレスに送信された取引関係情報を甲の装置内に受信し、利用する。甲は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙の~~メール~~アドレスに送信する。

（6）甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報等を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態に変換する業務、運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態に変換する業務および運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態の取引関係情報等を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託することができる。

【留意点】

（2）～（5）のセキュリティ処理方式は運用マニュアルに定める。

第 8 条（意思表示等の時期）

CI-NET による EDI の実施に伴う甲乙間の意思表示あるいは通知は、甲および乙が提供すべき取引関係情報を相手方の~~メール~~アドレスに記録させた時に、相手方に到達したものとする。

【留意点】

・下図の例の（2）の時点で見積回答の意思表示が到達したものとする。

・データが相手方に到達することにより、その意思表示は効力を発生する（民法 97 条 1 項：隔地者に対する意思表示はその通知の相手方に到達したる時よりその効力を生じる）。

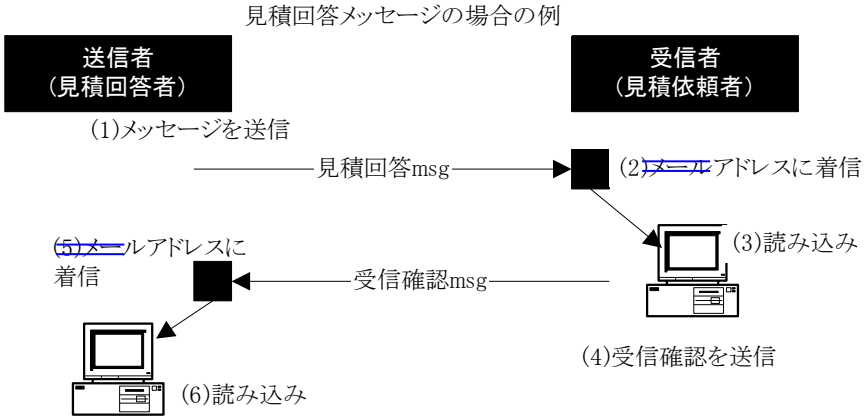

msg：メッセージ

第 9 条（取引関係情報の効力）

・・・

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求の理由】

CI-NET LiteS にて定義する情報伝達手段として、従来の S/MIME を用いた電子メールに加えて、ebMS を追記したことに対応して、「CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）」を改訂することが要求された。

【既存ユーザ等への影響】

「第 4 節　CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）」は、CI-NET のユーザにより広く参照されることから、今後の電子メール方式から ebMS 方式への移行に備えて、電子メール方式と ebMS 方式の双方に対応した参考例としておく必要がある。

⑵ 建設資機材コード　改善要求

表 8.2-2　標準ビジネスプロトコル　改善要求一覧

CR 管理 No.	Title	概要	改訂反映先	審議結果	承認
B-2016-006	建設資機材コード（機械設備機材コード）の改訂	機械設備分野のうち、機器設備、衛生・防災機器について、建設資機材コードと Stem コードの統合、および大分類以下のコード体系整理を行う。	Ver. 1.6	改訂内容については設備見積 WG で確認済みであるので、手続きとして問題ないことをもって、承認された。	済
B-2016-007	建設資機材コード（電気設備機材コード）の改訂	電気設備機材コードについて、コード体系の再編成、新機材コードの追加、および不要なコードの削除の改訂を行う。	Ver. 1.6	改訂内容については設備見積 WG で確認済みであるので、手続きとして問題ないことをもって、承認された。	済

(a)　B-2016-006 建設資機材コード（機械設備機材コード）の改訂

CI-NET 建設資機材コード専用　改善要求書　（CHANGE　REQUEST）

※ E-mail 等で送付の場合、項目を全て網羅していれば本様式を使用していなくとも可

発信者記入欄	事務局記入欄
発 信 日　2012 年 11 月 15 日	受　信　日　　年　　月　　日
会 社 名　普及委員会 設備見積ＷＧ	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名　標準 BPWG	
担当者名	
TEL： 連 絡 先　FAX： E-mail：	

件名　CI-NET 建設資機材コードのうち機械設備機材コードの改訂

改善要求内容【既存資料（JIS 規格書など）のコピーを添付することにより代用可】

（1）区分（該当するものにチェック）　■コード追加　■コード変更　■コード削除

（2）資機材の分類（CI-NET コードの大分類・中分類・小分類・細分類で該当する分類）

機械設備分野のうち、機器設備（空調、衛生共通機器）、衛生・防災機器について、CI-NET 建設資機材コードと Stem コードの統合、および大分類以下のコード体系について整理を行う。

詳細は別添「CI-NET 機械設備機材コード」「（新/旧）対比一覧」に記載のとおり。

（3）資機材の概要と用途

CI-NET と C-CADEC の資機材コード統合にあたって行う改訂内容は以下の通り。

大分類・中分類の整理

対象となる資機材は上記分野の機器設備、衛生・防災機器となるが、これらについて CI-NET コードと Stem コードの統合にあたって、以下のような分類名整理を行う。

(a)大分類：衛生器具設備→衛生･防災機器

(b)中分類：都市ガス設備→ガス関連機器

専門工事部分に入っていた機器類に係る見直し

CI-NET コードにおいて中分類までのコードが「50-90」（機械設備専門工事）となっている分類に関し、「90」に機器類が入っていたことから、これに関連して従来「90」の機器コードを「30」として

再設定し直し、以下の分類について変更を行う。
・「50-30-150」キッチン（厨房器具家庭用）
・「50-30-200」浄化槽機器
・「50-30-250」ガス関連機器
・「50-30-300」消火機器
・「50-30-350」厨房器具（業務用）
・「50-30-400」中水、濾過機器
・「50-30-800」その他特殊機器

※両コードの統合にあたり、Stem コード側での変更も合わせて行われている。これにより Stem コードを CI-NET コードと統合する下地が整えられた。具体的には、コード表現を行う階層の途中において、「不明」にあたるコード値を C-CADEC では「999」としている一方、CI-NET では「000」としており、これを以下のようにして解消した。
不明にあたるコードを 1 階層上にした場合に
－小分類：今の Stem コード「9000」の体系を「0000」に置き換え
－細分類：今の Stem コード「999」の体系を「000」に置き換え

これらに基づき変更を行ったものは別添のコード一覧表に記載のとおりである。

（4）資機材のスペック書式と単位（必要であれば）【例：長さ（m）、本数（本）】
今回の改訂においては資機材のスペックレベルの変更はなし。

（5）要求理由
建設の設計段階から調達、生産、保守の段階までの CI-NET と C-CADEC の情報連携性を高めることを目的として、CI-NET 建設資機材コードと C-CADEC の設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード（Stem コード）との統合を行うためである。
この統合を実現することにより、CI-NET 建設資機材コードと Stem コードの統一化および統一化されたコード体系をもとにした設備機器情報の商流連携について、特に「CAD⇔見積」連携実現が必須であるとの認識であったコード統合を現実のものとすることが可能となる。
また事務局内で 2 つの資機材コードが存在するという状況の解消にもつながり、ユーザにも統一コードを案内、展開していくことが可能となる。

（6）その他特記事項

(b)　B-2016-007 建設資機材コード（電気設備機材コード）の改訂

（№　F-2016-001）

CI-NET 建設資機材コード専用　改善要求書（CHANGEREQUEST）

※ E-mail 等で送付の場合、項目を全て網羅していれば本様式を使用していなくとも可

発信者記入欄	事務局記入欄
発 信 日　2016 年 9 月 27 日	受　信　日　　年　　月　　日
会 社 名　普及委員会 設備見積ＷＧ	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名　標準 BPWG	
担当者名	
TEL： 連 絡 先　FAX： E-mail：	

件名　建設資機材コードのうち電気設備機材コードの改訂

改善要求内容【既存資料（JIS 規格書など）のコピーを添付することにより代用可】

（1）区分（該当するものにチェック）　■コード追加　■コード変更　■コード削除

（2）要求内容

CI-NET 電気設備機材コード（以下「電設コード」という。）について、煩雑なコード体系の再編成、新機材コードの追加、および不要なコードの削除を行い、電設コードの改訂を要求する。詳細は、別添の改訂版、修正履歴一覧表の通り。

（3）改訂の概要

　現在の電設コードは、機械的に繰り返したコードが作成されているため、照明器具だけで「25,400 行」となっており、旧電設コード 1,050 行の 24 倍となっている。

そのため、積算の際の利用などで、目的品目を探す際に非常に手間がかかり、また旧電設コードとソフトウェアー等で引き当てる際にも、対比データが多く煩雑となっている。

各社が、現在の電設コードを採用していない時期に、使用しないコードの検討調整、並びに、現在の電設コード編成の際に、記載を漏らした旧電設コードの復活および採番ミスを訂正し、電設コード改訂(案)を作成した。(3,950 行　約 1/6.5)

今回の電設コードの改訂（案）については、本 CR 承認後、C-CADEC の設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード（Stem コード）との統一化が検討されている。

a　「配電機器」「特高機器」をコード編成に復活させた。（編成追加）
b　小分類(用途区分)「00：一般」は、上位階層「00」を利用することとし「削除」。
c　非常照明、誘導等、照明器具に該当がない「コードペンダント」「システム」「投光器」「庭園灯」「外灯」などを「削除」。
d　屋外照明器具、建物周辺部照明器具、景観・道路用照明器具、屋外特殊施設用照明器具に該当がない「下面開放」「埋込み(半埋込)」「埋込カバー」「ブラケット」「ダウンライト」「コードペンダント」「システム」などを「削除」。

e　誘導灯：細分類名称が「標準区分」(003 直付け～030 外灯)になっていたため、「誘導灯区分」(011～017)に「訂正」。
f　細分類(誘導灯区分)「小型」「中型」「大型」区分は、照度区分(A・B・C 級)表現に改訂されたため区分なし表現に修正「統合」。
g　小分類(用途区分)「80：その他屋内用照明器具」を削除。
h　中分類(光源区分)「500：未定・その他光源器具」を一括削除。
i　各項目全般に該当がない商品を削除。
j　C-CADEC サイト掲載「equip_code_1.61」に掲載漏れデータの復活編成。

（4）その他特記事項

8.2.2. LiteS 規約 WG

(1) CI-NET LiteS 実装規約　改善要求

表 8.2-3　LiteS 実装規約　改善要求一覧

CR 管理 No.	Title	概要	改訂反映先	審議結果	承認
L-2016-001	建設業許可工事業種の追加	「解体工事業」を追加する。	Ver. 2.1ad.8	「解体工事業」の追加については承認。ただし、本 CR ではマルチ回数は「5 回」のままとし、マルチ回数を「30 回」に変更するための CR は別途申請する。	済
L-2016-002	圧縮解凍方式変更	①圧縮解凍方式を従来の exe 形式に加えて、zip 形式も可とする。 ②base64 にはファイル形式がないので、タイトルにファイル形式を明記しておく必要がある。	Ver. 2.1ad.8		済
L-2016-003	バージョン命名ルール	（昨年度案をベースに作成。）	Ver. 2.1ad.8		済

CR 管理 No.	Title	概要	改訂反映先	審議結果	承認
L-2016-004	確定注文／注文請けメッセージを利用した基本契約の取り交わしに係る「データ交換協定書」および「データ交換運用マニュアル」の例示	基本契約の暫定利用に伴い、「データ交換協定書」および「データ交換運用マニュアル」に係る例示を指針・参考資料に掲載する。	平成28年度報告書	暫定運用につき、実装規約の改訂は行わないこととし、取り下げた。	取下げ
L-2016-005	建設業許可工事業種	マルチ回数を 5 回から30 回に変更する。	Ver. 2.2ad.1	マルチ回数を5回から 30 回に変更する案は、帳票レイアウト変更等への影響が大きいこと等の理由により、取下げとした。	取下げ
L-2016-006	メッセージのキー項目	確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目を明記する。	Ver. 2.1ad.8		済
L-2016-007	HTTP/1.1 の RFC 改訂に伴う変更	HTTP/1.1 の RFC について、2014 年に RFC7230～7239 が発行され、RFC2616 が廃止されたことに伴い、「A.情報伝達規約」の記載を変更する。	Ver. 2.1ad.8		済

(a)　CR 管理 No.L-2016-001　建設業許可工事業種の追加

（No.　L-2016-001）

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）

発信者記入欄		事務局記入欄						
発　信　日　2015 年　9 月　13 日		受　信　日　年　月　日						
会 社 名		改訂対象：						
企業識別コード		Ver.	2	.	1	ad.	8
部 署 名		事務局処理記入欄						
担当者名								
連 絡 先　TEL: FAX:								
件　　名　建設業許可工事業種の追加								

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求内容】

建設業許可工事業種を使用するデータ項目について、建設業法の改正を受けて、改訂することを要求する。

(1) 改訂対象

建設業許可工事業種リスト

CI-NETNo.［　450］　タグNo.［1167］:「受注者建設業許可工事業種」

CI-NETNo.［　600］　タグNo.［1171］:「発注者建設業許可工事業種」

(2) 改訂内容

以下のとおり変更する。

＜CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 P. 201-202、P. 273-274、P. 357-358＞

変更前

＜本文＞

[1167]受注者建設業許可工事業種

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示

【購買見積回答、見積不採用通知】

・K 属性のかな漢字を使用し、次表の規則にもとづき、最大 5 業種まで記載（マルチデータ項目）。

【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

表 B.Ⅴ-1　データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業

建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業

変更後

＜本文＞

[1167]受注者建設業許可工事業種

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示

【購買見積回答、見積不採用通知】

・K 属性のかな漢字を使用し、次表の規則にもとづき、最大 5 業種まで記載（マルチデータ項目）。

【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

表 B.V-2　データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業

内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業
解体	解体工事業

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求の理由】

業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 55 号）が平成 26 年 6 月 4 日に公布、平成 28 年 6 月 1 日に施行されたことを受けて、改訂を行う必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

建設業許可工事業種については、広く周知を図る必要があることから、CI-NET のホームページ等において、掲載場所やコードメンテナンス時の通知等が適切に行われるよう、配慮する必要がある。

(b)　CR 管理 No.L-2016-002　圧縮解凍方式変更

（No.　L-2016-002）

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）

発信者記入欄		事務局記入欄						
発　信　日	2017 年　2 月　2 日	受　信　日	年	月	日			
会 社 名		改訂対象：						
企業識別コード		Ver.	2	.	1	ad.	8	
部 署 名		事務局処理記入欄						
担当者名								
連 絡 先	TEL: FAX:							
件　　名	圧縮解凍方式変更							

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求内容】

技術データの圧縮・解凍方式について、以下のとおり改訂することを要求する。

(1) 改訂対象
技術データの圧縮・解凍方式

(2) 改訂内容
以下のとおり変更する。

変更前

＜本文＞

表 4 CI-NET LiteS 実装規約の概要

規約		内容
A.情報伝達規約	通信方式	■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名（=CINT）と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301 ： 購買見積依頼 CINT0302：購買見積回答
	セキュリティ方式	■セキュリティ方式は S/MIME に準拠 ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit 鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit コンテント暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7
	技術データ	■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式

変更後

＜本文＞

表 5 CI-NET LiteS 実装規約の概要

規約		内容
A.情報伝達規約	通信方式	■通信方式は、送信時において SMTP、受信時において POP3 プロトコル ■電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名（=CINT）と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301 ： 購買見積依頼 CINT0302：購買見積回答
	セキュリティ方式	■セキュリティ方式は S/MIME に準拠 ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 または SHA-2 ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048bit 鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048bit コンテント暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7
	技術データ	■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式 ・ZIP 方式による圧縮

＜CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 P.16、p.31＞

変更前	＜本文＞ (3)　技術データの送信方法 CI-NET LiteS では、CI-NET 形式データ以外のデータ（以下「技術データ 」という。）を電子メールに格納して送信する場合、圧縮して送信する。 この場合、以下の通りとする。 ①圧縮方式は、WindowsOS 上で自己解凍可能なものとする。 ・・・ ⑥　圧縮された技術データは、自己解凍後のファイルの状態においてフォルダをもつディレクトリ構造となってはならない。 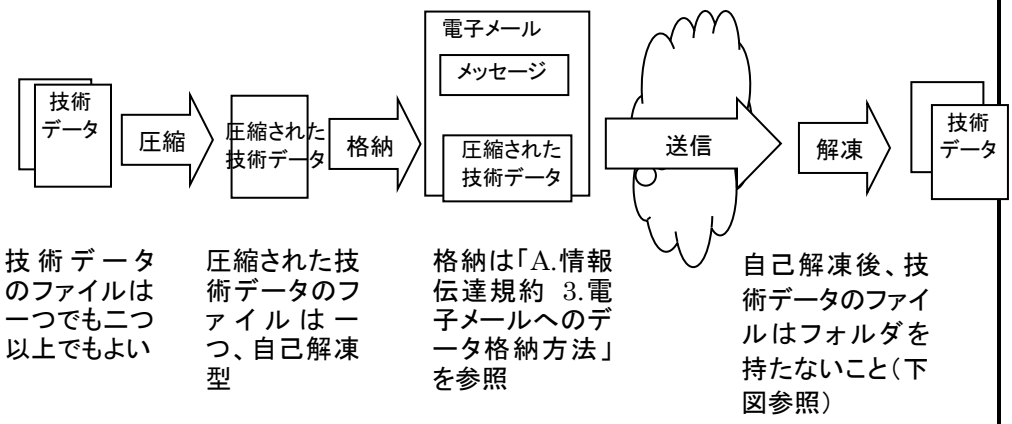 図 A-1 技術データの送信方法
変更後	＜本文＞ (3)　技術データの送信方法 CI-NET LiteS では、CI-NET 形式データ以外のデータ（以下「技術データ 」という。）を電子メールに格納して送信する場合、圧縮して送信する。 この場合、以下の通りとする。 圧縮方式は、WindowsOS 上で自己解凍可能なものまたは ZIP 方式による圧縮とする。 ・・・ ⑥　圧縮された技術データは、~~自己~~解凍後のファイルの状態においてフォルダをもつディレクトリ構造となってはならない。

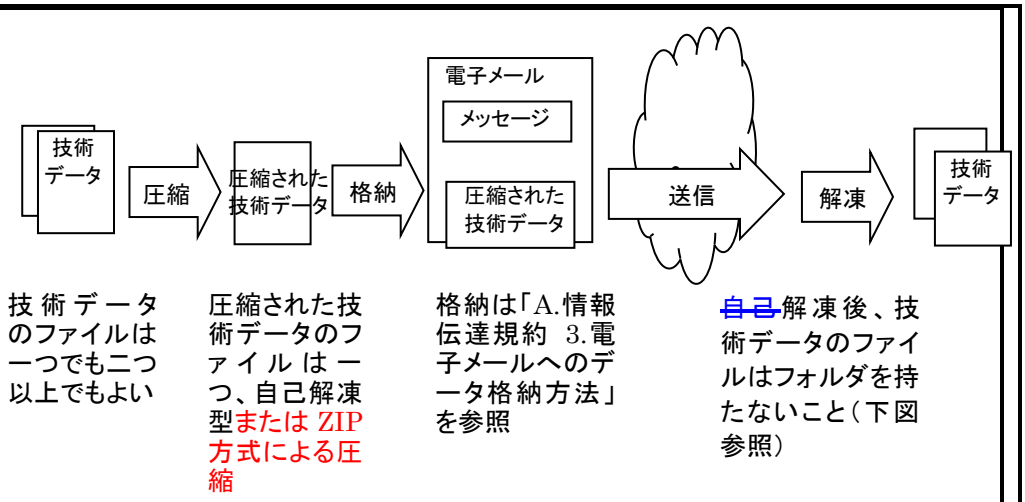

図 A- 2 技術データの送信方法

＜CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2. 1 ad. 7 P. 24＞

変更前

＜本文＞

データ部

データ部は以下のパートを含む。

表 A- 1 データ部のマルチパート構成

	形式(a) CI-NET 形式データのみ	形式(b) CI-NET 形式データ +圧縮された技術データ	形式(c) コメント +圧縮された技術データ
データ部 MIME ヘッダ	必須	必須	必須
第 1 パート	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードしたデータ	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードしたデータ	必須 コメントを Base64 エンコードしたデータ
第 2 パート	無し	必須 圧縮された技術データを Base64 エンコードしたデータ	必須 圧縮された技術データを Base64 エンコードしたデータ

(データ部 MIME ヘッダ

データ部 MIME ヘッダの内容は以下の通り。

```
Content-Type: multipart/mixed; boundary="--------boundary2"
```

図 A- 3 データ部 MIME ヘッダの内容

boundary に使用する文字列は送信側の任意。
上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

第 1 パート、第 2 パート

両パートの MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/octet-stream

Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A- 4 両パートの MIME ヘッダ

application type は octet-stream とする。
上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。
両パートの内容は、それぞれ前表に示した通り。

署名部

署名部の MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/x-pkcs7-signature; name = "smime.p7s"

Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A- 5 署名部の MIME ヘッダ

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。
本パートの内容は、以下の情報を ASN.1 形式でカプセル化したデータを Base64 エンコードしたもの。

署名データ

(a-1)送信者の電子証明書の発行者名とシリアル番号
(a-2)上記「(2)データ部」の情報に対する電子署名

送信者の電子証明書

変更後

＜本文＞

データ部

データ部は以下のパートを含む。

表 A- 2 データ部のマルチパート構成

	形式(a) CI-NET 形式データのみ	形式(b) CI-NET 形式データ +圧縮された技術データ	形式(c) コメント +圧縮された技術データ
データ部 MIME ヘッダ	必須	必須	必須
第 1 パート	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードしたデータ	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードしたデータ	必須 コメントを Base64 エンコードしたデータ
第 2 パート	無し	必須 圧縮された技術データを Base64 エンコードしたデータ	必須 圧縮された技術データを Base64 エンコードしたデータ

データ部 MIME ヘッダ

データ部 MIME ヘッダの内容は以下の通り。

```
Content-Type: multipart/mixed; boundary="--------boundary2"
```

図 A- 6 データ部 MIME ヘッダの内容

boundary に使用する文字列は送信側の任意。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

第 1 パート~~、第 2 パート~~

~~両パート~~第 1 パートの MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/octet-stream

Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A- 7 ~~両パート~~第 1 パートの MIME ヘッダ

application type は octet-stream とする。
上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。
両パートの内容は、それぞれ前表に示した通り。

第 2 パート

第 2 パートの圧縮された技術データのファイル形式には、自己解凍可能なものと ZIP 方式による圧縮の 2 通りがある。これらを識別するため、第 2 パートの MIME ヘッダの Content-Type において、ファイル形式を明記する必要がある。
ZIP 方式による圧縮ファイルの場合は、application type は”zip”とする。

```
Content-Type: application/zip; name="tmp.zip "
Content-Transfer-Encoding: base64

Content-Disposition: attachment; filename="tmp.zip"
```

図 A- 8 第 2 パートの MIME ヘッダ（技術データが ZIP 方式による圧縮ファイルの場合）

application type にて“zip”以外が指定された場合は、自己解凍可能なファイルと認識される。

```
Content-Type: application/octet-stream; name="tmp.exe "
Content-Transfer-Encoding: base64

Content-Disposition: attachment; filename="tmp.exe"
```

図 A- 9 第 2 パートの MIME ヘッダ（技術データが自己解凍可能なファイル形式による圧縮ファイルの場合）

署名部

署名部の MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/x-pkcs7-signature; name = "smime.p7s"

Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A- 10 署名部の MIME ヘッダ

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

本パートの内容は、以下の情報を ASN.1 形式でカプセル化したデータを Base64 エンコードしたもの。

署名データ

(a-1)送信者の電子証明書の発行者名とシリアル番号
(a-2)上記「(2)データ部」の情報に対する電子署名

送信者の電子証明書

変更前

＜本文＞

以下に、暗号化データ部の記述例（平文状態のもの）を示す。

```
Content-Type:multipart/signed; boundary="--------boundary1”
    micalg=sha1; protocol=application/x-pkcs7-signature

This is a S/MIME clear-signed data.
--------boundary1
Content-Type: multipart/mixed; boundary="--------boundary2"

This is a multi-part message in MIME format.
--------boundary2
Content-Type: application/octet-stream; name="cint0302.cii"
Content-Transfer-Encoding: base64
Content-Disposition: attachment; filename="cint0302.cii"

        第 1 パート
          CI-NET 形式データの Base64 エンコード
                （形式(b)の場合）

--------boundary2
Content-Type: application/octet-stream; name="tmp.exe "
Content-Transfer-Encoding: base64
Content-Disposition: attachment; filename="tmp.exe"

        第 2 パート
          圧縮された技術データの Base64 エンコード
                （形式(b)の場合）

--------boundary2
--------boundary1
Content-Type:application/x-pkcs7-signature; name="smime.p7s"
Content-Transfer-Encoding: base64
Content-Disposition: attachment; filename="smime.p7s"

        署名データ+電子証明書の ASN.1 形式の
        Base64 エンコード

--------boundary1
```

暗号化データ MIME ヘッダ

データ部

署名部

図 A- 11 暗号化データ部の記述例（平文状態のもの）

変更後

＜本文＞

以下に、暗号化データ部の記述例（平文状態のもの）を示す。

```
Content-Type:multipart/signed; boundary="--------boundary1”
    micalg=sha1; protocol=applicatio n/x-pkcs7-signature

This is a S/MIME clear-signed data.
--------boundary1
Content-Type: multipart/mixed; boundary="--------boundary2"

This is a multi-part message in MIME format.
--------boundary2
Content-Type: application/octet-stream; name="cint0302.cii"
Content-Transfer-Encoding: base64
Content-Disposition: attachment; filename="cint0302.cii"
```

第 1 パート
CI-NET 形式データの Base64 エンコード
（形式(b)の場合）

```
--------boundary2
Content-Type: application/zip ; name="tmp.zip"
Content-Transfer-Encoding: base64
Content-Disposition: attachment; filename="tmp. zip "
```

第 2 パート
圧縮された技術データの Base64 エンコード
（形式(b)の場合）

```
--------boundary2
--------boundary1
Content-Type:application/x-pkcs7-signature; name="smime.p7s"
Content-Transfer-Encoding: base64
Content-Disposition: attachment; filename="smime.p7s"
```

署名データ+電子証明書の ASN.1 形式の
Base64 エンコード

```
--------boundary1
```

暗号化データ MIME ヘッダ

データ部

署名部

図 A- 12 暗号化データ部の記述例（平文状態のもの）

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求の理由】

自己解凍形式の場合、送信先にて解凍ソフトが不要であるというメリットの反面、技術データの容量が大きくなるというデメリットが生じる。このため、技術データの保存時の容量を軽量化したいとのユーザからの要望を受けて、自己解凍形式以外の圧縮・解凍形式も追加することとした。

なお、自己解凍形式以外の圧縮・解凍形式として選定した「ZIP 方式による圧縮」は、現時点で世界的に最も普及している圧縮・解凍方式である。

【既存ユーザ等への影響】

受信者側にて ZIP 方式による圧縮ファイルの解凍ソフトを設定しておく必要があるため、十分な周知が必要である。なお、ZIP 方式の圧縮・解凍ソフトは、フリーウェアとして入手が可能である。

(c)　CR 管理 No.L-2016-003　バージョン命名ルール

（No.　L-2016-003）

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）

発信者記入欄								事務局記入欄					
発　信　日　2016 年　9 月　13 日								受　信　日　　年　　月　　日					
会 社 名								改訂対象：					
企業識別コード								Ver.	2	.	1	ad.	8
部 署 名　標準委員会／LiteS 規約 WG								事務局処理記入欄					
担当者名													
連 絡 先　TEL: FAX:													
件　　名　LiteS 実装規約の改訂手続き													

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求内容】

CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続きについて、以下のとおり改訂することを要求する。

(1) 改訂対象

CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続き（新設）

(2) 改訂内容

以下のとおり変更する。

＜CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 P.i＞

変更前	＜本文＞ 目次 CI-NET LiteS 実装規約について 1.　CI-NET LiteS 実装規約の位置づけ 2.　CI-NET LiteS 実装規約の概要 3.　CI-NET LiteS 実装規約の対象業務とメッセージ 4.　企業識別コードと標準企業コード

変更後	＜本文＞ 目次 CI-NET LiteS 実装規約について 1.　CI-NET LiteS 実装規約の位置づけ 2.　CI-NET LiteS 実装規約の概要 3.　CI-NET LiteS 実装規約の対象業務とメッセージ 4.　企業識別コードと標準企業コード 5.　CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続き

＜CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 P.9＞

変更前	＜本文＞ （記載なし）
変更後	＜本文＞ 5.　CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続き (1) CI-NET LiteS 実装規約のバージョン番号体系 CI-NET LiteS 実装規約のバージョン番号体系は、以下の 3 桁とする。 CI-NET LiteS 実装規約 Ver. □.□ad.□ 表 1 に記載する「改訂内容」に該当する改訂が行われた場合に、「バージョン番号体系」に記載される桁の番号がインクリメントされる。 表 1　CI-NET LiteS 実装規約のバージョンアップの定義

バージョンアップのパターン	改訂内容	バージョン番号体系
(A)	取引基本規約、業務運用規約、情報表現規約、情報伝達規約のいずれかに大きな変更が生じた場合 （例：CII から EDIFACT や ebXML に変更された場合等。ただし、今回の ebMS の導入は例外とする。）	1 桁目 (Ver.■.□ad.□)

(B)	対象業務あるいはメッセージが拡大した場合 または 旧バージョンとの並行運用において、バージョンの識別が必要な変更が生じた場合	2 桁目 (Ver.□.■ad.□)
(C)	上記に該当しない変更が生じた場合	3 桁目 (Ver.□.□ad.■)

表 1 の改訂内容をより具体的に示すため、表 2 には、改訂対象別に、表 1 の「バージョンアップのパターン」のいずれに該当するかを整理している。

表 2　バージョンアップの要件

	改訂対象					バージョンアップのパターン	備考
	業務	メッセージ	データ項目	コード	運用ルール		
①	○					(C)	
②	●					(C)	
③		○				(B)	
④		●				(B)	⑤または⑥に該当する。
⑤			○			(B)	
⑥			●			(B)	
⑦				○		(C)	
⑧				●		(C) または(B)	コードの変更により、システム処理に変更が生じる場合は(B)
⑨					○	(C)	
⑩					●	(C)	

凡例：○は新規追加、●は既存の定義に変更があった場合を指す。

(2) メッセージのサブセット番号体系

メッセージのサブセット番号体系は、以下の 4 桁とする。

サブセット Ver□□.□□

表 3 に記載する「改訂内容」に該当する改訂が行われた場合に、「バージョン番号体系」に記載される桁の番号がインクリメントされる。

表 3　サブセットのバージョンアップの定義

バージョンアップのパターン	改訂内容	バージョン番号体系
(A)	取引基本規約、業務運用規約、情報表現規約、情報伝達規約のいずれかに大きな変更が生じた場合（例：CII から EDIFACT や ebXML に変更された場合等。ただし、今回の ebMS の導入は例外とする。）	Ver.■■.□□
(B)	（A）以外で、旧バージョンとの並行運用において、バージョンの識別が必要な変更が生じた場合。	Ver.□□.■■

表 3 の改訂内容をより具体的に示すため、表 4 には、改訂対象別に、表 3 の「バージョンアップのパターン」のいずれに該当するかを整理している。

表 4　バージョンアップの要件

	改訂対象			バージョンアップのパターン	備考
	メッセージ	データ項目	コード		
①	○			(B)	
②	●			(B)	
③		○		(B)	
④		●		(B)	
⑤			○	変更なし	
⑥			●	変更なしまたは(B)	コードの変更により、システム処理に変更が生じる場合は(B)

凡例：○は新規追加、●は既存の定義に変更があった場合を指す。

(3)BPID（Business Protocol ID）のセット方法

BPID の番号体系は、以下の 8 桁（上 6 桁は「CINTLT」に固定。）とする。

CINTLT□□

表 3 に記載する「改訂内容」に該当する改訂が行われた場合に、「バージョン番号体系」に記載される桁の番号がインクリメントされる。

表 5　BPID のバージョンアップの定義

BPID の構成	Byte 数	例示	例示の説明
機関	文字 4byte	CINT	CI-NET は「CINT」をセットする。
サブ機関	文字 2byte	LT	CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 では「01」と定義されるが、CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.1 において「LT」に改訂された。
版	文字 2byte	20	「表 1　CI-NET LiteS 実装規約のバージョンアップの定義」のバージョンアップパターン(A)（1 桁）および同(B)（1 桁）の計 2 桁をセットする。 例：CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.1 の場合は、「21」が設定される。

(4) 申請手続き

申請手順

標準 BP のバージョン改訂案は、標準 BPWG が作成する。
LiteS 実装規約のバージョン改訂案は、LiteS 規約 WG が作成する。
承認に係る申請様式は、標準 BPWG、LiteS 規約 WG ともに、チェンジリクエストおよびチェックリストを使用する。
LiteS 実装規約のチェンジリクエストには、改訂対象となるバージョン名を明記する。
標準委員会ではチェンジリクエストおよびチェックリストにより、標準 BPWG または LiteS 規約 WG のバージョン改定案の適正性を評価の上、承認を行う。

公表期間

標準委員会にて標準 BPWG または LiteS 規約 WG のバージョン改訂案が承認された後、改訂内容の周知および改訂対応準備を目的として、公表期間を設ける。
公表期間は、標準委員会にてバージョン改訂案が承認された時点から 1 年間を基本とするが、改訂内容等に応じて個別に設定可能とする。

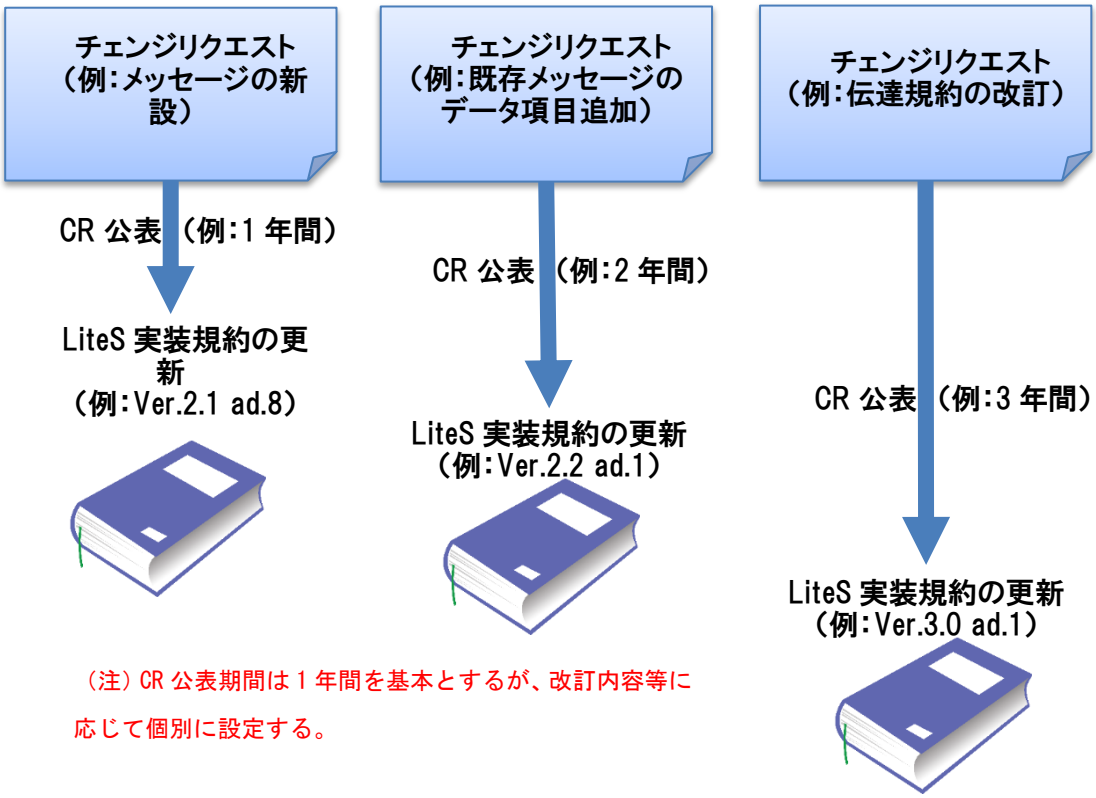

図 23　LiteS 実装規約改訂とチェンジリクエストの運用イメージ

公表方法

年次報告書への掲載

CI-NET ホームページに掲載する。

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求の理由】

バージョン番号の管理方法が明記されていなかったことから、バージョン番号の管理方法を明記するための改訂を行うこととした。

【既存ユーザ等への影響】

バージョン番号の識別方法については、広く周知を図る必要があることから、CI-NET のホームページ等において、改訂時の通知等が適切に行われるよう、配慮する必要がある。

(d)　CR 管理 No.L-2016-006　メッセージのキー項目

（No.　L-2016-006）

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）

発信者記入欄							事務局記入欄					
発　信　日　2017 年　2 月　2 日							受　信　日　年　月　日					
会 社 名							改訂対象：					
企業識別コード							Ver.	2	.	1	ad.	8
部 署 名							事務局処理記入欄					
担当者名												
連 絡 先　TEL： FAX：												
件　名　確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目の明記												

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求内容】

確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目を明示するため、注文メッセージのキー項目について、以下のとおり改訂することを要求する。

(1) 改訂対象

「Ⅴ. 購買見積メッセージ」の「2.1. メッセージのキー項目」、「Ⅵ. 注文メッセージ」の「2.1. メッセージのキー項目」、「Ⅶ. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ」の「4.1. メッセージのキー項目」

(2) 改訂内容

以下のとおり変更する。

＜CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2. 1 ad. 7 P. 255～＞

変更前	＜本文＞ **Ⅴ. 購買見積メッセージ** ・・・

2.1. メッセージのキー項目

取引当事者が送信、受信したメッセージ[1]を特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

－取引
－帳票種類
－同一帳票を複数回送信した場合の識別

取引を特定するデータ項目

購買見積依頼・回答、見積不採用通知メッセージにおいて、取引を特定するデータ項目は次表の通り。これらのデータ項目により、

・どの発注者の　　：[4]発注者コード
・どの工事物件における　　：[1006]工事コード
・どの工事の見積を　　：[1007]帳票 No.あるいは[1009]参照帳票 No.
・誰に依頼したものか　　：[5]受注者コード

を表す。

表 B.Ⅴ-３　取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
購買見積依頼	[4]発注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [5]受注者コード	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。
購買見積回答	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。
見積不採用通知	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。

[1] メッセージ：「Ⅴ．購買見積メッセージ」は購買見積業務（購買見積依頼・回答・見積不採用通知）の内容を規定するものである。したがって、購買見積業務以外の注文、出来高、請求業務のメッセージについて言及している箇所は購買見積業務のメッセージを説明する際の参考として記載したものであり、注文業務については「Ⅵ．　注文メッセージ」、出来高・請求業務については「Ⅶ．　出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ」を参照のこと。

確定注文	[4]発注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [5]受注者コード [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する注文番号を記載する。 ・注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。

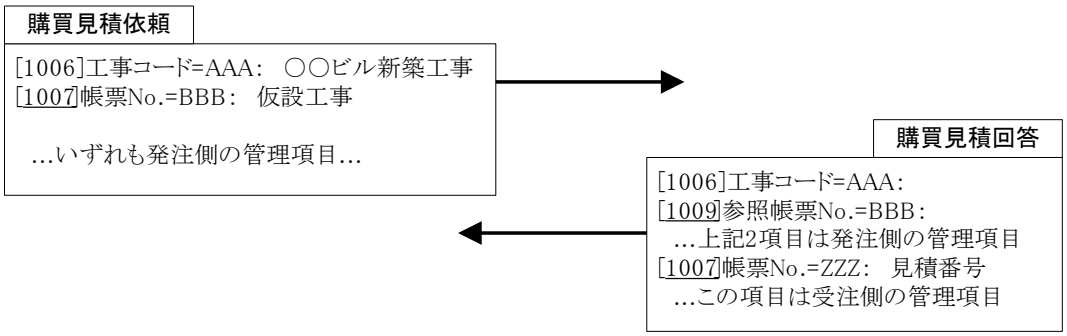

図 B.Ⅴ-1　[1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

【注意事項】

同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、[4]発注者コード、[1006]工事コードおよび[5]受注者コードは、同一取引の購買見積依頼から請求に至るメッセージ間において同一の値とする。

【補足】[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.、[1301]参照帳票 No.2、[1008]帳票年月日、[1010]参照帳票年月日の運用ルール

表 B.Ⅴ-4　帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票年月日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
購買見積依頼	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	**見積番号**	－	－	－
購買見積回答	**見積番号**	**見積を回答 した 年月日**	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	－	－
見積不採用通知	不採用 通知番号	不採用を通 知した 年月日	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	－	－
確定注文	*注文番号	注文した 年月日	－	－	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け	**請書番号**	**注文を請けた 年月日**	*注文番号	注文した 年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号

*：取引を特定するキー項目

【注】太枠 □ は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

	【注意事項】購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No. 購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No.は、受注者から受信した購買見積回答メッセージにもとづき、発注者が再度の購買見積依頼メッセージを作成、送信する際、元になる購買見積回答メッセージを特定するために使用する。 **(2) 同一取引において帳票種類を特定するデータ項目**
変更後	＜本文＞ **Ⅴ．購買見積メッセージ** ・・・ **2.1. メッセージのキー項目** 取引当事者が送信、受信したメッセージ[2]を特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。 －取引 －帳票種類 －同一帳票を複数回送信した場合の識別 **(1) 取引を特定するデータ項目** 購買見積依頼・回答、見積不採用通知メッセージにおいて、取引を特定するデータ項目は次表の通り。これらのデータ項目により、 ・どの発注者の　　：[4]発注者コード ・どの工事物件における　　：[1006]工事コード ・どの工事の見積を　　：[1007]帳票 No.あるいは[1009]参照帳票 No. ・誰に依頼したものか　　：[5]受注者コード を表す。

[2] メッセージ：「Ⅴ．購買見積メッセージ」は購買見積業務（購買見積依頼・回答・見積不採用通知）の内容を規定するものである。したがって、購買見積業務以外の注文、出来高、請求業務のメッセージについて言及している箇所は購買見積業務のメッセージを説明する際の参考として記載したものであり、注文業務については「Ⅵ．　注文メッセージ」、出来高・請求業務については「Ⅶ．　出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ」を参照のこと。

表 B.Ⅴ-5　取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
購買見積依頼	[4]発注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [5]受注者コード	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。
購買見積回答	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。
見積不採用通知	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。
確定注文	[4]発注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [5]受注者コード [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する注文番号を記載する。 ・注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。

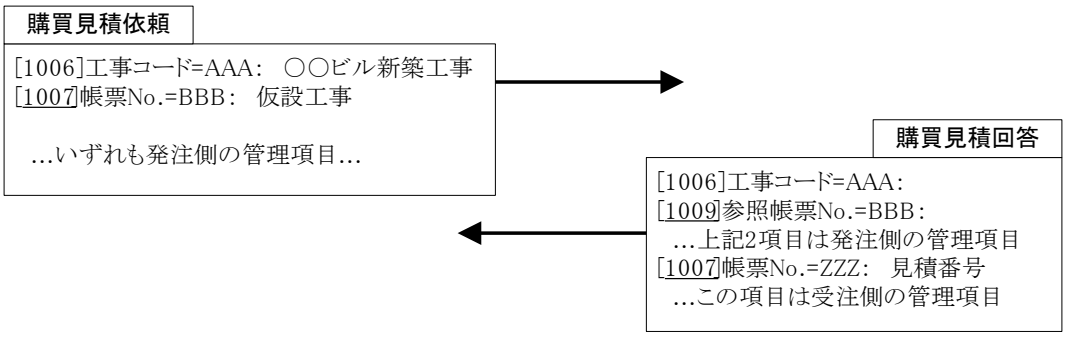

図 B.Ⅴ-2　[1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

【注意事項】

同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、[4]発注者コード、[1006]工事コードおよび[5]受注者コードは、同一取引の購買見積依頼から請求に至るメッセージ間において同一の値とする。

【補足】[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.、[1301]参照帳票 No.2、[1008]帳票年月日、[1010]参照帳票年月日の運用ルール

表 B.Ⅴ-6　帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票年月日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
購買見積依頼	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	**見積番号**	－	－	－
購買見積回答	**見積番号**	**見積を回答 した 年月日**	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	－	－
見積不採用通知	不採用 通知番号	不採用を通 知した 年月日	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	－	－
確定注文	*注文番号	注文した 年月日	－	－	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け	**請書番号**	**注文を請けた 年月日**	*注文番号	注文した 年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号

*：取引を特定するキー項目

【注】太枠 ▭ は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

【注意事項】購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No.

購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No.は、受注者から受信した購買見積回答メッセージにもとづき、発注者が再度の購買見積依頼メッセージを作成、送信する際、元になる購買見積回答メッセージを特定するために使用する。

(2) 確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目

確定注文メッセージを見積依頼（メッセージまたは書面）と紐づける必要があるため、確定注文メッセージにおいて、[4]発注者コード＋[1006]工事コード＋見積依頼番号（[1301]参照帳票 No.2）で一意に特定できるようにしなければならない。

~~(2)~~ (3) 同一取引において帳票種類を特定するデータ項目

＜CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 P. 255～＞

変更前	＜本文＞ **Ⅵ. 注文メッセージ** ・・・ **2.1. メッセージのキー項目** 発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。 －取引（注文契約） －帳票種類 －同一帳票を複数回送信した場合の識別 **取引を特定するデータ項目** 取引関係を特定するデータ項目は下表の通り。 これらのデータ項目により、 ・どの発注者の：　[4]発注者コード ・どの物件における：　[1006]工事コード ・どの工事を：　[1007]帳票 No. + [1300]注文番号枝番 あるいは [1009]参照帳票 No. + [1300]注文番号枝番 ・誰に発注したものか：　[5]受注者コード を表す。

表 B.Ⅵ- 1　取引を特定するデータ項目

メッセージ、機能	取引を特定する データ項目	データ項目の内容
確定注文	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する個別の注文契約の管理番号（注文番号）を記載する。 ・注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。
注文請け	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する確定注文メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。
合意解除申込 合意打切申込 鑑項目合意変更申込 一方的解除通知 一方的打切通知	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、対応する確定注文メッセージに記載された注文番号を記載する。
合意解除承諾 合意打切承諾 鑑項目合意変更承諾	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する契約変更申込メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。

【注意事項】

購買見積業務から継続して注文業務を行う場合には、見積に係わるデータと注文に係わるデータとのリンクをとるため、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードは購買見積依頼および購買見積回答メッセージと同一の値としなければならない。

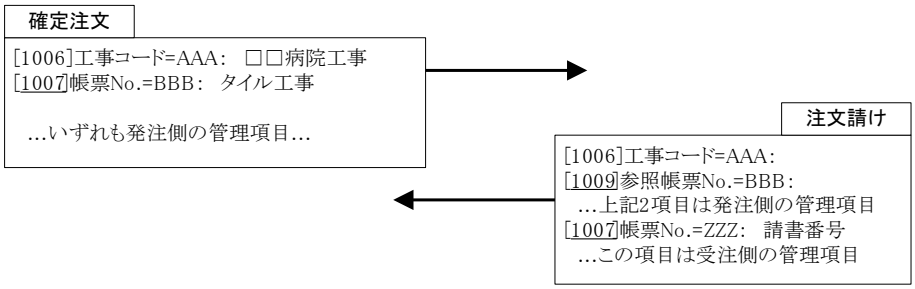

図 B.Ⅵ- 1　　[1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

表 B.Ⅵ- 2　　[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票 年月日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
確定注文	*注文 番号	注文した 年月日	－	－	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け	**請書番号**	**注文を請け た年月日**	*注文 番号	注文した 年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
鑑項目 合意変更申込	*注文 番号	変更を申込 んだ年月日	－	－	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
鑑項目 合意変更承諾	**変更 承諾番号**	**変更を承諾 した年月日**	*注文 番号	変更を申込 んだ年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意解除申込	*注文 番号	解除を申込 んだ年月日	－	－	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意解除承諾	**解除 承諾番号**	**解除を承諾 した年月日**	*注文 番号	解除を申込 んだ年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的解除通知 (発注者発行)	*注文 番号	解除を通知 した年月日	－	－	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的解除通知 (受注者発行)	*注文 番号	**解除を通知 した年月日**	－	－	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意打切申込	*注文 番号	打切を申込 んだ年月日	－	－	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
合意打切承諾	**打切 承諾番号**	**打切を承諾 した年月日**	*注文 番号	打切を申込 んだ年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的打切通知 (発注者発行)	*注文 番号	打切を通知 した年月日	－	－	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
一方的打切通知 (受注者発行)	*注文 番号	**打切を通知 した年月日**	－	－	*注文番号 枝番	見積依頼 番号

【注】「*」は取引を特定するキー項目。

【注】太枠 ▭ は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

(2) 同一取引における帳票種類（注文書または請書等）を区分するデータ項目

変更後

＜本文＞

Ⅵ. 注文メッセージ

・・・

メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

－取引（注文契約）

－帳票種類

－同一帳票を複数回送信した場合の識別

取引を特定するデータ項目

取引関係を特定するデータ項目は下表の通り。

これらのデータ項目により、

・どの発注者の：　[4]発注者コード
・どの物件における：　[1006]工事コード
・どの工事を：　[1007]帳票 No. + [1300]注文番号枝番
　あるいは
　[1009]参照帳票 No. + [1300]注文番号枝番
・誰に発注したものか：　[5]受注者コード

を表す。

表 B.Ⅵ- 3　取引を特定するデータ項目

メッセージ、機能	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
確定注文	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する個別の注文契約の管理番号（注文番号）を記載する。 ・注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。
注文請け	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する確定注文メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。
合意解除申込 合意打切申込 鑑項目合意変更申込 一方的解除通知 一方的打切通知	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1007]帳票 No.には、対応する確定注文メッセージに記載された注文番号を記載する。
合意解除承諾 合意打切承諾 鑑項目合意変更承諾	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する契約変更申込メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。

【注意事項】

購買見積業務から継続して注文業務を行う場合には、見積に係わるデータと注文に係わるデータとのリンクをとるため、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードは購買見積依頼および購買見積回答メッセージと同一の値としなければならない。

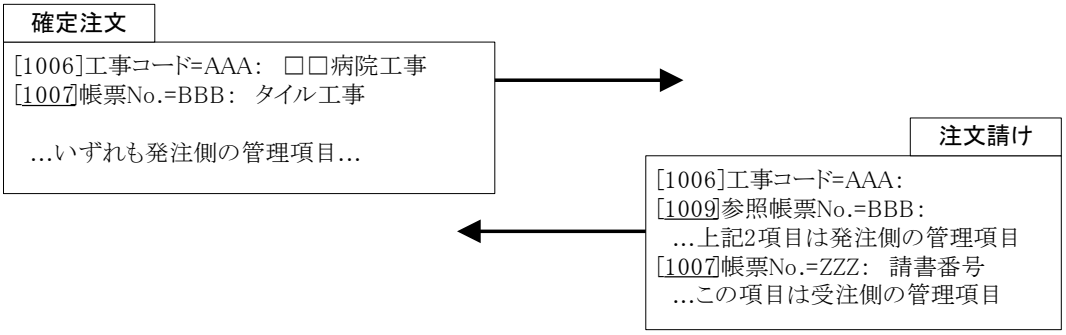

図 B.Ⅵ- 2　[1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

表 B.Ⅵ- 4　[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票 年月日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
確定注文	*注文番号	注文した年月日	－	－	*注文番号 枝番	見積依頼番号
注文請け	**請書番号**	**注文を請けた年月日**	*注文番号	注文した年月日	*注文番号 枝番	見積依頼番号
鑑項目 合意変更申込	*注文番号	変更を申込んだ年月日	－	－	*（当初契約の）注文番号 枝番	（当初契約の）見積依頼番号
鑑項目 合意変更承諾	**変更承諾番号**	**変更を承諾した年月日**	*注文番号	変更を申込んだ年月日	*（当初契約の）注文番号 枝番	（当初契約の）見積依頼番号
合意解除申込	*注文番号	解除を申込んだ年月日	－	－	*（当初契約の）注文番号 枝番	（当初契約の）見積依頼番号
合意解除承諾	**解除承諾番号**	**解除を承諾した年月日**	*注文番号	解除を申込んだ年月日	*（当初契約の）注文番号 枝番	（当初契約の）見積依頼番号
一方的解除通知(発注者発行)	*注文番号	解除を通知した年月日	－	－	*（当初契約の）注文番号 枝番	（当初契約の）見積依頼番号
一方的解除通知(受注者発行)	*注文番号	**解除を通知した年月日**	－	－	*（当初契約の）注文番号 枝番	（当初契約の）見積依頼番号
合意打切申込	*注文番号	打切を申込んだ年月日	－	－	*（当初契約の）注文番号 枝番	（当初契約の）見積依頼番号
合意打切承諾	**打切承諾番号**	**打切を承諾した年月日**	*注文番号	打切を申込んだ年月日	*（当初契約の）注文番号 枝番	（当初契約の）見積依頼番号
一方的打切通知(発注者発行)	*注文番号	打切を通知した年月日	－	－	*（当初契約の）注文番号 枝番	（当初契約の）見積依頼番号
一方的打切通知(受注者発行)	*注文番号	**打切を通知した年月日**	－	－	*（当初契約の）注文番号 枝番	（当初契約の）見積依頼番号

【注】「*」は取引を特定するキー項目。
【注】太枠 ▭ は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

(2)確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目

確定注文メッセージを見積依頼（メッセージまたは書面）と紐づける必要があるため、確定注文メッセージにおいて、[4]発注者コード＋[1006]工事コード＋見積依頼番号（[1301]参照帳票No.2）で一意に特定できるようにしなければならない。

~~(2)~~ (3) 同一取引における帳票種類（注文書または請書等）を区分するデータ項目
・・・

＜CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 P. 337～＞

変更前

＜本文＞

Ⅶ. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ
・・・

4.1. メッセージのキー項目
・・・

(1) 取引を特定するデータ項目
・・・

表 B.Ⅶ-1 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ		[1007]帳票 No.	[1009]参照帳票 No.	[1303]注文番号	[1300]注文番号枝番	[1301]参照帳票 No.2	[1304]参照帳票 No.3
建築見積	依頼	*見積依頼番号	－	－	－	－	－
	回答	見積番号	*見積依頼番号	－	－	－	－
設備見積	依頼	*見積依頼番号	－	－	－	－	－
	回答	見積番号	*見積依頼番号	－	－	－	－
購買見積	依頼	*見積依頼番号	見積番号	－	－	－	－
	回答	見積番号	*見積依頼番号	－	－	－	－
	不採用通知	不採用通知番号	*見積依頼番号	－	－	－	－
注文	確定注文	*注文番号	－	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	－

	注文請け	請書番号	*注文番号	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	－
鑑項目合意変更	申込	*注文番号	－	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	－
	承諾	変更承諾番号	*注文番号	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	－
合意解除	申込	*注文番号	－	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	－
	承諾	解除承諾番号	*注文番号	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	－
一方的解除通知		*注文番号	－	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	
合意打切	申込	*注文番号	－	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	－
	承諾	打切承諾番号	*注文番号	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	－
一方的打切通知		*注文番号	－	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	
出来高	要請	出来高要請番号	－	－	－	－	－
	報告	出来高報告番号	出来高確認番号 [#1]	*注文番号	－	見積依頼番号	出来高要請番号
	確認	出来高確認番号	出来高報告番号	*注文番号	－	見積依頼番号	出来高要請番号
請求	請求	請求番号	出来高確認番号	*注文番号	－	出来高報告番号	出来高要請番号
	確認	請求確認番号	*請求番号	注文番号	－	－	－
立替金	報告	立替金報告番号	立替金確認番号 [#2]	*注文番号 [#3]	－	－	－
	確認	立替金確認番号	立替金報告番号	*注文番号 [#3]	－	－	－

【注】「*」は、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードと合わせて取引を特定するデータ項目となる。

【注】太枠 ▭ は、受注者が発番する番号。それ以外は発注者が発番する番号。

変更後

＜本文＞

Ⅶ. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ

・・・

4.1. メッセージのキー項目

・・・

(1) 取引を特定するデータ項目

・・・

表 B.Ⅶ- 2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ		[1007]帳票 No.	[1009]参照帳票 No.	[1303]注文番号	[1300]注文番号枝番	[1301]参照帳票 No.2	[1304]参照帳票 No.3
建築見積	依頼	*見積依頼番号	－	－	－	－	－
	回答	見積番号	*見積依頼番号	－	－	－	－

設備見積	依頼	*見積依頼番号	－	－	－	－	－
	回答	見積番号	*見積依頼番号	－	－	－	－
購買見積	依頼	*見積依頼番号	見積番号	－	－	－	－
	回答	見積番号	*見積依頼番号	－	－	－	－
	不採用通知	不採用通知番号	*見積依頼番号	－	－	－	－
注文	確定注文	*注文番号	－	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	－
	注文請け	請書番号	*注文番号	－	*注文番号枝番	見積依頼番号	－
鑑項目合意変更	申込	*注文番号	－	－	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号	－
	承諾	変更承諾番号	*注文番号	－	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号	－
合意解除	申込	*注文番号	－	－	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号	－
	承諾	解除承諾番号	*注文番号	－	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号	－
一方的解除通知		*注文番号	－	－	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号	
合意打切	申込	*注文番号	－	－	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号	－
	承諾	打切承諾番号	*注文番号	－	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号	－
一方的打切通知		*注文番号	－	－	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号	
出来高	要請	出来高要請番号	－	－	－	－	－
	報告	出来高報告番号	出来高確認番号［#1］	*注文番号	－	見積依頼番号	出来高要請番号
	確認	出来高確認番号	出来高報告番号	*注文番号	－	見積依頼番号	出来高要請番号
請求	請求	請求番号	出来高確認番号	*注文番号	－	出来高報告番号	出来高要請番号
	確認	請求確認番号	*請求番号	注文番号	－	－	－
立替金	報告	立替金報告番号	立替金確認番号［#2］	*注文番号［#3］	－	－	－
	確認	立替金確認番号	立替金報告番号	*注文番号［#3］	－	－	－

【注】「*」は、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードと合わせて取引を特定するデータ項目となる。

【注】太枠 ▭ は、受注者が発番する番号。それ以外は発注者が発番する番号。

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求の理由】

注文業務における[1301]参照帳票 No.2 の利用に関しては、確定注文メッセージ～請求メッセージの各メッセージにおいて、見積依頼時に発注者が採番した「見積番号」を記載することが、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 に明記されている。しかし、CI-NET で見積業務を行わずに CI-NET で注文業務を行うユーザにおいては、該当する「見積番号」が CI-NET 上に存在しないことから、[1301]参照帳票 No.2 に適切な値がセットされず（例：確定注文／注文請けメッセージを複数回交換する場合に、異なるメッセージ間で同一の[1301]参照帳票 No.2 がセットされる等）、これによる運用上の問題（例：ASP サービスのシステム上では、[1301]参照帳票 No.2 がキーとなっている場合があり、[1301]参照帳票 No.2 の重複はエラーとなる等）が多発した。

このような状況を受けて、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 の購買見積依頼／回答メッセージおよび確定注文／注文請けメッセージにおいて、”[1301]参照帳票№2”（購買見積依頼番号）に関する注意事項を追記することが要望された。

なお、枝番を持つ複数の注文契約において、初めの契約（原契約、元契約）を指す呼称を「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省　土地・建設産業局建設業課，平成２３年８月）に倣い、「当初契約」とした。

【既存ユーザ等への影響】

既に運用上の支障を生じていることから、購買見積依頼／回答メッセージおよび確定注文／注文請けメッセージにおいて、”[1301]参照帳票№2”（購買見積依頼番号）を正しく設定することについては、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 の改定に加え、CI-NET ホームページの Q&A へも対応策を掲載する等して、早急に利用者への周知を進める必要がある。

(e)　CR 管理 No.L-2016-007　　HTTP/1.1 の RFC 改訂に伴う変更

（No.　L-2016-007）

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）

発信者記入欄		事務局記入欄					
発　信　日　　2017 年　2 月　2 日		受　信　日　　年　　月　　日					
会 社 名		改訂対象：					
企業識別コード		Ver.	2	.	1	ad.	8
部 署 名		事務局処理記入欄					
担当者名							
連 絡 先　TEL： FAX：							
件　　名　HTTP/1.1 の RFC 改訂に伴う変更							

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求内容】

HTTP/1.1 の RFC に関して、2014 年に RFC7230～7239 が発行され、RFC2616 が廃止されたことに伴い、「A.情報伝達規約」について、以下のとおり改訂することを要求する。

(1) 改訂対象
LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 p.38　表 A- 3　HTTP ヘッダの内容

(2) 改訂内容
以下のとおり変更する。

＜LiteS 実装規約 P. 38＞

変更前	＜本文＞ 1.1.　　HTTP ヘッダ HTTP ヘッダには以下の内容を記述する。

表 A- 4　HTTP ヘッダの内容

ヘッダ要素	説明
POST	POST 先には企業間で相互に取り決めた URL を設定する。
Content-Length	HTTP 仕様に従って、HTTP ボディの長さに厳密に一致した長さを設定する。
Host	RFC2616 に従って設定する。
SOAPAction	"ebXML"(固定)を設定する。
Content-type	ビジネス文書がある（MIME パートの Payload に XML データが格納される）場合は、"multipart/related;"を設定する。その他属性は以下の通りとする。 boundary：メッセージ中の本体を区切るために使用する。区切り文字は本体に現れない任意の文字列を設定する。 type：　"text/xml"(固定)を設定する。 start：任意であるため、SOAP エンベロープの存在するパートの Content-ID を設定する。

変更後

＜本文＞

1.1.　　HTTP ヘッダ

HTTP ヘッダには以下の内容を記述する。

表 A- 5　HTTP ヘッダの内容

ヘッダ要素	説明
POST	POST 先には企業間で相互に取り決めた URL を設定する。
Content-Length	HTTP 仕様に従って、HTTP ボディの長さに厳密に一致した長さを設定する。
Host	~~RFC2616~~ RFC7230～7239 に従って設定する。
SOAPAction	"ebXML"(固定)を設定する。
Content-type	ビジネス文書がある（MIME パートの Payload に XML データが格納される）場合は、"multipart/related;"を設定する。その他属性は以下の通りとする。 boundary：メッセージ中の本体を区切るために使用する。区切り文字は本体に現れない任意の文字列を設定する。 type：　"text/xml"(固定)を設定する。 start：任意であるため、SOAP エンベロープの存在するパートの Content-ID を設定する。

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書きください）

【要求の理由】

HTTP/1.1 の RFC に関して、2014 年に RFC7230～7239 が発行され、RFC2616 が廃止されたことを受けて、改訂を行う必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

主にシステム開発者向けに、広く周知を図る必要がある。

⑵ 同一の見積依頼番号を持つ確定注文情報に関する 1301]参照帳票 No.2 の対応

注文情報を特定するための見積依頼番号に関する注意事項

---発注側企業に提示(開始)----------

CI-NET を利用した電子商取引を実施している発注企業　殿

平成 28 年 xx 月 xx 日

一般財団法人　建設業振興基金

情報化評議会

確定注文メッセージにおける

[1301]参照帳票№2（見積依頼番号）の取扱注意（お願い）

現在、複数の確定注文メッセージが送信された場合に、これらに対する注文請けメッセージを返信できない事象が発生しています。これらの事象を防ぐため、各社にて以下のご対応をお願いいたします。

記

確定注文メッセージにおける

[1301]参照帳票№2（見積依頼番号）の取扱に係る対応方針

問題となっている事象

昨今、盛んになってきているスモールスタート運用[3]による CI-NET の導入においては、購買見積業務は従来どおり紙媒体等の CI-NET 以外の手段で行われることから、確定注文メッセージを作成する際に、”[1301]参照帳票№2”に「見積依頼番号」が適切に設定されない可能性が生じている。一例として、発注者側より複数の確定注文メッセージにおいて”[1301]参照帳票№2”に仮の見積依頼番号として同一の番号をセットして送信した場合に、受注者側

[3] スモールスタート運用 : CI-NET の導入を低コストかつ短期間で進めることに主眼を置き、確定注文／注文請け業務のみから CI-NET の運用を始めること。なお、本来、CI-NET の導入効果を十分に引き出すためには、見積～注文～出来高の業務を一貫して CI-NET を活用することが望ましく、CI-NET LiteS 実装規約においても一貫した運用を前提として記載されている。

にて各々の確定注文メッセージに対する注文請けメッセージを返信できなくなる事象が発生している。

（発生事象の具体例）
発注者側が、複数の確定注文メッセージにおいて、“[1301]参照帳票№2” に同一の仮番号等を設定の上、注文請けメッセージの受信前に同時または短期間に複数を送信するケース
受注者側が、①のような確定注文メッセージを、一括して作業中一覧に取込むケース

（事象の発生原因）
複数の確定注文メッセージ[4]において、”[1301]参照帳票 No.2”（実装規約上は「見積依頼番号」をセットするルールとなっている）に同一の番号がセットされた場合、CI-NET 上では見積依頼番号の同じ確定注文は同一の注文と見なされる。このため、最後に取り込んだ確定注文メッセージに対する注文請けメッセージは作成できるが、その他の確定注文メッセージに対する注文請けメッセージを作成できなくなることが原因である。

[4] CI-NET では、元契約の注文番号（[1007]帳票 No.）に、枝番（[1300]注文番号枝番）を設定することで、元契約とその追加契約等を対応付けて管理することが可能となっている。本文中の「複数の確定注文メッセージ」は、複数の元契約、あるいは、元契約とその追加契約等（以下、枝番付き契約という。）の両方のケースを指している。

「CI-NET LiteS 実装規約」における規定

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 では、取引を特定するデータ項目として、以下のとおり記載されている。

例：P185～
Ｖ．購買見積メッセージ

メッセージ

2.1　メッセージのキー項目
取引当事者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。
－取引
－帳票種類
－同一帳票を複数回送信した場合の識別

取引を特定するデータ項目
購買見積依頼・回答、見積不採用通知メッセージにおいて、取引を特定するデータ項目は次表の通り。これらのデータ項目により、
・どの発注者の　　：[4]発注者コード
・どの工事物件における　：[1006]工事コード
・どの工事の見積を　　：[1007]帳票 No. あるいは[1009]参照帳票 No.
・誰に依頼したものか　　：[5]受注者コード
を表す。

例：P256～
Ⅵ．注文メッセージ
2．メッセージ

2.1．メッセージのキー項目
発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッ
セージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目
を説明する。
－取引（注文契約）
－帳票種類
－同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目
取引関係を特定するデータ項目は下表の通り。
これらのデータ項目により、
・どの発注者の：［4]発注者コード
・どの物件における：［1006]工事コード
・どの工事を：[1007]帳票No. ＋［1300]注文番号枝番
あるいは
[1009]参照帳票No. ＋［1300]注文番号枝番
・誰に発注したものか：［5]受注者コード
を表す。

以下は、(1) 取引を特定するデータ項目　について、メッセージ別に一覧化して整理したものである。

【補足】[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.、[1301]参照帳票 No.2、[1008]帳票年月日、[1010]参照帳票年月日の運用ルール

表 B.Ⅴ-7　帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票年月日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票年月日	[1300] 注文番号枝番	[1301] 参照帳票 No.2
購買見積依頼	*見積依頼番号	見積を依頼した年月日	**見積番号**	－	－	－
購買見積回答	**見積番号**	**見積を回答した年月日**	*見積依頼番号	見積を依頼した年月日	－	－
見積不採用通知	不採用通知番号	不採用を通知した年月日	*見積依頼番号	見積を依頼した年月日	－	－
確定注文	*注文番号	注文した年月日	－	－	*注文番号枝番	見積依頼番号
注文請け	**請書番号**	**注文を請けた年月日**	*注文番号	注文した年月日	*注文番号枝番	見積依頼番号
鑑項目合意変更申込	*注文番号	変更を申し込んだ年月日	－	－	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号
鑑項目合意変更承諾	**変更承認番号**	**変更を承諾した年月日**	*注文番号	変更を申し込んだ年月日	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号
合意解除申込	*注文番号	解除を申し込んだ年月日	－	－	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号
合意解除承諾	**解除承認番号**	**解除を承諾した年月日**	*注文番号	解除を申し込んだ年月日	*（当初契約の）注文番号枝番	（当初契約の）見積依頼番号

*：取引を特定するキー項目

【注】太枠 ▭ は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 上は明確に規定されていないが、”[1301]参照帳票№2”にセットされる購買見積依頼番号をもって、一連の取引であることを識別するよう運用されるケースが一般的である。従って、“[1300]注文番号枝番” が異なる確定注文メッセージでは、”[1301]参照帳票№2”に他の確定注文メッセージとは異なる見積依頼番号をセットしなければならない。

一方で、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 では、購買見積業務を従来通り書面等で行い、注文業務以降で CI-NET を活用するスモールスタート運用を想定した”[1301]参照帳票№2”（購買見積依頼番号）の取り扱いに関する記載が無く、スモールスタート運用の発注者では、これらの取り扱いにおける注意事項を把握する事ができない。
このため、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.8 では、購買見積依頼／回答メッセージおよび確定注文／注文請けメッセージにおいて、”[1301]参照帳票№2”（購買見積依頼番号）に関する注意事項を追加記載する予定である。
具体的には、前述の「例：P256～　注文メッセージ」において、以下を追記する予定である。

> (2)確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目
> 確定注文メッセージを見積依頼（メッセージまたは書面）と紐づける必要があるため、確定注文メッセージにおいて、[4]発注者コード＋[1006]工事コード＋見積依頼番号（[1301]参照帳票 No. 2）で一意に特定できるようにしなければならない。

対応方針

当初契約の確定注文／注文請けメッセージにおける[1301]参照帳票№2(見積依頼番号)の扱いに関する注意

確定注文／注文請けメッセージでは、”[1301]参照帳票№2”に「見積依頼番号」をセットする運用ルールとなっているが、スモールスタート等において”[1301]参照帳票№2”が適切にセットされず、同一番号で複数の確定注文メッセージが送信された場合には、同一契約の確定注文メッセージの再送として扱われるので、注意が必要である。
CI-NET で購買見積を行っていない場合にも、”[1301]参照帳票№2”に、CI-NET 以外の手段で受け渡した「見積依頼番号」をセットする、あるいは“[1007]帳票 No.”の「注文番号」と同一の番号をセットする等により、複数の確定注文メッセージ（再送を除く）に対して、”[1301]参照帳票№2”に異なる番号を設定すること。

追加契約(枝番付)の確定注文／注文請けメッセージにおける[1301]参照帳票№2(見積依頼番号)の扱いに関する注意

CI-NET では、“[1007]帳票 No.”（注文番号）＋“[1300]注文番号枝番”（注文番号枝番）の異なる確定注文メッセージは、個別の契約として扱われる。
さらに、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 には明記されていないが、これらの枝番付き確定注文／注文請けにおいて、“[1300]注文番号枝番”が異なっていても”[1301]参照帳票№2”が同じメッセージは、同一の確定注文メッセージの再送と認識され、最後に受信した確定

注文メッセージ以外の確定注文メッセージに対する注文請けメッセージを作成できなくなる。このため、“[1300]注文番号枝番” および”[1301]参照帳票№2”には、枝番毎に異なる見積依頼番号を設定する必要がある。
CI-NET で購買見積を行っていない場合にも、”[1301]参照帳票№2”に、CI-NET 以外の手段で受け渡した「見積依頼番号」、あるいは、「注文番号」＋「枝番号」（“[1007]帳票 No.”＋“[1300]注文番号枝番”）をセットする等により、複数の確定注文メッセージ（再送を除く）に対して、”[1301]参照帳票№2”に異なる番号を設定すること。

なお、上記に対応するまでの過渡的な対策として、複数の確定注文メッセージの”[1301]参照帳票№2”に同一の番号をセットして運用せざるを得ない場合は、1 件目の確定注文メッセージに対する注文請けメッセージを受信した後に、2 件目の確定注文メッセージを送信する運用を行うこと。

以上

---発注側企業に提示(終了)----------

CI-NET ホームページの Q&A サイトへの記載内容
当初契約の確定注文における参照帳票№2(見積依頼番号)の扱い

Q　当初契約の確定注文における参照帳票№2(見積依頼番号)の扱い 発注者側が、短期間に複数の契約を実施した場合（注文番号の異なる複数の確定注文メッセージが連続して送信された場合)、受注者側が、最新の確定注文メッセージ（最後に受信したメッセージ）に対する注文請けメッセージを返すと、それ以前の確定注文メッセージに対する注文請けメッセージを返せなくなる場合がありますが、どうしたらよいですか。
A CI-NET では、購買見積依頼／回答メッセージ～確定注文／注文請けメッセージは、対応付けて管理されています。 “[1007]帳票 No.”（注文番号）により一意に特定される確定注文メッセージと、この基点となる購買見積依頼メッセージは、確定注文メッセージの“[1301]参照帳票№2”にセットされる「見積依頼番号」によって対応付けられます。すなわち、CI-NET では、複数の確定注文メッセージにおいて、“[1301]参照帳票№2”に、同一の見積依頼番号が採番されるケースは想定されておりません。 質問のケースでは、発注者側で、複数の確定注文メッセージにおいて、“[1301]参照帳票№2”に同一の見積依頼番号がセットされたため、受注者側で、これらの複数の確定注文メッセージのうち、最後に受信した確定注文メッセージ以外の確定注文メッセージに対する処理を行えない状態になったと考えられます。 対応策は、次の通りです。 発注者は、複数の確定注文メッセージの“[1301]参照帳票№2”に、異なる見積依頼番号をセットする。発注者が、CI-NET で見積業務を行わずに注文業務を行う場合などにも、複数の確定注文メッセージの“[1301]参照帳票№2”に CI-NET 以外の手段で受け渡した見積依頼番号をセットしてください。 見積依頼番号を取得できない場合等で任意の“[1301]参照帳票№2”を設定するときは、例えば、“[1007]帳票 No.”にセットされる「注文番号」と同一の番号や、作成時分秒などの、確定注文メッセージ毎に一意となる番号をセットしてください。 発注者が、複数の確定注文メッセージ（再送を除く）の“[1301]参照帳票№2”に同一の見積依頼番号を採番せざるを得ないときは、確定注文メッセージを 1 件のみ送信し、受注者から注文請けメッセージを受信した後に、次の確定注文メッセージを送信することを繰り返す必要があります。

枝番付確定注文における参照帳票№2(見積依頼番号)の扱い

Q　枝番付確定注文における参照帳票№2(見積依頼番号)の扱い 発注者側が、契約の追加あるいは変更を短期間で複数回実施した場合（異なる枝番が採番された複数の確定注文メッセージが連続して送信された場合)、受注者側が、最新の確定注文メッセージ（最後に受信したメッセージ）に対する注文請けメッセージを返すと、それ以前の枝番付き確定注文メッセージに対する注文請けメッセージを返せなくなる場合がありますが、どうしたらよいですか。
A CI-NET では、購買見積依頼／回答メッセージ～確定注文／注文請けメッセージは、対応付けて管理されています。 “[1007]帳票 No.”（注文番号） + “[1300]注文番号枝番” （注文番号枝番）により一意に特定される確定注文メッセージ（以下、「枝番付き確定注文メッセージ」という。）と、この基点となる購買見積依頼メッセージは、確定注文メッセージの“[1301]参照帳票№2”にセットされる「見積依頼番号」によって対応付けられます。すなわち、CI-NET では、複数の枝番付き確定注文メッセージにおいて、“[1301]参照帳票№2”に、同一の見積依頼番号が採番されるケースは想定されておりません。 質問のケースでは、発注者側で、複数の枝番付き確定注文メッセージにおいて、“[1301]参照帳票№2”に同一の見積依頼番号がセットされたため、受注者側で、これらの複数の枝番付き確定注文メッセージのうち、最後に受信した確定注文メッセージ以外の確定注文メッセージに対する処理を行えない状態になったと考えられます。 対応策は、次の通りです。 発注者は、複数の枝番付き確定注文メッセージの“[1301]参照帳票№2”に、異なる見積依頼番号をセットする。発注者が、CI-NET で見積業務を行わずに注文業務を行う場合などにも、複数の枝番付き確定注文メッセージの“[1301]参照帳票№2”に CI-NET 以外の手段で受け渡した見積依頼番号をセットしてください。 見積依頼番号を取得できない場合等で任意の“[1301]参照帳票№2”を設定するときは、例えば、「注文番号」＋「枝番号」(“[1007]帳票 No.”＋“[1300]注文番号枝番”）や、作成時分秒などの、枝番付き確定注文メッセージ毎に一意となる番号をセットしてください。 発注者が、複数の枝番付き確定注文メッセージ（再送を除く）の“[1301]参照帳票№2”に同一の見積依頼番号を採番せざるを得ないときは、枝番付き確定注文メッセージを 1 件のみ送信し、受注者から注文請けメッセージを受信した後に、次の枝番付き確定注文メッセージを送信することを繰り返す必要があります。

以上

(3) 暫定的利用の基本契約に対応したデータ交換協定に関する参考例同一の見積依頼番号を持つ確定注文情報に関する 1301]参照帳票 No. 2 の対応

(a) CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）

（№ L-2016-004 別紙1）

第 4 節 CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）

標準ビジネスプロトコルを用いて EDI を行うユーザは、EDI を行うユーザ間においてなんらかの EDI に関する協定書(データ交換協定書)を取り交わすことが望ましい。その協定書に盛り込む項目、内容については、ユーザ間で十分協議の上決定する必要があるが、本データ交換協定書（参考例）はその際の参考となるものである。

ただし、本協定書第 3 条に定めているように、本協定書の適用はあくまでも標準ビジネスプロトコルによる EDI の範囲内であり、関連法規の内容については記述していない。

■CI-NET による電子データ交換（EDI）に関するデータ交換協定書（参考例）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間の取引における基本契約（既に紙面により締結した平成 年 月 日付の工事下請負基本契約書および平成 年 月 日付の物品等売買基本契約書と合わせて、以下「基本契約書」という。）、および当該基本契約書に基づく個別契約に関し、第 4 条（1）に規定する CI-NET 標準ビジネスプロトコルにもとづく第 4 条(2)に規定する電子データの交換(以下「CI-NET による EDI」という。）を実施する際、利用する通信手段に電子メールや ebMS 等を利用して行うにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

【留意点】
・使用するシステムの名称（取引当事者間で取り決めた固有もの）を明記することもあり得る。

第 1 条（目的）

本協定は、甲および乙が CI-NET による EDI を利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第 2 条（基本契約書および個別契約との関係）

甲乙間で締結した基本契約書および個別契約に定めた事項と本協定に定めた事項との間に相違がある場合には、本協定の定めが優先的効力を有するものとする。

【留意点】

・基本契約書および個別契約と本協定との内容が整合しない場合、一般的には、CI-NET による EDI に関しては本協定が優先する。ユーザはこの点に留意してデータ交換協定書の内容を検討する必要がある。

第 3 条（適用範囲）

本協定は、CI-NET による EDI を利用して行う基本契約または個別契約の申込およびその承諾、基本契約または個別契約の契約内容の変更、個別契約の解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等の付帯業務について適用する。

２　CI-NET による EDI を利用して行う業務の内容は、第 5 条に規定する運用マニュアルに定める。

【留意点】

・CI-NET を導入する企業は、CI-NET の適用業務について、運用マニュアルに定める。

第 4 条（用語の定義）

本協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）CI-NET 標準ビジネスプロトコル

取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるビジネスプロトコルであり（財）建設業振興基金　建設産業情報化推進センター（現：(一財）建設業振興基金経営基盤整備支援センター）発行の「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」で規定するものをいう。

（2）CI-NET による EDI

甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で送信し、相手方が当該取引関係情報を受信し、利用するシステムをいう。

（3）取引関係情報

甲乙間の継続的取引において、基本契約または個別契約の申込およびその承諾、基本契約または個別契約の契約内容の変更、および個別契約の解除もしくは打切の申込および当該申込に対する承諾、その他見積依頼および回答、出来高報告および確認、請求等相手方に対する意思表示または通知のうち、CI-NET による EDI の実施に伴い甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。このうち本協定が対象とする取引関係情報は、第 5 条に規定する運用マニュアルに定める。

（4）基本契約

契約当事者間において、継続的に取引契約を行う際の基本的な契約条件を定めるものであり、当該基本契約に基づいて、「個別契約」がなされる。甲から乙に対する基本契約の申込の意思表示（確定注文メッセージ）と、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請けメッセージ）によって成立する。

(5) 個別契約

甲から乙に対する注文の申込の意思表示（確定注文メッセージ）と、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請けメッセージ）によって成立する取引契約をいう。

(6) アドレス

CI-NET による EDI の利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信する際、利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスをいい、ebMS の場合には FQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくは IP アドレスをいう。

以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するアドレスを「乙のアドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引情報等を送信するアドレスを「甲のアドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲のアドレスまたは乙のアドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。

(7) 取引用設備

甲および乙が、CI-NET による EDI を利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。

(8) 取引用電気通信回線

甲および乙が、CI-NET による EDI を利用するために準備する甲の装置と乙の装置が利用する電気通信回線である（以下「通信回線」という。）。

【留意点】

・(3) CI-NET を導入する企業は、取引関係情報のうち、CI-NET を適用する範囲の標準メッセージを、運用マニュアルに定める。

第 5 条（運用マニュアル）

本協定にもとづく CI-NET による EDI について、その実施に必要なシステム、送信手順、データ書式、運用時間その他の細目は、甲乙間で別に定める「CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）」に定める。

２　甲および乙は、運用マニュアルが本協定と一体をなし、本協定と同一の効力を有することを相互に確認する。

３　システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要が生じた場合には、必要に応じ、甲乙間で協議を行い変更する。

第 6 条（CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールの遵守）

甲および乙は、CI-NET による EDI を利用するにあたり CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールを遵守しなければならない。

第 7 条（実施手順）

甲および乙は、以下の各号に定める要領および運用マニュアルに定める要領にしたがい、相互に取引関係情報を提供、利用する。

（1）甲および乙は CI-NET による EDI の利用に際し、アドレスを定め、相手方に通知する。

（2）甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙のアドレスに送信する。

（3）乙は、前号により乙のアドレスに送信された取引関係情報を乙の装置内に受信し、利用する。乙は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲のアドレスに送信する。

（4）乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、甲のアドレスに送信する。

（5）甲は、前号により甲のアドレスに送信された取引関係情報を甲の装置内に受信し、利用する。甲は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態で運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施し、乙のアドレスに送信する。

（6）甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報等を CI-NET 標準ビジネスプロトコルの状態に変換する業務、運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態に変換する業務および運用マニュアルに定めるセキュリティ措置を施した状態の取引関係情報等を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託することができる。

【留意点】

（2）～（5）のセキュリティ処理方式は運用マニュアルに定める。

第 8 条（意思表示等の時期）

CI-NET による EDI の実施に伴う甲乙間の意思表示あるいは通知は、甲および乙が提供すべき取引関係情報を相手方のアドレスに記録させた時に、相手方に到達したものとする。

【留意点】

・下図の例の（2）の時点で見積回答の意思表示が到達したものとする。

・データが相手方に到達することにより、その意思表示は効力を発生する（民法 97 条 1 項：隔地者に対する意思表示はその通知の相手方に到達したる時よりその効力を生じる）。

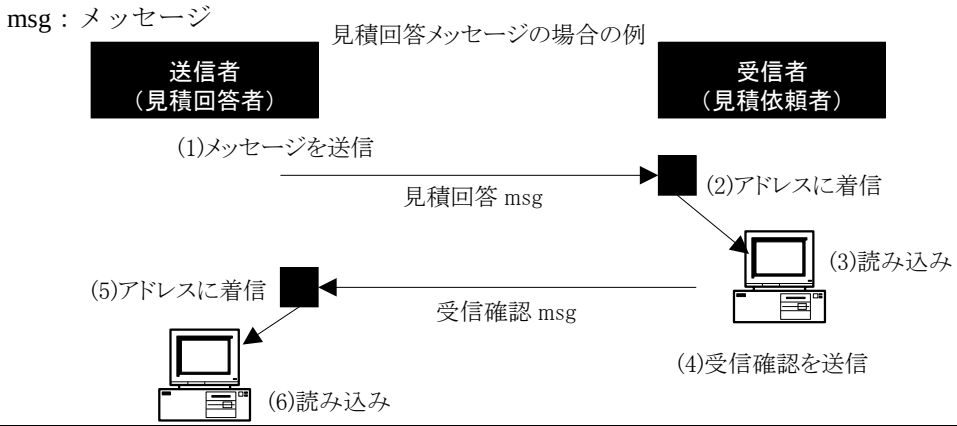

第 9 条（取引関係情報の効力）

甲および乙は、CI-NET による EDI の実施に伴い伝送された取引関係情報および電子証明書の利用に係わる ID、パスワード等を、それぞれ正当な権限を有する者が適切な手段、手続きに則って管理し、これを適切に行使させなければならない。

２　取引関係情報が、CI-NET による EDI の実施に伴い提供される場合の他、書面によっても提供される場合には、送信者は当該情報の相互間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違・矛盾が生じた場合は、原則として CI-NET による EDI の実施に伴い提供される取引関係情報が優先する。ただし、甲または乙が別段の通知をしたときはこの限りではない。

第 10 条（取引関係情報の変更）

甲および乙は、CI-NET による EDI の実施に伴って取引関係情報の内容を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上変更する。この場合、取引関係情報の内容を変更する者は、新たな取引関係情報を CI-NET による EDI により相手方に通知する。

２　甲乙間の合意により、CI-NET による EDI により成立した基本契約または個別契約の内容を変更する必要が生じた場合は、甲は鑑項目合意変更申込メッセージによって当該契約内容の変更を乙に申し込み、乙は遅滞なく鑑項目合意変更承諾メッセージにより当該申込に対する承諾を行う。

３　甲乙間の合意により、CI-NET による EDI により成立した個別契約を解除する必要が生じた場合は、甲は合意解除申込メッセージによって当該個別契約の解除を乙に申し込み、乙は遅滞なく合意解除承諾メッセージにより当該申込に対する承諾を行う。

４　甲乙間の合意により、CI-NET による EDI により成立した個別契約を打ち切る必要が生じた場合は、甲は合意打切申込メッセージによって当該個別契約の

打切を乙に申し込み、乙は遅滞なく合意打切承諾メッセージにより当該申込に対する承諾を行う。

【留意点】
・業務データの不整合が生じないよう、変更を生じた場合も変更後のデータを CI-NET で送信する。
・見積、入出荷、出来高、立替、請求等のデータを変更する必要が生じた場合は、既に送信したデータと同一種類のメッセージを変更データとして送信する（第 1 項）。
・確定注文および注文請けメッセージの取り交わしによって既に成立している個別契約を変更、解除、打切する場合は、確定注文あるいは注文請けメッセージの再送ではなく、鑑項目合意変更申込/承諾、合意解除申込/承諾、合意打切申込/承諾メッセージによって行う（第 2～4 項）。

第 11 条（基本契約または個別契約の成立）

本協定に係わる基本契約は、甲の乙に対する基本契約申込の意思表示（確定注文メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請メッセージ）が甲に到達した時に成立する。ここで、乙の承諾の意思表示が甲に到達した時とは、乙の承諾の意思表示が甲のアドレスに着信した時をいう。

2　本協定に係わる個別契約は、甲の乙に対する個別契約申込の意思表示（確定注文メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（注文請メッセージ）が甲に到達した時に成立する。ここで、乙の承諾の意思表示が甲に到達した時とは、乙の承諾の意思表示が甲のアドレスに着信した時をいう。

3　本協定に係わる基本契約または個別契約の内容の変更は、甲の乙に対する当該契約変更申込の意思表示（鑑項目合意変更申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（鑑項目合意変更承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

4　本協定に係わる個別契約の解除は、甲の乙に対する個別契約解除申込の意思表示（合意解除申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意解除承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

5　本協定に係わる個別契約の打切は、甲の乙に対する個別契約打切申込の意思表示（合意打切申込メッセージ）が乙に到達した後、当該申込に対する乙の承諾の意思表示（合意打切承諾メッセージ）が甲に到達した時に成立する。

6　本協定に係わる基本契約または個別契約において、利用する電子証明書に記載されている正当な権限を有する者は、当該契約の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であることを事務処理の規程に定め、当該規程に沿った運用を行わなければならない。

7　甲および乙は、本協定に係わる基本契約または個別契約は、本協定に係わる基本契約または個別契約に関する正当な権限を有する者が適切な手段、手続きに則って行うことを前提としたものであるため、その成立を否認はしてはならない。また、契約の一方当事者は、社内の制限を相手方に主張できない。

【留意点】

・次図の（1）が乙のドレスに着信した時に基本契約または個別注文の申込の意思表示が成立する。

・受信者が（2）の受信確認メッセージを送信することは、確定注文メッセージが着信したことを通知するものであり、基本契約または注文の承諾を通知するものではない。基本契約または注文の申込を吟味のうえ（3）の注文請メッセージを送信し発注者に着

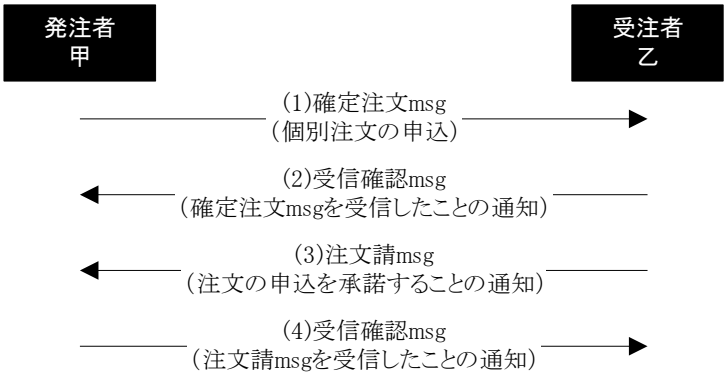

信した時点で、注文の申込を承諾する意思表示が成立する。

msg：メッセージ

・第 6 項の「事務処理の規程」については、CI-NET による EDI に関わる者の運用諸規則をまとめたものであり、当該契約の当事者本人あるいは当事者から権限委譲を受けた者であることを明示することが特に求められる。

第 12 条（CI-NET による EDI 障害時の措置）

装置、通信回線の故障またはその他の理由により、CI-NET による EDI に障害が発生したときは、相手方に直ちにその旨通知し、速やかに対応を図る。

２　前項の障害が発生したときのデータ授受方法は、原則として障害回復後のデータ伝送により行う。ただし障害が復旧するまでの間、甲および乙は、協議のうえ必要に応じ、別途の方法により対応する。

３　障害が復旧するまでの間に書面の交付あるいはそれに代わる方法によってなされた意思表示あるいは通知の効力については、甲乙協議のうえ決定する。

４　第 1 項の CI-NET による EDI に障害が発生したとき、甲又は乙は、当該障害が、甲又は乙の何れか一方の契約者のネットワークに係わる責任範囲で発生したときは、責任範囲を管理する契約者が当該障害の発生責任を負うものとする。

発生責任を負う契約者は、当該障害に伴う費用又は契約の一方当事者に損害が発生した場合には、これを負担する。その負担額および負担方法は、甲乙協議のうえ決定する。

５　天災その他不可抗力によって発生した障害については、この限りではない。

【留意点 1】

出来高・請求業務のように、期限・締切が重要な要素を占める業務のデータ交換については、何らかの障害が起きた場合への対応が特に求められることとなる。

2.にある「別途の方法」について、EDI を行うに際し予め責任分界点を運用マニュアル等に記載して明確化し、自社の責任範囲において障害が発生した場合どのような運用とするか、取り決めておくことが望ましい。

障害発生時の具体的な運用上の対応としては、

①従来形式の紙での提出を許可する

②締めの期日を変更して提出することを許可する

③別のアドレスにデータを送信する

などが考えられる。

また障害発生に備え、以下のような対策を講じておくことも有効である。

①定期的なバックアップを実施し、障害発生時に復旧が容易となるように備える

②非常時の対応についてマニュアル化しておく

（例えば、本社で協議の上対処方法を決定し、現場・支店・取引先等の当事者間にて連絡をとり必要な処置を実施する、など）

【留意点 2】　第 4 項

甲、乙、および ASP ベンダー等が利用又は提供するシステム構成、並びに各々の契約内容等によっては、次の通り「善意無過失」に関する規定を 記載する方法もある。

（条文）第 1 項の CI-NET による EDI に障害が発生したとき、甲又は乙は、当該障害が、甲又は乙の何れか一方の契約者のネットワークに係わる責任範囲で発生した場合、その責任範囲を管理する契約者は、善意無過失の場合を除き、当該障害の発生責任を負うものとする。

【留意点 3】　第 4 項

ネットワークに係わる責任の範囲については、CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例）の内、「第 8 項　責任範囲」の定めによる。

第 13 条（取引関係情報の未着、読み出し不能時の措置）

甲および乙は、相手方が発信した取引関係情報が着信しない場合、あるいは伝達された取引関係情報の読み出しができない場合（以下、「取引関係情報の未着等」という。）、この事情を知った後直ちにその旨を相手方に通知する。この通知がある場合、発信者は当該の取引関係情報を再送信する。

２　前項により発信者が再送を行った場合、甲および乙は、先の取引関係情報を発信者が撤回したものとする。

３　第１項のCI-NETによるEDIに障害が発生したとき、甲又は乙は、当該障害が、甲又は乙の何れか一方の契約者のネットワークに係わる責任範囲で発生したときは、責任範囲を管理する契約者が当該障害の発生責任を負うものとする。

発生責任を負う契約者は、当該障害に伴う費用又は契約の一方当事者に損害が発生した場合には、これを負担する。その負担額および負担方法は、甲乙協議のうえ決定する。

４　天災その他不可抗力によって発生した障害については、この限りではない。

【留意点 1】

2.の未着信だった確定注文メッセージが後日着信した場合等を想定し、この場合にも二重注文とならないよう、未着信のデータは撤回されたものとする。

【留意点 2】　第 3 項

甲、乙、および ASP ベンダー等が利用又は提供するシステム構成、並びに各々の契約内容等によっては、次の通り「善意無過失」に関する規定を 記載する方法もある。

（条文）第 1 項の CI-NET による EDI に障害が発生したとき、甲又は乙は、当該障害が、甲又は乙の何れか一方の契約者のネットワークに係わる責任範囲で発生した場合、その責任範囲を管理する契約者は、善意無過失の場合を除き、当該障害の発生責任を負うものとする。

【留意点 3】　第 3 項

ネットワークに係わる責任の範囲については、CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例）の内、「第 8 項　責任範囲」の定めによる。

第 14 条（費用負担）

CI-NET による EDI に係わる費用の負担は、以下の各号の定めによる。

(1) 甲が乙のアドレスに取引関係情報等を送信する費用は甲の負担とし、乙が甲のアドレスに取引関係情報等を送信する費用は乙の負担とする。

(2) 乙が甲に送信した取引関係情報等を受信するために甲が甲のアドレスを利用する費用は甲の負担とし、甲が乙に送信した取引関係情報等を受信するために乙が乙のアドレスを利用する費用は乙の負担とする。

第 15 条（装置および通信回線の整備）

甲および乙は、CI-NET による EDI を利用するために必要な装置および通信回線の整備、保守および管理を、善良なる管理者の注意をもって行う。

第 16 条（取引関係情報の保存）

甲および乙は、CI-NET による EDI により相手方から提供された取引関係情報および相手方に提供した取引関係情報の内容を電子ファイル、書面等の記録媒体で必要とされる期間保存するものとし、相手方の請求がある場合はこれを相

手方に交付しなければならない。ただし、印刷、複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。

2　相手方の請求がある場合はこれを相手方に交付しなければならない。ただし、印刷、複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。

3　甲および乙は、前項の取引関係情報の内容を改竄してはならない。

4　甲および乙は、取引関係情報等の適切な保存に際して発生しうるリスクに対し、防御措置を採るものとする。

5　甲および乙は、電子署名が施された取引関係情報を長期保存する場合、その取引関係情報に付いている電子署名が正しいものかを検証する時刻について、「時刻」そのものに誤差を生じたり、甲乙互いのシステムの時刻の誤差が、業務的に双方に支障を来たさないよう、定期的に確認するなどの運用管理を行う。

【留意点 1】

・甲および乙は、取引関係情報の未達、読み出し不能等に備えるために、取引関係情報を適当な期間保存しなければならない。

・この条項は CI-NET による EDI の運用において未達、読み出し不能等に備えるために定めたものであるが、取引情報の保存に関しては、「4.7.2　データ保存期間」の※関連法規を参照のこと。

・取引関係情報等の適切な保存に際して発生しうるリスクとその防御措置としては以下のようなものがある。これらは、運用での防御の観点から「事務処理の規程」等を別途整備し、適切な運用が必要である。

①管理責任者等の設置：

管理責任者等を定め、保管の責任、権限を明確にする。

②アクセスの管理：

保管された電磁的記録等にアクセスできる担当者を定め、アクセス履歴の記録、担当以外の者のアクセスに対する防御等の管理を行う。

③操作担当者の教育：

操作マニュアル等を用意し、担当者に正しい操作を教育する。

④保管場所の管理：

複数の電子記録媒体等に保管する場合は、どの電子記録媒体等にどの電磁的記録等が保管されているか、またディスク自体が正しく管理されていることの確認を行う。

⑤バックアップ：

電磁的記録等のバックアップを定期的に行い、バックアップした電子データを適切に保管する。

⑥ウィルス対策：

コンピュータ・ウィルス等に対する定期的な診断を行い、ウィルスが発見されたらただちに対処する。

⑦システム移行等への対応：

保管システム自体をバージョン・アップする時には、旧システムで保管していた電磁的記録等が新しいシステムで処理できなくなる不都合が生じないよう配慮する。

・第 5 項は、インターネットの通信手順を電子メールあるいは ebMS を採用して取引関係情報を長期保存する場合の条文参考例である。これを追加する場合は、上記 4 項に追記することを想定している。

なお、本項は建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドラインに沿う形での電子契約を前提としている。

【留意点 2】

なおここで使用している言葉について以下で説明する。

(a) 電子署名とは、公開鍵暗号方式を利用することで、文書の作成者を証明し、かつその文書が改竄されていないことを保証する署名方式を指し、これにより作成された文書を電子署名文書という。

(b) 電子署名文書の長期保存の対象期間について、商取引に関連する法規（民法、商法、法人税法等）では各書類、文書に対し、5～10 年程度の保存が義務付けられており、CI-NET においても電子署名文書をこれらの期間保存することを想定する。

(c) ここで触れている「時刻」とは、取引関係情報の作成時だけでなく電子署名文書を保存する際の署名検証時刻としても利用するため、より正確な時刻の運用が求められる。

「時刻」を確認するための時刻源としては、情報通信研究機構（JJY・NICT）の標準電波、日本電信電話（NTT）の 117 時報サービスあるいは日本放送協会（NHK）の時報等を利用する方法が考えられる。

取引関係情報の保存に際し、時刻に関わる処理についてより精度の高い厳密な運用を可能とするため、以下のような規定をデータ交換協定書に盛り込むことも可能である。

－CI-NET において送受信する情報には、契約時に相互に受け渡し保管される注文情報および注文請情報といった取引業務の情報（メッセージ）以外に、システム運用上の「受信確認情報」がある。また契約前の見積情報や契約後の出来高・請求情報等や取引情報の送受信時の処理（通信、暗号化・復号、署名検証等）、電磁的記録等の保存の処理等に関する一部あるいは全てのログを保存し、内容や時刻を検証できる管理を行うこととする。

またこれらの情報の取得や保存については、これらの処理が容易にできるようシステム的に対応を組み込んでおくとともに、ユーザは必要なときにそれらを参照できるようにしておくこととする。

第 17 条（秘密保持）

甲および乙は、本協定期間中はもとより、本協定有効期間完了後においても CI-NET による EDI の実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。
(1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
(2) 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
(3) 相手方から開示を受けた後に、甲および乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。

第 18 条（暴力団等反社会的勢力の排除）

利用企業は、自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下、総称して「暴力団員等反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

２　基金は、利用企業が次の各号に該当すると合理的な根拠に基づき認めたときは、何等の催告を要さず NDN に失効要求手続を行うことができます。

(1) 暴力団等反社会的勢力が、経営を実質的に支配していると認められる場合。
(2) 暴力団等反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認めら場合。
(3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力、又は暴力団等反社会的勢力の関係者を利用していると認められる場合。
(4) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団等反社会的勢力の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
(5) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団等反社会的勢力と、何等かの関係を有する場合。
(6)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反した場合

第 19 条（予告による本協定の打切）

甲および乙は、互いに 3 カ月の文書による予告期間をもって、本協定を打切ることができる。

第 20 条（その他の事由による本協定の打切）

甲および乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告なくして直ちに一方的に本協定の打切を行なうことができる。
(1) 本協定、基本契約書または個別契約に違反したとき。
(2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
(3) 重大な損害または危害をおよぼしたとき。
(4) 監督官庁より営業の取消し、停止などの処分を受けたとき。
(5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売などの申し立て、

または破産、民事再生手続、会社更生、会社整理の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、あるいは支払停止、支払不能の事由が生じたとき。

(6) 解散、分割、あるいは他の会社と合併したとき。

(7) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。

２　前項の本協定の打切によって、甲又は乙が蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、前項第 8 号の場合はこの限りではない。

第 21 条（協議事項）

甲および乙は、本協定に定めのない事項、または疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決する。

第 22 条（管轄裁判所）

甲および乙は、本協定に関する紛糾の管轄裁判所を○○○○裁判所とする。

第 23 条（有効期間）

本協定の有効期間は、締結日より 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 カ月前までに、甲または乙から書面による打切の申し出のないときは、本協定と同一条件で更に 1 カ年間更新するものとし、以降も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　名　　称
　　所　在　地
　　代表者氏名　　印

乙　　名　　称
　　所　在　地
　　代表者氏名　　印

(b)　CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例）

（№　L-2016-004　別紙2）

CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例）

標準ビジネスプロトコルを用いて EDI を行うユーザーは、当事者間において EDI に関する協定書（データ交換協定書）を取り交わすことが望ましい。その協定書に盛り込む項目、内容に係るものの中で、運用するシステムの内容等の詳細なものや連絡先等の頻繁に変更が生じる事項については、協定書とは別に「運用マニュアル」として取り決めることが望ましい。本運用マニュアル（参考例）はその際の参考となるものである。

なお、本参考例は（財）建設業振興基金が策定した「CI-NET LiteS 実装規約」による EDI の運用を前提に記述している。

■CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例）

1.　目的

この運用マニュアルは、＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）間の、「CI-NET による EDI に関するデータ交換協定書」第 5 条にもとづき、取引関係情報等の交換に係わる運用上の取扱いについて定め、CI-NET による EDI を利用した業務の運営を円滑かつ合理的に推進することを目的とする。

2.　用語の定義

1)　EDI(ElectronicData Interchange)

電子データ交換。企業間における取引関係情報を、標準的な方法によりネットワークを利用して交換すること。

2)　AP(access point)

ネットワークへの通信を仲介する施設や機器のこと。

3)　ASP サービス

インターネットなどを通じてソフトウェアを利用させるサービス。ASP（Application Service Provider）は、そのようなサービスの提供者。

4)　ISP(Internet Services Provider)

インターネット接続業者。

5)　アドレス

CI-NET による EDI の利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信する際、利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスをいい、ebMS の場合には FQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくは IP アドレスをいう。

以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するアドレスを「乙のアドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引情報

等を送信するアドレスを「甲のアドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲のアドレスまたは乙のアドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。

3.　運用条件確認書

甲および乙の連絡先、使用するソフトウェア、通信環境、運用日時等の諸情報は「CI-NET による電子データ交換に関する運用条件確認書（以下「運用条件確認書」という）」において定める。

システムの変更その他の事由により運用条件確認書を変更する必要が生じた場合には、必要に応じ、甲乙間で協議を行い変更する。

4.　システムの内容

（1）システムの概念図およびシステム構成

CI-NET による EDI 実施に際し、甲はインターネットを介して取引関係情報等を乙との間で交換する。また乙はインターネットを介して取引関係情報等を甲との間で交換する。

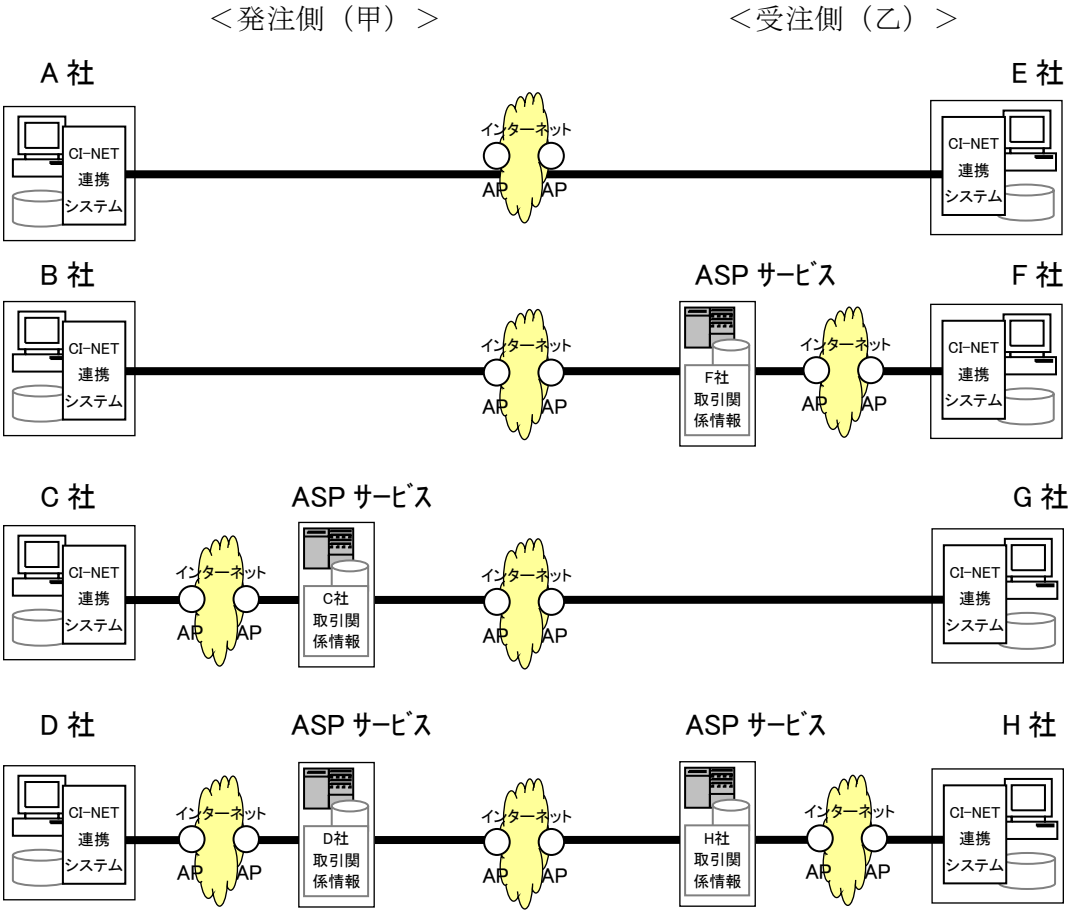

図 4.5-1　システム構成の例

【補足】

CI-NET を導入する企業は、A～H 社のようなシステム構成の事例がある。

・A、B および G 社：自社で CI-NET による電子データ交換システムを構築する場合

・C、D、E、F および H 社： CI-NET による電子データ交換サービスを提供する ASP サービス等を利用する場合

（2）システムの適用範囲

本システムは、CI-NET による EDI を利用して行う甲乙間の以下の各業務について適用する。

1) 甲から乙に対する建築見積の依頼
2) 乙から甲に対する建築見積の回答
3) 甲から乙に対する設備見積の依頼
4) 乙から甲に対する設備見積の回答
5) 甲から乙に対する設備機器見積の依頼
6) 乙から甲に対する設備機器見積の回答
7) 甲から乙に対する購買見積の依頼
8) 乙から甲に対する購買見積の回答
9) 甲から乙に対する見積の不採用の通知
10) 甲から乙に対する基本契約の申込
11) 乙から甲に対する基本契約の承諾
12) 甲から乙に対する注文の申込
13) 乙から甲に対する注文の承諾
14) 甲から乙に対する基本契約の変更の申込
15) 乙から甲に対する基本契約の変更の承諾
16) 甲から乙に対する個別契約の変更の申込
17) 乙から甲に対する個別契約の変更の承諾
18) 甲から乙に対する個別契約の解除の申込
19) 乙から甲に対する個別契約の解除の承諾
20) 甲から乙に対する個別契約の打切の申込
21) 乙から甲に対する個別契約の打切の承諾
22) 甲から乙に対する個別契約の解除の告知
23) 乙から甲に対する個別契約の解除の告知
24) 甲から乙に対する個別契約の打切の告知
25) 乙から甲に対する個別契約の打切の告知
26) 乙から甲に対する出荷の通知
27) 甲から乙に対する受領の通知
28) 甲から乙に対する出来高報告作成のために必要な情報の通知
29) 乙から甲に対する出来高の確認の要求
30) 甲から乙に対する出来高の確認の通知
31) 乙から甲に対する部分払金の支払の請求
32) 甲から乙に対する部分払金の請求の確認
33) 甲から乙に対する立替金の確認の要求

34) 乙から甲に対する立替金の確認の通知
35) 甲から乙に対する部分払金の支払の通知

【補足】
CI-NET を導入する企業は、上述の 1）～31）のうち該当するものを選択する。

（3）取引関係情報
以下を総称する。

1) 甲から乙に対する建築見積の依頼を表す CI-NET 建築見積依頼メッセージ
2) 乙から甲に対する建築見積の回答を表す CI-NET 建築見積回答メッセージ
3) 甲から乙に対する設備見積の依頼を表す CI-NET 設備見積依頼メッセージ
4) 乙から甲に対する設備見積の回答を表す CI-NET 設備見積回答メッセージ
5) 甲から乙に対する設備機器見積の依頼を表す CI-NET 設備機器見積依頼メッセージ
6) 乙から甲に対する設備機器見積の回答を表す CI-NET 設備機器見積回答メッセージ
7) 甲から乙に対する購買見積の依頼を表す CI-NET 購買見積依頼メッセージ
8) 乙から甲に対する購買見積の回答を表す CI-NET 購買見積回答メッセージ
9) 甲から乙に対する見積の不採用の通知を表す CI-NET 見積不採用通知メッセージ
10) 甲から乙に対する注文の申込を表す CI-NET 確定注文メッセージ
11) 乙から甲に対する注文の承諾を表す CI-NET 注文請メッセージ
12) 甲から乙に対する個別契約の変更の申込を表すCI-NET鑑項目合意変更申込メッセージ
13) 乙から甲に対する個別契約の変更の承諾を表すCI-NET鑑項目合意変更承諾メッセージ
14) 甲から乙に対する個別契約の解除の申込を表す CI-NET 合意解除申込メッセージ
15) 乙から甲に対する個別契約の解除の承諾を表す CI-NET 合意解除承諾メッセージ
16) 甲から乙に対する個別契約の打切の申込を表す CI-NET 合意打切申込メッセージ
17) 乙から甲に対する個別契約の打切の承諾を表す CI-NET 合意打切承諾メッセージ
18) 甲から乙に対する個別契約の解除の告知を表す CI-NET 一方的解除通知メッセージ
19) 乙から甲に対する個別契約の解除の告知を表す CI-NET 一方的解除通知メッセージ
20) 甲から乙に対する個別契約の打切の告知を表す CI-NET 一方的打切通知メッセージ
21) 乙から甲に対する個別契約の打切の告知を表す CI-NET 一方的打切通知メッセージ
22) 乙から甲に対する出荷の通知を表す CI-NET 出荷メッセージ
23) 甲から乙に対する受領の通知を表す CI-NET 入荷メッセージ

24) 甲から乙に対する出来高報告作成のために必要な情報の通知を表す CI-NET 出来高要請メッセージ
25) 乙から甲に対する出来高の確認の要求を表す CI-NET 出来高報告メッセージ
26) 甲から乙に対する出来高の確認の通知を表す CI-NET 出来高確認メッセージ
27) 乙から甲に対する部分払金の支払の請求を表す CI-NET 請求メッセージ。
28) 甲から乙に対する部分払金の請求の確認を表す CI-NET 請求確認メッセージ
29) 甲から乙に対する立替金の確認の要求を表す CI-NET 立替金報告メッセージ
30) 乙から甲に対する立替金の確認の通知を表す CI-NET 立替金確認メッセージ
31) 甲から乙に対する部分払金の支払の通知を表す CI-NET 支払通知メッセージ

【補足】
（3）取引関係情報は、CI-NET を導入する企業がこれらのうち該当するものを選択して良い。受信確認メッセージは取引関係情報に含まれない。

（4）アドレス
甲および乙は、CI-NET による EDI 専用のアドレスを用意する。

【補足】
複数の取引先との間で CI-NET による EDI を実施する場合も、取引先ごとに個別のアドレスを用意する必要は無い。

5. 運用手順
（1）取引関係情報等の内容
CI-NET による EDI で交換する取引関係情報および受信確認メッセージの内容に関する取扱いや解釈は、CI-NET LiteS 実装規約に従う。
（2）セキュリティ方式
取引関係情報および受信確認メッセージを送信する際のセキュリティ処理は、CI-NET LiteS 実装規約にしたがう。
（3）通信プロトコル
通信プロトコル等は、CI-NET LiteS 実装規約にしたがう。
（4）取引関係情報等の受信
甲および乙は、営業日に 1 回以上アドレスを確認し、相手方からの取引関係情報等が自身のアドレスに着信したとき、遅滞なくアドレスから当該情報を受信するよう努める。

【補足】
取引が稀にしか発生しない事業者では、毎営業日のアドレスの確認の運用は不合理、困難とも考えられる。こうした場合は、取引関係情報を発信した側が、発信した旨を FAX 等の別の手段により通知し、受信を促すといった運用上の工夫をする必要が想定される。

（5）受信確認

甲および乙は、相手方から取引関係情報を受信した後、ただちに受信確認メッセージを送信する。

6.　安全対策

（1）安全確保のための手順

甲および乙は、自身の「秘密鍵」を安全に保持する。

（2）伝達するデータの容量

1 回の送信で伝達するデータのサイズは、____MB までとする。

（3）バックアップのためのデータ保存

甲および乙は、データの未達、相手方における読み出し不能等に備えるため、自身が送信した取引関係情報を必要な期間保存する。

甲および乙は、相手方におけるデータ喪失等に備えるため、相手方から受信した取引関係情報を必要な期間保存する。

（4）障害発生時の対応

甲および乙は、CI-NET による EDI に障害が生じた場合、あるいは障害が発生することが判明した時は、「8.運用体制、連絡方法」に定める相手方の責任者に直ちにその旨通知し、速やかに対応を図る。

（5）コンピュータ・ウィルスへの対応

甲および乙は、相手方へのコンピュータ・ウィルスの感染を未然に防ぐため、自身の装置へのコンピュータ・ウィルス感染の診断と対応に努め、問題を発見した場合は直ちにこれに対処する。

7.　費用負担

CI-NET による EDI の利用に要する費用の負担は、全て導入する側で負担する。

（1）初期導入費用；　初期導入費用としては以下の項目があげられる。

コンピュータ、基本ソフトウェア（OS）、CI-NET 対応アプリケーションソフトウェアもしくは ASP サービス利用時の初期登録費、インターネット通信回線開設費、企業識別コード登録料、認証局により発行された電子証明書（公開鍵付き）初期登録費

（2）運用費用；　運用費用は、以下の項目があげられる。

インターネット通信回線利用料、コンピュータ運用経費（用紙、電気代など）、メールサービス等利用料、CI-NET 対応ソフト・ASP サービス等利用料、企業識別コード、電子証明書更新料、等

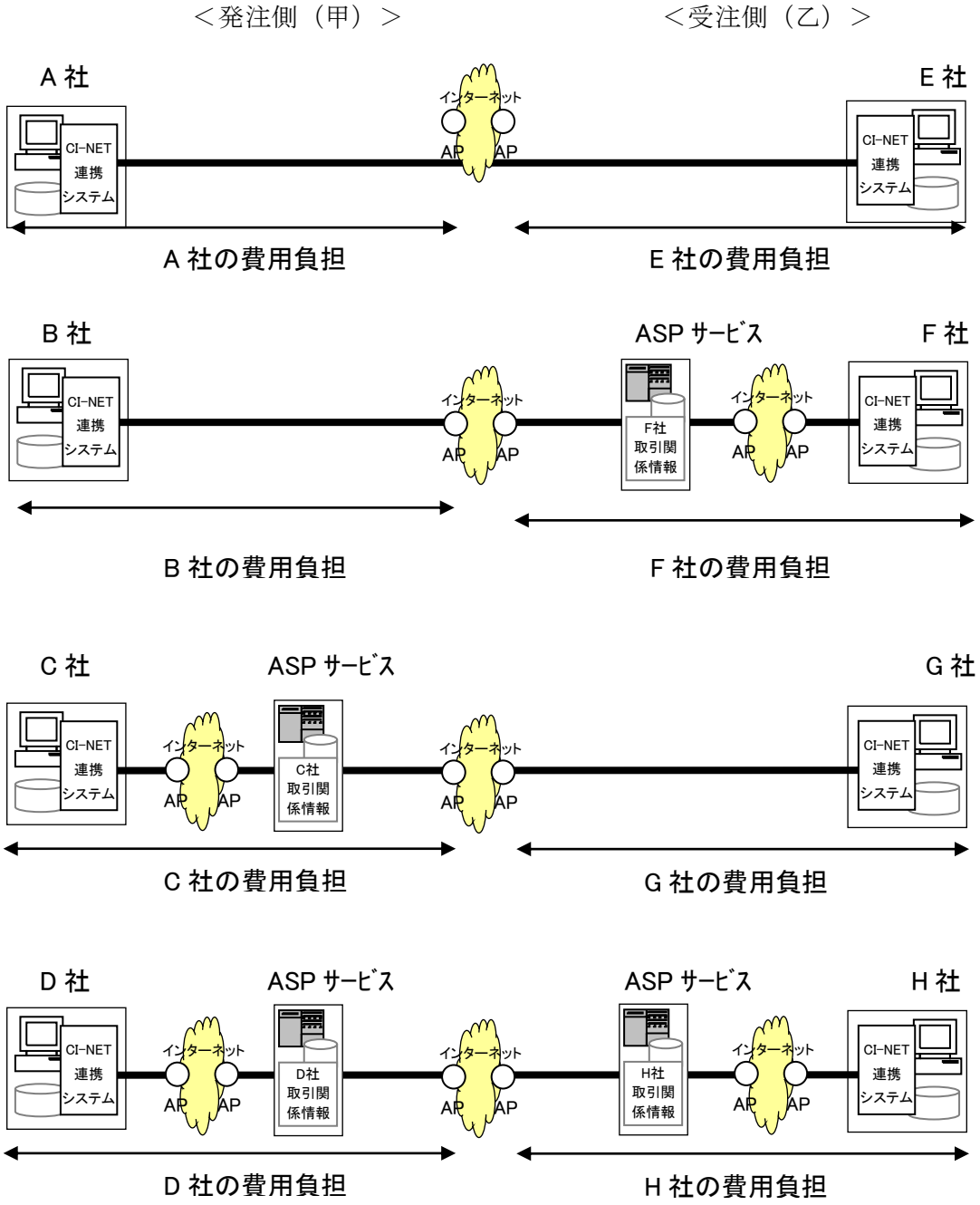
＜発注側（甲）＞
＜受注側（乙）＞
A 社
E 社
CI-NET
連携
システム
インターネット
AP
A 社の費用負担
E 社の費用負担
B 社
ASP サービス
F 社
F社
取引関
係情報
B 社の費用負担
F 社の費用負担
C 社
G 社
C社
取引関
係情報
C 社の費用負担
G 社の費用負担
D 社
H 社
D社
取引関
係情報
H社
取引関
係情報
D 社の費用負担
H 社の費用負担

図 4.5-2　費用負担例

8.　責任範囲

甲および乙の責任範囲は、下図に示す通りとする。

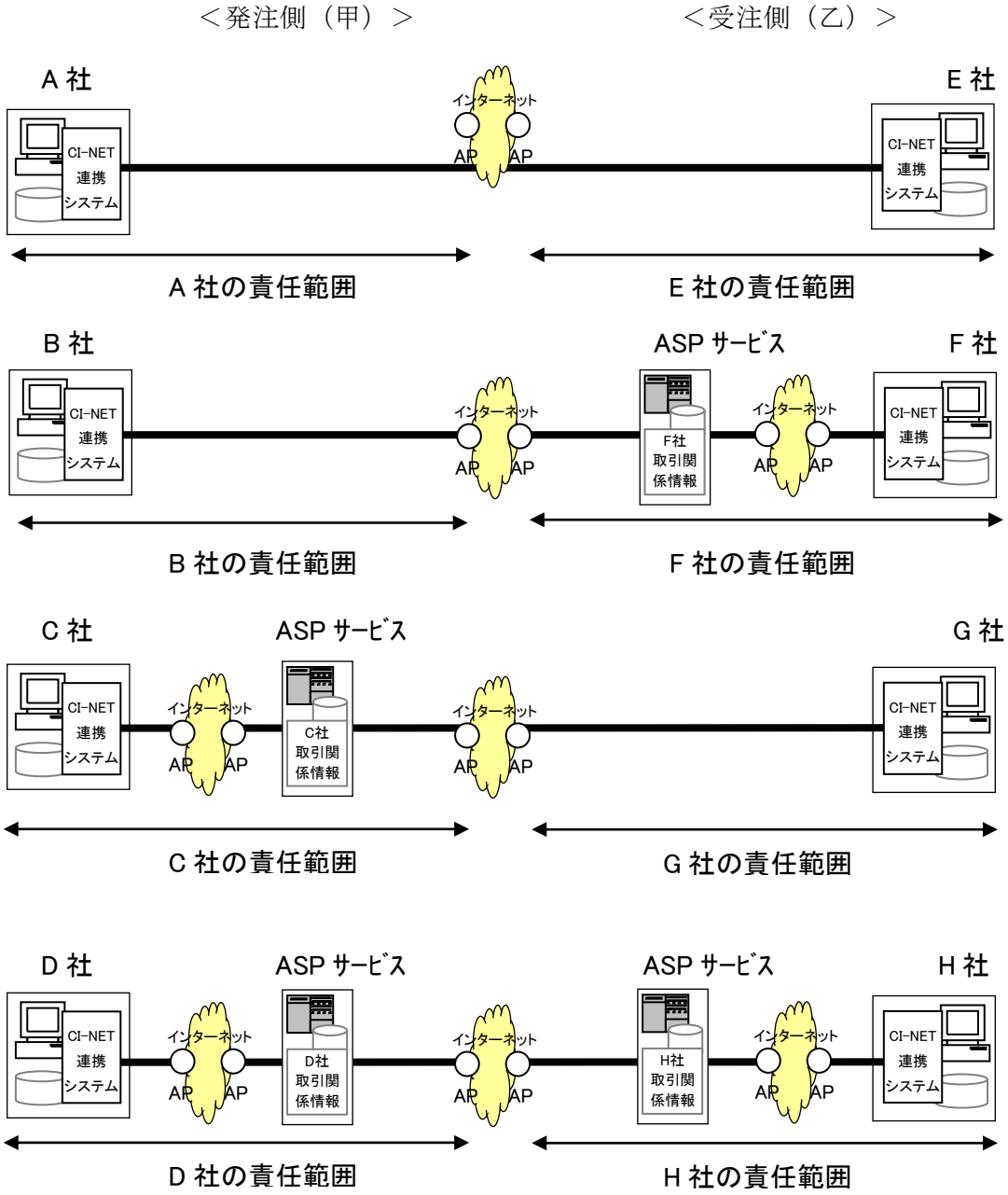

図 4.5-3　責任範囲の例

【補足】

ASP サービスあるいは市販ソフトウェアを利用する場合の責任範囲については、採用するシステム構成に応じて、そのベンダとの契約内容を確認していただきたい。

9.　運用体制、連絡方法

運用体制および連絡方法は、運用条件確認書において定める。

10. 変更の方法

甲および乙は、本運用マニュアルの記載内容に変更が生じた場合、その旨の内容変更を遅滞なく相手方に申し入れる。

甲乙いずれかが本運用マニュアルの内容変更を相手方に申し入れた場合は、相手方は誠意をもって協議に応じるものとし、「CI-NET による EDI に関するデータ交換協定書」の有効期間中であっても甲乙協議して本運用マニュアルを変更することができるものとする。

「CI-NET による EDI に関するデータ交換協定書」改定時には、あわせて本運用マニュアルも改訂する。

本運用マニュアル締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

年　月　日

甲)

印

乙)

印

■CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用条件確認書（参考例）

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（1）連絡先

		甲	乙
企業名			
法人番号[5]		□□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□□
本・支店名			
所在地		〒	〒
システム運用責任者	部署		
	氏名	印	印
	住所	〒	〒
	TEL		
	FAX		
	連絡用 E-mail		
システム技術責任者	部署		
	氏名	印	印
	住所	〒	〒
	TEL		
	FAX		
	連絡用 E-mail		

（2）通信環境

	甲	乙
標準企業コード[6]	□□□□□□□-□□□□□□□	□□□□□□□-□□□□□□□
EDI 用アドレス[7]		
利用する ASP サービス名、ソフトウェア名あるいはプロバイダ名(サポート電話番号)	（　　）	（　　）

（3）運用日時

甲および乙の営業日の　**時より　**時の間とする。

5 法人番号：国税庁より指定・通知された法人番号 13 桁。個人事業主等で未通知の場合は記載しない

6 標準企業コード：12 桁。企業識別コード(6 桁)+枝番(6 桁)

7 EDI 用アドレス：利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスを、ebMS の場合には FQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくは IP アドレスを記載する

改訂履歴

日付	事由
平成 29 年 2 月 8 日	ASP サービス経由の利用を例示 法人番号および通信環境変更による運用条件確認書の改訂

8.2.3. 技術検討 WG

(1) 新暗号アルゴリズム対応のための暗号強度の高度化スケジュール

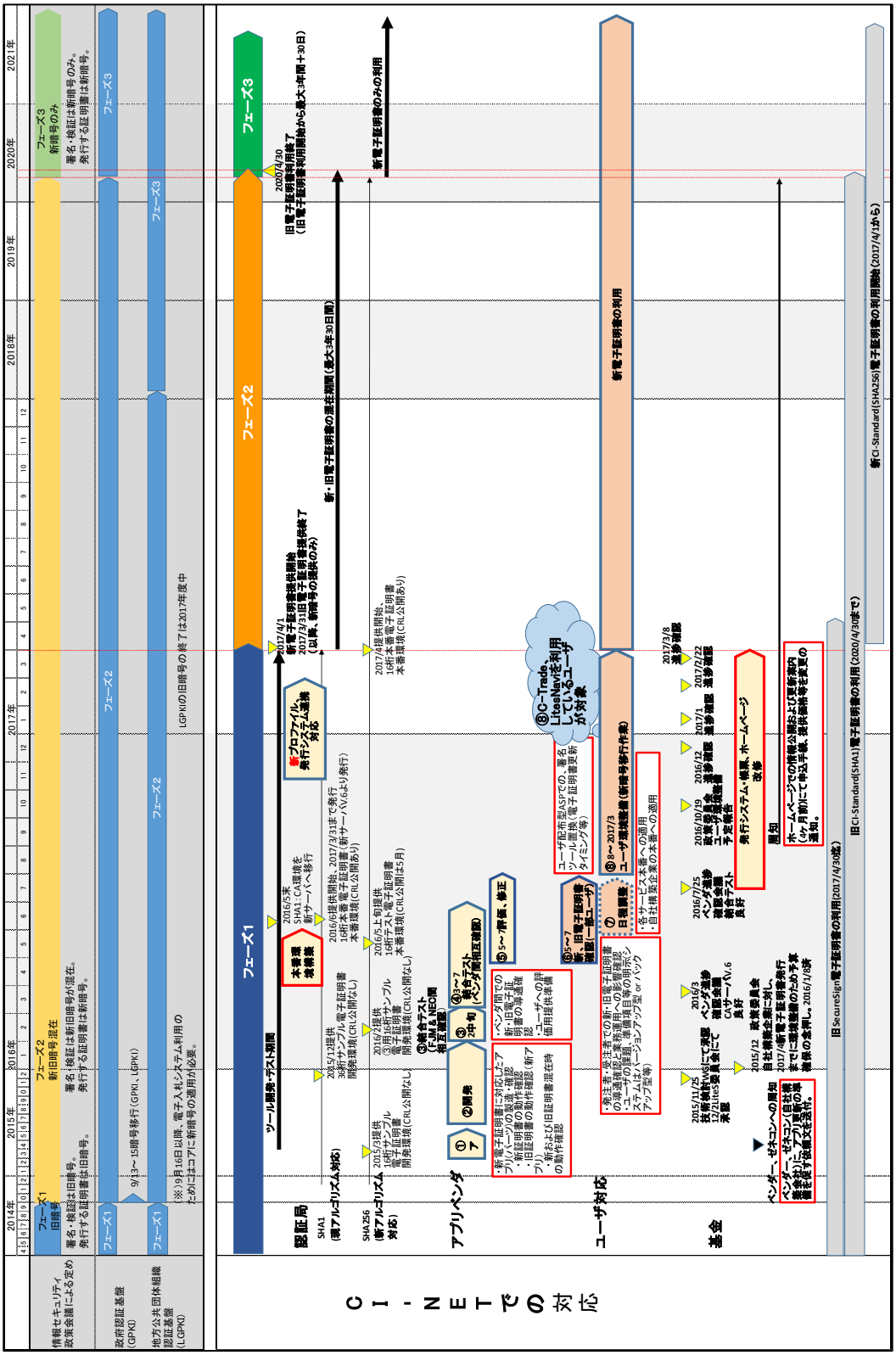

(2) SHA256 対応電子証明書プロファイル（2017/02/27）

行	フィールド名	設定者	設定値 区分	値	区分	値	
			SHA-1対応（平成29年3月31日発行まで）		SHA256対応（平成29年4月1日発行から）		SHA-1対応からの変更
	証明書基本部						
1	バージョン（version）	認証局	必須	V3	必須	V3	
2	シリアル番号（serialNumber）	認証局	必須	正の整数(16桁)	必須	正の整数(16桁)	
3	署名（signature）	認証局	必須	sha1 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.5)	必須	sha256 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.11)	拡張(160から256ビット)
4	発行者（issuer）	認証局	必須	CN=発行者	必須	C=JP, O=Nippon Denshi Ninsho Co.Ltd., OU=CI-Standard2 Certification Authority	
5	有効期間（validity）	認証局	必須	開始時刻（例：年月日時分秒） 終了時刻（例：年月日時分秒）	必須	開始時刻（例：年月日時分秒） 終了時刻（例：年月日時分秒）	有効期間は3年30日
6	所有者（subject）	認証局 登録局	必須	C=国名（例：JP）	必須	C=国名（例：JP）	
7		認証局 登録局	必須	O=組織名（例：CI-NET）	必須	O=組織名（例：CI-NET）	
8		ユーザ/ 登録局	必須	OU=「CompanyCode-」とユーザの標準企業コード（12桁）	必須	OU=「CPN-」の4桁に続けて、ユーザ企業名（64桁=4+60）注1	記載場所の変更
9		ユーザ/ 登録局	任意	なし	任意	OU=「CMN-」の4桁に続けて、JCN法人番号+「+」+枝番相当（27桁=4+3+13+1+6）注1	新設
10		ユーザ/ 登録局	任意	なし	必須	OU=「CompanyCode-」とユーザ標準企業コード（24桁=12+12）	記載場所の変更
11		ユーザ/ 登録局	任意	なし	任意	OU=「TID-」の4桁に続けて、端末ID（64桁=4+60）注1、注2	新設
12		ユーザ/ 登録局	必須	CN=ユーザ名または識別コード（現行はユーザ企業名）	必須	CN=職務権限者である職務権限名あるいは個人名(64桁) 職務権限名の場合、「SHOKUMU-KENGENSHA」と固定注3	記載内容の変更
13		ユーザ/ 登録局	必須	E=ユーザの電子メールアドレス	必須	E=ユーザの電子メールアドレス（80桁）	
14	所有者公開鍵（subjectPublicKeyInfo）	顧客/登録局	必須	RSA公開鍵（例：1024ビット）	必須	RSA公開鍵（例：2048ビット）	拡張(1024から2048ビット)
	証明書標準拡張部						
15	認証局鍵識別（authorityKeyIdentifier）	認証局	任意	keyID=（例：発行者の公開鍵のSHA-1ハッシュ（160bit）） authorityCert=発行者のDN（識別名）とシリアル番号	任意	keyID=（例：発行者の公開鍵のSHA-1ハッシュ（160bit）） authorityCert=発行者のDN（識別名）とシリアル番号	
16	所有者鍵識別（subjectKeyIdentifier）	認証局	任意	（例：公開鍵のSHA-1）	任意	（例：公開鍵のSHA-1）	
17	鍵種別（keyUsage）	認証局	必須	digitalSignature, keyEncipherment (0xA0)	必須	digitalSignature、nonRepudiation、keyEncipherment 注4	「nonRepudiation」を追加(新設)
18	拡張鍵種別（extendedKeyUsage）	認証局	任意	―	任意	―	
19	証明書ポリシー（certificatePolicies）	認証局	任意	認証局のOID	任意	認証局のOID	
20	所有者別名（subjectAltName）	顧客/登録局	任意	rfc822name=ユーザの電子メールアドレス	任意	rfc822name=ユーザの電子メールアドレス	
21	基本制約（basicConstraints）	認証局	任意	cA=FALSE	任意	cA=FALSE	
22	CRL分配点（cRLDistributionPoints）	認証局	任意	（例：URL等）	任意	https://rep.cistd.com/cis2/cis_crl.crl	
23	netscape-cert-type	認証局	任意	―	任意	―	

OUの順番変更

OUへ移行

注

8、9、11 行：OU=CPN-(ユーザ企業名)、OU=CMN-(法人番号・枝番相当)、OU=TID-(端末 ID）は、使用しないものでも 接頭語は「あり」とし、パラメータはなし(Null)とする。

11 行：端末 ID は機種により一律な設定にできないため、接頭語は「MAC-、IMEI-、UDID」等の検討が必要である。

12 行：CI-NET 仕様では、CI-NET 電子証明書は、職務権限者を証明する。ただし、CN に個人名を記載することも許容する。

個人名記載の場合、異動、退職などにより、都度発行が発生し請負契約や物品調達等の円滑な運用に適しない。また、建設産業の調達業務では、業務フローの各場面で職務権限者が異なり、業務は調達、施工、支払と遷移するが、ひとつの案件はひとつの電子証明書で処理を行うことが一般的である等の理由により、企業内で定めた職務権限者(SHOKUMU-KENGENSHA)を CN に記載し、電子証明書はそれを証明する。

17 行：利用用途を指定する。

digitalSignature 電子署名利用

nonRepudiation 否認防止

keyEncipherment（0xA0）重要情報送信(例えば、共通鍵、パスワード等短い情報に限る)

(3) 新暗号アルゴリズム対応の ASP およびパッケージ間の連携実証業務報告

一般財団法人　建設業振興基金　御中

新暗号アルゴリズム対応の ASP およびパッケージ間の連携実証業務

(新暗号アルゴリズム対応連携実証業務)

報　告　書

平成 28 年 7 月

連携実証チーム
代表　株式会社 CI ラボ
株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム
シーイーエヌソリューションズ株式会社
日本電気株式会社
株式会社富士通マーケティング

目　次

1.　業務の目的　347

2.　電子商取引の要件　348

3.　連携実証　349
(1)　手順　349
(2)　体制　349
(3)　スケジュール　349
(4)　実証範囲　349
(5)　実証環境　350

4.　総括

参考資料
別紙1　実証結果報告
別紙2　新暗号アルゴリズム対応連携実証 チェックシート
別紙3　新暗号アルゴリズム対応連携実証 環境情報一覧
別紙4　新暗号アルゴリズム対応連携実証 本人性・非改ざん性確認

別紙 4 は、※本報告書に掲載省略

1.　業務の目的

暗号化や署名に利用されているハッシュ関数 SHA-1 および公開鍵暗号方式 RSA1024 について、暗号技術検討会（事務局：総務省・経済産業省）等において安全性の低下により将来問題が生じる可能性が指摘された。 それを受けて、総務省より、国民等と行政機関との間での手続きに利用される暗号アルゴリズムに SHA-2 および RSA2048 を利用する移行方針が示され、現在では、それらの手続きは移行完了あるいは移行終盤に向かいつつある。その結果、CI-NET を旧暗号アルゴリズムの状態に留めておくと旧暗号アルゴリズムのツール(ソフト等)が市場に出回らなくなることにより CI-NET の拡張時に必要となるツールが利用し難い事態が想定されることから、CI-NET の電子証明書においても、SHA-2 および RSA2048 に移行を決定した。 移行開始は平成 29 年 4 月である。

また、今後にさらなるセキュリティ対策強化が求められる可能性や、ユーザ利便性を向上等においても高度な機能が求められる可能性が想定されるため、新暗号アルゴリズムの移行のタイミングに合わせて電子証明書プロファイルの見直しを行い、プロファイル項目の追加や移動等を行った。

本委託業務では、新暗号アルゴリズムに移行しかつプロファイルの見直しを行った CI-NET 電子証明書(以下「新 CI-NET 電子証明書」という。)を利用して CI-NET 電子商取引を行った場合、ASP と ASP あるいはパッケージ間におけるメッセージ等の送受信状況を調査(以下「連携実証」という。)し、ユーザが支障なく CI-NET 電子商取引を実施できることを実証することを目的とする。

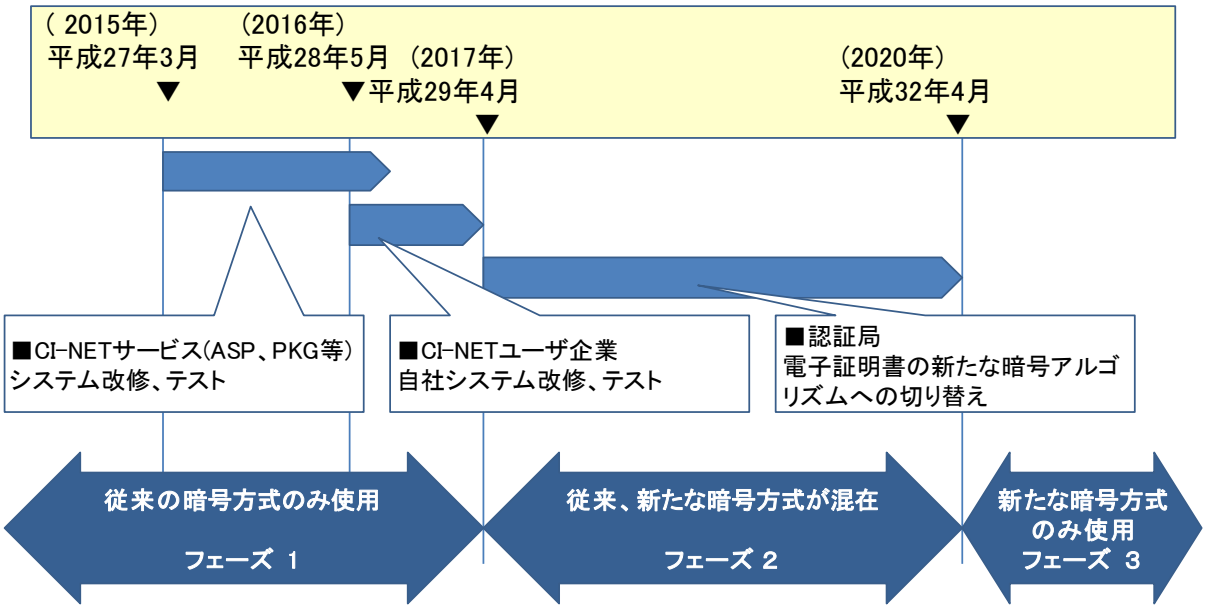

図　CI-NET の暗号移行スケジュール

2. 電子商取引の要件

国土交通省では、適切な電子商取引の普及を通じて、建設産業の健全な発達を確保するため、書面の交付、書面による手続等が義務付けられている規定について、一定の技術的要件の下に情報通信技術の利用による代替措置を認めることとした（建設業法平成 13 年 4 月 1 日施行）。また契約当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引を促進する観点から、自己責任の下に情報通信の技術の利用により建設工事の請負契約を締結しようとする者の参考として、同法施行規則(以下「規則」という。）第 13 条の 2 第 2 項（建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年国土交通省令第 42 号）により追加）に規定する「技術的基準」に係るガイドライン「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン(平成 13 年 3 月 30 日)」を定めた。

そのガイドラインには下表の要件が定められており、新 CI-NET 電子証明書を利用した電子商取引を実施するに当たって、その法的要件に対応することが求められている。

本連携実証では、「表－1　法的要件」を満たした上で、ユーザが支障なく新 CI-NET 電子証明書を利用して CI-NET 電子商取引が実施できることを実証する。

表－1　法的要件

法的要件の内容	要件に対応するための CI-NET LiteS 実装規約の規則
公開鍵暗号方式による電子署名の採用	ダイジェスト・アルゴリズム SHA256、ダイジェスト暗号化アルゴリズム RSA（鍵長 2,048 ビット）で作成した電子署名を、S/MIME 方式で電子メールに添付して送信しなければならない。

3. 連携実証について

(1) 手順

下記の流れに従い実施した。

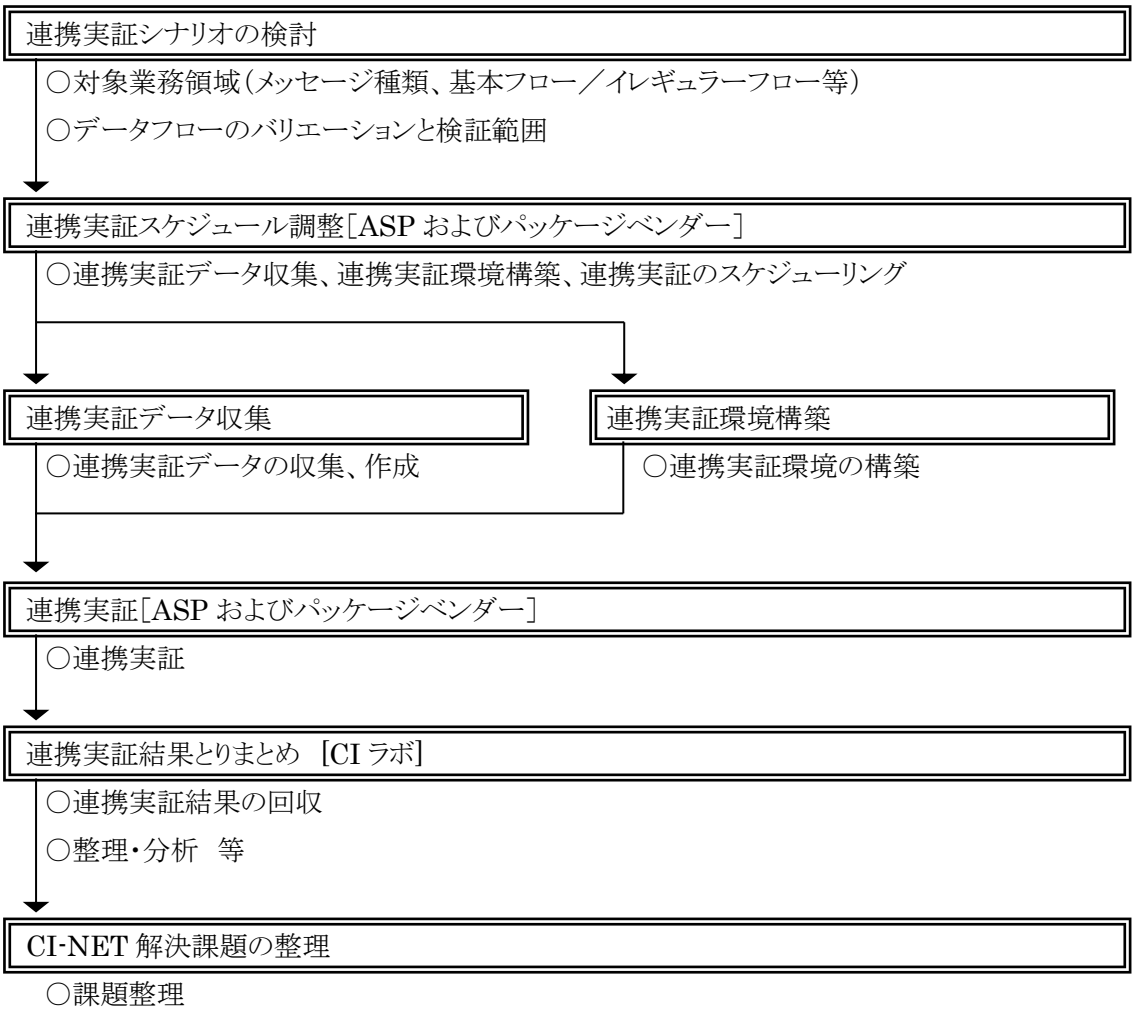

(2) 体制

統括: 株式会社 CI ラボ

連携実証: ASP（株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム、日本電気株式会社、株式会社富士通マーケティング）

パッケージベンダー(シーイーエヌソリューションズ 株式会社)

(3) スケジュール

平成 28 年 5 月～7 月

(4) 実証範囲

1) メッセージ

本連携実証作業は、SHA-2 ダイジェスト・アルゴリズム、RSA2048 による暗号化復号、ならびに新しい電子証明書プロファイルに関するものであり、メッセージの種類に依存しないため本連携実証作業では注文に係る下記メッセージを利用する。

① 確定注文・注文請けメッセージ

2) 実証事項

本連携実証では、以下の観点により、ユーザが支障なくCI-NET電子商取引を実施できることを実証する。

① メッセージが送信できること。
② メッセージが受信できること。
③ 受信確認メッセージが送信できること。
④ 受信確認メッセージが受信できること。
⑤ 本人性および非改ざん性が確認できること。

3) 実証作業

別紙2「新暗号アルゴリズム対応連携実証 チェックシート」を参照のこと。

(5) 実証環境

送受信の組み合わせおよび各社の標準企業コード(企業識別コード6桁+枝番6桁)等の環境は、別紙3「新暗号アルゴリズム対応連携実証 環境情報一覧」を参照のこと。

4. 総括

別紙1の実証結果報告に見られるようにASPとASP間、ASPとパッケージソフト間の全ての連携を成功裏に実施できた。

また、本人性・非改ざん性については問題無かった。

新暗号アルゴリズム対応連携実証チェックシート並びに実証環境情報の一覧は別紙2、別紙3に記述した。

以上

別紙１

実証結果報告

ASP3 社（株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム、日本電気株式会社、株式会社富士通マーケティング）、パッケージベンダー1 社（シーイーエヌソリューションズ株式会社）によって相互にメッセージを送受することにより下記項目について確認を行った。

⑥　メッセージが送信できること。

⑦　メッセージが受信できること。

⑧　受信確認メッセージが送信できること。

⑨　受信確認メッセージが受信できること。

⑩　本人性および非改ざん性が確認できること。

なお、現在使用中のハッシュ関数 SHA-1 並びに移行予定のハッシュ関数 SHA-2 について移行期間には SHA-1 と SHA-2 が入り混じることから SHA-1 と SHA-1、SHA-2 と SHA1、SHA-2 と SHA-2、SHA-2 と SHA-1 の組合せについて全て確認を行った。

１．株式会社富士通マーケティングによる実証実験報告

(1) ASP-ASP 間連携実証　①

- ✓ 実施日：　平成 28 年 6 月 22 日
- ✓ 発注者企業役：WEBCON(株式会社富士通マーケティング)
- ✓ 受注者企業役：CIWEB（株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム）
- ✓ 実施結果

  下記実施結果チェックシートの通り、４パターンの組み合わせにより連携実証作業を実施した結果問題なく導通確認できた。
- ✓ 別紙 2：連携実証 チェックシート(FJMtoCEC_20160620_実施結果)

(2) ASP-ASP 間連携実証　②

- ✓ 実施日：　平成 28 年 7 月 2 日
- ✓ 発注者企業役：LitesNEO(日本電気株式会社)
- ✓ 受注者企業役：WEBCON(株式会社富士通マーケティング)
- ✓ 実施結果

  下記実施結果チェックシートの通り、4 パターンの組み合わせにより連携実証作業において、問題なく導通確認を実施できた。
- ✓ 別紙 2：連携実証 チェックシート(NECtoFJM_20160701_実施結果)

(3) ASP-パッケージソフト間連携実証

- ✓ 実施日：　平成 28 年 7 月 2 日
- ✓ 発注者企業役：LitesNAVI(シーイーエヌソリューションズ株式会社)
- ✓ 受注者企業役：WEBCON(株式会社富士通マーケティング)
- ✓ 実施結果

  下記実施結果チェックシートの通り、４パターンの組み合わせにより連携実証

作業において、問題なく導通確認を実施できた。

- ✓ 別紙 2：連携実証　チェックシート(CENStoFJM_20160707_実施結果)

2．株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコムによる実証実験報告

(1) ASP-ASP 間連携実証　①

- ✓ 実施日：　平成 28 年 6 月 16 日
- ✓ 発注者企業役：CIWEB（株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム）
- ✓ 受注者企業役： LitesNEO(日本電気株式会社)
- ✓ 実施結果

下記実施結果チェックシートの通り、４パターンの組み合わせにより連携実証作業を実施した結果問題なく導通確認できた。

別紙 2：連携実証 チェックシート(CIWEB to LitesNEO 実施結果)

(2) ASP-ASP 間連携実証　②

- ✓ 実施日：　平成 28 年 6 月 22 日
- ✓ 発注者企業役：WEBCON(株式会社富士通マーケティング)
- ✓ 受注者企業役：CIWEB（株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム）
- ✓ 実施結果

下記実施結果チェックシートの通り、4 パターンの組み合わせにより連携実証作業を実施した結果問題なく導通確認できた。

- ✓ 別紙 1：連携実証 チェックシート(WEBCON to CIWEB 実施結果)

(3) ASP-パッケージソフト間連携実証

- ✓ 実施日：　平成 28 年 7 月 6 日
- ✓ 発注者企業役：LitesNAVI(シーイーエヌソリューションズ株式会社)
- ✓ 受注者企業役：CIWEB（株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム）
- ✓ 実施結果

下記実施結果チェックシートの通り、４パターンの組み合わせにより連携実証作業において、問題なく導通確認を実施できた。

- ✓ 別紙 2：連携実証　チェックシート(LitesNAVI to CIWEB 実施結果)

3．日本電気株式会社による実証実験報告

(1) ASP-ASP 間連携実証　①

- ✓ 実施日：　平成 28 年 6 月 16 日
- ✓ 発注者企業役：CIWEB（株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム）
- ✓ 受注者企業役： LitesNEO(日本電気株式会社)
- ✓ 実施結果

下記実施結果チェックシートの通り、４パターンの組み合わせにより連携実証作業を実施した結果問題なく導通確認できた。

別紙 2：連携実証 チェックシート(CIWEB to LitesNEO 実施結果)

(2) ASP-ASP 間連携実証　②

- ✓ 実施日：　平成 28 年 7 月 1 日

- ✓ 発注者企業役： LitesNEO(日本電気株式会社)
- ✓ 受注者企業役： WEBCON(株式会社富士通マーケティング)
- ✓ 実施結果

  下記実施結果チェックシートの通り、4パターンの組み合わせにより連携実証作業を実施した結果問題なく導通確認できた。

  別紙 2：連携実証 チェックシート(LitesNEO to WEBCON 実施結果)

(3) ASP-パッケージソフト間連携実証

- ✓ 実施日： 平成 28 年 7 月 1 日
- ✓ 発注者企業役：LitesNEO(日本電気株式会社)
- ✓ 受注者企業役：LitesNAVI(シーイーエヌソリューションズ株式会社)
- ✓ 実施結果

  下記実施結果チェックシートの通り、4パターンの組み合わせにより連携実証作業において、問題なく導通確認を実施できた。

- ✓ 別紙 2：連携実証 チェックシート(LitesNEO to LitesNAVI 実施結果)

4．シーイーエヌソリューションズ株式会社による実証実験報告

(1) ASP-パッケージソフト間連携実証 ①

- ✓ 実施日： 平成 28 年 7 月 1 日
- ✓ 発注者企業役： LitesNEO(日本電気株式会社)
- ✓ 受注者企業役： LitesNAVI(シーイーエヌソリューションズ株式会社)
- ✓ 実施結果

  下記実施結果チェックシートの通り、4パターンの組み合わせにより連携実証作業を実施した結果問題なく導通確認できた。

  別紙 2：連携実証 チェックシート(LitesNEO to LitesNAVI 実施結果)

(2) ASP-パッケージソフト間連携実証 ②

- ✓ 実施日： 平成 28 年 7 月 6 日
- ✓ 発注者企業役：LitesNAVI(シーイーエヌソリューションズ株式会社)
- ✓ 受注者企業役：CIWEB（株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム）
- ✓ 実施結果

  下記実施結果チェックシートの通り、4パターンの組み合わせにより連携実証作業を実施した結果問題なく導通確認できた。

- ✓ 別紙 1：連携実証 チェックシート(LitesNAVI to CIWEB 実施結果)

(3) ASP-パッケージソフト間連携実証 ③

- ✓ 実施日： 平成 28 年 7 月 7 日
- ✓ 発注者企業役：LitesNAVI(シーイーエヌソリューションズ株式会社)
- ✓ 受注者企業役：WEBCON(株式会社富士通マーケティング)
- ✓ 実施結果

  下記実施結果チェックシートの通り、4パターンの組み合わせにより連携実証作業において、問題なく導通確認を実施できた。

- ✓ 別紙 2：連携実証 チェックシート(LitesNAVI to WEBCON 実施結果)

別紙 2

新暗号アルゴリズム対応連携実証 チェックシート

株式会社富士通マーケティング報告分

FJMtoCEC_20160620_実施結果

株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム
株式会社富士通マーケティング

新暗号アルゴリズム対応連携実証 チェックシート

		発注企業	WEBCON						受注企業	CIWEB 受注者サイト		

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－1	[確定注文]の送信	06/22	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	6/22	ユーザ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	06/22	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	6/22	ASP証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	06/22	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	6/22	ユーザ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	06/22	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	6/22	ASP証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	6/22		
①－6	[注文請け]原本確認	06/22	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－1	[確定注文]の送信	06/22	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	6/22	ユーザ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	06/22	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	6/22	ASP証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	06/22	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	6/22	ユーザ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	06/22	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	6/22	ASP証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	6/22		
②－6	[注文請け]原本確認	06/22	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－1	[確定注文]の送信	06/22	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	6/22	ユーザ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	06/22	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	6/22	ASP証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	06/22	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	6/22	ユーザ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	06/22	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	6/22	ASP証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	6/22		
③－6	[注文請け]原本確認	06/22	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－1	[確定注文]の送信	06/22	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	6/22	ユーザ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	06/22	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	6/22	ASP証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	06/22	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	6/22	ユーザ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	06/22	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	6/22	ASP証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	6/22		
④－6	[注文請け]原本確認	06/22	○		－	－	－		－	－		

日本電気株式会社

株式会社富士通マーケティング

新暗号アルゴリズム対応連携実証 チェックシート

発注企業	Lites NEO	受注企業	WEBCON

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－1	[確定注文]の送信	7/1	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ユーザ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	7/1	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/1	ASP証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	7/1	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/1	ユーザ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	7/1	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ASP証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/1		
①－6	[注文請け]原本確認	7/1	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－1	[確定注文]の送信	7/1	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ユーザ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	7/1	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/1	ASP証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	7/1	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/1	ユーザ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	7/1	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ASP証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/1		
②－6	[注文請け]原本確認	7/1	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－1	[確定注文]の送信	7/1	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ユーザ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	7/1	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/1	ASP証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	7/1	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/1	ユーザ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	7/1	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ASP証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/1		
③－6	[注文請け]原本確認	7/1	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－1	[確定注文]の送信	7/1	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ユーザ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	7/1	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/1	ASP証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	7/1	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/1	ユーザ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	7/1	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ASP証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/1		
④－6	[注文請け]原本確認	7/1	○		－	－	－		－	－		

シーイーエヌソリューションズ株式会社
株式会社富士通マーケティング

新暗号アルゴリズム対応連携実証 チェックシート

発注企業	Lites Navi	受注企業	WEBCON 受注者サイト

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	7/7	○	送信 受信 (旧SHA-1署名)	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】 旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	→ ←	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】 旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (旧SHA-1署名)	○	7/7		
①－1	[確定注文]の送信	7/7	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	7/7	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/7	ASP証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	7/7	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	7/7	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/7		
①－6	[注文請け]原本確認	7/7	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	7/7	○	送信 受信 (新SHA-2署名)	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】 新SHA-2秘密鍵 【復号化】	→ ←	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】 新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (旧SHA-1署名)	○	7/7		
②－1	[確定注文]の送信	7/7	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	7/7	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/7	ASP証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	7/7	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	7/7	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/7		
②－6	[注文請け]原本確認	7/7	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	7/7	○	送信 受信 (新SHA-2署名)	新SHA-2公開鍵 【暗号化】 新SHA-2秘密鍵 【復号化】	→ ←	新SHA-2秘密鍵 【復号化】 新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (新SHA-2署名)	○	7/7		
③－1	[確定注文]の送信	7/7	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	7/7	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/7	ASP証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	7/7	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	7/7	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/7		
③－6	[注文請け]原本確認	7/7	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	7/7	○	送信 受信 (旧SHA-1署名)	新SHA-2公開鍵 【暗号化】 旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	→ ←	新SHA-2秘密鍵 【復号化】 旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (新SHA-2署名)	○	7/7		
④－1	[確定注文]の送信	7/7	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	7/7	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/7	ASP証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	7/7	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	7/7	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	7/7	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/7		
④－6	[注文請け]原本確認	7/7	○		－	－	－		－	－		

株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム報告分

CIWEB to LitesNEO 実施結果

資料C-①-1：チェックシート(CEC→NEC)

新暗号アルゴリズム対応連携実証 チェックシート

		発注企業	CIWEB調達サイト						受注企業	Lites NEO		

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－1	[確定注文]の送信	06/16	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	06/16	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	06/16	○	ASP証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	06/16	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	06/16	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ASP証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	06/16	○		－	－	－		06/16	○		
①－6	[注文請け]原本確認	06/16	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－1	[確定注文]の送信	06/16	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	06/16	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	06/16	○	ASP証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	06/16	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	06/16	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ASP証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	06/16	○		－	－	－		06/16	○		
②－6	[注文請け]原本確認	06/16	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－1	[確定注文]の送信	06/16	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	06/16	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	06/16	○	ASP証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	06/16	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	06/16	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ASP証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	06/16	○		－	－	－		06/16	○		
③－6	[注文請け]原本確認	06/16	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－1	[確定注文]の送信	06/16	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	06/16	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	06/16	○	ASP証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	06/16	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	06/16	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ASP証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	06/16	○		－	－	－		06/16	○		
④－6	[注文請け]原本確認	06/16	○		－	－	－		－	－		

資料C-③-1：チェックシート(FJM→CEC)

新暗号アルゴリズム対応連携実証 チェックシート

		発注企業	WEBCON						受注企業	CIWEB受注者サイト		

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－1	[確定注文]の送信	06/22	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	06/22	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	06/22	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	06/22	ASP証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	06/22	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	06/22	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	06/22	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	06/22	ASP証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	06/22		
①－6	[注文請け]原本確認	06/22	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－1	[確定注文]の送信	06/22	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	06/22	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	06/22	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	06/22	ASP証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	06/22	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	06/22	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	06/22	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	06/22	ASP証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	06/22		
②－6	[注文請け]原本確認	06/22	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－1	[確定注文]の送信	06/22	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	06/22	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	06/22	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	06/22	ASP証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	06/22	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	06/22	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	06/22	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	06/22	ASP証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	06/22		
③－6	[注文請け]原本確認	06/22	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－1	[確定注文]の送信	06/22	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	06/22	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	06/22	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	06/22	ASP証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	06/22	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	06/22	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	06/22	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	06/22	ASP証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	06/22		
④－6	[注文請け]原本確認	06/22	○		－	－	－		－	－		

LitesNAVI to CIWEB 実施結果

		発注企業	Lites Navi						受注企業	CIWEB 受注者サイト		

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	07/06	○	送信 受信 (旧SHA-1署名)	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】 旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	→ ←	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】 旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (旧SHA-1署名)	○	07/06		
①－1	[確定注文]の送信	07/06	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	07/06	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	07/06	ASP証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	07/06	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	07/06	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	07/06		
①－6	[注文請け]原本確認	07/06	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	07/06	○	送信 受信 (新SHA-2署名)	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】 新SHA-2秘密鍵 【復号化】	→ ←	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】 新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (旧SHA-1署名)	○	07/06		
②－1	[確定注文]の送信	07/06	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	07/06	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	07/06	ASP証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	07/06	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	07/06	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	07/06		
②－6	[注文請け]原本確認	07/06	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	07/06	○	送信 受信 (新SHA-2署名)	新SHA-2公開鍵 【暗号化】 新SHA-2秘密鍵 【復号化】	→ ←	新SHA-2秘密鍵 【復号化】 新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (新SHA-2署名)	○	07/06		
③－1	[確定注文]の送信	07/06	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	07/06	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	07/06	ASP証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	07/06	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	07/06	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	07/06		
③－6	[注文請け]原本確認	07/06	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	07/06	○	送信 受信 (旧SHA-1署名)	新SHA-2公開鍵 【暗号化】 旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	→ ←	新SHA-2秘密鍵 【復号化】 旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (新SHA-2署名)	○	07/06		
④－1	[確定注文]の送信	07/06	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	07/06	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	07/06	ASP証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	07/06	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	07/06	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	07/06		
④－6	[注文請け]原本確認	07/06	○		－	－	－		－	－		

日本電気株式会社報告分

CIWEB to LitesNEO 実施結果

資料C-①-1：チェックシート(CEC→NEC)

新暗号アルゴリズム対応連携実証 チェックシート

発注企業：CIWEB調達サイト　受注企業：Lites NEO

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－1	[確定注文]の送信	06/16	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	06/16	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	06/16	○	ASP証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	06/16	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	06/16	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ASP証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	06/16	○		－	－	－		06/16	○		
①－6	[注文請け]原本確認	06/16	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－1	[確定注文]の送信	06/16	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	06/16	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	06/16	○	ASP証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	06/16	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	06/16	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ASP証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	06/16	○		－	－	－		06/16	○		
②－6	[注文請け]原本確認	06/16	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－1	[確定注文]の送信	06/16	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	06/16	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	06/16	○	ASP証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	06/16	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	06/16	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ASP証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	06/16	○		－	－	－		06/16	○		
③－6	[注文請け]原本確認	06/16	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－1	[確定注文]の送信	06/16	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	06/16	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	06/16	○	ASP証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	06/16	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	06/16	○	ユーザ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	06/16	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	06/16	○	ASP証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	06/16	○		－	－	－		06/16	○		
④－6	[注文請け]原本確認	06/16	○		－	－	－		－	－		

LitesNEO to WEBCON 実施結果

日本電気株式会社

資料C-②-1：チェックシート(NEC→FJM)

新暗号アルゴリズム対応連携実証 チェックシート

発注企業	Lites NEO	受注企業	WEBCON

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	ｱｸｼｮﾝ	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	ｱｸｼｮﾝ	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－1	[確定注文]の送信	7/1	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	7/1	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/1	ASP証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	7/1	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/1	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	7/1	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ASP証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/1		
①－6	[注文請け]原本確認	7/1	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	ｱｸｼｮﾝ	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	ｱｸｼｮﾝ	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－1	[確定注文]の送信	7/1	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	7/1	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/1	ASP証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	7/1	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/1	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	7/1	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ASP証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/1		
②－6	[注文請け]原本確認	7/1	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	ｱｸｼｮﾝ	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	ｱｸｼｮﾝ	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－1	[確定注文]の送信	7/1	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	7/1	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/1	ASP証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	7/1	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/1	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	7/1	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ASP証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/1		
③－6	[注文請け]原本確認	7/1	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	ｱｸｼｮﾝ	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	ｱｸｼｮﾝ	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－1	[確定注文]の送信	7/1	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	7/1	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/1	ASP証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	7/1	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/1	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	7/1	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/1	ASP証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/1		
④－6	[注文請け]原本確認	7/1	○		－	－	－		－	－		

LitesNEO to LitesNAVI 実施結果

日本電気株式会社

資料C-④-1：チェックシート(NEC→CENS)

新暗号アルゴリズム対応連携実証 チェックシート

発注企業	LitesNEO	受注企業	LitesNAVI

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	ｱｸｼｮﾝ	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	ｱｸｼｮﾝ	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－1	[確定注文]の送信	07/01	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	07/01	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	07/01	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	07/01	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	07/01	○		－	－	－		○	07/01		
①－6	[注文請け]原本確認	07/01	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	ｱｸｼｮﾝ	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	ｱｸｼｮﾝ	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－1	[確定注文]の送信	07/01	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	07/01	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	07/01	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	07/01	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	07/01	○		－	－	－		○	07/01		
②－6	[注文請け]原本確認	07/01	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	ｱｸｼｮﾝ	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	ｱｸｼｮﾝ	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－1	[確定注文]の送信	07/01	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	07/01	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	07/01	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	07/01	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	07/01	○		－	－	－		○	07/01		
③－6	[注文請け]原本確認	07/01	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	ｱｸｼｮﾝ	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	ｱｸｼｮﾝ	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－1	[確定注文]の送信	07/01	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	07/01	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	07/01	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	07/01	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ﾕｰｻﾞ証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	07/01	○		－	－	－		○	07/01		
④－6	[注文請け]原本確認	07/01	○		－	－	－		－	－		

シーイーエヌソリューションズ株式会社報告分

LitesNEO to LitesNAVI 実施結果

別紙2-④-1_チェックシート(NEC－CENS)

発注企業	Lites NEO	受注企業	LitesN AVI

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－1	[確定注文]の送信	07/01	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	07/01	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	07/01	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	07/01	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	07/01	○		－	－	－		○	07/01		
①－6	[注文請け]原本確認	07/01	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－1	[確定注文]の送信	07/01	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	07/01	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	07/01	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	07/01	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	07/01	○		－	－	－		○	07/01		
②－6	[注文請け]原本確認	07/01	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－1	[確定注文]の送信	07/01	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	07/01	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	07/01	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	07/01	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	07/01	○		－	－	－		○	07/01		
③－6	[注文請け]原本確認	07/01	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化利用証明書	方向	暗号／復号化利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－1	[確定注文]の送信	07/01	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	07/01	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	07/01	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	07/01	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	07/01	ユーザ証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	07/01	○		－	－	－		○	07/01		
④－6	[注文請け]原本確認	07/01	○		－	－	－		－	－		

別紙3-⑤-1_チェックシート(CENS－CEC)

		発注企業	Lites Navi						受注企業	CIWEB 受注者サイト		

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	07/06	○	送信 受信 (旧SHA-1署名)	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】 旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	→ ←	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】 旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (旧SHA-1署名)	○	07/06		
①－1	[確定注文]の送信	07/06	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	07/06	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	07/06	ASP証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	07/06	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	07/06	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	07/06		
①－6	[注文請け]原本確認	07/06	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	07/06	○	送信 受信 (新SHA-2署名)	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】 新SHA-2秘密鍵 【復号化】	→ ←	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】 新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (旧SHA-1署名)	○	07/06		
②－1	[確定注文]の送信	07/06	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	07/06	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	07/06	ASP証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	07/06	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	07/06	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	07/06		
②－6	[注文請け]原本確認	07/06	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	07/06	○	送信 受信 (新SHA-2署名)	新SHA-2公開鍵 【暗号化】 新SHA-2秘密鍵 【復号化】	→ ←	新SHA-2秘密鍵 【復号化】 新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (新SHA-2署名)	○	07/06		
③－1	[確定注文]の送信	07/06	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	07/06	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	07/06	ASP証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	07/06	○	受信	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	←	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	07/06	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	07/06		
③－6	[注文請け]原本確認	07/06	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	07/06	○	送信 受信 (旧SHA-1署名)	新SHA-2公開鍵 【暗号化】 旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	→ ←	新SHA-2秘密鍵 【復号化】 旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 受信 (新SHA-2署名)	○	07/06		
④－1	[確定注文]の送信	07/06	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	07/06	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	07/06	ASP証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	07/06	○	受信	旧SHA-1秘密鍵 【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵 【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	07/06	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵 【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵 【復号化】	受信	○	07/06	ユーザ証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	07/06		
④－6	[注文請け]原本確認	07/06	○		－	－	－		－	－		

別紙4-⑤-1_チェックシート(CENS－FJM)

		発注企業	Lites Navi						受注企業	WEBCON 受注者サイト		

①発注者：旧SHA-1←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
①－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	7/7	○	送信 受信 (旧SHA-1署名)	旧SHA-1公開鍵【暗号化】 旧SHA-1秘密鍵【復号化】	→←	旧SHA-1秘密鍵【復号化】 旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 受信 (旧SHA-1署名)	○	7/7		
①－1	[確定注文]の送信	7/7	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
①－2	受信確認の受信	7/7	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/7	ASP証明書で署名	
①－3	[注文請け]の送信	7/7	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
①－4	受信確認の受信	7/7	○	送信 旧SHA-1署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
①－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/7		
①－6	[注文請け]原本確認	7/7	○		－	－	－		－	－		

②発注者：新SHA-2←→受注者：旧SHA-1でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
②－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	7/7	○	送信 受信 (新SHA-2署名)	旧SHA-1公開鍵【暗号化】 新SHA-2秘密鍵【復号化】	→←	旧SHA-1秘密鍵【復号化】 新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 受信 (旧SHA-1署名)	○	7/7		
②－1	[確定注文]の送信	7/7	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
②－2	受信確認の受信	7/7	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/7	ASP証明書で署名	
②－3	[注文請け]の送信	7/7	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 旧SHA-1署名	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
②－4	受信確認の受信	7/7	○	送信 新SHA-2署名	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	→	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	受信	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
②－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/7		
②－6	[注文請け]原本確認	7/7	○		－	－	－		－	－		

③発注者：新SHA-2←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
③－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	7/7	○	送信 受信 (新SHA-2署名)	新SHA-2公開鍵【暗号化】 新SHA-2秘密鍵【復号化】	→←	新SHA-2秘密鍵【復号化】 新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 受信 (新SHA-2署名)	○	7/7		
③－1	[確定注文]の送信	7/7	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
③－2	受信確認の受信	7/7	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/7	ASP証明書で署名	
③－3	[注文請け]の送信	7/7	○	受信	新SHA-2秘密鍵【復号化】	←	新SHA-2公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
③－4	受信確認の受信	7/7	○	送信 新SHA-2署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
③－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/7		
③－6	[注文請け]原本確認	7/7	○		－		－		－	－		

④発注者：旧SHA-1←→受注者：新SHA-2でのテスト

		確認日 2016	チェック ○or×	アクション	暗号／復号化 利用証明書	方向	暗号／復号化 利用証明書	アクション	チェック ○or×	確認日 2016	備考	評価
④－0	シナリオ準備 [見積]の送受信	7/7	○	送信 受信 (旧SHA-1署名)	新SHA-2公開鍵【暗号化】 旧SHA-1秘密鍵【復号化】	→←	新SHA-2秘密鍵【復号化】 旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 受信 (新SHA-2署名)	○	7/7		
④－1	[確定注文]の送信	7/7	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
④－2	受信確認の受信	7/7	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/7	ASP証明書で署名	
④－3	[注文請け]の送信	7/7	○	受信	旧SHA-1秘密鍵【復号化】	←	旧SHA-1公開鍵【暗号化】	送信 新SHA-2署名	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
④－4	受信確認の受信	7/7	○	送信 旧SHA-1署名	新SHA-2公開鍵【暗号化】	→	新SHA-2秘密鍵【復号化】	受信	○	7/7	ユーザ証明書で署名	
④－5	[確定注文]原本確認	－	－		－	－	－		○	7/7		
④－6	[注文請け]原本確認	7/7	○		－	－	－		－	－		

別紙３

新暗号アルゴリズム対応連携実証　環境情報一覧

新暗号アルゴリズム対応連携実証　環境情報一覧

発注側　　受注側

① CEC－NEC間　暗号化強化確認環境情報

CEC（SHA1環境）	
発注者	テスト__CEC建設1
取引企業コード	222222 PPS001
証明書内企業コード	222222 PPS001
証明書内E-MAIL	PROCURE@pilot-ciweb.construction-ec.com

CEC（SHA1環境）	
ASPセンター	【CIWEB調達・試験環境】
ASP企業コード	
送受信E-Mail	PROCURE@pilot-ciweb.construction-ec.com
証明書内企業コード	222222 PPS000
証明書内E-MAIL	PROCURE@pilot-ciweb.construction-ec.com

NEC（SHA1環境）	
ASPセンター	【LiteseNEO試験環境】
ASP企業コード	212976 000021
送受信E-Mail	lndemo@litesneo.com
証明書内企業コード	116045 999999
証明書内E-MAIL	cinet@lndemo.asp.necsoft.com

NEC（SHA1環境）	
受注者	
取引企業コード	212976 000021
証明書内企業コード	116045 999999
証明書内E-MAIL	cinet@lndemo.asp.necsoft.com

CEC（SHA256環境）	
発注者	テスト__CEC建設1
取引企業コード	222222 PPS001
証明書内企業コード	222222 PPS001
証明書内E-MAIL	PROCURE-C@pilot-ciweb.construction-ec.com

CEC（SHA256環境）	
ASPセンター	【CIWEB調達・試験環境】
ASP企業コード	
送受信E-Mail	PROCURE@pilot-ciweb.construction-ec.com
証明書内企業コード	222222 PPS000
証明書内E-MAIL	PROCURE-C@pilot-ciweb.construction-ec.com

NEC（SHA256環境）	
ASPセンター	【LiteseNEO試験環境】
ASP企業コード	212976 000021
送受信E-Mail	lndemo@litesneo.com
証明書内企業コード	212976 000021
証明書内E-MAIL	lndemo@litesneo.com

NEC（SHA256環境）	
受注者	
取引企業コード	212976 000021
証明書内企業コード	212976 000021
証明書内E-MAIL	lndemo@litesneo.com

② NEC－FJM間　暗号化強化確認環境情報

NEC（SHA1環境）	
発注者	【日電発注者】
取引企業コード	212976 000021
証明書内企業コード	116045 999999
証明書内E-MAIL	cinet@lndemo.asp.necsoft.com

NEC（SHA1環境）	
ASPセンター	【LiteseNEO試験環境】
ASP企業コード	212976 000021
送受信E-Mail	lndemo@litesneo.com
証明書内企業コード	116045 999999
証明書内E-MAIL	cinet@lndemo.asp.necsoft.com

FJM（SHA1環境）	
ASPセンター	【WEBCON試験環境】
ASP企業コード	117330 999016
送受信E-Mail	test016@cinet.websuite.ne.jp
証明書内企業コード	117330 999016
証明書内E-MAIL	test016@cinet.websuite.ne.jp

FJM（SHA1環境）	
受注者	【竹田建設株式会社】
取引企業コード	002000 000009
証明書内企業コード	117330 999017
証明書内E-MAIL	test017@cinet.websuite.ne.jp

NEC（SHA256環境）	
発注者	【日電発注者】
取引企業コード	212976 000021
証明書内企業コード	116045 999999
証明書内E-MAIL	cinet@lndemo.asp.necsoft.com

NEC（SHA256環境）	
ASPセンター	【LiteseNEO試験環境】
ASP企業コード	212976 000021
送受信E-Mail	lndemo@litesneo.com
証明書内企業コード	212976000021
証明書内E-MAIL	lndemo@litesneo.com

FJM（SHA256環境）	
ASPセンター	【WEBCON試験環境】
ASP企業コード	117330 999016
送受信E-Mail	test016@cinet.websuite.ne.jp
証明書内企業コード	117330 999016
証明書内E-MAIL	test016@cinet.websuite.ne.jp

FJM（SHA256環境）	
受注者	【竹田建設株式会社】
取引企業コード	002000 000009
証明書内企業コード	002000 000009
証明書内E-MAIL	test017@cinet.websuite.ne.jp

③ FJM－CEC間　暗号化強化確認環境情報

FJM（SHA1環境）	
発注者	【竹田建設株式会社】
取引企業コード	002000 000009
証明書内企業コード	117330 999017
証明書内E-MAIL	test017@cinet.websuite.ne.jp

FJM（SHA1環境）	
ASPセンター	【WEBCON試験環境】
ASP企業コード	117330 999016
送受信E-Mail	test016@cinet.websuite.ne.jp
証明書内企業コード	117330 999016
証明書内E-MAIL	test016@cinet.websuite.ne.jp

CEC（SHA1環境）	
ASPセンター	【CIWEB受注者・試験環境】
ASP企業コード	
送受信E-Mail	ASP-C@pilot-ciweb.construction-ec.com
証明書内企業コード	222222P00000
証明書内E-MAIL	ASP@pilot-ciweb.construction-ec.com

CEC（SHA1環境）	
受注者	テストCEC
取引企業コード	222222PA0004
証明書内企業コード	222222PA0004
証明書内E-MAIL	ASP@pilot-ciweb.construction-ec.com

FJM（SHA256環境）	
発注者	【竹田建設株式会社】
取引企業コード	002000 000009
証明書内企業コード	002000 000009
証明書内E-MAIL	test017@cinet.websuite.ne.jp

FJM（SHA256環境）	
ASPセンター	【WEBCON試験環境】
ASP企業コード	117330 999016
送受信E-Mail	test016@cinet.websuite.ne.jp
証明書内企業コード	117330 999016
証明書内E-MAIL	test016@cinet.websuite.ne.jp

CEC（SHA256環境）	
ASPセンター	【CIWEB受注者・試験環境】
ASP企業コード	
送受信E-Mail	ASP-C@pilot-ciweb.construction-ec.com
証明書内企業コード	222222P00000
証明書内E-MAIL	ASP-C@pilot-ciweb.construction-ec.com

CEC（SHA256環境）	
受注者	テストCEC
取引企業コード	222222PA0004
証明書内企業コード	222222PA0004
証明書内E-MAIL	ASP-C@pilot-ciweb.construction-ec.com

④ CENS－NEC間　暗号化強化確認環境情報

NEC（SHA1環境）	
ASPセンター	【LiteseNEO試験環境】
ASP企業コード	212976 000021
送受信E-Mail	lndemo@litesneo.com
証明書内企業コード	116045 999999
証明書内E-MAIL	cinet@lndemo.asp.necsoft.com

NEC（SHA1環境）	
○注者	
取引企業コード	212976 000021
証明書内企業コード	116045 999999
証明書内E-MAIL	cinet@lndemo.asp.necsoft.com

CENS（SHA1環境）	
○注者	
取引企業コード	222205 000004
送受信E-Mail	ci-net04@censol.com
証明書内企業コード	222205 000004
証明書内E-MAIL	ci-net04@censol.com

NEC（SHA256環境）	
ASPセンター	【LiteseNEO試験環境】
ASP企業コード	212976 000021
送受信E-Mail	lndemo@litesneo.com
証明書内企業コード	212976000021
証明書内E-MAIL	lndemo@litesneo.com

NEC（SHA256環境）	
○注者	【日電発注者】
取引企業コード	212976 000021
証明書内企業コード	116045 999999
証明書内E-MAIL	cinet@lndemo.asp.necsoft.com

CENS（SHA256環境）	
○注者	
取引企業コード	222205 000004
送受信E-Mail	ci-net04@censol.com
証明書内企業コード	222205 000004
証明書内E-MAIL	ci-net04@censol.com

⑤ CENS－CEC間　暗号化強化確認環境情報

CENS（SHA1環境）	
○注者	
取引企業コード	222205 000004
送受信E-Mail	ci-net04@censol.com
証明書内企業コード	222205 000004
証明書内E-MAIL	ci-net04@censol.com

CENS（SHA256環境）	
○注者	
取引企業コード	222205 000004
送受信E-Mail	ci-net04@censol.com
証明書内企業コード	222205 000004
証明書内E-MAIL	ci-net04@censol.com

CEC（SHA1環境）	
ASPセンター	【CIWEB受注者・試験環境】
ASP企業コード	
送受信E-Mail	ASP-C@pilot-ciweb.construction-ec.com
証明書内企業コード	222222P00000
証明書内E-MAIL	ASP@pilot-ciweb.construction-ec.com

CEC（SHA1環境）	
受注者	テストCEC
取引企業コード	222222PA0004
証明書内企業コード	222222PA0004
証明書内E-MAIL	ASP@pilot-ciweb.construction-ec.com

CEC（SHA256環境）	
ASPセンター	【CIWEB受注者・試験環境】
ASP企業コード	
送受信E-Mail	ASP-C@pilot-ciweb.construction-ec.com
証明書内企業コード	222222P00000
証明書内E-MAIL	ASP-C@pilot-ciweb.construction-ec.com

CEC（SHA256環境）	
受注者	テストCEC
取引企業コード	222222PA0004
証明書内企業コード	222222PA0004
証明書内E-MAIL	ASP-C@pilot-ciweb.construction-ec.com

⑥ CENS－FJM間　暗号化強化確認環境情報

CENS（SHA1環境）	
○注者	
取引企業コード	222205 000004
送受信E-Mail	ci-net04@censol.com
証明書内企業コード	222205 000004
証明書内E-MAIL	ci-net04@censol.com

CENS（SHA256環境）	
○注者	
取引企業コード	222205 000004
送受信E-Mail	ci-net04@censol.com
証明書内企業コード	222205 000004
証明書内E-MAIL	ci-net04@censol.com

FJM（SHA1環境）	
ASPセンター	【WEBCON試験環境】
ASP企業コード	117330 999016
送受信E-Mail	test016@cinet.websuite.ne.jp
証明書内企業コード	117330 999016
証明書内E-MAIL	test016@cinet.websuite.ne.jp

FJM（SHA1環境）	
受注者	【竹田建設株式会社】
取引企業コード	002000 000009
証明書内企業コード	117330 999017
証明書内E-MAIL	test017@cinet.websuite.ne.jp

FJM（SHA256環境）	
ASPセンター	【WEBCON試験環境】
ASP企業コード	117330 999016
送受信E-Mail	test016@cinet.websuite.ne.jp
証明書内企業コード	117330 999016
証明書内E-MAIL	test016@cinet.websuite.ne.jp

FJM（SHA256環境）	
受注者	【竹田建設株式会社】
取引企業コード	002000 000009
証明書内企業コード	002000 000009
証明書内E-MAIL	test017@cinet.websuite.ne.jp

(4) CI-NET 電子証明書の申込み方法についての調査のまとめ

電子証明書内容変更のお知らせ(平成 29 年 1 月 31 日)

一般財団法人
建設業振興基金

CI-NET 電子証明書の強い暗号化移行に伴う電子証明書内容変更のお知らせ

平成 29 年 1 月 31 日
一般財団法人 建設業振興基金

日頃より、CI-NET を利用した電子商取引を活用いただき、誠にありがとうございます。

CI-NET の利用に必要な「電子証明書」につきまして、平成 29 年 4 月より、強い暗号方式への移行に向けた新電子証明書発行、また認証局業務である申込書記載および確証情報等整合性の確認をさらに適切な手続きとするために、電子証明書内容(プロファイル)および関連書類を下記の通り一部変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、新暗号方式への移行後も、旧暗号方式の電子証明書はその有効期間満了まで使用可能です。

今後とも CI-NET 利便性向上、普及拡大に向け活動してまいりますので、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

記

1. 電子証明書に関する変更点
   (1) 強い暗号方式へ移行した電子証明書の発行
   暗号アルゴリズム(方式)を SHA-1 から SHA256 への移行に対応
   (2) 電子証明書プロファイルの記載事項に追加
   ① 「職務権限者*」
   CI-NET 申込書の「電子証明書情報／利用者名」欄に「SHOKUMU-KENGENSHA」または「個人名(英数字)」を記載
   * 電子証明書利用者が職務権限を付与された者であることを、事務処理の規定に定める
   ② 「法人番号」
   CI-NET 申込書の「電子証明書情報／法人番号コード」欄に番号法に基づく法人番号を記載
2. 関連する変更資料
   ① CI-NET 申込書
   ② CI-NET 電子証明書(CI-Standard サービス 2)利用約款
   ③ 電子証明書プロファイル
   ④ 電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書

なお、今回の変更は、平成 29 年 4 月 1 日以降に発行する CI-NET 電子証明書から適用される

3. 参考資料
   ① CI-NET 電子証明書の暗号化強度の高度化に関するお知らせ(平成 27 年 5 月 8 日 CI-NET ホームページ掲載)

以上

□ 本件に関するお問い合わせ先　一般財団法人 建設業振興基金
経営基盤整備支援センター 情報化推進室
浜津、帆足　TEL 03-5473-4573

1

(5) CI-NET 準拠基準

(a) 「CI-NET 実装規約準拠基準」の方針

平成 29 年 1 月

「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準」の方針(案)

一般財団法人建設業振興基金
建設産業情報化推進センター
情報化評議会

1. CI-NET LiteS 実装規約準拠評価の目的

本定義書は、CI-NET を利用した電子商取引における ASP サービス、パッケージ製品およびその他の EDI サービス(以下、「CI-NET サービス」という。)を対象として、既存の CI-NET 利用者との間で円滑なデータ交換を実現するために必要な評価要件を提示することを目的とする。

2. CI-NET LiteS 実装規約準拠の要件

CI-NET 規約準拠を謳う CI-NET サービスは、以下のすべてに準拠しなければならない。

- 「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」(以下、「標準 BP」という。)
- 「CI-NET LiteS 実装規約」(以下、「実装規約」という。)

3. 対象業務の範囲

CI-NET 規約準拠を謳う CI-NET サービスは、実装規約に定義される業務のうち、以下のいずれかの範囲を実装しなければならない。また、実装する対象業務を新設または変更した場合は、その旨を遅滞なく、情報化評議会に報告しなければならない。

ⅰ. 実装規約の情報伝達規約と情報表現規約をカバー
ⅱ. 根幹業務(見積～出来高請求)をカバーとオプション業務
ⅲ. 単体業務をカバー

4. CI-NET LiteS 実装規約準拠の評価試験実施方法

CI-NET 規約準拠を謳うためには、以下の手順で評価試験を実施した後、情報化評議会に実施結果を報告する。

(1) 適合性試験

- 新規 CI-NET サービス開発業者内で適合性試験を実施
- 適合性試験の実施方法は、「CI-NET 適合性試験手順書」に従うこと

(2) 相互運用性試験

- (適合性試験の実施、実施結果の承認後)新規 CI-NET サービス開発業者および既存ベンダ(数社)間の相互運用試験を実施
- 相互運用試験の実施方法は、「CI-NET 相互運用性試験手順書」に従うこと

5.　評価方法

情報化評議会委員会において、評価を行い、政策委員会の承認を受ける。

6.　公開の方法

本定義書に基づく評価結果については、一般財団法人建設業振興基金　CI-NETのホームページ（http://www.kensetsu-kikin.or.jp/）上等に公開する。なお、公開情報項目は以下とする。

- サービス／製品等の名称
- 開発・提供元の企業名
- 対象業務の範囲

※ 適合性試験や相互運用性試験に関する異議申し立てがあった場合には、公開を取り下げる場合がある。

以上

(b)　CI-NET 適合性試験手順書

CI-NET 適合性試験手順書（案）

1.　目的

CI-NET 適合性試験は、新規 CI-NET サービス開発業者内の送受信テストにおいて、各メッセージのデータ項目が実装規約に準拠された形式であるかを検証するために行う。

2.　当試験の対象

（1）　メッセージの範囲

システムに実装するメッセージを対象として実施する。

（2）　項目確認の範囲

新規 CI-NET サービス開発業者の ASP 間で基本的な情報が適切に受け渡せているかを確認する。

① メッセージグループヘッダへのセット情報
② メッセージ本文へのセット情報
③ 署名（証明書情報）
④ 暗号化/復号
⑤ トランスレータ結果

3.　実施方法

下記に示す実施方法を参考として、適合性試験を実施する。

⑥ 事務局から提供される“適合試験用データ（簡易版）”、“適合試験用データ（実データ版）”を用いて、新規 CI-NET サービス開発業者の ASP 間で、実装規約に準拠したメッセージの送受信が可能か検証する。
① 各メッセージで実施した検証結果を、「適合性試験チェックシート」に記載する。
② 検証結果を、情報化評議会に報告して、適合性試験の試験結果について承認を受ける。

4.テストシナリオ案

(1)テストイメージ(購買見積依頼、見積回答)

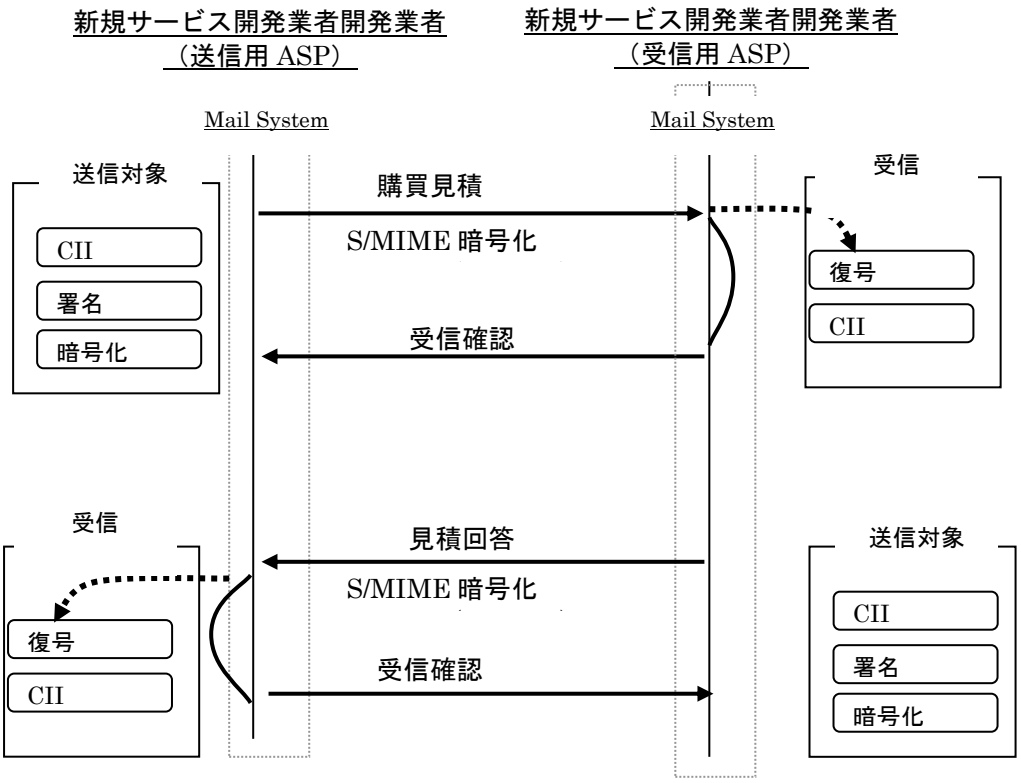

(2)テスト分類

下記(A)から(D)パターン基づきテストを実施する

(A)技術情報の有無によるパターンテスト

(A－1) 技術情報 無し(0個)

(A－2) 技術情報 有り(1個)

(B)ファイル数、種類パターン

(B－1) 単一ファイル

(B－2) 複数ファイル

(C)メッセージ件数パターン

(C－1)メッセージ件数 1件 (数 KB 相当)

(C－2)メッセージ件数 N 件(数 MB 相当)

(D)エラーケースのテスト

(D－1)メッセージ件数 不正データなし

(D－2)メッセージ件数 不正データあり

GetMessage（ダウンロード）

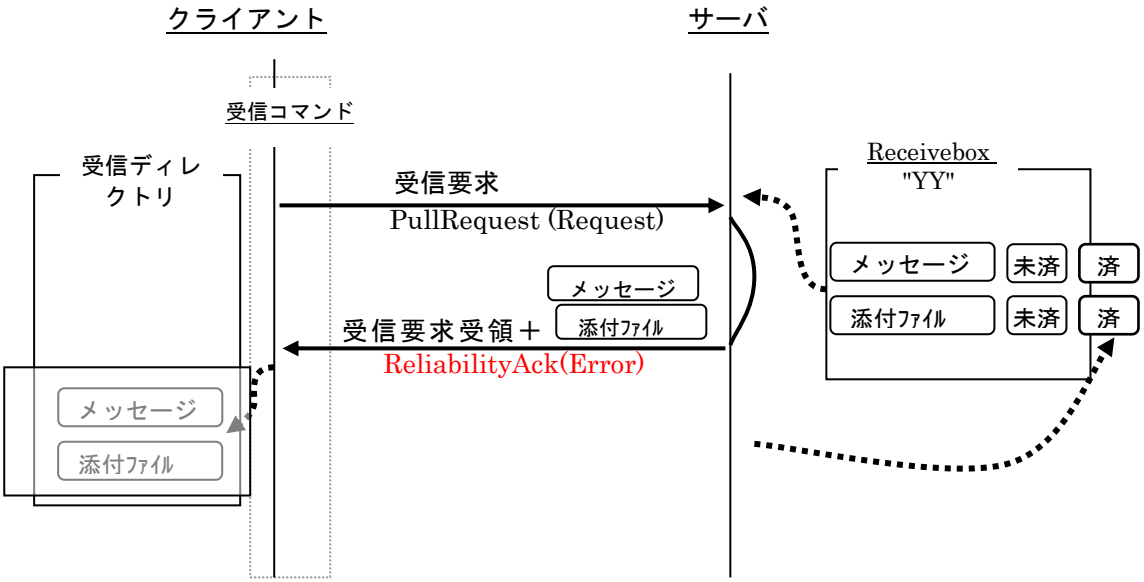

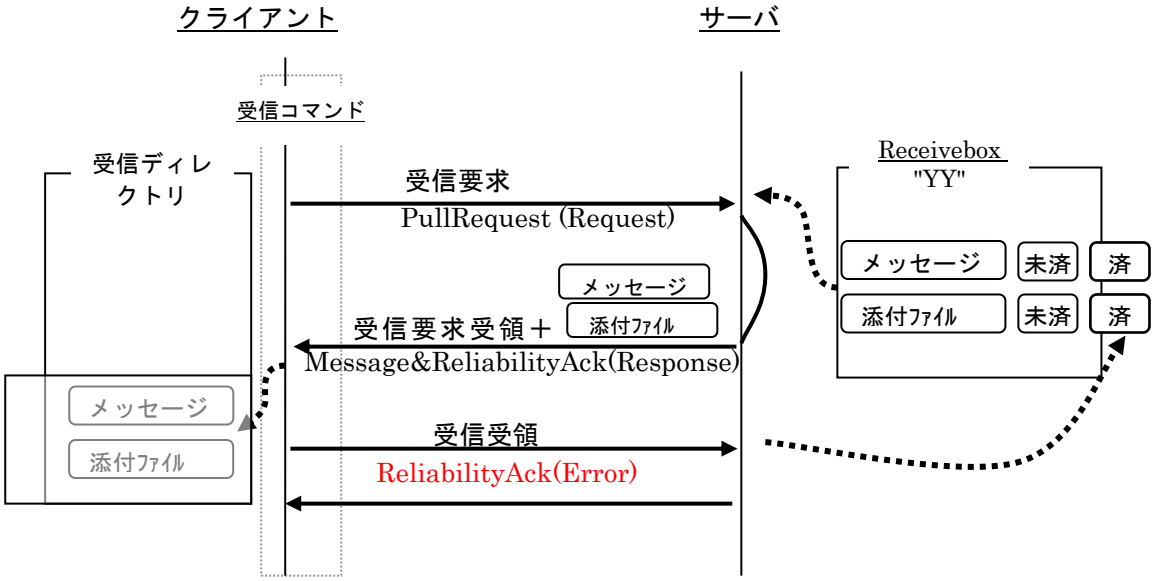

(c)　CI-NET 適合性試験チェックシート

■適合性試験チェックシート

No.	項目				チェック ○or ×
1	A.情報伝達規約		1二方式の情報伝達手段を採用した経緯		—
2			2二方式の情報伝達手段の特長		—
3	A-1.情報伝達規約（電子メールの場合		1前提条件		
4			2通信プロトコル		
5			3電子メールへのデータ格納方法		—
6			3.2.メール・ヘッダ		
7			3.3.シングル・パートMIMEラッピング部		
8			4暗号化アルゴリズム		
9			5電子証明書		
10			6留意事項		—
11	A-2.情報伝達規約（ebMSの場合）		1前提条件		
12			2通信プロトコル		
13			3データ格納方法		
14			3.1.HTTPヘッダ		
15			3.2.ヘッダコンテナ		
16			3.3.ペイロードコンテナ		
17			4暗号化アルゴリズム		
18			5電子証明書		
19			6留意事項		—
20	B.情報表現規	Ⅰ.シンタックスルール	—		
21		Ⅱ.建築見積メッセージ	1データ交換手順		
22			2メッセージ		—
23			2.1.メッセージのキー項目	建築見積依頼	
24				建築見積回答	
25			2.2.メッセージの使用データ項目	建築見積依頼	
26			※「メッセージごとの使用データ項目」の整理表を参照	建築見積回答	
27			2.3.データ項目定義と運用の詳細	建築見積依頼	
28				建築見積回答	
29			3建築見積依頼・回答メッセージの作成方法		—
30			3.1.中間ファイルとは		—
31			3.2.建築見積中間ファイルの種類		
32			3.3.建築見積中間ファイルのフォーマット		
33			3.4.二種類の中間ファイルの相互変換方法		
34		Ⅲ.設備見積メッセージ	1データ交換手順		
35			2メッセージ		—
36			2.1.メッセージのキー項目	設備見積依頼	
37				設備見積回答	
38			2.2.メッセージの使用データ項目	設備見積依頼	
39			※「メッセージごとの使用データ項目」の整理表を参照	設備見積回答	
40			2.3.データ項目定義と運用の詳細	設備見積依頼	
41				設備見積回答	
42		Ⅳ.設備機器見積メッセージ	1データ交換手順		
43			2メッセージ		—
44			2.1.メッセージのキー項目	設備機器見積依頼	
45				設備機器見積回答	
46			2.2.メッセージの使用データ項目	設備機器見積依頼	
47				設備機器見積回答	

48		2.3.データ項目定義と運用の詳細	設備機器見積依頼	
49			設備機器見積回答	
50	Ⅴ. 購買見積メッセージ	1データ交換手順		
51		2メッセージ		—
52		2.1.メッセージのキー項目	購買見積依頼	
53			購買見積回答	
54			見積不採用通知	
55		2.2.メッセージの使用データ項目	購買見積依頼	
56		※「メッセージごとの使用データ項目」の整理表を参照	購買見積回答	
57			見積不採用通知	
58		2.3.データ項目定義と運用の詳細	購買見積依頼	
59			購買見積回答	
60			見積不採用通知	
61	Ⅵ. 注文メッセージ	1データ交換手順		—
62		1.1.通常のデータ交換手順		
63		1.2.特殊処理のデータ交換手順		
64		1.3.データ交換における留意事項		—
65		2メッセージ		—
66		2.1.メッセージのキー項目	確定注文	
67			注文請け	
68			鑑項目合意変更申込	
69			鑑項目合意変更承諾	
70			合意解除申込	
71			合意解除承諾	
72			一方的解除通知	
73		2.2.メッセージの使用データ項目	確定注文	
74		※「メッセージごとの使用データ項目」の整理表を参照	注文請け	
75			鑑項目合意変更申込	
76			鑑項目合意変更承諾	
77			合意解除申込	
78			合意解除承諾	
79			一方的解除通知	
80		2.3.データ項目定義と運用の詳細	確定注文	
81			注文請け	
82			鑑項目合意変更申込	
83			鑑項目合意変更承諾	
84			合意解除申込	
85			合意解除承諾	
86			一方的解除通知	
87	Ⅶ. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ	1データ交換手順		—
88		1.1.出来高、請求業務のデータ交換手順		
89		1.2.立替金確認業務のデータ交換手順		
90		1.3.契約打切業務のデータ交換手順		
91		1.4.合意精算業務のデータ交換手順		
92		2出来高金額、請求金額算定方法		—
93		2.1.明細出来高の累積査定方式と当月査定方式		
94		2.2.全体情報部分（鑑）の出来高金額、請求金額算定方法		
95		3立替金の表記方法		—
96		3.1.全体情報部分（鑑）の表記方法		
97		3.2.明細情報部分の表記方法		
98		4メッセージ		—
99		4.1.メッセージのキー項目	合意打切申込	
100			合意打切承諾	
101			一方的打切通知	
102			出来高要請	
103			出来高報告	
104			出来高確認	
105			請求	

105				請求	
106				請求確認	
107				立替金報告	
108				立替金確認	
109			4.2.メッセージの使用データ項目 ※「メッセージごとの使用データ項目」の整理表を参照	合意打切申込	
110				合意打切承諾	
111				一方的打切通知	
112				出来高要請	
113				出来高報告	
114				出来高確認	
115				請求	
116				請求確認	
117				立替金報告	
118				立替金確認	
119			4.3.データ項目定義と運用の詳細	合意打切申込	
120				合意打切承諾	
121				一方的打切通知	
122				出来高要請	
123				出来高報告	
124				出来高確認	
125				請求	
126				請求確認	
127				立替金報告	
128				立替金確認	
129		Ⅷ. 支払通知メッセージ	1データ交換手順		—
130			1.1.支払通知業務のデータ交換手順		
131			2支払通知に係る内容・金額の表記方法		—
132			2.1.全体情報部分（鑑）の表記方法		
133			2.2.明細情報部分の表記方法		
134			3メッセージ		—
135			3.1.メッセージのキー項目	支払通知	
136			3.2.メッセージの使用データ項目 ※「メッセージごとの使用データ項目」の整理表を参照	支払通知	
137			3.3.データ項目定義と運用の詳細	支払通知	
138		Ⅸ. 工事請負契約外取引メッセージ	1データ交換手順		—
139			1.1.工事請負契約外取引業務のデータ交換手順		
140			2契約外請求金額算定方法		—
141			2.1.明細金額の査定方式		
142			3メッセージ		—
143			3.1.メッセージのキー項目	工事物件案内	
144				契約外請求	
145				契約外請求確認	
146			3.2.データ項目定義と運用の詳細 ※「メッセージごとの使用データ項目」の整理表を参照	工事物件案内	
147				契約外請求	
148				契約外請求確認	
149		Ⅹ.メッセージごとの使用データ項目	1建築見積・設備見積・設備機器見積業務のメッセージの使用データ項目 一覧表		—
150			2購買見積・注文業務のメッセージの使用データ項目 一覧表		—
151			3出来高・請求・立替金および契約打切業務のメッセージの使用データ項目一覧表		—
152			4支払通知業務メッセージの使用データ項目一覧表		—
153			5出来高・請求／工事請負契約外取引の請求メッセージの使用データ項目 一覧表		—

(d) CI-NET 相互運用性試験手順書

CI-NET 相互運用性試験手順書(案)

1. 目的

CI-NET 相互運用性試験は、新規 CI-NET サービス開発業者および既存ベンダ（数社）間の送受信テストにおいて、各メッセージが実装規約に準拠された形式で適切に疎通可能であるかを検証するために行う。

2. 当試験の対象

(1).メッセージの範囲

下記メッセージを対象とする。

① 購買見積依頼・回答メッセージ

② 確定注文・注文請けメッセージ

(2).項目確認の範囲

新規 CI-NET サービス開発業者および既存ベンダ（数社）の ASP 間で基本的な情報が適切に受け渡せているかを確認する。

① メッセージグループヘッダへのセット情報

② メッセージ本文へのセット情報

③ 署名(証明書情報)

④ 暗号化/復号

⑤ トランスレータ結果

3. 実施方法

下記に示す実施方法を参考として、相互運用性試験を実施する。

① 適合性試験の承認を受けた後、事務局に相互運用性試験の依頼を行う

② 事務局から依頼を受けた既存ベンダおよび新規 CI-NET サービス開発業者の ASP 間で、実装規約に準拠したメッセージの送受信が可能か検証する。

③ 各メッセージで実施した検証結果を、「相互運用性試験チェックシート」に記載する。

④ ②～③を複数の既存ベンダと実施を行う。

⑤ 検証結果を、情報化評議会に報告して、CI-NET 規約準拠の CI-NET サービスとして、認可を受ける。

4.テストシナリオ案

(1)テストイメージ(購買見積依頼、見積回答)

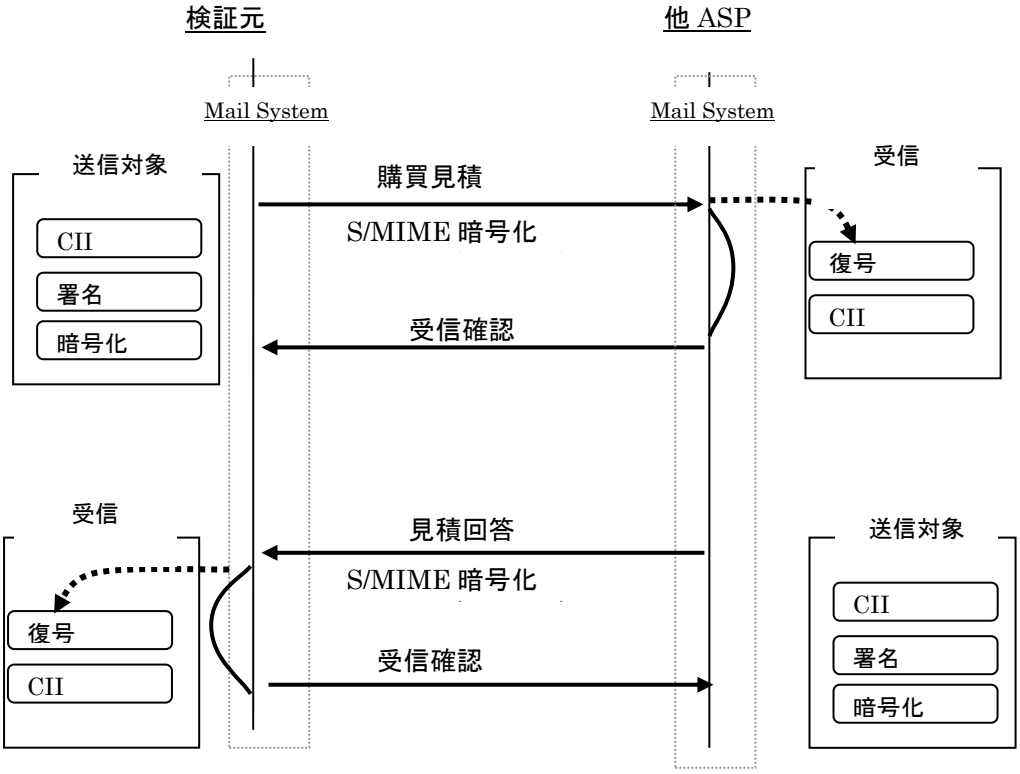

(2)テスト分類

下記(A)から(D)パターン基づきテストを実施する

(A)技術情報の有無によるパターンテスト

(A－1) 技術情報 無し(0個)

(A－2) 技術情報 有り(1個)

(B)ファイル数、種類パターン

(B－1) 単一ファイル

(B－2) 複数ファイル

(C)メッセージ件数パターン

(C－1)メッセージ件数 1件 (数 KB 相当)

(C－2)メッセージ件数 N 件(数 MB 相当)

(D)エラーケースのテスト

(D－1)メッセージ件数 不正データなし

(D－2)メッセージ件数 不正データあり

GetMessage（ダウンロード）

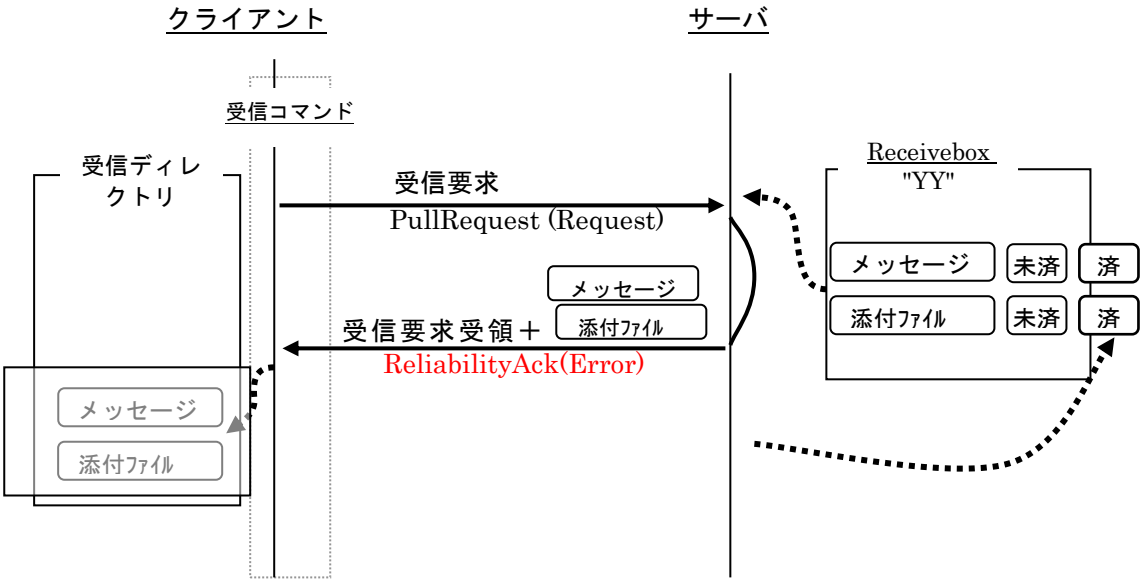

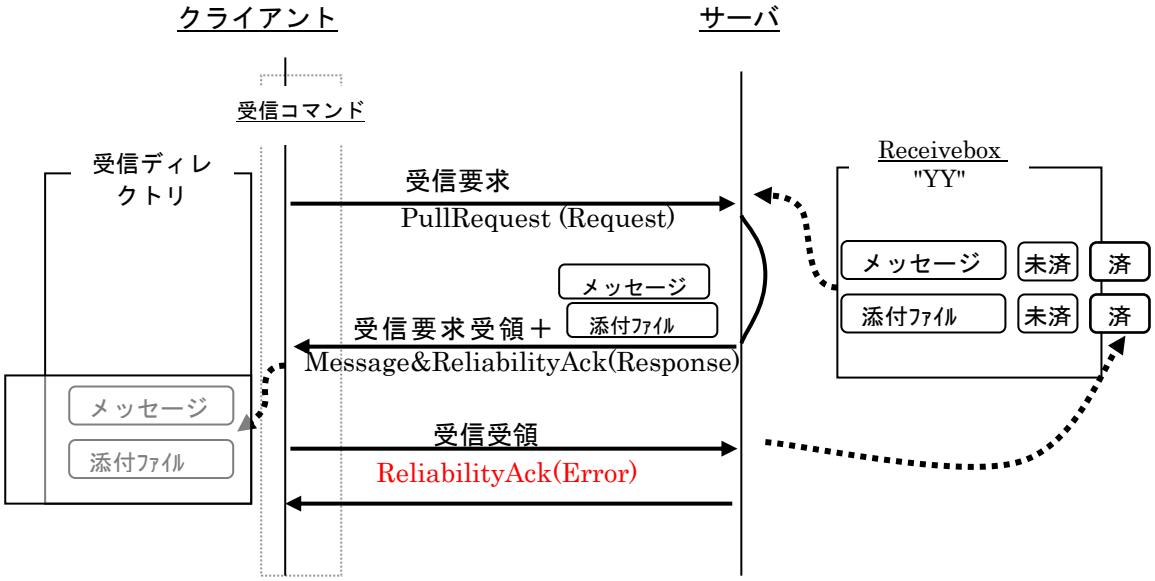

以上

(e)　CI-NET 相互運用性試験チェックシート

■相互運用試験チェックシート

○記載例

関係者	発注企業： システム名称：	株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム CWEB	⇔	受注企業： システム名称：	株式会社富士通マーケティング WEBCON

No.	工程	確認日	チェック ○or×	ｱｸｼｮﾝ	メッセージ種類	方向	メッセージ種類	ｱｸｼｮﾝ	チェック ○or×	確認日	備考
1	[確定注文]の送信	6月22日	○	送信	確定注文メッセージ	→	確定注文メッセージ	受信	○	6月22日	
2	受信確認の受信	6月22日	○	受信	確定注文メッセージ	←	確定注文メッセージ	送信	○	6月22日	
3	[注文請け]の送信	6月22日	○	受信	注文請けメッセージ	←	注文請けメッセージ	送信	○	6月22日	
4	受信確認の受信	6月22日	○	送信	注文請けメッセージ	→	注文請けメッセージ	受信	○	6月22日	
5	[確定注文]原本確認	―	―	確認	―	―	―	確認	○	6月22日	
6	[注文請け]原本確認	6月22日	○	確認	―	―	―	確認	―	―	

○確定注文・注文請けメッセージ

No.	工程	確認日	チェック ○or×	ｱｸｼｮﾝ	メッセージ種類	方向	メッセージ種類	ｱｸｼｮﾝ	チェック ○or×	確認日	備考
1	[確定注文]の送信			送信	確定注文メッセージ	→	確定注文メッセージ	受信			
2	受信確認の受信			受信	確定注文メッセージ	←	確定注文メッセージ	送信			
3	[注文請け]の送信			受信	注文請けメッセージ	←	注文請けメッセージ	送信			
4	受信確認の受信			送信	注文請けメッセージ	→	注文請けメッセージ	受信			
5	[確定注文]原本確認	―	―	確認	―	―	―	確認			
6	[注文請け]原本確認			確認	―	―	―	確認	―	―	

○▲▲メッセージ

No.	工程	確認日	チェック ○or×	ｱｸｼｮﾝ	メッセージ種類	方向	メッセージ種類	ｱｸｼｮﾝ	チェック ○or×	確認日	備考
1				送信		→		受信			
2				受信		←		送信			
3				受信		←		送信			
4				送信		→		受信			
5		―	―	確認	―	―	―	確認			
6				確認	―	―	―	確認	―	―	

8.3. CI-NET の普及拡大に向けた第 3 次 3 カ年活動計画（平成 29～31 年度）

(1) CI-NET の普及拡大に向けた「第 3 次 3 ヵ年活動計画（平成 29～31 年度）

1. 活動方針設定の背景

建設産業における電子商取引の普及拡大に向けて、情報化評議会では、第 1 次 3 カ年計画（平成 23 年度～25 年度）を策定。この活動方針のもと、CI-NET 導入検討や利用拡大を目指す企業に対する情報提供や導入・運用に関する簡易な手法の提供などを行い普及・展開を図ってきた。

第 2 次 3 カ年計画（平成 26 年度～28 年度）では、3 カ年でゼネコン導入企業数 10 社以上増加、企業識別コード登録企業数 10,000 社以上という数値目標を設定し、電子商取引説明会、勉強会、普及ツールの充実等、関係機関との連携強化を図りながら普及活動を行ってきた。その結果、平成 28 年度末で新規ゼネコンは 6 社増加し、計 28 社、CI-NET 利用企業数は 10,345 社を達成することができた。

参考：【資料編】1.　活動方針設定の背景（第 2 次 3 カ年計画の総括）

第 3 次 3 カ年活動計画（以下、「第 3 次計画」という。）では、これらの活動を踏まえ、CI-NET の更なる普及・展開を図るとともに新たなメリットの創出に向けた取組を行う。

2. 活動方針

- 第 3 次計画における活動方針は、以下の（1）～（3）を柱として普及促進を行い、数値目標として新規ゼネコン導入企業数 10 社以上、CI-NET 利用企業数 12,000 社以上とする。
- （1）の普及拡大策を行いつつ、普及活動を促進するための（2）（3）の施策の充実を図る。

【第 3 次計画の活動方針】
(1)　利用企業拡大に向けた普及活動の実施と導入支援
(2)　利用環境の整備・機能強化
(3)　CI-NET 導入による新たな付加価値の創出

【目標】
- 新規ゼネコン導入企業数　　：3 ヵ年期間で 10 社以上増加
- CI-NET 利用企業数　　：平成 31 年度末時点までに 12,000 社以上

※新規ゼネコンについては、特に完工高 300 億円以上の企業をターゲットとし、併せて、ゼネコン以外の発注側企業に対しても普及活動を行う。

参考：【資料編】2.　活動方針の設定根拠

3. 活動内容

活動方針に基づき、過年度からの継続項目と新たに取り組むべき項目を整理し、取組内容を以下に具体化する。

(1) 利用企業拡大に向けた普及活動の実施と導入支援

普及活動をより効率的かつ効果的に展開するため、これまでの普及促進活動の経緯や継続課題を踏まえた、新規導入、利用範囲の拡大のための普及促進活動に関する対応策を検討・実施する。

【新たに取り組む項目】

1) 建設業関係団体等との連携による普及拡大
   - ① 普及拡大に向けた各建設業関係団体との意見交換の実施
   - ② 首都圏を中心とした中堅ゼネコンおよび各地域の有力ゼネコンに対するセミナー開催等の積極的な普及活動

【継続的に実施する項目】

2) CI-NET 対応ベンダー等との連携強化
   - ① CI-NET 対応ベンダーと業務パッケージベンダーへの普及活動支援および情報共有のための関係構築（意見交換、情報提供）

3) 電子商取引説明会の立案、開催
   - ① 説明会の立案にあたって、導入阻害要因を分析、整理し、テーマを絞った説明会を実施
   - ② 発注側企業に加えて受注側企業（協力会社）の事例を紹介

4) 勉強会、個別支援等の支援活動
   - ① 説明会の参加企業に対して、積極的にアフターフォロー（事後ヒアリング、意見交換）を実施し、勉強会、個別支援へ誘導
   - ② 完工高 300 億円以上の発注側企業に向けたアプローチを実施
   - ③ ゼネコン以外の発注側企業（専門工事業等）に対する積極的な普及活動

5) 普及ツールの更新、作成
   - ① 既存の PR 資料の改訂および導入事例の収集、CI-NET 導入に係る業務方法等の推奨案の作成を行い、提供資料を充実
   - ② CI-NET 広報コンテンツの整理、公表およびホームページのメンテナンスを実施
   - ③ これまでの普及ツールに加えて、新たな普及ツール（広報用ポスター、チラシ等）の作成および広報媒体の活用

6) CI-NET 推進協力者（国土交通省および各地方整備局等）との連携

   これまでに引き続き、国土交通省および各地方整備局等と連携して普及活動を実施

(2) 利用環境の整備・機能強化

CI-NET の機能を強化し、一層の利用環境の向上を図ることで、企業にとっての生産性の向上やコンプライアンスへの寄与等による業務プロセスの省力化・効率化・高度化を目指すことにより普及促進につなげる。

【新たに取り組む項目】

1) CI-NET 利用に関連する法令や施策への対応

① 電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）への対応等、コンプライアンス強化のための対応策の立案と普及展開を実施

2) CI-NET LiteS の機能向上の検討

① 標準ビジネスプロトコルと CI-NET LiteS 実装規約の整合化および次期 CI-NET LiteS 実装規約バージョンに向けた検討

② 基本契約メッセージ（新規）の仕様を検討

③ 通信手段の多様化への対応策を検討

【第 2 次計画から引き継ぐ項目】

3) 既導入企業の利用範囲拡大のための取り組み

① 中堅ゼネコンをはじめとする既導入企業との意見交換による課題の抽出および対応策の検討

② 利用企業への効果的な支援および情報提供の実施

4) CI-NET の利用状況の把握

① CI-NET 利用企業に対する利用実態調査の実施

5) 法人番号導入に伴う対応策の検討

① 「法人番号」等を用いた企業識別方法の多様化に向けた検討

(3) CI-NET 導入による新たな付加価値の創出

CI-NET 導入による新たなメリットや付加価値の創造につながる取り組みを実施する。

【新たに取り組む項目】

1) 建設業以外での取り組み状況を踏まえた普及拡大活動の検討

① 流通分野（卸・メーカーの流通 BMS 協議会）の展開方法等、建設分野以外の取組事例等を参考に普及拡大方策を検討

2) 公共工事の契約、発注方法との連携の検討

① 四府省（国土交通省、農林水産省、防衛省、内閣府（沖縄総合事務局））が導入を予定している電子契約システムとの連携の検討

② 地方自治体発注を含む官庁発注工事における優遇措置の検討

【第 2 次計画から引き継ぐ項目】

3) 民間発注者の CI-NET 利用に向けた検討

① メーカーやデベロッパー等民間発注者の契約形態を把握し、CI-NET 利用に向けて検討

⑵ CI-NET の普及拡大に向けた「第 3 次 3 ヵ年活動計画（平成 29～31 年度）」【資料編】

1. 活動方針設定の背景(第 2 次 3 ヵ年計画の総括)

建設産業における電子商取引の普及拡大に向けて、平成 26 年度に情報化評議会として第 2 次 3 カ年活動計画を策定した。この活動方針のもとで、平成 26～28 年度はより効果的かつ効率的な普及戦略を検討し、普及活動の強化を図ってきた。(詳細は一覧表を参照)

＜活動方針（平成 26～28 年度）＞
(1) CI-NET 導入の可能性が高い首都圏および地域での新規利用企業の拡大
(2) すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援
(3) 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

(1) CI-NET 導入の可能性が高い首都圏および地域での新規利用企業の拡大

普及活動をより効率的かつ効果的に展開するため、CI-NET の導入・拡大可能性のある地域への普及活動を継続するとともに、より導入の可能性が高い愛知、大阪、東京を中心とした電子商取引説明会（183 社 242 名参加）の開催、勉強会・個別支援の実施、広報資料等の作成、およびベンダーとの連携強化等を進めてきた。この結果、CI-NET 利用企業数は平成 28 年度末時点で 10,345 社となり、そのうちゼネコン導入企業は 6 社増加となっている。

なお、第 2 次 3 カ年計画までは、対象を「ゼネコン導入企業」としていたが、発注側企業にはゼネコン以外にも「設備工事業者」等が存在することから、第 3 次計画での対象は設備工事業等を含めた「発注側企業」としてターゲットを拡大する。

＜実施項目と成果＞

① CI-NET を活用した電子商取引説明会の継続的開催

- 2 年間で計 11 回実施（参加のべ 183 社）

② 勉強会、個別支援の実施

- 2 年間で計 37 回実施

参考：p387 図 1 、p388 図 2,3

表 6 各年度の導入企業数【受発注者別】

	ゼネコン	利用企業	計
平成 26 年度	3 社	205 社	208 社
平成 27 年度	3 社	235 社	238 社

※利用企業数＝計－ゼネコン導入企業数(基金で把握している 28 社内)

③　普及ツール（提供資料等）および提供方法の継続的な改善

- その活動を通じて明らかになった課題等を受けて、手法およびツール等を適宜改訂
- 既存ケーススタディのブラッシュアップを行うとともに、普及活動を通じて参考となる事例を選定し、新規のケーススタディを作成

④　CI-NET 対応ベンダーおよび業務パッケージベンダー等との連携強化

- CI-NET 対応ベンダーと業務パッケージベンダー双方との連携を強化
- 国土交通省地方整備局（中部、近畿、北陸、四国、九州）および建設産業関係団体（山梨県建設業協会、茨城県建設業協会、埼玉県建設業産業団体連合会）への訪問。

⑤　その他

- 国土交通省等との連携（施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン改訂、CI-NET の活動状況など、CI-NET 推進協力者への情報提供）
- 普及拡大の展開対象・目標の検討（展開対象となる母数、実態の把握、ターゲットの拡大検討）

＜継続して実施する事項＞

・「電子商取引説明会の立案、開催」および「勉強会、個別支援等の支援活動」は一定の効果があるため継続して実施が必要（実施方法に工夫は必要）

・普及ツール（PR 資料、既存ケーススタディの更新、CI-NET 広報コンテンツの整理等）および提供方法は継続的に改善が必要

・建設業関係協会等との一層の連携が必要

・大手だけではなく、首都圏の中堅や地方の有力ゼネコンへの積極的な普及活動が必要

＜背景データ＞

表 7　電子商取引説明会実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数	3 回	9 回	7 回	4 回
全回数の合計出席社数 （合計人数）	59 社 （62 名）	134 社 （180+α名）	116 社 （134 名）	67 社 （108 名）

※α：出席人数が不明な開催日があったため

表 8　勉強会・個別支援実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
勉強会 対象社数：2 社	2 回	4 回	1 回	0 回
個別支援 対象社数：50 社	2 回	33 回	19 回	17 回

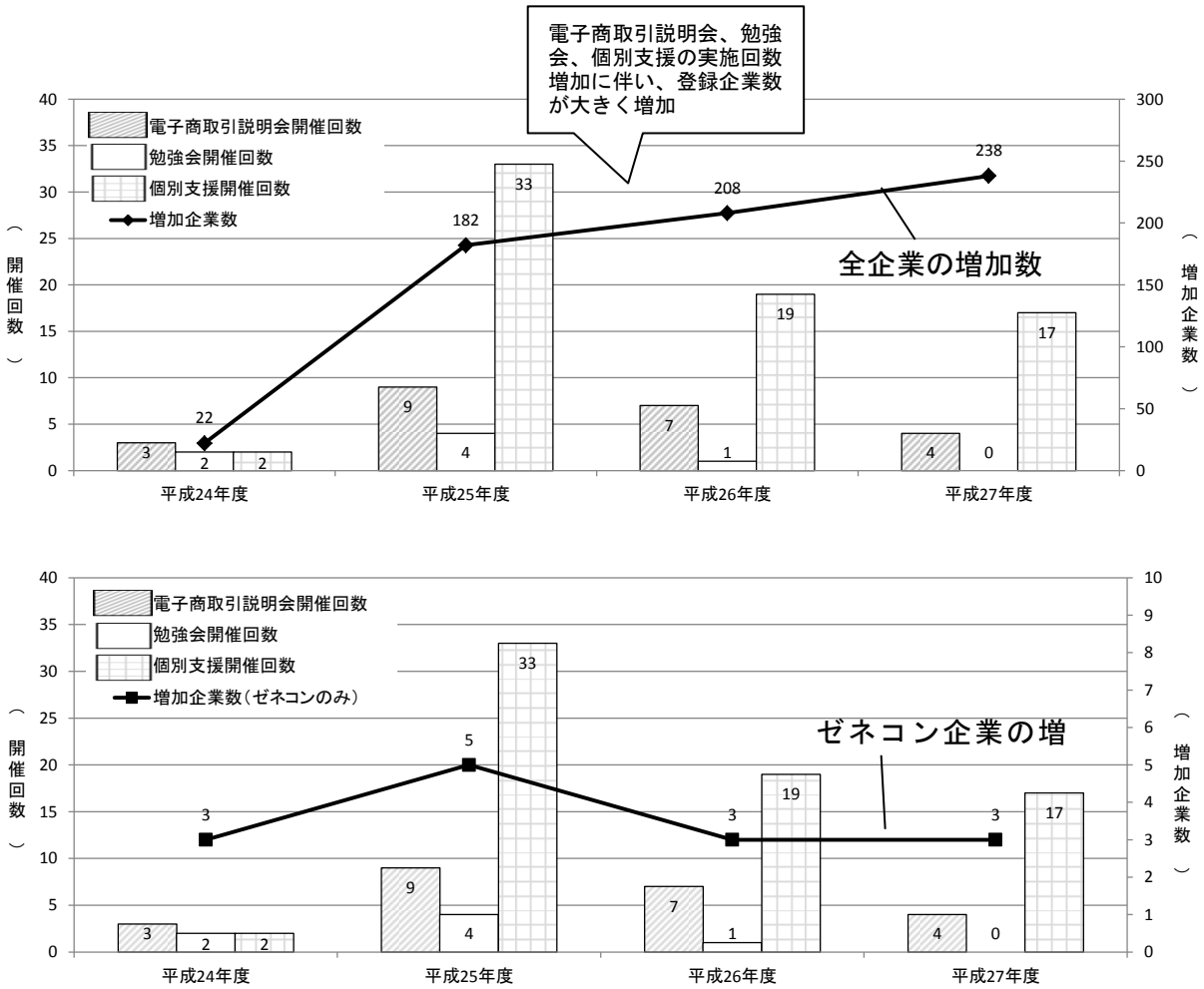

図 1　電子商取引説明会、勉強会、個別支援の実施回数と登録企業数の関係

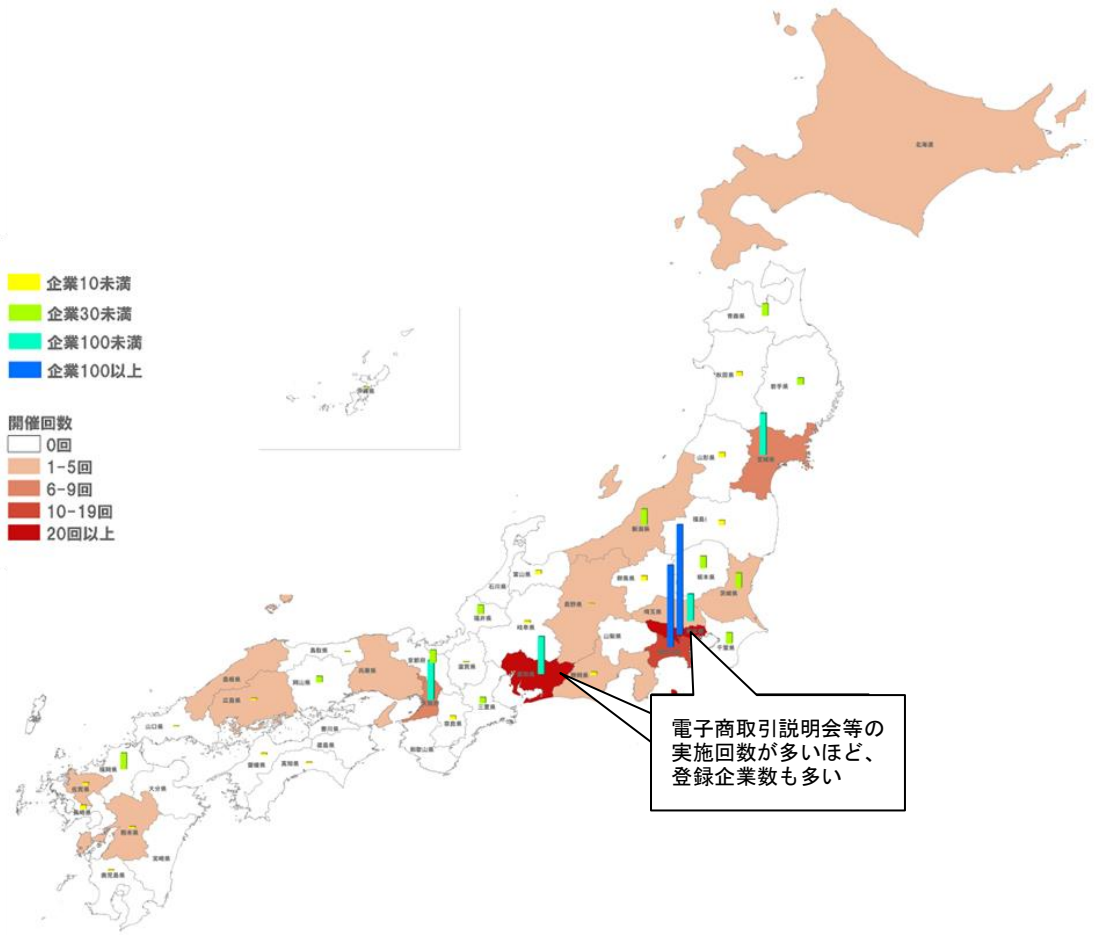

図 2　電子商取引説明会等の開催数と登録企業数（平成 24 年度～平成 27 年度）の関係

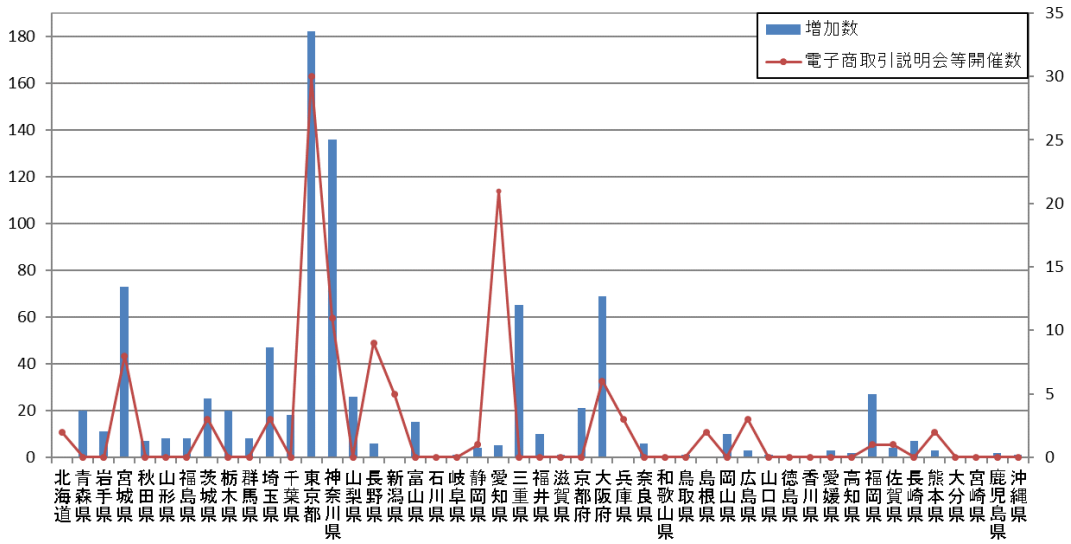

図 3　電子商取引説明会等の開催数と登録企業数（平成 24 年度～平成 27 年度）の関係

(2) すでに CI-NET を導入している企業（ゼネコン、取引先）に対する利用範囲拡大の支援

スモールスタート等で CI-NET の利用開始した企業が、継続して CI-NET を活用し、さらにその利用範囲を拡大することで、導入効果を高めるための支援策を検討・実施した。導入効果を高める施策として、中堅・地域ゼネコンとの意見交換会の開催や、導入各社の電子化率調査を継続的に実施し、CI-NET の利用状況に基づき対応策を検討した。

＜実施項目と成果＞

⑥ 中堅ゼネコンとの意見交換会の実施

- 定期的に意見交換会を開催し、利用範囲拡大を計画している企業への効果的な支援および情報提供を実施
- 中堅ゼネコンとの意見交換会を 1 回、地域ゼネコンとの意見交換会を 2 回（神奈川地区と愛知地区）実施

⇒各社の普及に向けた課題や法定福利費への対応等について情報共有し、対応策を検討した。

⑦ 電子化率調査による各社の実情および今後の展開計画の把握

- CI-NET で利用されている業務メッセージ、および CI-NET 利用の方針・計画、推進上の課題について調査
- 受注者における導入意欲を高めるための対応方針およびアクションプラン（案）の作成

⑧ その他

- CI-NET 導入会社の業務改善のための支援（HP 上に CI-NET サービスの内容、利用者コストについての要望への対応等について掲載）
- 運用の統一化に対する対応方針・進め方の検討（検討対象の絞り込み）
- 「CI-NET 利用状況調査」の実施、CI-NET を導入してほしいゼネコンについて調査し、それをターゲットとした説明会を実施

＜継続して実施する事項＞
・CI-NET 対応ベンダーと業務パッケージベンダーの普及活動支援および情報共有のための関係構築（意見交換、情報提供）が必要
・CI-NET Lites の機能向上に向けた既存の取組に加えて、新たな取組が必要

＜背景データ＞

表 9　業務種別ごとの電子契約の実施状況

企業グループ	A	B	C	D	E	F	G
見積業務	○	○	○		○		
注文業務	○	○		○		○	
出来高業務	○		○	○			○
大手企業	4	0	0	0	0	0	0
中堅企業	2	5	0	0	0	1	0
地場企業	0	1	0	1	0	4	0
全業者	6	6	0	1	0	5	0

出典：平成 28 年度　発注企業における実用化実態調査

- 電子化を実施している全ての企業で、経費削減（収入印紙の削減）が可能な注文業務（A,B,D,F）の電子化を実施。
- 大手企業では、全ての業務種別で電子化を実施。
- 中堅企業では、概ね見積業務や注文業務を実施しているが、出来高業務の実施が少ないため、普及させる余地あり。
- 地場企業では、多くの企業が注文業務だけ実施している状況であり、見積業務や出来高業務を普及させる余地あり。

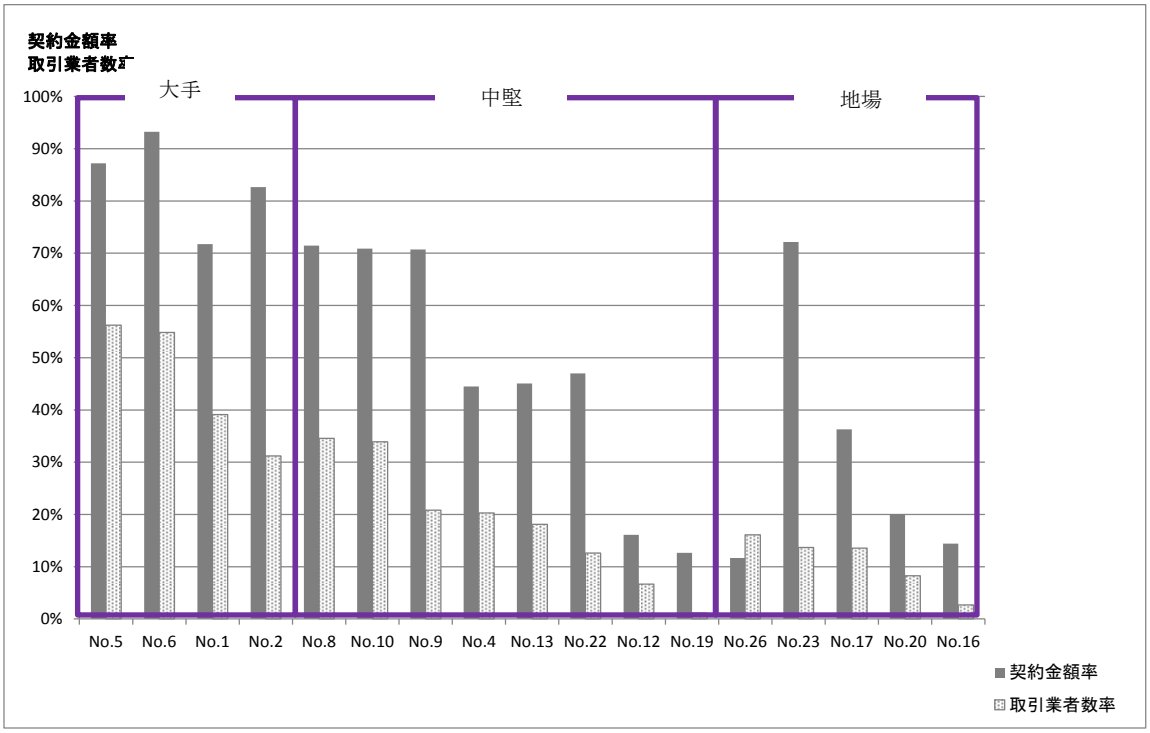

出典：平成 28 年度　発注企業における実用化実態調査

図 4　平成 27 年度における取引業者数率と契約金額率の対比【各社別】

- 契約金額率が、取引業者率を超過する度合いが大きい程、主要協力会社と電子契約を実施。
- 大手企業は、契約金額率が 70%を超過しており、主要協力会社と電子取引を実施。
- 中堅企業は、契約金額率と取引業者数率が、概ね比例関係になっている。特に、No.9、No.22 の企業の契約金額率が高く、主要協力会社と電子契約を実施する傾向。
- 地場企業は、取引業者数の拡大が必要。

✧ 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

CI-NET 利用促進には、利用企業の導入意欲を高める取り組みは不可欠であった。そのため、中長期的な課題として、更なるメリットの創出を目標に、電子商取引の周辺分野（例：発注者・ゼネコン間）への拡大や国・自治体の施策との連携等に関する検討を行い、暫定版としての確定注文・注文請けメッセージを利用した工事下請負基本契約の取り交わし業務の運用ルールを作成した。

＜実施項目と成果＞

① 発注者とゼネコン間の契約電子化の検討

- 発注者(デベロッパー等)とゼネコン間の契約において、注文・注文請け書の利用されている事例を把握(平成 28 年度実施予定)
- 国土交通省を含む四府省で進められている電子契約システムの動向把握（CI-NET との連携を求める趣旨の意見書を作成）

② 汎用的な取り交わし書面の電子データ化に対する検討

- 確定注文・注文請けメッセージを利用して、基本契約の取り交わしを行うことに決定
- 確定注文・注文請けメッセージを利用した基本契約の取り交わし業務の運用ルールガイド(仮称)は標準委員会にて作成

＜継続して実施する事項＞

・メーカーやデベロッパー等民間発注者の契約形態を把握し、契約電子化に向けた検討が必要

・国や自治体の施策に関連した優遇措置として、官庁発注工事における電子契約実施企業のインセンティブ等の検討が必要

(3) その他の主な成果

③ 設備分野における CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 への移行の推進

- 過去物件による設備見積実運用テストⅢを実施、課題整理
- 見積依頼の効率化を検討
- CI-NET C-CADEC の統合コード編成として、電気設備機器の簡素化改訂（案）の策定

④ CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

- 平成 19 年度～27 年度のチェンジリクエスト内容を明確にするため「標準ビジネスプロトコル（Ver.1.5)改訂一覧」を取りまとめ

⑤ CI-NET LiteS 実装規約等のバージョンアップルールの策定

- 現時点で見込まれる改訂内容について、反映させるバージョンを割り当てる
- 「バージョンアップルール（命名ルール、手続き等)」に関して、参考資料等にて明文化
- バージョンアップに要する公示期間、公示方法等のルール案を取り決め
- CI-NET LiteS 実装規約等のバージョンの命名ルール案について、運用に際して不都合等が生じた場合は、随時見直し

⑥ CI-NET LiteS 実装規約メッセージの見直しと整理

- 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法の周知として、変更可能なゼネコンのリスト化および推奨する記載方法の明記

⑦ 基本契約書メッセージの策定

- 注文・注文請けメッセージを適用した暫定運用を明文化

⑧ 消費税率変更への対応方法検討

- 税率変更決定時および複数税率導入時の対応方法を検討

⑨ 建築見積業務分野における EDI 化の普及

- 建築積算数量データを CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 指針・参考資料に反映
- 集計表に展開するためのコード精査を実施

⑩ 「CI-NET　LiteS 実装規約準拠基準の方針（案)」に基づく適合性試験および相互運用性試験の手順書の策定

- 「CI-NET 適合試験手順書（案)」およびチェックシート
- 「CI-NET 相互運用試験手順書（案)」およびチェックシート

⑪ 強い暗号化への移行に向けた対応

- 「暗号アルゴリズム」の変更に伴い、スケジュール調整およびシステム改修が必要となるため、平成 29 年 4 月からの移行スケジュールに向けて周知
- 「暗号アルゴリズム」移行に向けて、システム改修が必要となる各社による試験実施に際し、企業間の調整および支援

⑫ 新通信方式の追加に伴う情報伝達規約等の改訂

- 「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン改訂版」を CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 に反映

⑬　新暗号アルゴリズム対応の電子証明書における企業識別方法および認証方法のあり方の検討

- セキュリティ強化、ユーザー利便性向上、認証方法の高度化等に配慮した新プロファイルを策定

⑭　CI-NET における添付ファイルの圧縮・解凍方式の見直し

- CI-NET 対応ベンダーで、自己解凍形式に追加する圧縮方法について協議

⑮　運用マニュアルの改訂

- CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5「第 5 節　電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換（EDI）に関する運用マニュアル（参考例)」の改訂

⑯　CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施

- 発注者（官民共）の電子商取引の動向、EDI に関連する技術動向等について、必要な場合調査および研究を実施

2. 活動方針の設定根拠

＜目標＞

(1)　新規ゼネコン導入企業数　　：3 ヵ年期間で 10 社以上増加

CI-NET の普及拡大に向けては、発注側企業が率先して導入することにより、その取引企業（受注側企業）が合わせて導入を行う可能性が高い。よって、発注側企業での普及を進めることで導入企業全体の底上げが期待できる。ただし、発注側企業を正確に把握することは困難であるため、目標としては第 2 次 3 カ年計画と同様に新規ゼネコンを対象として「10 社以上の増加」と設定する。

なお、発注側企業とは、CI-NET の発注機能を利用している企業を指し、ゼネコン以外にも「設備工事業者」等が存在する。

(2)　CI-NET 利用企業数　：平成 31 年度末時点までに 12,000 社以上

新規導入ゼネコン企業数を 10 社増加させた場合、その取引企業として 1,000 社※以上の増加が期待できる。平成 27 年度末時点で 10,000 社を突破していることから、CI-NET 利用企業数は約 2,000 社増加の 12,000 社を目標とする。

※　1 ゼネコンあたりの取引企業数は中堅ゼネコン以下で 231 社であり、そのうち約 56%は重複する取引企業であることから、1 発注企業で約 100 社増加、10 社で約 1,000 社となる。また、ゼネコン以外の発注側企業にも積極的に普及展開を進めるため、目標としては 12,000 社以上とした。

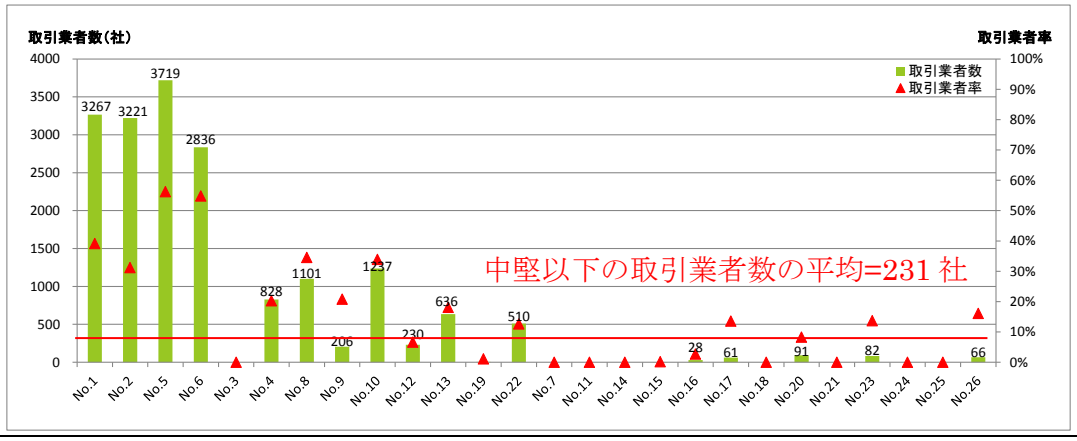

(3)　加えて以下の指標で普及拡大状況を評価（経年変化を見たうえで目標を設定）

発注者側企業を母数とする指標（完工高（売上高）に基づく会社規模別の利用率で評価）

日建連加盟企業を母数とする指標（日建連加盟企業 140 社売上高を母数に利用率で評価）

建設工事施工実績のある企業を母数とする指標（資本金に基づく一定程度の規模を有する企業を母数に評価）

＜背景データ＞

(1)　CI-NET 利用企業数の推移

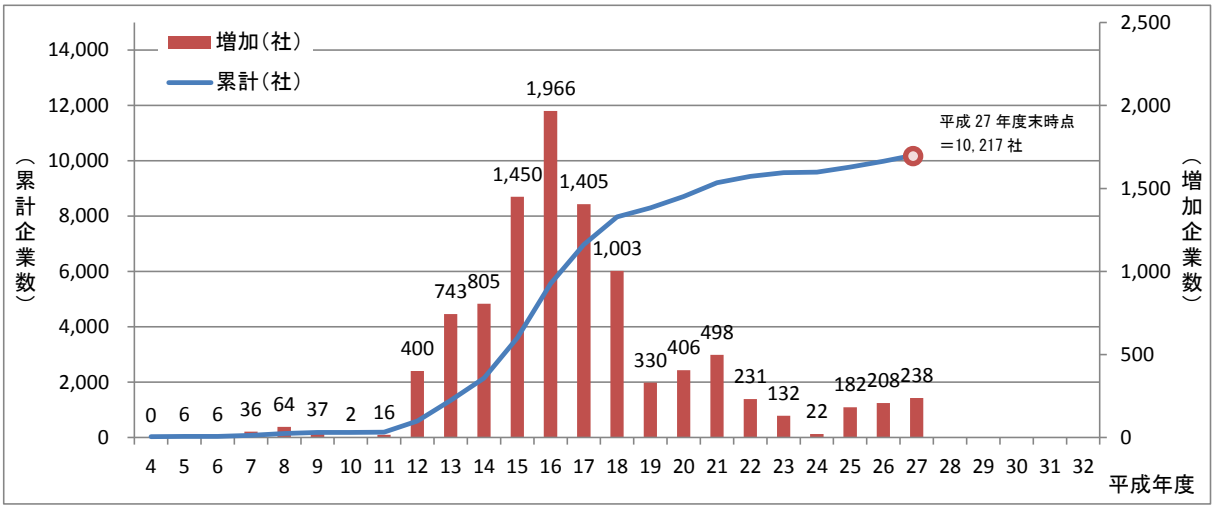

図 5　CI-NET 利用企業数（平成 27 年度末時点）

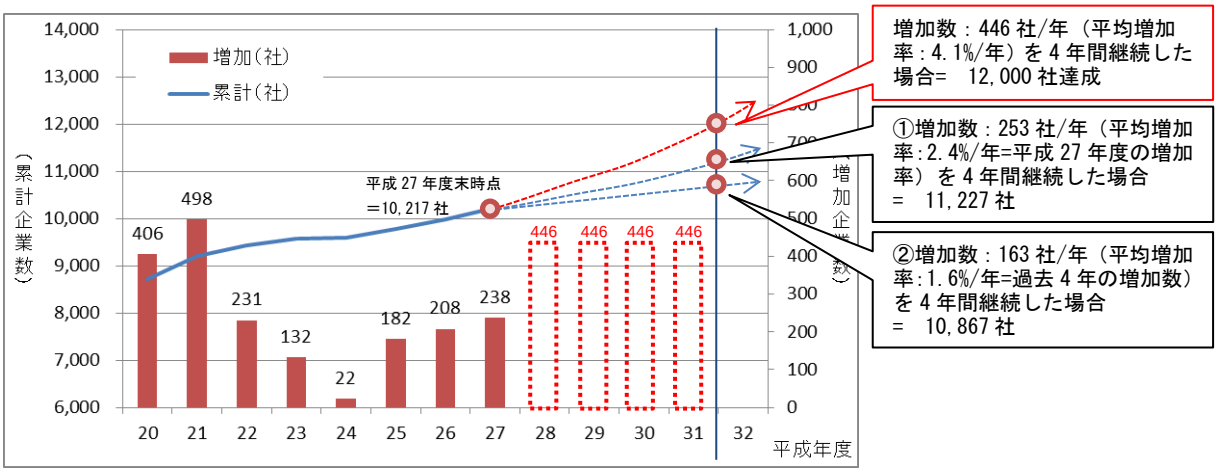

図 6　CI-NET 利用企業数（平成 31 年度末時点の予想（平成 20 年度以降））

(2)　導入企業数（発注側企業）

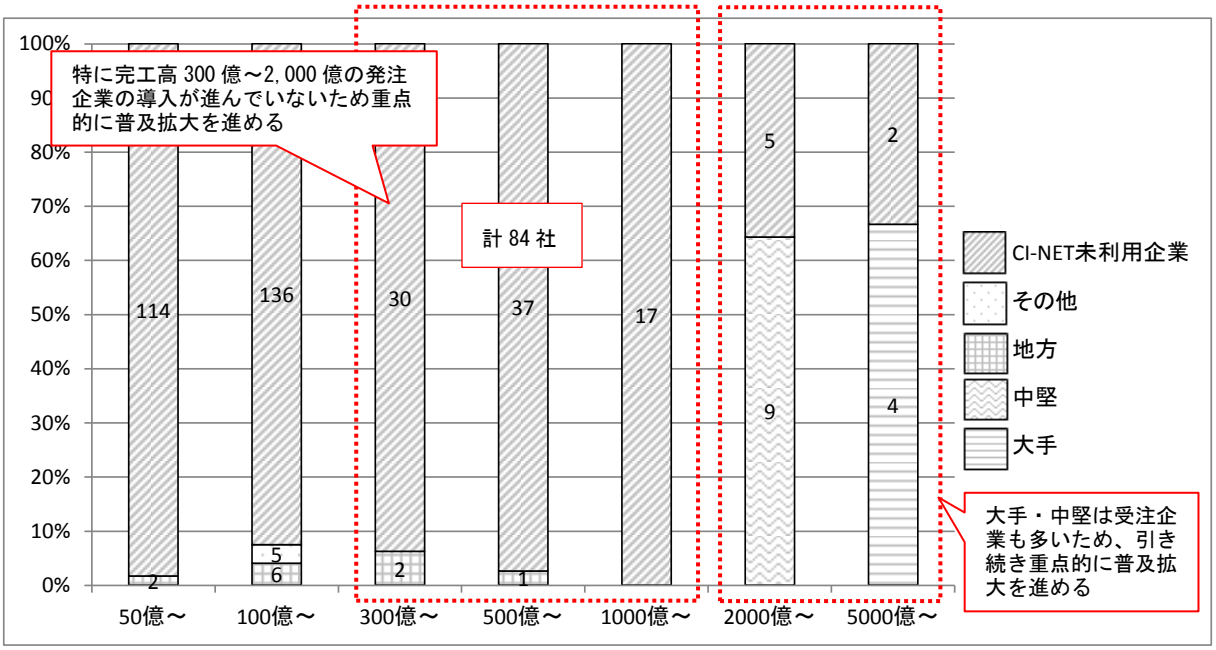

図 7　完工高別 CI-NET 利用割合（建設工業新聞等調べ）

(3)　完工高 300 億円以上の企業の CI-NET の利用状況

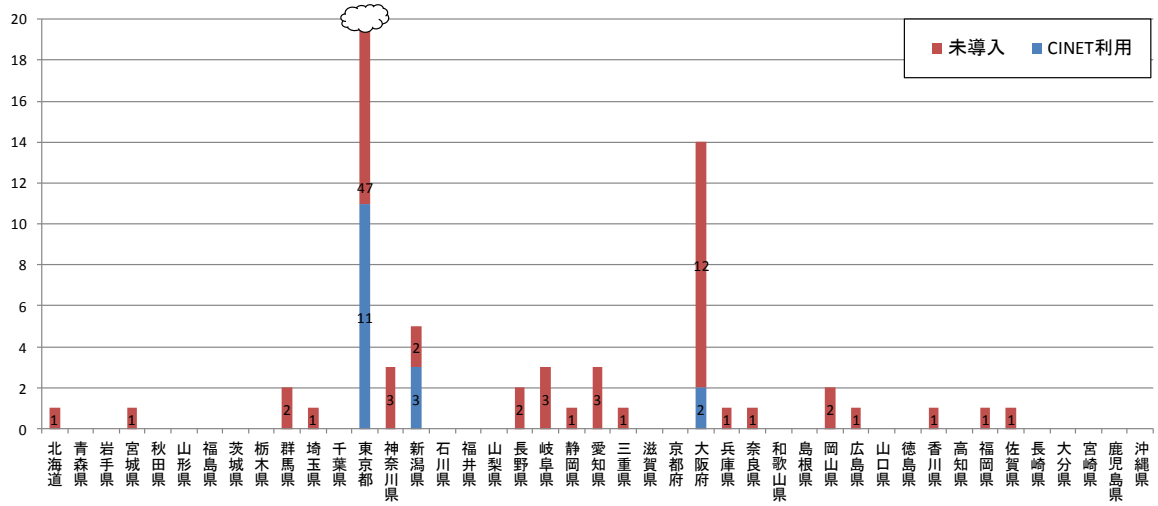

※　東京：未導入 47 社　導入 11 社　　大阪：未導入 12 社　導入 2 社

図 8　完工高 300 億円以上の企業の CI-NET の利用状況

(4)　導入企業売上高（日建連加盟企業）

	日建連加盟企業 ①	CI-NET 利用 [3] ②	割合(%) ②／①
企業数	140 社 [1]	17 社	12%
売上高	149,012 億円 [2]	49,188 億円	33%

1：「日建連事業報告」（平成 26 年度）
2：日刊建設工業新聞で掲載された企業の売上高　＋　掲載されていなかった企業は会社概要等を調査
3：日建連加盟企業のうち、CI-NET を利用するゼネコンおよびその他企業数（（一財）建設業振興基金　調べ）

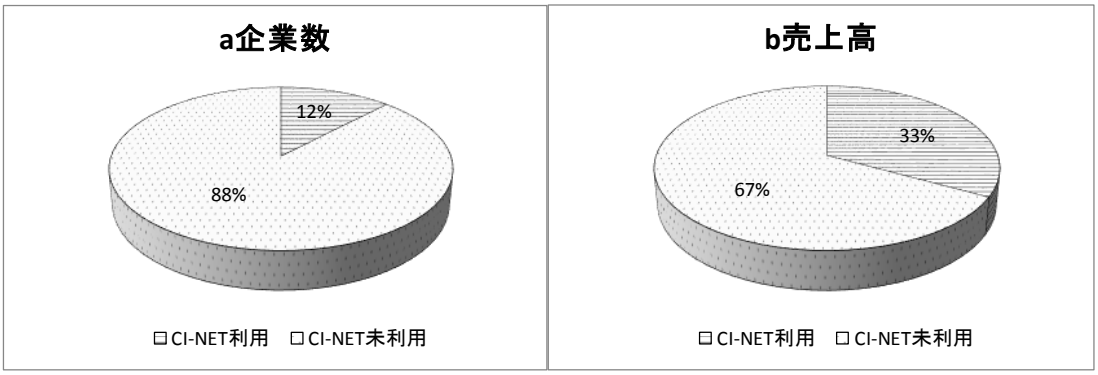

図 9　日建連加盟企業の CI-NET 利用状況（左：企業数、右：売上高）

(3) 第 3 次 3 ヵ年活動計画（平成 29～31 年度）の検討スケジュール

利用企業拡大に向けた普及活動の実施と導入支援

活動内容	実施計画		
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1) 建設業関係団体等との連携による普及拡大	→	→	→
① 普及拡大に向けた各建設業関係団体との意見交換の実施	○意見交換会の実施	○意見交換会の実施	○意見交換会の実施
② 首都圏を中心とした中堅ゼネコンおよび各地域の有力ゼネコンに対するセミナー開催等の積極的な普及活動	○中堅・有力ゼネコンへの展開方策の検討	○中堅・有力ゼネコンへの普及展開	○中堅・有力ゼネコンへの普及展開
2) CI-NET 対応ベンダー等との連携強化	→	→	→
① CI-NET 対応ベンダーと業務パッケージベンダーへの普及活動支援および情報共有のための関係構築（意見交換、情報提供）	○意見交換、情報提供の実施	○普及展開活動への反映	○普及展開活動への反映
3) 電子商取引説明会の立案、開催	→	→	→
① 説明会の立案にあたって、導入阻害要因を分析、整理し、テーマを絞った説明会を実施	○テーマの企画、説明会の実施	○テーマの企画、説明会の実施	○テーマの企画、説明会の実施
② 発注側企業に加えて受注側企業（協力会社）の事例を紹介	○説明会用の事例収集、依頼	○説明会用の事例収集、依頼	○説明会用の事例収集、依頼
4) 勉強会、個別支援等の支援活動	→	→	→
① 説明会の参加企業に対して、積極的にアフターフォロー（事後ヒアリング、意見交換）を実施し、勉強会、個別支援へ誘導	○事後ヒアリング、意見交換の実施	○事後ヒアリング、意見交換の実施	○事後ヒアリング、意見交換の実施
② 完工高 300 億円以上の発注側企業に向けたアプローチを実施	○企業分析の実施、優先順位の整理	○アプローチの実施（優先度高～中）	○アプローチの実施（優先度中～低）
③ ゼネコン以外の発注側企業（専門工事業等）に対する普及活動の実施	○ゼネコン以外の発注側企業への展開方策の検討	○ゼネコン以外の発注側企業への普及展開	○ゼネコン以外の発注側企業への普及展開
5) 普及ツールの更新、作成	→	→	→
① 既存の PR 資料の改訂および導入事例の収集、CI-NET 導入に係る業務方法等の推奨案の作成を行い、提供資料を充実	○資料作成	○資料作成	○資料作成
② CI-NET 広報コンテンツの整理、公表およびホームページのメンテナンスを実施	○適宜実施	○適宜実施	○適宜実施
③ これまでの普及ツールに加えて、新たな普及ツール（広報用ポスター、チラシ等）の作成および広報媒体の活用	○新たな普及ツールの検討、作成	○普及ツールの展開	
6) CI-NET 推進協力者（国土交通省および各地方整備局等）との連携	→	→	→
① これまでに引き続き、国土交通省および各地方整備局等と連携して普及活動を実施	○適宜実施	○適宜実施	○適宜実施

利用環境の整備・機能強化

活動内容	実施計画		
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1) CI-NET 利用に関連する法令や施策への対応			
① 電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）への対応等、コンプライアンス強化のための対応策の立案と普及展開を実施	○実態調査	○展開方策の検討	○運用・展開
2) CI-NET LiteS の機能向上の検討			
① 標準ビジネスプロトコルと CI-NET LiteS 実装規約の整合化および次期 CI-NET LiteS 実装規約バージョンに向けた検討	○CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 と CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 におけるデータ項目定義およびメッセージ間の整合化等検討 ○新旧メッセージの共存運用ルール策定 ○既存取引データへの影響調査	○実証実験等による確認	○整合化等に係るデータ項目定義およびメッセージの改訂案へのフィードバック ○データ項目定義およびメッセージ改訂の確定、公表
② 基本契約メッセージ（新規）の仕様を検討	○メッセージ（新規）の策定	○メッセージ（新規）の策定 ○実証実験等による確認	○基本契約メッセージ（新規）の改訂 ○基本契約メッセージ（新規）の確定、公表
③ 通信手段の多様化への対応策を検討	○規約および運用の検討		
3) 既導入企業の利用範囲拡大のための取り組み			
① 中堅ゼネコンをはじめとする既導入企業との意見交換による課題の抽出および対応策検討	○意見交換の実施	○意見交換の実施	○意見交換の実施
② 利用企業への効果的な支援および情報提供の実施		○支援方法検討	○支援・情報提供の実施
4) CI-NET の利用状況の把握			
① CI-NET 利用企業に対する利用実態調査の実施	○実態調査（継続）	○とりまとめ	○展開方策の検討、実施
5) 法人番号導入に伴う対応策の検討			
① 「法人番号」等を用いた企業識別方法の多様化に向けた検討	○問題点の調査、抽出	○展開方策の検討	○運用・展開

CI-NET 導入による新たな付加価値の創出

活動内容	実施計画		
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1）建設業以外での取り組み状況を踏まえた普及拡大活動の実施	→	→	→
① 流通分野（卸・メーカーの流通 BMS 協議会）の展開方法等、建設分野以外の取組事例等を参考に普及拡大方策を検討	○実態調査	○展開方策の検討	
2）公共工事の契約、発注方法との連携の検討	→	→	→
① 四府省（国土交通省、農林水産省、防衛省、内閣府（沖縄総合事務局））が導入を予定している電子契約システムとの連携の検討	○動向調査	○展開方策の検討	
② 地方自治体発注を含む官庁発注工事における優遇措置の検討	○実態調査	○展開方策の検討	
3）民間発注者の CI-NET 利用に向けた検討	→	→	→
① メーカーやデベロッパー等民間発注者の契約形態を把握し、CI-NET 利用に向けて検討	○実態調査	○展開方策の検討	

(4) 第３次３ヵ年活動計画（平成 29～31 年度）に係るパンフレット

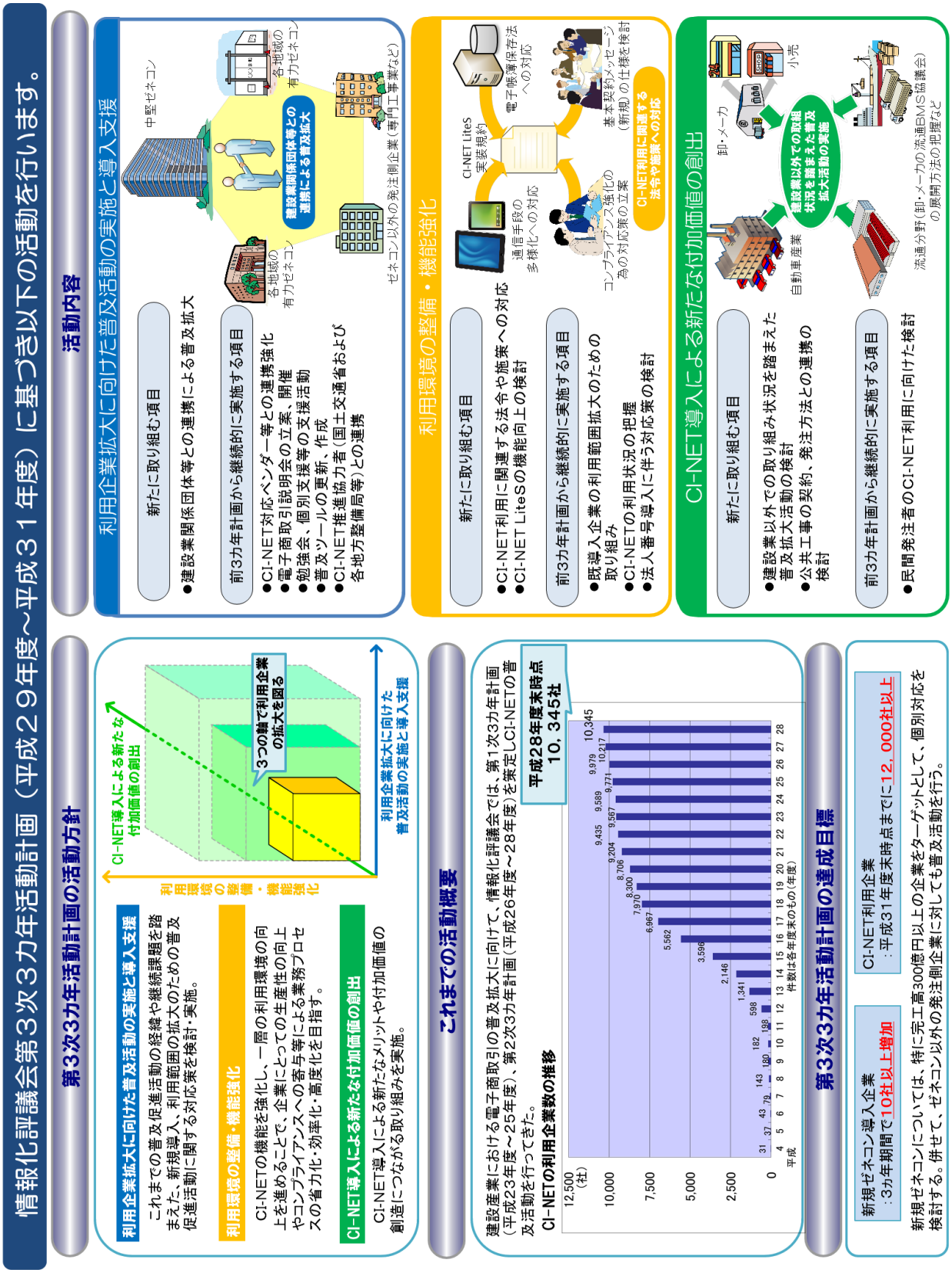

この報告書は、一般財団法人 建設業振興基金が刊行し、情報化評議会 会員のみに限定して配布するものである。

平成28年度　一般財団法人建設業振興基金　情報化評議会 活動報告書

【禁無断転載】

平成 29 年 3 月　発行

発行者　　一般財団法人　建設業振興基金

〒105-0001　東京都港区虎ノ門 4-2-12
虎ノ門 4 丁目MTビル 2 号館
TEL　　: 03-5473-4573
FAX　　: 03-5473-4580
E-mail　: ci-net@kensetsu-kikin.or.jp
URL　　: http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/